

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月25日
【計算期間】	第12期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
【ファンド名】	HKエレクトリック・インベストメンツ （HK Electric Investments）
【発行者名】	HKエレクトリック・インベストメンツ・マネジャー・リミテッド （HK Electric Investments Manager Limited）
【代表者の役職氏名】	執行取締役 チャン・ロイ・シュン （CHAN Loi Shun, Executive Director）
【本店の所在の場所】	香港、44 ケネディ・ロード （44 Kennedy Road, Hong Kong）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 水越 恭平
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 嶋岡 千尋
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7000
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

（注1） 別段の記載がなされている場合を除き、本書に記載の「香港ドル」は、香港の法定通貨である香港ドルを指す。日本円への換算は、別段の記載がなされている場合を除き、株式会社三菱UFJ銀行が公表した2026年3月31日現在における対顧客電信直物売買相場の仲値である1.00香港ドル=20.40円の換算率で行われている。

（注2） 本書記載の一定の金額及び百分率の数値は、端数の調整がなされている。したがって、一部の表記載の合計値が、各項目の数値の単純合計とは異なる場合がある。

定義語

本書において、別段の定義がされていない用語の定義は、本「定義語」の記載に従う。

用 語	定 義
「承認事業」	<p>： 本信託証書に記載された本トラストの承認された事業。すなわち、</p> <p>（ a ） HKエレクトリック・インベストメンツ社に対する投資（HKエレクトリック・インベストメンツ社の有価証券及びその他の持分に対する投資を含むが、これらに限定されない。）</p> <p>（ b ） 本信託証書に基づく本トラスティ・マネジャーの権限及び権利の行使、並びにその義務及び債務の履行</p> <p>（ c ） 上記（ a ）及び/又は（ b ）に記載される活動のために又はそれに関連して必要であるか又は望ましいあらゆる事項又は活動</p>
「本取締役会」	<p>： 本トラスティ・マネジャー取締役会及びHKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会</p>
「営業日」	<p>： 香港において銀行が一般的に通常の銀行業務を行っている日（土曜日、日曜日又は祝日を除く。）</p>
「CCASS」	<p>： HKSCCにより設立・運営される中央清算決済システム（Central Clearing and Settlement System）</p>
「CCASS口座」	<p>： CCASSにおいてCCASS参加者により維持される証券口座</p>
「CCASS決済参加者」	<p>： CCASSに直接決済参加者又は一般決済参加者として参加することを認められた者</p>
「CCASS参加カストディアン」	<p>： CCASSにカストディアンとして参加することを認められた者</p>
「CCASS参加投資家」	<p>： CCASSに投資家として参加することを認められた者。個人若しくは共同個人又は法人であってもよい。</p>
「CCASS参加者」	<p>： CCASS決済参加者、CCASS参加カストディアン又はCCASS参加投資家</p>
「CCASS要件」	<p>： CCASSの一般規則、CCASS業務手続書並びにCCASSのその他の規則、手続及び/又は要件</p>
「CKハチソン社」	<p>： ケイマン諸島において有限責任の特例会社として設立された会社であるCKハチソン・ホールディングス・リミテッド（CK Hutchison Holdings Limited）。同社の株式は香港証券取引所のメインボードに上場されている（証券コード：1）。</p>
「CKI社」	<p>： 英領パミュダ諸島において設立された有限責任会社であるCKインフラストラクチャー・ホールディングス・リミテッド（CK Infrastructure Holdings Limited）。同社の株式は香港証券取引所のメインボードに上場されており（証券コード：1038）、ロンドン証券取引所の主要市場にも上場されている（ティックャーシンボル：CKI）。</p>
「CLPホールディングス社」	<p>： 香港において設立された有限責任会社であるCLPホールディングス・リミテッド（CLP Holdings Limited）。同社の株式は香港証券取引所のメインボードに上場されている（証券コード：2）。同社は、独立した第三者に該当する。</p>
「CLPパワー社」	<p>： 香港において設立された有限責任会社であるCLPパワー・ホンコン・リミテッド（CLP Power Hong Kong Limited）。同社は、CLPホールディングス社の完全子会社である。同社は、独立した第三者に該当する。</p>

- 「香港会社条例」 : 会社条例(香港法第622章)(その時々における改正又は補足を含む。)
- 「HKエレクトリック・インベストメンツ社」 : 2013年9月23日にケイマン諸島において有限責任の特例会社として設立された会社であるHKエレクトリック・インベストメンツ・リミテッド(HK Electric Investments Limited)
- 「HKエレクトリック・インベストメンツ社監査委員会」 : HKエレクトリック・インベストメンツ社の監査委員会
- 「HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会」 : HKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役会
- 「HKエレクトリック・インベストメンツ社附属定款」 : 2014年1月1日に採択したHKエレクトリック・インベストメンツ社の変更及び書換済附属定款(その時々における変更を含む。)
- 「コーポレート・ガバナンス規則」 : 香港上場規則別紙C1に規定されるコーポレート・ガバナンス規則
- 「本開発計画」 : 本電力供給契約に基づきHEC社が作成した、本グループの電力供給システムの提供及び今後の拡大に関する開発計画
- 「分配」 : 所得又は資本の性質を問わず、利益、所得又はその他の支払い若しくは収益の分配
- 「本電力事業」 : 本グループが実施する香港における発電、送電、配電及び供給の事業
- 「交換権」 : 発行済本株式ステーブル受益証券の全てを、本株式ステーブル受益証券の構成要素である本受益証券に紐付けされた本トラスティ・マネジャーが保有する本普通株式と交換することを要求する本信託証書に基づく本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者の権利。当該権利は、本受益証券の名簿上の保有者の特別決議を可決することにより行使することができる。交換権が行使された場合には、本信託証書は終了し、本受益証券及び本優先株式は本普通株式と交換された後消却され、本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者であった者は、上場され、香港証券取引所の事前承認を条件として取引可能な本普通株式の保有者になる。
- 「本受益証券の名簿上の保有者の特別決議」 : 本信託証書に基づき適式に招集及び開催された本受益証券の名簿上の保有者の総会において提案され、投じられた賛成票及び反対票の合計の75%以上の多数票により特別決議として可決された決議
- 「電力事業関連の固定資産」 : 土地、建物、工場、設備及び資産計上した改修・改良工事に対するHEC社による電力事業関連の投資であり、本電力供給契約に定める会計方針に反しない限りにおいて、建設中の資産、売掛金、輸送中の物品及び未使用設備が含まれる。
- 「会計年度」 : 12月31日に終了した、又は終了する会計年度
- 「本グループ」 : HKエレクトリック・インベストメンツ社及びその子会社群
- 「本グループ分配可能利益」 : 該当する会計年度又は分配期間における、本信託証書に定める調整後の本株式ステーブル受益証券保有者に帰属する監査済連結純利益
- 「HEC社」 : 1889年1月24日に香港において設立された有限責任会社であるザ・ホンコン・エレクトリック・カンパニー・リミテッド(The Hongkong Electric Company, Limited)。同社は、HKエレクトリック・インベストメンツ社の間接完全子会社である。

- 「香港財務報告基準等」 : 香港公認会計士協会(The Hong Kong Institute of Certified Public Accountants)により公表され適用されている個々の香港財務報告基準、香港会計基準及びそれらの解釈の総称
- 「HKSCC」 : 香港エクスチェンジャーズ・アンド・クリアリング・リミテッド(Hong Kong Exchanges and Clearing Limited)の完全子会社である香港セキュリティーズ・クリアリング・カンパニー・リミテッド(Hong Kong Securities Clearing Company Limited)
- 「HKSCCノミニーズ」 : CCASSの運営者であるHKSCC(又はその承継人)のノミニーとしての資格において行為する、HKSCCの完全子会社であるHKSCCノミニーズ・リミテッド(HKSCC Nominees Limited)又はその承継人、後任若しくは譲受人をいう。
- 「本株式ステーブル受益証券保有者」 : 本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社により発行された本株式ステーブル受益証券を保有する者
- 「香港」 : 中国の香港特別行政区
- 「香港政府」 : 香港の政府
- 「香港株主名簿」 : HKエレクトリック・インベストメンツ社附属定款及び本信託証書に基づき香港においてHKエレクトリック・インベストメンツ社により作成・備置されたHKエレクトリック・インベストメンツ社の支店株主名簿
- 「独立した第三者」 : 本トラスト、本トラスティ・マネジャー、HKエレクトリック・インベストメンツ社、それらの子会社又は関連会社の取締役、チーフ・エグゼクティブ又はそれらの受益証券若しくは株式の大量保有者と(香港上場規則における定義における)関係を有しない者
- 「本株式ステーブル受益証券の名簿上の共同保有者」 : 本株式ステーブル受益証券の共同保有者として本株式ステーブル受益証券登録簿にその時点で記載されている者
- 「本受益証券の名簿上の共同保有者」 : 本受益証券の共同保有者として本受益証券登録簿にその時点で記載されている者
- 「ラマ発電所」 : 香港、ラマ島、ポロ・ツイにある本グループの発電所で、ラマ風力発電所を含む。
- 「ラマ風力発電所」 : 香港、ラマ島北部、タイリンにある本グループの風力発電所
- 「紐付けされた」 : 各本受益証券を、(本トラストのトラスティ・マネジャーとしての資格における)本トラスティ・マネジャーが保有する具体的に特定された本普通株式と組み合わせ、紐付けること。その結果、本信託証書に基づき、本受益証券の名簿上の保有者は、具体的に特定された本普通株式の実質的持分を有し、本受益証券が譲渡される場合には、本普通株式の実質的持分も譲渡されることになる。「紐付け」も同様に解釈されるものとする。
- 「上場日」 : 2014年1月29日。同日に、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社により共同で発行された本株式ステーブル受益証券が香港証券取引所のメインボードに上場された。
- 「香港上場規則」 : 香港証券取引所における香港上場規則(その時々における改正を含む。)
- 「本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者の総会」 : 本信託証書第4.7条(b)項に定める本受益証券の名簿上の保有者及び本株主の合同総会
- 「モデル規約」 : 香港上場規則別紙C3に規定される上場会社の取締役による証券取引に関するモデル規約

- 「**本受益証券の名簿上の保有者の普通決議**」 : 本信託証書に基づき適式に招集及び開催された本受益証券の名簿上の保有者の総会において提案され、投じられた賛成票及び反対票合計の50%超の多数票により普通決議として可決された決議
- 「**本普通株式**」 : HKエレクトリック・インベストメンツ社附属定款に定められた権利が付された1株当たり額面金額0.0005香港ドルのHKエレクトリック・インベストメンツ社の株式資本における普通株式
- 「**認可報酬**」 : 電力事業関連の業務に関する本電力供給契約における各年度のHEC社の認可報酬
- 「**PAH社**」 : 香港において設立された有限責任会社であるパワー・アセット・ホールディングス・リミテッド(Power Assets Holdings Limited)。同社の株式は香港証券取引所のメインボードに上場されている(証券コード:6)。
- 「**PAHグループ**」 : PAH社及びその子会社群、合併会社及び関連会社(本トラスト・グループを除く。)
- 「**本優先株主**」 : 本優先株式の保有者として主要な本株主名簿又は香港株主名簿に該当する時点で記載された者
- 「**本優先株式**」 : HKエレクトリック・インベストメンツ社附属定款に定められた権利が付された1株当たり額面金額0.0005香港ドルのHKエレクトリック・インベストメンツ社の株式資本における優先株式
- 「**主要な本株主名簿**」 : ケイマン諸島において備え置かれるHKエレクトリック・インベストメンツ社の主要な株主名簿
- 「**電気料金減額準備金**」 : 本電力供給契約に基づき設定された口座であり、各年度の電気料金安定化基金の期首及び期末の平均残高を香港銀行間取引金利(HIBOR)1ヵ月物の平均(年率)で乗じた金額に相当する金額の年度毎の支払いに関係するものである。
- 「**基準日**」 : 分配を受領し、及び/又は本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者の総会若しくは本受益証券の名簿上の保有者の総会の開催の通知を受領し、かかる総会に出席し、議決することができる者として本受益証券の名簿上の保有者を特定することを目的として、本トラスティ・マネジャーにより決定される、特定の日又は複数の日
- 「**実質的持分登録簿**」 : (本トラストのトラスティ・マネジャーとしての資格における)本トラスティ・マネジャーの名義で主要な本株主名簿に記載された本普通株式の実質的持分の登録簿であり、本信託証書に基づき本トラスティ・マネジャー又は本トラスティ・マネジャーにより指名された登録機関による作成・備置が要請される。
- 「**本株主名簿**」 : HKエレクトリック・インベストメンツ社の主要な本株主名簿、香港株主名簿及びその他の支店株主名簿
- 「**本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者**」 : 本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者として本株式ステーブル受益証券登録簿に該当する時点で記載された者を意味し、かつ、本株式ステーブル受益証券の名簿上の共同保有者として記載された者を含む。これに類似する用語は、同様の意味に解されるものとする。疑義を避けるために付言すると、「**本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者**」及び「**本株式ステーブル受益証券の名簿上の共同保有者**」にCCASS参加者は含まない。

- 「本受益証券の名簿上の保有者」 : 本受益証券の保有者として本受益証券登録簿に該当する時点で記載された者を意味し、かつ、本受益証券の名簿上の共同保有者として記載された者を含む。これに類似する用語は、同様の意味に解されるものとする。
- 「本登録簿」 : 本株式ステーブル受益証券登録簿、本受益証券登録簿、主要な本株主名簿、香港株主名簿及び実質的持分登録簿
- 「登録機関」 : 本株式ステーブル受益証券登録簿、本受益証券登録簿、実質的持分登録簿、主要な本株主名簿及び香港株主名簿等を備置するために本トラスティ・マネジャー及び/又はHKエレクトリック・インベストメンツ社により随時任命される者をいう。
- 「本電力供給契約」 : HEC社に係る電力供給体制について定める契約(その時々における変更を含む。)。同契約は、香港における本グループによる発電、送電、配電及び供給を規制している。詳細は、後記「第一部 ファンド情報 - 第3 ファンドの経理状況 - 3 その他 - HEC社 直近10年間の電力供給報告書」を参照のこと。また、同契約の写しは、香港政府環境及び生態局(Environment and Ecology Bureau)のウェブサイト(www.eeb.gov.hk)及びHKエレクトリック・インベストメンツ社のウェブサイト(www.hkei.hk)で入手可能である。
- 「香港証券先物委員会」 : 香港の証券先物委員会(Securities and Futures Commission)
- 「香港証券先物条例」 : 証券先物条例(香港法第571章)(その時々における改正を含む。)
- 「本株式ステーブル受益証券」 : 本トラスティ及びHKエレクトリック・インベストメンツ社により共同で発行された本株式ステーブル受益証券をいう。各本株式ステーブル受益証券は、以下の証券又は証券の持分の組み合わせである。本信託証書の規定に従い、いずれも一体としてのみ取引することができ、個別に又は他と分離して取引することはできない。
- (a) 本受益証券
- (b) 本受益証券に紐付けされ、かつ、(本トラスティのトラスティ・マネジャーとしての資格において)法的所有者としての本トラスティ・マネジャーが保有する具体的に特定された本普通株式の実質的持分
- (c) 本受益証券と一体化された具体的に特定された本優先株式
- 「本株式ステーブル受益証券登録簿」 : 本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者の登録簿
- 「本株主」 : 主要な本株主名簿又は香港株主名簿に本普通株式の株主及び/又は本優先株式の株主として該当する時点で記載されている者
- 「本株式」 : 本普通株式及び本優先株式の総称又はその一方
- 「一体化された」 : 各本受益証券を具体的に特定された本優先株式に結びつける方法。その結果、本信託証書に基づき、前者は後者と別個に取引することができなくなる。「一体化」は同様に解釈されるものとする。
- 「香港証券取引所」 : 香港証券取引所(The Stock Exchange of Hong Kong Limited)又は文脈により香港証券取引所の持株会社である香港エクスチェンジャーズ・アンド・クリアリング・リミテッド(Hong Kong Exchanges and Clearing Limited)
- 「本株式ステーブル受益証券大量保有者」 : 発行済本株式ステーブル受益証券の10%以上を保有する者
- 「電気料金安定化基金」 : 電気料金の調整状況の改善を目的とした資金を蓄積・提供するために、本電力供給契約に基づき設立された基金

- 「本トラスト」 : 香港法に基づき、本信託証書により設定されたHKエレクトリック・インベストメンツ(HK Electric Investments)
- 「本信託証書」 : 本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社間で締結された本トラストを設定する2014年1月1日付の信託証書(2020年5月13日付及び2024年5月22日付の2通の変更証書による変更を含む。)
- 「本トラスト分配可能利益」 : 本トラスティ・マネジャーが本普通株式に関してHKエレクトリック・インベストメンツ社から受領した配当金、分配金及びその他の金額から、本信託証書に基づき控除又は支払いを行うことが認められている全ての金額(本トラストの営業費用等)の控除を行った金額
- 「本トラスト・グループ」 : 本トラスト及び本グループの総称
- 「本信託財産」 : 本信託証書に基づき本受益証券の名簿上の保有者のための信託財産として保有される以下を含む種類を問わない全ての財産及び権利
- (a) 本トラストが取得したHKエレクトリック・インベストメンツ社の証券その他の権利及び持分
- (b) 本トラストに対する拠出金及び本受益証券の発行に関する引受金
- (c) (本トラストのトラスティ・マネジャーとしての資格における)本トラスティ・マネジャーにより及びそれを代理して締結された承認事業に関する契約又は取決に関する権利
- (d) 上記(a)から(c)記載の証券、金銭その他の権利及び持分から生じた利益、利子、収入及び財産
- 「本トラスティ・マネジャー」 : (本トラストのトラスティ・マネジャーとしての資格における)HKエレクトリック・インベストメンツ・マネジャー・リミテッド(HK Electric Investments Manager Limited)。同社は、2013年9月25日に香港において設立された有限責任会社であり、PAH社の間接完全子会社である。
- 「本トラスティ・マネジャー監査委員会」 : 本トラスティ・マネジャーの監査委員会
- 「本トラスティ・マネジャー取締役会」 : 本トラスティ・マネジャーの取締役会
- 「香港受託者条例」 : 受託者条例(香港法第29章)(その時々における改正又は補足を含む。)
- 「本受益証券」 : 本トラストの不可分の持分。本受益証券は、本信託証書において、本受益証券により付与される旨記載された権利を(本受益証券独自の権利が本株式ステーブル受益証券の構成要素としての権利かを問わず)付与する。
- 「本受益証券保有者」 : (a) 本受益証券登録簿に本受益証券の保有者として記載された者。疑義を避けるために付言すると、本株式ステーブル受益証券の構成要素としての本受益証券を保有し、本株式ステーブル受益証券登録簿に本株式ステーブル受益証券(当該本受益証券を含む。)の保有者として記載された者を含む。
- (b) 本受益証券の名簿上の保有者がHKSCCノミニーズである場合には、文脈上許容される限り、そのCCASS口座にHKSCCノミニーズの名義で記載された本受益証券が預託されたCCASS参加者も含むものとする。疑義を避けるために付言すると、「本受益証券の名簿上の保有者」及び「本受益証券の名簿上の共同保有者」にCCASS参加者は含まない。

- 「本受益証券登録簿」 : 本受益証券の名簿上の保有者の登録簿であり、本信託証書に基づき本トラスティ・マネジャー又は本トラスティ・マネジャーにより指名された登録機関による作成・備置が要請される。
- 「米国」 : アメリカ合衆国、その準州及び自治領、アメリカ合衆国のいずれかの州並びにコロンビア特別区
- 「米ドル」 : 米国の法定通貨である米ドル

本書において、文脈上別の解釈を必要とする場合を除き、「関係者/関連会社」、「関連当事者」、「関連取引」、「支配株主」及び「子会社」とは、香港上場規則((本トラストのトラスティ・マネジャーとしての資格における) 本トラスティ・マネジャー、HKエレクトリック・インベストメンツ社及び香港証券取引所間で締結した上場契約による修正を含む。) においてそれらの用語に与えられる意味を有する。同上場契約により、「関連当事者」の定義を拡大し、本トラスティ・マネジャー、その取締役及び支配株主、並びにそれぞれの関係者/関連会社も対象にする等、香港上場規則に修正がなされている。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

本トラストの性格並びにHKエレクトリック・インベストメンツ社及び本トラストティ・マネジャーの主たる活動

本トラストは、単一の投資信託（固定型）であり、その活動は、HKエレクトリック・インベストメンツ社の有価証券及びその他の持分に対する投資に限定されている。

HKエレクトリック・インベストメンツ社的主たる活動は投資保有であり、本グループの主たる活動は、香港島及びビラマ島における発電及び電力供給である。HKエレクトリック・インベストメンツ社の子会社の詳細は、後記「第3 ファンドの経理状況 - 1 財務諸表 - (1) 貸借対照表 - 本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の財務諸表に対する注記」の注記18に記載されている。

本トラストティ・マネジャーはPAH社の間接完全子会社であり、本トラストの管理という特定のかつ限定的な役割を有しており、本トラスト・グループが管理する事業の運営に積極的に携わっていない。

本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の目的

本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の目的は、(a) 本信託証書及びHKエレクトリック・インベストメンツ社附属定款に記載された各自の分配方針に関する明確に表明された意図をもって、本株式ステープル受益証券保有者への分配金の支払いに重点的に取り組むこと、及び(b) 本株式ステープル受益証券保有者に対し、分配金の持続的長期的増額の可能性をもって、安定した分配を行うことである。

業界及び競争

現在、香港の電力供給事業者は本グループとCLPパワー社の2社のみである。両社が香港政府と個別に締結した電力供給体制に関する契約は本グループ又はCLPパワー社の事業活動の許諾区域を定めていないが、本グループは実際のところ、香港島及びビラマ島の需要家に電力を供給する唯一の会社であり、CLPパワー社は、九龍、新界、ランタオ島及びその他の大半の周辺の島々の需要家に電力を供給する唯一の会社である。

香港の電力市場に競争を持ち込むのを困難にしている地域固有の要因は多数ある。例えば、発展した市場内に需要家基盤が確立されていること、地域原産の燃料供給が得られないこと、新たな電力会社設立を支援するための適切な土地が香港に不足していること、高度に都市化され過密していて、既存の地下設備が存在する都市に新たな送配電網を構築するのが困難であること、さらに、小売競争に参加するために競争力のある効率的な需要家サービスインフラを建設するには相当な先行投資が必要であることが挙げられる。

本トラスト・グループ及び本株式ステーブル受益証券の構造

本トラストは、本トラスティ・マネジャーにより管理されており、香港の法律に基づき2014年1月1日付で本信託証書により設定されたものである。本トラスティ・マネジャーは、本トラストのトラスティ・マネジャーとして、本普通株式に係る法律上の持分とともに、本株式ステーブル受益証券の構成要素となる当該本普通株式に係る実質的持分を有する。それぞれの本株式ステーブル受益証券は、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社が共同で発行するものであり、（a）本受益証券、（b）本受益証券に紐付けされ、かつ、（本トラストのトラスティ・マネジャーとしての資格において）本トラスティ・マネジャーが法的所有者として保有する具体的に特定された本普通株式の実質的持分、並びに（c）本受益証券と一体化された具体的に特定された本優先株式を統合したものである。

本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、いずれも香港証券取引所のメインボードに上場されており、香港上場規則の規定の適用を受ける。本信託証書に基づき、本トラスティ・マネジャーは、本トラストに適用される香港上場規則及びその他の関連法令を本トラストが遵守することに責任を負い、HKエレクトリック・インベストメンツ社は、同社に適用される香港上場規則及びその他の関連法令を同社が遵守することに責任を負い、かつ本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、各当事者が香港上場規則の義務を確実に遵守し、香港証券取引所に対する開示内容を調整するために相互に協力する。

「紐付け」の定義

全ての発行済本普通株式は、（本トラストのトラスティ・マネジャーとしての資格における）本トラスティ・マネジャーにより保有されなければならない。本トラスティ・マネジャーにより発行される各本受益証券は、本受益証券の譲渡をもって本普通株式の実質的持分の譲渡となるよう、本トラスティ・マネジャーが保有する具体的に特定された本普通株式と一致し、その具体的に特定された本普通株式の実質的持分を付与しなくてはならない。本信託証書では、この関係性を、各本受益証券が、本トラスティ・マネジャーが保有する具体的に特定された本普通株式に「紐付けされた」と定めている。

「一体化」の定義

本トラスティ・マネジャーにより発行される各本受益証券は、具体的に特定された本優先株式に付されるか又は「一体化された」とものでなければならず、また、いずれか一方のみで取引されることのないよう、かかる本優先株式は、法的及び実質的所有者としての本受益証券保有者により（本受益証券とともに）保有されるものとする。本信託証書では、この関係性を、各本受益証券が、具体的に特定された本優先株式に「一体化された」と定めている。

本受益証券、本普通株式及び本優先株式の数が等しいこと

本信託証書及びHKエレクトリック・インベストメンツ社附属定款に基づき、発行済本普通株式及び発行済本優先株式の数は、常に同じでなければならず、いずれも発行済本受益証券の口数と等しくなくてはならない。

本株式ステーブル受益証券構造を採用する理由

（a）本トラスト及び本受益証券

本トラスト及び本トラストによる投資家への本受益証券の発行に関する提案は、本グループ分配可能利益に基づく分配方針をより明確に唱え推進することができ、かつ専ら分配に注力し、その点において他の上場会社との差別化を図ろうとする本グループの意図を本グループがより明確に発信できる信託構造を導入するという商業上の目的を反映している。通常、信託における投資家は、信託財産に対する不可分の持分である受益証券に応募する。

（b）具体的に特定された本普通株式に係る実質的持分

本普通株式には、HKエレクトリック・インベストメンツ社による配当金及びその他の分配金に対する権利が付されている。本普通株式は、本トラストが本受益証券の名簿上の保有者からの委託によりHKエレクトリック・インベストメンツ社の株式を保有するための手段である。本普通株式は、HKエレクトリック・インベストメンツ社が清算される場合、又は（本トラストが解散させられる場合には、）解散に際して本優先株式が額面価格で償還される場合を除き、HKエレクトリック・インベストメンツ社に由来する経済上の持分の全てとなる。

各本普通株式を具体的に特定し、かつ本受益証券に紐付けさせることの根本的根拠は、紐付け規定により、基礎となる上場された本普通株式のデリバティブとして、本受益証券に対して香港証券先物条例（投資家保護に係る規定を含むが、それに限定されない。）が適用されることにある。

究極的には、紐付けに係る取決及び交換権は、本株式ステーブル受益証券に対する投資家が、本受益証券の名簿上の保有者による特別決議を可決することにより本トラストを解散させ、その保有する本株式ステーブル受益証券を上場会社（すなわちHKエレクトリック・インベストメンツ社）の基礎となる本普通株式と、1口当たり1株で交換することができるということを意味する。

（c）本優先株式

本優先株式は、HKエレクトリック・インベストメンツ社によるいかなる配当、分配又はその他の支払いに参加する権利も付与しない（HKエレクトリック・インベストメンツ社が清算される場合、又は（本トラストが解散させられる場合には、）解散に際して本優先株式が額面価格で償還される場合を除く。）。

本優先株式を本株式ステーブル受益証券の構成要素に含めること及び一体化構造を採用することの根本的根拠は、本株式ステーブル受益証券（ひいては本トラスト（本トラスティ・マネジャーを含む。）及びHKエレクトリック・インベストメンツ社）が、香港証券先物条例の全ての規定（投資家保護に係る規定を含むが、それに限定されない。）に服することを明らかにすることである。さもなくば、独立した本受益証券に対する香港証券先物条例の一定の規定の適用については、議論の余地があったであろう。

（d）本トラスティ・マネジャーの特定のかつ限定的な役割

本株式ステーブル受益証券に対する投資家が、香港における既存の法的枠組みのもと、香港証券取引所に上場された会社の株主に対するそれと同等の投資家保護を受けることができるよう取り計らうため、本トラスティ・マネジャーは、本トラストの管理という特定のかつ限定的な役割を有する。本トラスティ・マネジャーは、本電力事業の運営に積極的に関与することはなく、かかる本電力事業は、本グループにより所有及び運営されている。

本株式ステーブル受益証券構造を採用することの利点及び欠点

本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役は、本グループ分配可能利益及び本トラスト分配可能利益に基づく分配方針をより明確に唱え推進することができ、かつ専ら分配に注力し、その点において他の上場会社との差別化を図ろうとする本トラスト・グループの意図を本トラスト・グループがより明確に発信できる構造を、本トラストが提供するものと考えている。本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役はまた、全般的な取決（本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役として二重の役割の兼任、投資家に分配金が支払われるまでの分離口座に保有する金額に係る要件並びに分配方針に対するあらゆる将来の変更を発表及び説明する義務を含む。）により、上記の分配方針の導入にさらなる厳格性と規律が求められると考えている。

本株式ステーブル受益証券の構造を採用することの欠点には、下記が含まれる。

- (a) この上場構造は比較的新しい構造であり、香港市場において本株式ステーブル受益証券に類似したステーブル証券の上場及び販売を伴う取引は限られた数しかない。香港証券取引所に上場している会社の株主が享受しているそれと同等の投資家保護の利益を、本株式ステーブル受益証券保有者が享受することができるよう多大な努力が行われているものの、関連する投資家保護法が本株式ステーブル受益証券の構造にも同様に適用されると裁判所が解釈するという保証はない。
- (b) 主に本トラスト、HKエレクトリック・インベストメンツ社及び本トラスティ・マネジャーの財務諸表の作成及び公開の義務に起因して、本トラストに関して管理費が発生する。しかしながら、これらの追加的な管理費は、本トラスティ・マネジャーの役割が特定のかつ限定的であることに応じて高額ではない。
- (c) 本トラストは、一定の状況において解散する可能性がある。本トラストの解散に適用される手続は、後記「第2 管理及び運営 - 3 資産管理等の概要 - (5) その他 - ファンドの終了」に規定されている。要約すると、かかる解散時に本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者は、その保有する（本株式ステーブル受益証券の構成要素である）本受益証券に紐付けされた本普通株式の分配を現物で受ける権利を有する。

HKエレクトリック・インベストメンツ社

HKエレクトリック・インベストメンツ社は、2013年9月23日に特例有限責任会社としてケイマン諸島に設立された。HKエレクトリック・インベストメンツ社は、本電力事業の持株会社である。

HKエレクトリック・インベストメンツ社は、以下の2種類の株式を有する。

- (a) 本株主総会における議決権（本普通株式1株につき1個の議決権）並びにHKエレクトリック・インベストメンツ社からの配当及び分配を受ける権利が付された本普通株式。
- (b) 本株主総会における議決権（本優先株式1株につき1個の議決権）が付されるが、HKエレクトリック・インベストメンツ社の清算又は本トラストの解散による償還の場合を除きHKエレクトリック・インベストメンツ社からの配当、分配又はその他の支払いに対する権利が付されていない本優先株式。本優先株式に付された権利及び本株式ステーブル受益証券の構成要素として本優先株式を含める理由に関する詳細は、後記「本優先株式に付された権利」に記載されている。

本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役は、本グループが、香港における発電、送電、配電及び電力供給（本電力供給契約によって規律される。）のみに従事することを意図している。電力業界の発展に鑑みるに、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役は、HKエレクトリック・インベストメンツ社基本定款及び附属定款に記載するHKエレクトリック・インベストメンツ社の事業活動の範囲を、明示的に本電力事業に限定することは実践的であるとは考えておらず、また本株式ステーブル受益証券保有者の利益になるとも考えていない。したがって、HKエレクトリック・インベストメンツ社の基本定款及び附属定款は、（その有価証券を香港証券取引所に上場しているケイマン諸島で設立された会社においては慣例となっているため）HKエレクトリック・インベストメンツ社の事業範囲は限定されない旨規定している。かかる事情を鑑みるに、本株式ステーブル受益証券に対する投資家は、HKエレクトリック・インベストメンツ社の基本定款及び附属定款がHKエレクトリック・インベストメンツ社の事業範囲を本電力事業のみに限定していないこと及び（他の種類の事業が総じて本株式ステーブル受益証券保有者の利益となる場合には）当該異なる事業に従事する法的能力をHKエレクトリック・インベストメンツ社が有していることに留意するべきである。

本トラスト及び本トラスティ・マネジャー

概要

本トラストは単一の投資信託（固定型）である。これはすなわち、本トラストは、唯一の事業体（つまり、HKエレクトリック・インベストメンツ社）の有価証券及びその他の持分のみ投資することができること、並びに本トラストが本受益証券の名簿上の保有者に対し、本トラストが保有する具体的に特定可能な財産（本普通株式がこれにあたる。）に係る実質的持分を付与することを意味する。

本トラストは、本トラスティ・マネジャーとHKエレクトリック・インベストメンツ社との間で締結された香港法を準拠法とする信託証書に基づき設立された。本信託証書に基づき、本トラスティ・マネジャーは、本トラストの受託者及び管理者に選任された。本トラスティ・マネジャーは、本トラストの資産の法的所有権を有し、また、本信託証書に基づき、将来にわたりにかかる資産を本受益証券の名簿上の保有者の委託により保有する旨宣言した。

分離口座に保有される本信託財産

全ての本信託財産は、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の共同支配下にある分離口座において保有される。

活動範囲

本信託証書に記載されている本トラストの活動範囲は、原則として、HKエレクトリック・インベストメンツ社への投資に限定されており、本信託証書により付与される本トラスティ・マネジャーの権限及び権利もまた、それに応じて限定されている。

負債の無いこと

本信託証書に従い、本トラストは、負債を負うことを認められていない。しかしながら、HKエレクトリック・インベストメンツ社又はそのいずれかの子会社が負債を負う能力に制限はない。

本トラスティ・マネジャー及びその特定の役割

本トラスティ・マネジャーは、2013年9月25日に香港会社条例に基づき香港において設立された。本トラスティ・マネジャーは、PAH社の間接完全子会社である。

本信託証書は、本トラスティ・マネジャーが、本トラストのトラスティ・マネジャーとして行為する限り、PAH社の完全子会社であり続けなければならない旨規定している。

本トラスティ・マネジャーは、本トラストの管理という特定のかつ限定的な役割を有する。本トラスティ・マネジャーは、本電力事業の運営に積極的に関与することはなく、かかる本電力事業は、本グループにより所有及び運営されている。

本トラスティ・マネジャーに支払われるべき手数料の無いこと

本トラストの管理に係る費用及び経費は、本信託財産から差し引くことができるが、その役割が特定的かつ限定的であることに応じて、本トラスティ・マネジャーは本トラストの管理に係る手数料を受領しない。

本トラスティ・マネジャーの解任及び代替

本信託証書は、本受益証券の名簿上の保有者による普通決議により本トラスティ・マネジャーを解任及び代替することができる旨規定している。本信託証書には、本トラスティ・マネジャーの退任、解任及び代替に関する詳細な規定が含まれる。

本トラスティ・マネジャー取締役会

本信託証書は、本トラスティ・マネジャーの取締役が、常にHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役を務める同一の個人により構成されることを定めている。また、いかなる者も、同時にHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役を兼任していない限り、本トラスティ・マネジャーの取締役を務めることができないこと、及びいかなる者も、同時に本トラスティ・マネジャーの取締役を兼任していない限り、HKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役を務めることができないことを定めている。

本信託証書に規定される本株式ステーブル受益証券構造の重要な特徴

本株式ステーブル受益証券構造の重要な特徴は、本信託証書に盛り込まれている。

本優先株式に付された権利

本優先株式は、HKエレクトリック・インベストメンツ社の清算又は本トラスットの解散による償還の場合を除き、HKエレクトリック・インベストメンツ社による一切の配当、分配又はその他の支払いに参加するいかなる権利も付与しない。

HKエレクトリック・インベストメンツ社が清算される場合には、本優先株式の名簿上の各保有者は、本株主に対する分配のために利用可能な資産の中から、本普通株式に関連して当該資産の何らかの分配が行われる前に、本優先株式1株当たり募集価格と同等の金額の支払いを受ける権利を有する。その後、かかる資産の残高は、本優先株式及び本普通株式の保有者の間で、同一の種類の株式であるかのごとく平等に、（その保有するそれぞれの本株式の数に比例する割合で）分配される。

本トラスットが解散する場合は、HKエレクトリック・インベストメンツ社は、本優先株式の額面価格と同額の償還価格にて各本優先株式を償還することを義務づけられる。

本受益証券に関して支払われる分配金及び分配方針

本トラスットが効力を生じている間、（本トラスットを代理する）本トラスティ・マネジャーは、本株式ステーブル受益証券保有者に対し、本グループに由来する全ての配当、分配及びHKエレクトリック・インベストメンツ社から本トラスティ・マネジャーが受領したその他の支払いを、本信託証書に基づき控除又は支払いが認められる額（本トラスットの運営費用等）を全て控除した後に分配する。本トラスット及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の分配方針の詳細は、後記「2 投資方針 - (4) 分配方針」に記載されている。

交換権

本信託証書は、本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者のために交換権を規定している。本受益証券の名簿上の保有者の特別決議により、本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者は、発行済本株式ステーブル受益証券の全て（一部は不可）を交換対象の本受益証券に紐付けされた本トラスティ・マネジャー保有の基礎となる本普通株式と（1口当たり1株で）交換することを要求できる。

交換権が行使された場合には、本トラスット及び本信託証書は終了し、本受益証券及び本優先株式は交換権の行使に基づき本トラスティ・マネジャーとの間で交換及び消却され、本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者であった者は、同数の上場本普通株式（香港証券取引所の事前の承認を条件に香港証券取引所において独立して取引される予定）の保有者になる。

本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者が臨時総会を招集し、交換権を行使するための決議案を提出する方法については、後記「第2 管理及び運営 - 4 受益者の権利等 - (1) 受益者の権利等 - 定足数及び議決」を参照のこと。

本受益証券、本普通株式、本優先株式及び実質的持分の関係に関する詳細

交換権が行使されるまでは、常に以下の状態を維持しなければならない。

- (a) 発行済本受益証券の口数は、発行済本普通株式の株式数に等しくなければならない(逆もまた同様とする。)
- (b) 発行済本受益証券の口数は、発行済本優先株式の株式数にも等しくなければならない(逆もまた同様とする。)
- (c) 発行済本普通株式の株式数は、発行済本優先株式の株式数と等しくなければならない(逆もまた同様とする。)

紐付けに係る取決

交換権が行使されるまでは、全ての発行済本普通株式は、(本トラストのトラスティ・マネジャーとしての資格における)本トラスティ・マネジャーの名義で主要な本株主名簿に記載されなければならない。本トラストが発行した又は発行する各本受益証券は、HKエレクトリック・インベストメンツ社により(本トラストのトラスティ・マネジャーとしての資格における)本トラスティ・マネジャーに対して発行された又は発行される具体的に特定された本普通株式と組み合わせられ、かつそれらに紐付けされなければならない。本トラスティ・マネジャーは、具体的に特定された同数の本普通株式が、関連する本受益証券の発行若しくは売却より前又はそれとほぼ同時にHKエレクトリック・インベストメンツ社により(本トラストのトラスティ・マネジャーとしての資格における)本トラスティ・マネジャーに対して発行されていない限り、いかなる者に対しても本受益証券を発行又は売却してはならない。HKエレクトリック・インベストメンツ社は、本普通株式が具体的に特定され、HKエレクトリック・インベストメンツ社により(本トラストのトラスティ・マネジャーとしての資格における)本トラスティ・マネジャーに対して発行され、かつ当該具体的に特定された本普通株式に関する同数の本受益証券が本トラスティ・マネジャーにより発行されたか、又は発行される予定でない限り、本普通株式を発行又は売却してはならない。

各本受益証券は、本信託証書の条件に従って、(本トラストのトラスティ・マネジャーとしての資格における)本トラスティ・マネジャーの名義で主要な本株主名簿に記載されている具体的に特定された本普通株式の実質的持分を本受益証券の名簿上の保有者に付与する。

本トラスティ・マネジャーは、本信託証書の条件(本信託財産からの一定の支払い及びその他の控除を許可する条件を含むが、これらに限定されない。)に従って、本トラスティ・マネジャーの名義で主要な本株主名簿に記載されている具体的に特定された本普通株式に関して実施されるあらゆる配当、分配及びその他の支払いの代金を、当該具体的に特定された本普通株式と組み合わせられ、かつそれに紐付けされた関連する本受益証券の名簿上の保有者に分配する。

各本株式ステーブル受益証券は、本信託証書に従い、関連する本株式ステーブル受益証券の構成要素である本受益証券と組み合わせられ、かつそれに紐付けされ、具体的に特定された本普通株式と交換することができる。

一体化に係る取決

各本受益証券が(本トラストのトラスティ・マネジャーとしての資格における)本トラスティ・マネジャー保有の具体的に特定された本普通株式と組み合わせられ、かつそれに紐付けされなければならないという上記の条件に加えて、以下の事項は、交換権が行使されるまでは、常に守られなければならない。

- (a) 本トラスティ・マネジャーが発行した又は発行する各本受益証券は、HKエレクトリック・インベストメンツ社により発行された又は発行される具体的に特定された本優先株式と一体化されなければならない。
- (b) 本トラスティ・マネジャーは、具体的に特定された同数の本優先株式がHKエレクトリック・インベストメンツ社により発行され、かかる本優先株式が、本受益証券が発行又は売却された者同一の者(及び本受益証券登録簿に登録された当該本受益証券の保有者と同一の者の名義で主要な本株主名簿又は主要な香港株主名簿に記載されている者)に対して本受益証券1口当たり具体的に特定された本優先株式1株の割合で、かつそれぞれが別個に取引することができないようにするために、具体的に特定された各本優先株式が本受益証券と一体化されることを前提として発行又は譲渡されない限り、いかなる者に対しても本受益証券を発行又は売却してはならない。

(c) HKエレクトリック・インベストメンツ社は、本優先株式が上記の通り本受益証券と一体化されない限り、本優先株式を発行又は売却してはならない。

本受益証券及び本普通株式の紐付けの継続、並びに本受益証券及び本優先株式の一体化の継続

本信託証書に基づき、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、交換権が行使されるまでは、(本トラストのトラスティ・マネジャーとしての資格における)本トラスティ・マネジャーの名義で主要な本株主名簿に登録された具体的に特定された本普通株式に各本受益証券を継続して紐付けさせておかなければならず、かつ、具体的に特定された本優先株式に各本受益証券を継続して一体化させておかなければならない。

本信託証書には、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社が、本受益証券と本普通株式とが紐付けされなくなる、若しくは本受益証券と本優先株式とが一体化されなくなる事となるような一切の行為を行い、又はこれらの関係を維持するのに必要とされる一切の行為を行わないことを禁じる規定が含まれている。

また、本信託証書には、本受益証券及び本株式が本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社によってのみ募集及び発行でき、またその保有者によってのみ、(個々の構成要素である本受益証券、本普通株式及び本優先株式の形ではなく)本株式ステーブル受益証券の形で譲渡することができる旨の詳細な規定が盛り込まれている。

本信託証書はまた、交換権の行使又は本トラストの解散による本優先株式の償還がなされるまでは、本受益証券の併合、分割、消却、買戻し又は償還に併せて、当該本受益証券に紐付けされた具体的に特定された発行済本普通株式及び当該本受益証券に一体化された具体的に特定された発行済本優先株式の両方の併合、分割、消却、買戻し又は償還を行うのでない限り、本トラスティ・マネジャーは、本受益証券の併合、分割、消却、買戻し又は償還を行ってはならない旨、またHKエレクトリック・インベストメンツ社は本株式の併合、分割、消却、買戻し又は償還を行ってはならない旨規定している。

管理会社及びファンドの関係法人の名称及びファンドの運営上の役割並びに契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
HKエレクトリック・インベストメンツ・マネジャー・リミテッド	本トラスティ・マネジャー	HKエレクトリック・インベストメンツ社との間で2014年1月1日に本信託証書(その時々における変更を含む。)を締結。本信託証書は、本トラストの設定、本信託財産の構成、本株式ステーブル受益証券の発行及び償還、並びに本トラストの終了等について規定している。
HKエレクトリック・インベストメンツ・リミテッド	本普通株式及び本優先株式の発行者	本トラスティ・マネジャーとの間で2014年1月1日に本信託証書(その時々における変更を含む。)を締結。本信託証書は、本トラストの設定、本信託財産の構成、本株式ステーブル受益証券の発行及び償還、並びに本トラストの終了等について規定している。

管理会社の概況

() 設立準拠法

本トラスティ・マネジャーであるHKエレクトリック・インベストメンツ・マネジャー・リミテッドは、2013年9月25日に香港会社条例に基づき香港において設立された。

() 資本金の額

2025年12月31日現在、発行済払込株式資本金は1.00香港ドルである。

() 会社の沿革

本トラスティ・マネジャーは、2013年9月25日に設立された。

本トラスティ・マネジャーは、PAH社の間接完全子会社である。本信託証書は、本トラスティ・マネジャーが、本トラストのトラスティ・マネジャーとして行為する限り、PAH社の完全子会社であり続けなければならない旨規定している。

() 事業の目的

本トラスティ・マネジャーは、本トラストの管理という特定のかつ限定的な役割を有する。本トラスティ・マネジャーは、本電力事業の運営に積極的に関与することはなく、かかる本電力事業は、本グループにより所有及び運営されている。

() 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	発行済株式数に対する 所有株式数の比率
シュア・グレード社	英領ヴァージン諸島、VG1110、トルトラ、ロード・タウン、ウィッカム・ケイ、ヴィストラ・コーポレート・サービス・センター (Vistra Corporate Services Centre, Wickhams Cay II, Road Town, Tortola, VG1110, British Virgin Islands)	1	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

本トラスト及び本株式ステーブル受益証券の香港における上場に関する準拠法令の一定の規定

以下は、本トラスト及び本株式ステーブル受益証券の香港における上場に関する準拠法令の一定の規定である。

本トラストは、本トラスティ・マネジャーとHKエレクトリック・インベストメンツ社との間で締結された2014年1月1日付の本信託証書により設立されたトラストであり、香港法に準拠している。トラストとしての本トラストの管理及び運営は、香港法（香港受託者条例（香港法第29章）並びにコモン・ロー及びエクイティの原則を含む。）に準拠している。

本株式ステーブル受益証券の香港証券取引所のメインボードへの上場は、香港証券先物条例及び香港上場規則により規制される。

香港証券先物条例

香港証券先物条例は、香港における証券先物市場を規制するものであり、2003年4月1日に施行された。

HKエレクトリック・インベストメンツ社及び本株式会社ステーブル受益証券に関連する香港証券先物条例の主要な規定には、香港証券先物条例第XIII部、第XIV部、第XIVA部及び第XV部が含まれる。香港証券先物条例第XIII部及び第XIV部には、本株式会社ステーブル受益証券を含む有価証券の取引における市場違法行為及び不法行為に関する規定が含まれる。禁止行為には、インサイダー取引及び虚偽取引、価格操作又は虚偽若しくは誤解を与え得る情報の開示による市場操作が含まれる。

香港証券先物委員会は、本株式会社ステーブル受益証券を含む有価証券の取引に関連して香港証券先物条例第XIII部が定める市場違法行為に従事したと疑われる者又は香港証券先物条例第XIV部が定める不法行為を犯したと疑われる者に対して、訴訟を提起する権限を有している。かかる訴訟は、香港証券先物条例第XIII部に基つき市場違法行為審判所において提起することができる。市場違法行為審判所が下すことのできる命令には、その者の取締役、清算人又は管財人としての職務資格を剥奪すること、その者が証券取引を行うことを禁ずること、違法行為により得た利益若しくは回避した損失以下の金額を香港政府に支払うよう命ずること、訴訟で被った費用に相当する金額を香港政府及び/又は香港証券先物委員会に支払うよう命ずること、並びにその構成員の一員としてその者に対して懲戒処分を下すことのできる機関に対して、その者に懲戒処分を下すよう勧告することが含まれる。香港証券先物条例第XIV部が定める不正行為については、香港特別行政政府高等法院において訴訟を提起することができる。香港証券先物条例第XIV部に定める不正行為で有罪となった者は刑事責任も問われ、有罪の判決を受けた際に課される可能性のある刑罰には最大10年間の懲役及び/又は最大10,000,000香港ドルの罰金が含まれる。

香港証券先物条例第XIVA部は、香港上場規則の一定の原則に法的裏付けを与える。かかる開示要件の違反に対しては、民事制裁が課される。香港証券先物条例第XIVA部に基つく規定は、一般的な上場会社である本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社に対して、内部情報の開示に係る一般的な義務を課している。香港証券先物条例第XIVA部は、特に、以下の事項を定めている。

- (a) 上場会社に関する「内部情報」とは、()上場会社、()上場会社の株主若しくは役員、又は()上場会社の上場証券若しくはそのデリバティブに係る特定の情報をいい、かつ当該会社の上場証券の取引を常習的に行う又は行う可能性がある者に公知の情報ではないが、かかる者に公知となる場合、当該上場証券の価格に重大な影響を与える可能性のある特定の情報をいう。
- (b) 上場会社は、要求される内部情報について、()かかる情報が、当該会社の「役員」としての役割を履行する過程で当該会社の「役員」の知るところとなる場合若しくは合理的に知らせなくてはならない場合、並びに()かかる会社の「役員」として行為する合理的な者が、かかる情報が当該上場会社に関する内部情報であるとみなす場合には、合理的に実務上可能な限り速やかに開示しなければならない(但し、かかる情報が香港先物条例に定められるセーフハーバーに該当する場合を除く。。「役員」とは、上場会社の取締役、マネジャー若しくは秘書役又はかかる会社の経緯に關与するその他のいずれかの者をいう。

香港証券先物条例第XV部第2章ないし第4章は、上場会社の「関連株式資本」に含まれる一定の「株式持分」及び当該株式における「ショート・ポジション」を開示する義務を、(当該持分のうちの5%以上(以下「届出義務のある持分」という。))を保有するに至った若しくは保有しないこととなった場合、若しくはかかる「保有割合」に変更がある場合、又は当該持分の性質に変更がある場合に)当該持分を取得若しくは処分を行った者及び(届出義務のある持分を保有する場合には、当該ショート・ポジションのうちの1%以上を保有するに至った若しくは保有しないこととなった場合、又はかかる「保有割合」に変更がある場合に)当該ショート・ポジションを取得若しくは処分を行った者に対して課している。香港証券先物条例第XV部第7章ないし第9章に従って、類似の開示義務が上場会社の取締役及びチーフ・エグゼクティブに課されており、取締役又はチーフ・エグゼクティブに課される開示義務はより厳しいものとなっている。例えば、取締役又はチーフ・エグゼクティブは、上場会社及びその関連会社の株式持分(「関連株式資本」に限定されない。)並びに上場会社及びその関連会社の株式又は債券の売買(いかなる基準値もなく、かつ株式の「保有割合」に一定の変更が生じる場合に限られない。)に関して開示することが要求される。香港証券先物条例第XV部は、上場会社及び香港特別行政区財政司司長に対して、「株式持分」又は株式における「ショート・ポジション」を有している者を調査する権限も付与している。

本株式ステーブル受益証券には、HKエレクトリック・インベストメンツ社の「関連株式資本」の持分が含まれている。したがって、香港証券先物条例第XV部第2章ないし第4章に基づく株式持分及びショート・ポジションの開示義務は、本株式ステーブル受益証券にも適用される。同様に、本株式ステーブル受益証券には、香港証券先物条例第XV部第7章ないし第9章の目的上、HKエレクトリック・インベストメンツ社の「株式持分」も含まれているため、香港証券先物条例第XV部第7章ないし第9章に基づき上場会社の取締役及びチーフ・エグゼクティブに課せられている開示義務は、本株式ステーブル受益証券にも同様に適用される。

例えば、発行済本株式ステーブル受益証券の5%を保有する者は、香港証券先物条例第XV部第2章に基づき、HKエレクトリック・インベストメンツ社の「関連株式資本」における5%の持分を開示することが要求される。本普通株式及び本優先株式のどちらも、「関連株式資本」である。発行済本株式ステーブル受益証券の5%を保有する者は、自己が保有する本受益証券に紐付けされた本普通株式の5%の持分及び自己が保有する本受益証券に一体化された本優先株式の5%の持分を保有することとなる。これは、合計で、HKエレクトリック・インベストメンツ社の発行済議決権付本株式の総数の5%にあたり、そのため、HKエレクトリック・インベストメンツ社の「関連株式資本」の5%にあたる。

株式持分又はショート・ポジションを保有する者を調査する、香港証券先物条例第XV部第5章第329条に基づくHKエレクトリック・インベストメンツ社の権限及び香港証券先物条例第XV部第11章第356条に基づく香港特別行政区財政司司長の権限はともに、本株式ステーブル受益証券にも適用される。

香港の公衆に対し、有価証券又は集団投資スキームへの投資に関する虚偽又は誤解を与え得る広告又は勧誘を行った場合、香港証券先物条例第107条の違反となる可能性がある。

香港上場規則

香港上場規則は、香港証券先物条例第23条に基づき香港証券取引所により策定された規則である。

本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社に関する香港上場規則の主要な規定は、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社並びに本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役の継続的義務、並びに、一定の取引を実行し、並びにこれらの実行を提案する際の本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の追加的な要件に関連する規則が含まれている。香港上場規則には、コーポレート・ガバナンスのベスト・プラクティスに関する指針も含まれている。

中でも継続的義務は、香港上場規則第13章に記載されている。特に、上記に記載される香港証券先物条例第XIVA部に定められる開示要件に従って、香港上場規則第13章には、以下の事項が含まれる。

- (a) 本株式ステーブル受益証券の虚偽に基づく市場形成が存在する若しくは存在する可能性があるとは香港証券取引所がみなす場合、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、合理的に実務上可能な限り速やかに本株式ステーブル受益証券の虚偽に基づく市場形成を回避するために必要な情報を公表しなければならない。
- (b) 香港証券先物条例に基づき開示される内部情報は、同時に香港上場規則にも基づき公表されなければならない。

他の継続的義務には、年次総会を毎年開催する義務、規定された期間内に年次報告書及び中間報告書並びに年次計算書類及び中間計算書類を開示し配布する義務、並びに規定された事項について香港証券取引所に通知し、かかる事項を公表する義務が含まれるが、これらに限定されない。義務の遵守方法も規定されている。

香港上場規則第14章及び第14章Aは、第三者との取引及び関連当事者間取引に関連する開示、公表及び/又は独立した株主の承認についても追加の義務を課している。各取引に関する要件は、HKエレクトリック・インベストメンツ社の総資産、利益、収益、時価総額及び株主資本と比較した取引規模により決定される。

本トラスト、HKエレクトリック・インベストメンツ社又は本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役が香港上場規則に違反した場合、香港証券取引所は、以下の広範な権限を有している。

- (a) 非公開の戒告、批判を含む公式声明又は公開の譴責を發表すること。
- (b) 違反の是正又は他の是正措置を取することを要求すること。

- (c) 本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役がその職務に留まることは本株式ステーブル受益証券保有者の利益を侵害することとなるとの香港証券取引所の考えを公に表明し、公式声明後も当該取締役が違反を犯した職務に留まる場合には、本株式ステーブル受益証券の取引停止若しくは上場廃止を行うこと。
- (d) 一定期間、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社に対して市場施設の利用禁止を命じ、ディーラー及び財務アドバイザーに対して、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社のために行為すること又は引き続き行為することを禁ずること。
- (e) 香港証券取引所が適切と考えるその他のあらゆる手段を講ずること。

HKエレクトリック・インベストメンツ社の定款

HKエレクトリック・インベストメンツ社は、ケイマン諸島の会社法(第22章)(1961年法律第3号、その時々における改正及び補足を含む。)(以下「ケイマン諸島会社法」という。)に基づき、2013年9月23日にケイマン諸島において特例有限責任会社として設立された。定款はHKエレクトリック・インベストメンツ社基本定款及びHKエレクトリック・インベストメンツ社附属定款からなる。

HKエレクトリック・インベストメンツ社の基本定款及び附属定款は、2014年1月1日に採択され、HKエレクトリック・インベストメンツ社附属定款は2020年5月13日に可決された特別決議及び2024年5月22日に可決された特別決議により変更された。基本定款は、特に、HKエレクトリック・インベストメンツ社の株主の責任は、当該株主がそれぞれ保有する本株式に係る未払金額(もしあれば)に限られること、HKエレクトリック・インベストメンツ社の設立目的に制限はないこと(投資会社として行為することを含む。)、HKエレクトリック・インベストメンツ社は、ケイマン諸島会社法第27(2)条に定められた会社の利益の問題にかかわらず、完全な能力を有する自然人の全ての権限を有し、かつ、これを行行使することができること及びHKエレクトリック・インベストメンツ社が特例会社であるという事実に照らして、ケイマン諸島の外で行うHKエレクトリック・インベストメンツ社の事業の促進のために行う場合を除き、HKエレクトリック・インベストメンツ社がケイマン諸島において、いかなる個人、企業又は法人とも取引を行わないこと、を表明している。

HKエレクトリック・インベストメンツ社は、特別決議により、その基本定款に規定されるあらゆる目的、権限又はその他の事項を変更することができる。

(5) 【開示制度の概要】

香港における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

上場発行会社は、関連する会計年度末から4ヵ月以内に年次決算及びアニュアルレポートを、また中間決算及び中間報告書が関連する6ヵ月間を終了してから3ヵ月以内に中間決算及び中間報告書を、公表し配布することが要求される。

さらに、本株式ステーブル受益証券の虚偽に基づく市場形成が存在する又は存在する可能性があるとして香港証券取引所がみなす場合、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、香港証券取引所との協議後、合理的に実務上可能な限り速やかに、本株式ステーブル受益証券の虚偽に基づく市場形成を回避するために必要な情報を公表しなければならない。本株式ステーブル受益証券の価格若しくは売買高の不自然な動向、本株式ステーブル受益証券の虚偽に基づく市場形成の出現の可能性又はその他の事項に関して香港証券取引所より照会がなされる場合には、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、速やかに対応し、香港証券取引所に情報を提供し、かつ香港証券取引所が要求する場合には公表を行わなければならない。

（ロ）香港の本株式ステープル受益証券保有者に対する開示

財務諸表及び財務報告書

本トラスティ・マネジャーは、（本トラストの費用負担で）下記に掲げる書類を作成し公表するものとする。

- （a） 本トラストの年次報告書及び財務諸表の公表期限として香港上場規則に定める期限内に公表し、かつ本株式ステープル受益証券の名簿上の保有者に配付する本トラストの年次報告書及び財務諸表
- （b） 本トラストの中間報告書及び財務諸表の公表期限として香港上場規則に定める期限内に公表し、かつ本株式ステープル受益証券の名簿上の保有者に配付する本トラストの中間報告書及び財務諸表
- （c） 関連する定められた期限内に、本トラストに適用ある香港上場規則及びその他の関連法令に基づき提出する必要がある財務諸表、決算速報並びにその他の報告書、配布文書及び情報

本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、（HKエレクトリック・インベストメンツ社の費用負担で）下記に掲げる書類を作成し公表するものとする。

- （a） HKエレクトリック・インベストメンツ社の年次報告書及び財務諸表の公表期限として香港上場規則に定める期限内に公表し、かつ本株式ステープル受益証券の名簿上の保有者に配付するHKエレクトリック・インベストメンツ社の年次報告書及び財務諸表
- （b） HKエレクトリック・インベストメンツ社の中間報告書及び財務諸表の公表期限として香港上場規則に定める期限内に公表し、かつ本株式ステープル受益証券の名簿上の保有者に配付するHKエレクトリック・インベストメンツ社の中間報告書及び財務諸表
- （c） 関連する定められた期限内に、HKエレクトリック・インベストメンツ社に適用ある香港上場規則及びその他の関連法令に基づき提出する必要がある財務諸表、決算速報並びにその他の報告書、配布文書及び情報

上記に定める本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の財務諸表は、連結ベースで作成するものとする。かかる文書は、上記の適用ある期限内に、本株式ステープル受益証券の名簿上の保有者に送付する結合文書という形式で公表する。

本トラスティ・マネジャーは、（本トラストの費用負担で）下記に掲げる書類を作成し公表するものとする。

- （a） 本トラストの年次報告書及び財務諸表の公表期限として香港上場規則に定める期限内に公表し、かつ本株式ステープル受益証券の名簿上の保有者に配付する本トラスティ・マネジャーの年次財務諸表
- （b） 本トラストの中間報告書及び財務諸表の公表期限として香港上場規則に定める期限内に公表し、かつ本株式ステープル受益証券の名簿上の保有者に配付する本トラスティ・マネジャーの半期財務諸表
- （c） 関連する定められた期限内に、本トラスティ・マネジャーに適用あるかかる香港上場規則及びその他の関連法令に基づき提出する必要がある財務諸表、決算速報並びにその他の報告書、配布文書及び情報

上記に定める本トラスティ・マネジャーの財務諸表は、単体ベースで作成するものとする。但し、本トラスティ・マネジャーが子会社を有する場合はこの限りではなく、当該財務諸表は連結ベースで作成するものとする。上記の結合文書には、当該文書の対象期間を扱った本トラスティ・マネジャーの財務諸表も含める。

上記の本トラスト、HKエレクトリック・インベストメンツ社及び本トラスティ・マネジャーの財務諸表には、下記に掲げるものを含めるものとする。

- （a） 財政状態計算書、損益計算書及びキャッシュフロー計算書
- （b） 分配金計算書
- （c） 上記書類の対象期間の前年／前期における上記の各書類の数値との比較データ
- （d） 会計原則及び注記
- （e） 会計年度の年次財務諸表については、監査報告書
- （f） その他の香港上場規則において定める事項（香港上場規則により要求されるあらゆるコーポレート・ガバナンスに関する報告書を含むが、これに限定されない。）

上記（f）に定める本トラスティ・マネジャーのコーポレート・ガバナンスに関する報告書は、（1）本トラスト、及び（2）発行済本受益証券の30%以上を保有する本受益証券保有者又は本トラスティ・マネジャーの発行済株式の30%以上を保有する本トラスティ・マネジャーの取締役若しくは株主間の利益相反及びその可能性を管理するために本トラスティ・マネジャーが行っている方針及び施策に関する説明を含めて記載するものとする。

本トラスティ・マネジャー取締役会は、年次報告書において、下記に掲げる事項を確認するものとする。

- (a) 本トラスティ・マネジャーに対して本トラストの本信託財産から支払われた費用又は支払われるべき費用が本信託証券に従っていること。
- (b) 関連取引が()本グループの通常の事業の範囲内で行われ、かつ()一般的な取引条件、又は本グループにとって、独立した第三者が利用可能な条件若しくは独立した第三者から得られる条件に比べて不利のない条件で行われ、当該取引を規定する関連する契約の条件が公正かつ合理的であり、本株式ステーブル受益証券保有者全体の利益に適していること。
- (c) 本トラスティ・マネジャー取締役会は、本トラストの事業又は本株式ステーブル受益証券保有者全体の利益に重大な悪影響を及ぼす可能性のある本トラスティ・マネジャーの義務の違反を認識していないこと。

関連法令に従うことを条件として、かつ本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社が別段の合意をしない限り、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、同一の会計基準に基づき、かつ実質的に同一の会計方針を用いて、本トラスト、HKエレクトリック・インベストメンツ社及び本トラスティ・マネジャーの財務諸表を作成させるものとする。上記に定める本トラスト、HKエレクトリック・インベストメンツ社及び本トラスティ・マネジャーの財務諸表はいずれも、関連法令及び香港で一般に認められた会計原則又は国際会計基準審議会が随時発表する国際財務報告基準に従って作成するものとする。

本トラスト、HKエレクトリック・インベストメンツ社及び本トラスティ・マネジャーの会計年度を対象とする年次財務諸表は、以下の通りとする。

- (a) いずれも同一の監査人の監査を受け、当該監査人の報告書を添付するものとする。
- (b) 本受益証券の名簿上の保有者の年次総会において、本受益証券の名簿上の保有者に呈示し、当該財務諸表を対象とする監査人の報告書の写し及び本トラスティ・マネジャーの取締役が作成する報告書を添付するものとする。

公表、配布文書及びその他の書類

本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者に以下を確実に送付するものとする。

- (a) 本株主に対する発行が義務付けられている(発行要件が香港上場規則によるものを含むが、これに限定されない。)又はその他なんらかの理由により本株主に対して発行される、全ての配布文書及びその他の書類
- (b) 本受益証券の名簿上の保有者に対する発行が義務付けられている(発行要件が香港上場規則によるものを含むが、これに限定されない。)又はその他なんらかの理由により本受益証券の名簿上の保有者に対して発行される、全ての配布文書及びその他の書類

本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、香港証券先物条例が要求する本トラスト及び/又はHKエレクトリック・インベストメンツ社に関する内部情報(香港証券先物条例の定義による。)並びに香港上場規則若しくはその他の関連法令により開示が要求されるその他の情報を、合理的に実務上可能な限り速やかに公表することによって、本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者に知らせるものとする。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

本トラスティ・マネジャーは、日本において1億円(若しくは他の通貨における同等額)以上の本株式ステーブル受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を日本国関東財務局長に提出しなければならない。投資者及びその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」という。)において、これを閲覧することができる。

本株式ステーブル受益証券の日本における販売取扱証券会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。

本トラスティ・マネジャーは、本トラストの財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6ヵ月以内に有価証券報告書を、また各半期終了後3ヵ月以内に半期報告書を、さらに、本トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国関東財務局長に提出する。

投資者及びその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

（b）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

本トラスティ・マネジャーは、本株式ステーブル受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に従い、本トラストに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、本トラスティ・マネジャーは、本トラストの信託証書を変更しようとする場合又は他の信託と併合しようとする場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

さらに、本トラスティ・マネジャーは、本トラストの資産について、本トラストの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、投資信託財産の一定の事項に関する運用報告書（以下「運用報告書（全体版）」という。）及び運用報告書（全体版）に記載すべき事項のうち重要なもの（以下「交付運用報告書」という。）を記載した書面を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の本株式ステーブル受益証券保有者に対する開示

本トラスティ・マネジャーは、本トラストの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合又は他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、その内容及び理由等をその2週間前までに、日本の知れている本株式ステーブル受益証券保有者に対し、書面をもって通知しなければならない。

本トラスティ・マネジャーが公表した本株式ステーブル受益証券保有者の投資判断に資する資料等は、日本における販売取扱証券会社を通じて日本の本株式ステーブル受益証券保有者に通知される。但し、本トラスティ・マネジャーにより公表された資料等が国内においてインターネットの利用その他の方法により当該資料等が容易かつ継続的に取得することができる場合は、この限りでない。本トラストに関する資料等は、香港証券取引所のウェブサイト（www.hkex.com.hk）及びHKエレクトリック・インベストメンツ社のウェブサイト（www.hkei.hk）において閲覧可能である。

上記の本トラストの運用報告書（全体版）及び交付運用報告書は、日本の知れている本株式ステーブル受益証券保有者に定期的に交付される。但し、本信託証書において、運用報告書（全体版）に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨を定めている場合には、日本の本株式ステーブル受益証券保有者から交付の請求がある場合を除き、電磁的方法により日本の知れている本株式ステーブル受益証券保有者に対して運用報告書（全体版）を提供することができる。また、日本の知れている本株式ステーブル受益証券保有者の承諾がある場合又は日本の知れている本株式ステーブル受益証券保有者に告知した場合には、交付運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

（６）【監督官庁の概要】

香港証券先物委員会

香港証券先物委員会は、独立の非政府かつ行政機関外の法定機関であり、かつ香港の証券先物市場の規制に責任を負う。

規制対象

香港証券先物委員会は、香港証券先物委員会条例によって設立された独立した法定機関である。香港証券先物委員会条例及び他の９つの証券先物関連条例は香港証券先物条例に統合され、2003年４月１日に施行された。香港証券先物委員会は、香港の証券先物市場を規制する法律（主として香港証券先物条例）を執行し、また、かかる市場の発展を促し、奨励する責務を負う。

香港証券先物条例第４条に規定された香港証券先物委員会の規制対象は、以下の通りである。

- （ ） 証券先物業界の公正性、効率性、競争力、透明性及び秩序性を維持し促進すること。
- （ ） 金融サービス（証券先物業界の機能及び役割を含む。）に関する公衆の理解を促進すること。
- （ ） 金融商品に投資し又はこれらを保有する一般市民を保護すること。
- （ ） 証券先物業界における犯罪及び違法行為を最小限に抑えること。
- （ ） 証券先物業界におけるシステミック・リスクを軽減すること。
- （ ） 証券先物業界に関して適切な措置を講じることにより、香港の金融安定性の維持において財政司司長を補佐すること。

コーポレート・ガバナンス

香港証券先物委員会の理事会の構成及び手続は香港証券先物条例に定められている。香港証券先物委員会の理事は全員、香港特別行政区行政長官によって任命される。香港証券先物条例により、香港証券先物委員会の理事の過半数は独立非執行理事であることが要求されている。

香港証券取引所

香港証券取引所は、香港証券先物条例第19条に基づく認知された取引所会社であり、かつ香港証券取引所が運営する株式市場の適切な規制及び効率的な運営、取引所参加者及び取引権保有者の適切な規制、並びに投資を行う公衆に対する補償に関する取決の策定及び維持の確保に責任を負う。

規制対象

香港証券先物条例第19条に基づき取引所会社として認識されている香港証券取引所は、香港証券先物条例第21条により以下が求められている。

- （ ） 合理的に可能な範囲において、香港証券取引所が運営する株式市場で取引される証券を対象とした、秩序があり、十分な情報を提供する、公正な市場を確保すること。
- （ ） その事業及び運営に関連するリスクを、確実に慎重に管理すること。

香港証券取引所は、香港証券先物条例第23条に基づく権限を活用して、証券を上場する前に達成しなければならない要件、並びに上場の承認後に発行会社及び保証人（該当する場合）が遵守しなければならない継続的義務を定めた香港上場規則を公表している。

香港上場規則ルール2.03は、投資家が市場を信頼しその信頼を維持できるようにすることを目的としており、とりわけ以下を目的としていると規定している。

- （ ） 申請者が上場にふさわしいこと。
- （ ） 証券の発行及び販売が公正かつ秩序ある方法で行われ、投資家となる可能性のある者が適切に、十分な情報に基づいて、発行会社、保証付発行の場合は保証人、及び上場を申請している有価証券を評価できるよう、これらの者に十分な情報を提供すること。
- （ ） 上場会社及び保証付発行の場合は保証人が、投資家及び公衆に対して、その利益に影響を及ぼす可能性のある重大な要因について、常に十分な情報を提供すること。

- () 上場証券の全ての保有者が公正かつ平等に扱われること。
- () とりわけ、公衆が少数株主のみである場合には、上場会社の取締役が株主全体の利益のために行動すること。
- () 上場会社による持分証券の新規発行は全て、既存株主が別途合意しない限り、まずはライツ・イシューにより既存株主に対して募集されること。

コーポレート・ガバナンス

香港証券先物条例第26条に基づき、香港証券取引所のチーフ・エグゼクティブの任命は、香港証券先物委員会の書面による承認が得られない限り、有効とはならない。

また、香港証券取引所の持株会社である香港エクステンヂーズ・アンド・クリアリング・リミテッドは、自身も香港証券取引所における上場会社であるため、他の上場会社と同一のコーポレート・ガバナンス規則に服している。これらの規定は、香港上場規則別紙C1のコーポレート・ガバナンスに関する規範及びコーポレート・ガバナンス報告書に記載されている。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

長期成長戦略

本グループは、その長い歴史を通じて、安全で信頼できる手頃な価格の電力を供給する一方で、環境に対する事業の影響を最小限に抑えることにより、香港経済の成長を一貫して支えるとともに、本グループの投資家の長期的な価値の持続的な成長の実現に努めている。

本グループは、香港の電力業界において傑出した地位を築き上げ、効率と持続可能性に関する長年の伝統を引き継いでいくという構想を実現するため、以下の長期戦略を指針としている。

ワールドクラスの電力供給を通じた香港への奉仕

電力のフェイルセーフ供給は、香港の経済的な成功にとって不可欠である。本グループは、比類ない需要家サービスの提供とともにワールドクラスの供給信頼度の維持を優先事項に掲げている。また、本グループは環境に対する影響を最小限に抑制させる技術と設備を導入・展開している。

近年、本グループは、香港のクリーンエア計画2035（Clean Air Plan 2035）を支援するため、2035年までに石炭火力発電を段階的に廃止する計画であり、ガス火力発電及び再生可能エネルギーを拡大している。長期的には、香港政府が設定した2050年までの香港のカーボン・ニュートラル目標の実現を支援するために本グループの利害関係者と協力する予定である。

本グループ資産基盤の安定的成長の維持

本グループの発電、送電、配電に係る設備投資は、現実的かつ長期的な原則を指針として行われている。全ての支出は、供給信頼性を維持し、効率と需要家サービスを向上させつつ低排出量のエネルギー源により環境を保護するという本グループの目標の達成をサポートするものでなければならない。これらの投資は、本グループの資産基盤の安定的成長を可能にし、延いては、本グループの長期投資家に対する利益の安定的な成長につながるものである。

財務及び効率に関する慎重な原則に基づく事業運営

本グループは、慎重な財務管理の価値を認めており、健全な流動性を伴う最適な資本構成を維持している。本グループは、事業運営の効率と有効性の確保に努めるとともに、燃料費を含む営業費用を厳格に管理している。これらの原則は、本グループが投資家に持続可能なリターンをもたらすとともに、需要家に手頃な価格で電力を供給することを可能にするものである。

（2）【投資対象】

本信託証書に記載されている本トラストの活動範囲は、原則として、HKエレクトリック・インベストメンツ社への投資に限定されており、本信託証書により付与される本トラスティ・マネジャーの権限及び権利もまた、それに応じて限定されている。

（3）【運用体制】

本信託証書は、本トラスティ・マネジャーの取締役が、常にHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役を務める同一の個人により構成されることを定めている。また、いかなる者も、同時にHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役を兼任していない限り、本トラスティ・マネジャーの取締役を務めることができないこと、及びいかなる者も、同時に本トラスティ・マネジャーの取締役を兼任していない限り、HKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役を務めることができないことを定めている。したがって、本トラスティ・マネジャー取締役会の構成とHKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会の構成は常に同一となる。

本取締役会及び管理職

本取締役会及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の管理職に関する以下の情報は、2026年4月8日時点のものである。

取締役会

執行取締役

フォク・キン・ニン、カニング (FOK Kin Ning, Canning)

会長

フォク・キン・ニン、カニング（74歳）は、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役であり、2013年12月から本取締役会の会長を務めている。同氏はまた、HKエレクトリック・インベストメンツ社の完全所有子会社であるHEC社の会長である。フォク氏は、CKハチソン社の副会長兼執行取締役であり、以前はグループ共同マネージング・ディレクターであった。同氏は、CKI社の副会長、ハチソン・テレコミュニケーションズ香港ホールディングス・リミテッド（Hutchison Telecommunications Hong Kong Holdings Limited）及びTPGテレコム・リミテッド（TPG Telecom Limited）（以下「TPGテレコム」という。）の会長、CKハチソン・グループ・テレコム・ホールディングス・リミテッド（CK Hutchison Group Telecom Holdings Limited）（以下「CKHGT社」という。）の執行会長、並びにピーティエー・インドサット・ティービーケイ（PT Indosat Tbk）の副社長コミサリスである。上記の企業は、本トラスティ・マネジャー、HEC社及びCKHGT社を除き、全て上場企業である。フォク氏は、香港証券先物条例第XV部の意味における本株式ステーブル受益証券の特定大量保有者の取締役及び本株式ステーブル受益証券の特定大量保有者により支配されている特定企業の取締役を務めている。フォク氏は文学士号と財務管理学の学位を有しており、オーストラリア・ニュージーランド勅許会計士協会（Chartered Accountants Australia and New Zealand）のフェローである。

任期：2025年5月21日（再選）から2028年度年次総会まで

チェン・チョー・イン、フランシス (CHENG Cho Ying, Francis)

最高経営責任者

チェン・チョー・イン、フランシス（69歳）は、2013年12月から本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役を務めており、2023年7月にHKエレクトリック・インベストメンツ社の最高経営責任者に就任した。チェン氏はまた、HEC社のマネージング・ディレクターであり、HKエレクトリック・インベストメンツ社の全ての子会社の取締役である。チェン氏は、上場企業であるPAH社の執行取締役であり、香港証券先物条例第XV部の目的上の本株式ステーブル受益証券大量保有者である。チェン氏は1979年から本グループに勤務しており、以前HEC社の業務担当ディレクターを務めていた。同氏は化学の学士号を有しており、英国の王立化学協会（Royal Society of Chemistry in the United Kingdom）のフェローであり、また、香港技術者協会（The Hong Kong Institution of Engineers）のフェローである。

任期：2023年5月17日（再選）から2026年度年次総会まで

チャン・ロイ・シュン (CHAN Loi Shun)

チャン・ロイ・シュン（63歳）は、2013年9月の設立時から本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役を務めている。チャン氏はまた、HEC社を含むHKエレクトリック・インベストメンツ社の全ての子会社の取締役である。同氏はCKI社の執行取締役、最高財務責任者及びジェネラル・マネジャー（2026年1月より就任）であり、PAH社の執行取締役である。チャン氏は1992年1月にCKグループ（CK Group）に入社した。上記の企業は、本トラスティ・マネジャー及びHEC社を除き、全て上場企業である。チャン氏は香港証券先物条例第XV部の目的上の一連の本株式ステーブル受益証券大量保有者、すなわち、CKI社、PAH社、クイックビュー・リミテッド（Quickview Limited）の取締役である。チャン氏は、香港公認会計士協会のフェローであり、勅許公認会計士協会（Association of Chartered Certified Accountants）のフェローであり、公認管理会計士協会（オーストラリア）（Institute of Certified Management Accountants (Australia)）の会員である。

任期：2024年5月22日（再選）から2027年度年次総会まで

チョイ・ワイ・マン (CHOI Wai Man)

チョイ・ワイ・マン（66歳）は、2025年7月に本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役に就任した。チョイ氏はまた、HEC社の取締役であり、本グループの顧客サービス、送配電、情報技術及び広報を対象とする業務活動を統括する業務担当ディレクターを務めている。チョイ氏は、1981年10月から本グループに所属しており、電力供給業界及び顧客サービスにおいて43年超の経験を有している。同氏は工学の理学士号及び経営管理学の修士号を有している。同氏は勅許技術者並びに香港技術者協会のフェロー及び英国工学技術協会（Institution of Engineering and Technology）の会員である。

任期：2025年7月1日（就任）から2026年度年次総会まで

ワン・ユアンハン (WANG Yuanhang)

ワン・ユアンハン（50歳）は、2022年7月に本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役に就任した。ワン氏はまた、HEC社の取締役兼共同ジェネラル・マネジャー（送配電担当）である。同氏は、ステート・グリッド・インターナショナル・ディベロップメント・リミテッド（State Grid International Development Limited）の取締役である。同氏は以前、ステート・グリッド・ブラジル・ホールディング・エス・エー（State Grid Brazil Holding S.A.）の開発及び戦略部門の部長、ステート・グリッド・インターナショナル・ディベロップメント・カンパニー・リミテッド（State Grid International Development Co., Limited）の海外事業部門（事業監視センター）の部長及びギリシャのインディペンデント・パワー・トランスミッション・オペレーター・エス・エー（Independent Power Transmission Operator S.A.）の取締役を務めていた。ステート・グリッド・インターナショナル・ディベロップメント・リミテッド及びステート・グリッド・インターナショナル・ディベロップメント・カンパニー・リミテッドは、香港証券先物条例第XV部の目的上の本株式ステーブル受益証券大量保有者である。ワン氏は、華北電力大学で継電器保護及び自動遠隔制御技術の学士号並びに山西大学で経営管理学の修士号を取得している。同氏はまた、英国の技術評議会（Engineering Council）によって登録された勅許技術者である。

任期：2023年5月17日（再選）から2026年度年次総会まで

非執行取締役**リ・ツァー・クォイ、ヴィクター（Li Tzar Kuoi, Victor）**

HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会副会長

リ・ツァー・クォイ、ヴィクター（61歳）は、2014年11月に本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役、並びにHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役会副会長に就任した。リ氏はまた、HEC社の取締役、及びPAH社の非執行取締役である。リ氏は、CKハチソン社の会長兼執行取締役、CKアセット・ホールディングス・リミテッド（CK Asset Holdings Limited）（以下「CKA社」という。）の会長兼マネージング・ディレクター、及び執行委員会委員長、並びにCKI社及びCKライフサイエンス・インターナショナル（ホールディングス）インク（CK Life Sciences Int'l., (Holdings) Inc.）（以下「CKライフ・サイエンス社」という。）の会長である。上記の企業は、本トラスティ・マネジャー及びHEC社を除き、全て上場企業である。リ氏はまた、リ・カシン・ファウンデーション・リミテッド（Li Ka Shing Foundation Limited）及びリ・カシン（グローバル）ファウンデーション（Li Ka Shing (Global) Foundation）の副会長並びにリ・カシン（カナダ）ファウンデーション（Li Ka Shing (Canada) Foundation）のメンバー副会長である。リ氏は、中国の中国人民政治協商会議の第14期全国委員会の委員を務めている。同氏はまた、香港商工会議所（Hong Kong General Chamber of Commerce）の副会長である。リ氏は、香港のパルパドス名誉領事であり、イタリアの星勲章（Order of the Star of Italy）のグランド・オフィサー章を授与されている。同氏は、香港証券先物条例第XV部の意味における本株式ステーブル受益証券の特定大量保有者の取締役を務めており、さらに本株式ステーブル受益証券の特定大量保有者により支配されている特定企業の取締役を務めている。リ氏は土木工学の理学士号、土木工学の理学修士号、及び名誉法学博士号（LL.D.）を有している。

任期：2024年5月22日（再選）から2027年度年次総会まで

ファハド・ハマド・A・H・アル モハナディ（Fahad Hamad A H AL-MOHANNADI）

ファハド・ハマド・A・H・アル モハナディ（70歳）は、2015年6月に本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役に就任した。同氏はまた、HEC社の取締役である。アル モハナディ氏は以前、2020年12月付で退職するまでカタール証券取引所の上場企業であるカタール発電造水会社（Qatar Electricity & Water Co.）のマネージング・ディレクター兼ジェネラル・マネジャーを務めていた。アル モハナディ氏は機械工学の学士号を有している。

任期：2024年5月22日（再選）から2027年度年次総会まで

ロナルド・ジョセフ・アーカリ（Ronald Joseph ARCULLI）

ロナルド・ジョセフ・アーカリ（87歳）は、2013年12月に本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役に就任した。同氏はまた、HEC社の取締役である。アーカリ氏は現職の事務弁護士であり、1988年から2000年まで香港立法会の議員を務め、1991年から2000年まで不動産及び建設関係の職能別選挙区を代表した。同氏は、2005年11月から2012年6月まで香港特別行政区の香港行政会議の非官職メンバーであり、2011年10月から2012年6月まで議長を務めた。同氏は、公職において優れた実績を挙げており、数多くの政府の委員会及び諮問機関のメンバーを務めてきた。アーカリ氏は、シノ・ホテルズ（ホールディングス）リミテッド（Sino Hotels (Holdings) Limited）、シノ・ランド・カンパニー・リミテッド（Sino Land Company Limited）、及びチム・シャ・ツイ・プロパティーズ・リミテッド（Tsim Sha Tsui Properties Limited）の非執行取締役である。アーカリ氏は、以前に香港証券取引所の独立非執行取締役及びハンロン・プロパティーズ・リミテッド（Hang Lung Properties Limited）の会長顧問も務めていた。上記の企業は、本トラスティ・マネジャー及びHEC社を除き、全て上場企業である。

任期：2023年5月17日（再選）から2026年度年次総会まで

デヴェン・アルヴィンド・カルニク (Deven Arvind KARNIK)

デヴェン・アルヴィンド・カルニク(58歳)は、2015年6月に本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役に就任した。同氏はまた、HEC社の取締役である。カルニク氏は、カタール投資庁(Qatar Investment Authority)のインフラストラクチャー局長である。2013年にカタール投資庁に入庁する前、カルニク氏は香港において約7年間の職歴があり、モルガン・スタンレー(Morgan Stanley)のマネージング・ディレクター、ドレスナー・クラインオート(Dresdner Kleinwort)のマネージング・ディレクターを務めていた。カルニク氏は商学士号を有しており、イングランド及びウェールズ勅許会計士協会(Institute of Chartered Accountants in England and Wales)の会員である。

任期：2025年5月21日(再選)から2028年度年次総会まで

ワン・ジジャン (WANG Zijian)

ワン・ジジャン(59歳)は、2022年9月に本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役に就任した。ワン氏はまた、HEC社の取締役である。同氏は、ステート・グリッド・インターナショナル・ディベロップメント・カンパニー・リミテッドの第三級顧問である。同氏は以前、ステート・グリッド・インターナショナル・ディベロップメント・カンパニー・リミテッドの従業員代表取締役、執行副社長及び労働組合の委員長、並びにステート・グリッド・コーポレーション・オブ・チャイナ(State Grid Corporation of China)(以下「ステート・グリッド社」という。)の開発計画部門の総合計画局長及び統計局長を務めていた。ステート・グリッド・インターナショナル・ディベロップメント・カンパニー・リミテッド及びステート・グリッド社は、香港証券先物条例第XV部の目的上の本株式ステーブル受益証券大量保有者である。ワン氏は、廈門大学で経済学の学士号を取得している。

任期：2023年5月17日(再選)から2026年度年次総会まで

ズー・グアンチャオ (ZHU Guangchao)

ズー・グアンチャオ(58歳)は、2017年5月に本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役に就任した。ズー氏はまた、HEC社の取締役である。同氏は、香港証券先物条例第XV部の目的上の本株式ステーブル受益証券大量保有者であるステート・グリッド社の副社長、ナショナル・グリッド・コーポレーション・オブ・フィリピン(National Grid Corporation of the Philippines)の会長、並びにポルトガルの電力・ガス網の上場国有企業である国営エネルギー網会社(Redes Energéticas Nacionais, SGPS, S.A.)の取締役会副会長である。同氏は、以前にステート・グリッド社の次席エンジニア及び国際協力事業部本部長、ステート・グリッド・インターナショナル・ディベロップメント・カンパニー・リミテッドのマネージング・ディレクター、社長、上級副社長及び最高経営責任者、ステート・グリッド社の国際協力事業部本部長、ステート・グリッド・インターナショナル・ディベロップメント・カンパニー・リミテッドの取締役、ステート・グリッド社フィリピン代表部の副本部長、ナショナル・グリッド・コーポレーション・オブ・フィリピンの最高経営顧問、取締役及びプロジェクトチーム副責任者、並びにステート・グリッド社財務部の副本部長を務めていた。ズー氏は、電力システム及びオートメーションの修士号及び経営管理学の修士号を有している。

任期：2024年5月22日(再選)から2027年度年次総会まで

独立非執行取締役**フォン・チー・ウェイ, アレックス (FONG Chi Wai, Alex)**

フォン・チー・ウェイ, アレックス (69歳) は、2013年12月に本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役に就任した。フォン博士はまた、HEC社の取締役である。同博士は、2006年から2011年まで香港商工会議所の最高経営責任者 (CEO) を務めた。同博士は、香港商工会議所に入所する前、25年以上にわたって公務員を務め、香港政府においてさまざまな上級職に就いた。同博士には、公務員として行政運営及び政策策定の両方に関する知識を提供してきた、長期間にわたる実績がある。フォン博士は、トム・グループ・リミテッド (TOM Group Limited) (以下「TOMグループ」という。) 及びハチソン・ポート・ホールディングス・トラスト (Hutchison Port Holdings Trust) (以下「HPHトラスト」という。) のトラスティ・マネジャーであるハチソン・ポート・ホールディングス・マネジメント・ピーティーイー・リミテッド (Hutchison Port Holdings Management Pte. Limited) (以下「HPHMPL社」という。) の独立非執行取締役である。フォン博士は、香港大学ビジネススクール及び香港城市大学ビジネスカレッジの非常勤教授、並びに香港中文大学ビジネススクールの非常勤准教授である。同博士は以前、香港証券先物条例第XV部の目的上の本株式ステーブル受益証券大量保有者であるPAH社の独立非執行取締役を務めていた。上記の企業は、本トラスティ・マネジャー、HEC社及びHPHMPL社を除き、全て上場企業であり、HPHトラストは上場ビジネス・トラストである。フォン博士は、経営及び経済学の社会科学士号、国際物流管理学の技術経営修士号、国際金融学の理学修士号、経営管理学の博士号、並びに哲学の博士号を有している。

任期：2025年5月21日（再選）から2028年度年次総会まで

コー・ポー・ワー (KOH Poh Wah)

コー・ポー・ワー (69歳) は、2021年5月に本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役に就任した。コー氏はまた、HEC社の取締役である。同氏は、運営管理、テクノロジー、金融及びビジネスリエンジニアリングの分野で30年以上の勤務経験を有している。コー氏は、CKI社及びPAH社（いずれも上場企業であり、香港証券先物条例第XV部の目的上の本株式ステーブル受益証券大量保有者である。）の独立非執行取締役である。同氏はまた、上場不動産投資信託であるフォーチュン・リアル・エステート・インベストメント・トラスト (Fortune Real Estate Investment Trust) のマネジャーであるイーエスアール・アセット・マネジメント (フォーチュン) リミテッド (ESR Asset Management (Fortune) Limited) の独立非執行取締役でもある。コー氏は、以前、2012年から2015年まで、非営利組織であるアルファ・インターナショナル (Alpha International) の地方会計士 (アルファ・アジア・パシフィック) を務め、アルファ・アジア・パシフィック地域、アルファ・シンガポール (Alpha Singapore) 及びエイエイピー・パブリッシング・ピーティーイー・リミテッド (AAP Publishing Pte. Ltd.) の財務部門を担当した。この役職に就く前は、同氏は、IT及びビジネス・リエンジニアリング・コンサルタント分野において幅広く業務を行うフューチャー・ポジティブ・ピーティーイー・リミテッド (Future Positive Pte. Ltd.) の取締役であった。コー氏はまた、1986年から2000年までの15年間、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド (American International Assurance Co. Ltd.) に勤務しており、最終的にクオリティ・サポート・アンド・オペレーションズ・マネジメント担当副社長の役職を務めた。コー氏は、経営科学及びオペレーションズ・リサーチの理学修士号、会計学の (名誉) 学士号、情報システム管理研究所 (旧英国データ処理管理研究所) の学位を有しており、ライフマネジメント協会 (Life Management Institute) (米国) のフェローである。

任期：2025年5月21日（再選）から2028年度年次総会まで

クワン・カイ・チョン (KWAN Kai Cheong)

クワン・カイ・チョン(76歳)は、2015年1月に本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役就任した。クワン氏はまた、HEC社の取締役である。同氏は、企業コンサルタント会社のモリソン・アンド・カンパニー・リミテッド(Morrison & Company Limited)のマネージング・ディレクターである。クワン氏は、1982年から1993年までの10年以上にわたってメリル・リンチ・アンド・カンパニー・インク(Merrill Lynch & Co., Inc.)に勤務しており、最終的に同社のアジア太平洋地域担当プレジデントの役職を務めた。同氏は以前にパシフィック・コンコード・ホールディング・リミテッド(Pacific Concord Holding Limited)の共同マネージング・ディレクター及びジーティー・ランド・ホールディングス・リミテッド(G.T. Land Holdings Limited)の取締役会会長を務めていた。クワン氏は、グリーンランド・ホンコン・ホールディングス・リミテッド(Greenland Hong Kong Holdings Limited)、ヘンダーソン・サンライト・アセット・マネジメント・リミテッド(Henderson Sunlight Asset Management Limited)(サンライト・リアル・エステート・インベストメント・トラスト(Sunlight Real Estate Investment Trust)のマネジャー)、ウィン・ハンバーキー・ホールディングス・リミテッド(Win Hanverky Holdings Limited)及びCKライフ・サイエンス社の独立非執行取締役であり、これらは全て上場企業である(但し、サンライト・リアル・エステート・インベストメント・トラストは上場不動産投資信託である。)。クワン氏は、会計学の(名誉)学士号を有しており、香港公認会計士協会、公認管理会計士協会(オーストラリア)及び香港董事学会(The Hong Kong Institute of Directors)のフェローである。同氏は1992年にスタンフォード・エグゼクティブ・プログラム(Stanford Executive Program)を修了している。

任期：2024年5月22日(再選)から2027年度年次総会まで

リー・ラン・イー, フランシス (LEE Lan Yee, Francis)

リー・ラン・イー, フランシス(85歳)は、2013年12月に本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役就任した。リー氏はまた、HEC社の取締役である。リー氏は、香港証券先物条例第XV部の目的上の本株式ステーブル受益証券大量保有者である上場企業のPAH社の独立非執行取締役を以前に務めていた。同氏は、40年以上にわたってPAHグループにおいてさまざまな役職を歴任しており、1997年から2008年までPAHグループのディレクター兼エンジニアリング担当ジェネラル・マネジャーを務めていた間、発電、送電及び配電システムの開発及び運用を含む、PAHグループの全てのエンジニアリング活動に責任を負っていた。同氏は工学の理学士号及び理学修士号を有している。同氏は勅許技術者であり、香港及び英国の機械技術者協会(Institute of Mechanical Engineers)のフェローである。

任期：2025年5月21日(再選)から2028年度年次総会まで

ジョージ・コリン・マグナス (George Colin MAGNUS)

ジョージ・コリン・マグナス(90歳)は、2013年12月に本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役就任した。マグナス氏はまた、HEC社の取締役である。同氏は、CKI社の非執行取締役であり、以前は同社の副会長を務めていた。同氏はチョン・コン(ホールディングス)リミテッド(Cheung Kong (Holdings) Limited)及びハチソン・ワンポア・リミテッド(Hutchison Whampoa Limited)(以下「HWL社」という。)において副会長を務めた後、両社の非執行取締役を務めていた。マグナス氏は、1993年から2005年までPAH社の会長を務め、2005年から2012年まで非執行取締役、2014年1月まで独立非執行取締役を務めていた。同氏は、2015年1月から2025年3月に退任するまで、CKハチソン社の非執行取締役を務めていた。上記の企業は、本トラスティ・マネジャー、HEC社、チョン・コン(ホールディングス)リミテッド及びHWL社を除き、全て上場企業である。マグナス氏は、香港証券先物条例第XV部の目的上の本株式ステーブル受益証券大量保有者である複数の企業で取締役を務めている。同氏は経済学修士号を有している。

任期：2023年5月17日(再選)から2026年度年次総会まで

ドナルド・ジェフリー・ロバーツ (Donald Jeffrey ROBERTS)

ドナルド・ジェフリー・ロバーツ(74歳)は、2013年12月に本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役に就任した。同氏はまた、HEC社の取締役である。ロバーツ氏は、いずれも上場企業であるCKA社、クイーンズ・ロード・キャピタル・インベストメント・リミテッド(Queen's Road Capital Investment Ltd.)及びCKライフ・サイエンス社の独立非執行取締役である。同氏はまたウィーラボ・バンク・リミテッド(Welab Bank Limited)及びウィーラボ・キャピタル・リミテッド(Welab Capital Limited)の独立非執行取締役である。同氏は1988年にHWL社に入社し、2000年から2011年に退職するまでHWL社のグループ最高財務責任者代理を務めた。ロバーツ氏は、2015年7月から2020年7月まで香港証券取引所のメインボード及び成長企業市場の上場委員会の委員を務めた。同氏は以前、在香港カナダ商工会議所(Canadian Chamber of Commerce)の執行委員を務め、現在は同会議所の会頭を務めている。同氏は以前、1998年から2004年及び2006年から2012年の期間に香港のカナダ・インターナショナル・スクールの校長を務め、また財政管理委員会の委員を務めた。ロバーツ氏は、副会長の役職を含め、香港公認会計士協会の職業倫理委員会(Professional Conduct Committee)の委員として9年間務めた。ロバーツ氏は商学士号を有している。同氏はカナダアルバータ州及びブリティッシュ・コロンビア州勅許会計士協会(Chartered Professional Accountants of Canada, Alberta and British Columbia)の勅許会計士であるとともに、香港公認会計士協会のフェローである。

任期：2025年5月21日(再選)から2028年度年次総会まで

取締役代行者**フランク・ジョン・シクスト (Frank John SIXT)**

フランク・ジョン・シクスト(74歳)は、2015年6月に、リ・ツァー・クォイ、ヴィクター氏(HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会の副会長であり、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の非執行取締役である。)の取締役代行者に就任した。同氏はまた、HEC社の取締役代行者である。シクスト氏は、CKハチソン社の執行取締役、グループ共同マネージング・ディレクター兼グループ財務担当ディレクター、TOMグループの非執行会長、CKI社の執行取締役、TPGテレコムの子会社非執行取締役、及びセノバス・エナジー・インク(Cenovus Energy Inc.)(以下「セノバス・エナジー社」という。)の取締役である。シクスト氏は以前、ハチソン・テレコミュニケーションズ(オーストラリア)リミテッド(Hutchison Telecommunications (Australia) Limited)(以下「HTAL社」という。)(現ハチソン・テレコミュニケーションズ(オーストラリア)プロプライエタリー・リミテッド(Hutchison Telecommunications (Australia) Pty Limited))の会長兼取締役代行者を務めていた。上記の企業は、本トラスティ・マネジャー、HEC社及びHTAL社を除き、全て上場企業である。同氏は、40年超の法務、国際金融及びリスク管理の経験を有し、財務報告制度、リスク管理、内部統制制度及び持続可能性問題と関連リスクの監督に関する深い専門知識を有する。シクスト氏は、香港証券先物条例第XV部の意味における本株式ステープル受益証券の特定大量保有者の取締役、及び本株式ステープル受益証券の特定大量保有者により支配される特定企業の取締役を務めている。同氏は文学修士号及び民事法の学士号を有しており、カナダのケベック州及びオンタリオ州の法曹団及びロー・ソサイエティの会員である。

HKエレクトリック・インベストメンツ社管理職**チャン・ロク・マン, ノーマン (CHAN Lok Man, Norman)**

チャン・ロク・マン(55歳)はプロジェクト担当ジェネラル・マネジャーであり、1994年1月から本グループに所属している。同氏は、発電プロジェクトの実行管理において31年超の経験を有している。同氏は機械工学の工学学士号及び経営学の哲学修士号を有している。同氏は勅許技術者であり、香港技術者協会と英国の機械技術者協会の会員である。

チョウ・フォ・シン (CHOW Fo Shing)

チョウ・フォ・シン（56歳）は発電担当ジェネラル・マネジャーであり、1994年9月から本グループに所属している。同氏は、発電事業において31年超の経験を有している。同氏は機械工学の工学学士号及び機械工学の理学修士号を有している。

ホー・イン・ピウ, ビル (HO Yin Piu, Bill)

ホー・イン・ピウ, ビル（55歳）は経営企画担当ジェネラル・マネジャーであり、2019年1月に本グループに入社した。同氏は、中国本土及び香港における電力事業者の経営企画及び事業運営において30年超の経験を有している。ホー氏はまた香港商界環保協会（Business Environment Council）のディレクターである。同氏は工学の学士号、経営管理学の修士号、及び実務会計学の修士号を有している。同氏は勅許技術者であり、香港技術者協会、英国工学技術協会及び香港董事学会の会員である。

レオン・ワイ・キン (LEUNG Wai Kin)

レオン・ワイ・キン（55歳）はカスタマー・サービス担当ジェネラル・マネジャーであり、1992年9月から本グループに所属している。同氏は、電力プロジェクト管理、経営企画、カスタマー・サービスにおいて30年超の経験を有している。同氏は、電気電子工学の工学士号及び経営管理学の修士号を有している。同氏は勅許技術者であり、香港技術者協会及び英国工学技術協会の会員である。

リャオ・チュン・ピン, ジョン (LIAUW Chung Ping, John)

リャオ・チュン・ピン, ジョン（57歳）は広報担当ジェネラル・マネジャーであり、2013年6月に本グループに入社した。同氏は、ジャーナリズム及びコーポレート・コミュニケーションにおいて34年超の経験を有している。同氏はコミュニケーション学の社会科学（優等）学士号及び中国研究と国際・公共政策（MIPA）の2つの修士号を有している。

シウ・チュン・キョン, マイケル (SHIU Chun Keung, Michael)

シウ・チュン・キョン, マイケル（57歳）は情報技術担当ジェネラル・マネジャーであり、2020年11月から本グループに所属している。同氏は、情報技術、サイバーセキュリティ、通信分野において35年超の国内外での経験を有している。同氏は工学の（優等）理学士号及び経営管理学の修士号を有している。

スー・ヒン・ルン, アラン (SO Hin Lun, Alan)

スー・ヒン・ルン, アラン（57歳）はグループ・コマーシャル担当ジェネラル・マネジャーであり、1991年9月から本グループに所属している。同氏は、電力プロジェクト及び調達活動の管理において34年超の経験を有している。同氏は、機械工学の理学士号及び理学修士号を有している。

ウォン・キム・マン (WONG Kim Man)

ウォン・キム・マン（65歳）は最高財務責任者であり、2010年9月から本グループに所属している。同氏は、財務管理及び会計において40年超の経験を有している。同氏は経営管理学の学士号と修士号を有している。同氏はまた、香港公認会計士協会及び米国公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants）の会員である。

ウー・クォク・クォン, デニス (WU Kwok Kwong, Dennis)

ウー・クォク・クォン, デニス（61歳）は人事担当ジェネラル・マネジャーであり、2014年6月に本グループに入社した。同氏は、香港の官民双方のセクターの組織において人事管理及び総務に関する30年超の経験を有している。同氏はトレーニング学の理学修士号を有しており、香港人的資源管理学会（Hong Kong Institute of Human Resource Management）の専門会員、英国ホスピタリティ協会（Institute of Hospitality (UK)）の会員である。

ヨン・クォン・トゥン, トニー (YEUNG Kwong Tung, Tony)

ヨン・クォン・トゥン, トニー(62歳)は送電及び配電担当ジェネラル・マネジャーであり、1987年9月から本グループに所属している。同氏は、電力供給事業において38年超の経験を有している。同氏は電気工学の理学修士号を有している。同氏は勅許技術者及び登録専門技術者であり、香港技術者協会のフェロー及び英国工学技術協会の会員である。

本トラスティ・マネジャー秘書役及び会社秘書役**ン・ウェイ・チョン, アレックス (NG Wai Cheong, Alex)**

ン・ウェイ・チョン, アレックス(56歳)はグループ法律顧問兼会社秘書役であり、2008年11月から本グループに所属している。同氏はまた、PAH社のグループ法律顧問兼会社秘書役である。同氏は法律、規制及び法令遵守の分野において25年超の経験を有している。ン氏は理学士号と法学士号を有している。同氏は香港並びにイングランド及びウェールズにおける事務弁護士資格を有している。

統合コーポレート・ガバナンス報告書

本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役会は、2025年12月31日に終了した会計年度に係るコーポレート・ガバナンス報告書を提示する。

コーポレート・ガバナンス

本取締役会は、高い水準のコーポレート・ガバナンスを維持するように努めており、健全かつ有効なコーポレート・ガバナンスの実務慣行が本トラスティ・マネジャー及び本トラスト・グループの円滑、効果的かつ透明性のある運営の基盤であり、投資を誘引し、本株式ステープル受益証券保有者及びその他の利害関係者の権利を保護し、本株式ステープル受益証券の価値を増大させる能力の基礎となるものであると認識している。本トラスティ・マネジャー及び本トラスト・グループのコーポレート・ガバナンスの実務慣行は、これらの目的を達成するように設定されており、プロセス、方針及びガイドラインの枠組を通じて維持されている。

本トラスティ・マネジャーにより管理されている本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、いずれも香港証券取引所のメインボードに上場されており、香港上場規則の規定の適用を受ける。本信託証書に基づき、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、それぞれ、香港上場規則及びその他の関連法令を本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社が遵守することに責任を負い、香港上場規則の義務を確実に遵守し、香港証券取引所に対する開示内容を調整するために相互に協力する。

本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、下記に記載及び説明されるものを除き、2025年12月31日に終了した会計年度を通じて、コーポレート・ガバナンス規則の適用条項を遵守している。

ビジョン、使命、及び基本的価値観

本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、香港の電力事業において優位を占めるというビジョンを持ち、株主価値を増大させ、優れた需要家サービスと供給信頼度を提供し、協調的で献身的な労働力を育成し、本グループがサービスを提供しているコミュニティをケアし、本グループのあらゆる活動において環境に配慮し、本グループの業務の効率向上を推進するという使命に献身的に取り組んでいる。4つの基本的価値観、すなわち、優秀さの追求、誠実さ、尊重と信用、思いやりを指針として、本グループはその事業を合法的かつ倫理的に責任をもって運営することを約束している。

本取締役会は、本グループの事業の長期的な持続可能性を確保することに取り組んでおり、本グループの事業運営のための持続可能性アプローチを定める持続可能性方針を策定し、HKエレクトリック・インベストメンツ社のウェブサイト上で公表している。

本取締役会の指揮の下、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、上記のビジョン、使命、基本的価値観及び持続可能性アプローチを従業員と利害関係者に浸透させるとともに、本グループの日常の業務運営に取り入れている。本トラスト・グループの実績に関する情報、並びに本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社が長期にわたって価値を生み出し、上記のビジョン及び使命を実現するための戦略を策定する際の基礎となる情報は、前記「(1) 投資方針 - 長期成長戦略」並びに後記「5 運用状況 - (1) 投資状況」の「会長声明」及び「最高経営責任者による報告」に記載されている。

取締役会

本トラスティ・マネジャー取締役会及びHKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会は、それぞれ、会長の指揮の下かつ同一の個人により構成されており、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社のそれぞれの経営及び業務に対して連帯責任を負う。これらの責任には、戦略及び方針の承認と監視、年次予算及び事業計画の承認、業績の評価、並びに経営陣の監督が含まれる。経営陣は、最高経営責任者の指揮の下、本グループの日常の業務に責任を負う。執行取締役で構成される本トラスティ・グループの上級管理職は、取締役会及び最終的には本株式ステーブル受益証券保有者に対する説明責任を負う。

取締役は、常に本トラスティ・グループの情報（取締役会の書類及び関連書類）に全面的かつ適時にアクセスする権利を有する。取締役による検討のため、本グループの財務状態と業績の概要に加え、各事業の実際の業績と予算上の業績予測を主要な相違点の説明とともに記載した財務要約書が取締役に毎月送付される。

非執行取締役及び独立非執行取締役を含む全ての取締役は、管理職から本トラスティ・グループに関する情報の提供を独自に受けることができ、ガバナンスに関する事項と取締役会の手続について会社秘書役から無制限に助言及び業務の提供を受けることができる。取締役は、本トラスティ・マネジャー又はHKエレクトリック・インベストメンツ社の費用負担により、自己が必要とみなすときはいつでも、独立の専門家の助言を求めることができる。

本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、全ての取締役のために、取締役の責任に係る保険契約を締結している。

本取締役会の構成

本取締役会は、現在、5名の執行取締役、6名の非執行取締役及び6名の独立非執行取締役により構成されている。独立非執行取締役の数は香港上場規則に基づく3分の1要件を満たしており、そのうち2名以上は適切な専門資格又は会計若しくは関連する財務管理の専門知識を有している。

2025年度においては、2025年7月1日付で、クワン・イン・レオン氏が辞任し、チョイ・ワイ・マン氏が執行取締役に就任した。

2026年4月8日現在の取締役の経歴詳細は、前記「本取締役会及び管理職」に記載されている。取締役の最新の一覧（取締役の経歴に関する情報を含む。）は、HKエレクトリック・インベストメンツ社のウェブサイト上に維持されている。取締役全員の氏名、役割及び機能は、香港証券取引所のウェブサイトに掲載されている。

取締役会委員会

本トラスティ・マネジャー取締役会及びHKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会は、それぞれ、本トラスティ・マネジャー監査委員会及びHKエレクトリック・インベストメンツ社監査委員会による支援を受けており、さらにHKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会は、指名委員会、報酬委員会及び持続可能性委員会による支援を受けている。これらの委員会の詳細は本統合コーポレート・ガバナンス報告書において後述され、委員会の職責範囲はHKエレクトリック・インベストメンツ社のウェブサイト及び香港証券取引所のウェブサイトに掲載されている。

本取締役会の進行

本トラスティ・マネジャー取締役会とHKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会は、統合された会議を開いている。およそ四半期間隔で、毎年4回会議が開催される。また、正当な理由がある場合には、追加的に取締役会の会議を開催する。定例会議の予定は、取締役に出席のスケジュールを調整する十分な時間を与えるため、前年の最終四半期中に設定する。取締役は、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の附属定款に基づき、自ら会議に出席するか、又は電話若しくはその他の電子的手段により、若しくは自己の取締役代行者を通じて会議に出席することができる。当会計年度を通じて、取締役はまた、書面の決議を通じて、議事を検討及び承認しており、かかる決議の書面は、必要に応じて最高経営責任者又は会社秘書役からの説明書要旨とともに取締役に回覧される。取締役は、取締役会の会議及び書面回覧の決議において検討すべき事項に自己の利害関係が伴う場合には、これを表明することを義務付けられている。

取締役は、定例会議について14日前までに書面による招集通知を受け、議事日程に含めるべき議題を提案することができる。議事日程は関連する取締役会の書類とともに、定例会議の3日前までに取締役に送付される。会社秘書役は会長を補佐して、十分な情報に基づいた判断を行うために、議事日程に設定された各事項について取締役が適切な情報の提示を受けられるようにするとともに、取締役から求められた説明の提供について経営陣との間の調整役を務める。

本取締役会の議事録は会社秘書役が作成し、決定された事項、提示された懸念、表明された反対意見について詳細に記載する。議事録の草稿は、全ての取締役に送付し、コメントを求める。議事録の最終版は、会社秘書役が保管し、取締役の閲覧に供される。コピーは、各会議の終了後合理的な期間内に、記録の提供のために取締役に送付する。この取り決めは、取締役会委員会の会議にも適用される。

取締役の会議出席状況

取締役は、本取締役会及び取締役会委員会の会議並びに年次総会への参加を通じて本トラスト・グループの業務に従事している。加えて、会長は、他の取締役を同席させることなく、独立非執行取締役との会合を開き、本グループとその事業運営に関する事項について独立非執行取締役の独立の見解に耳を傾けている。2025年度における会議出席記録は下記の通りである。

取締役	HKエレクトリック・インベストメンツ社						本トラスティ・マネジャー			2025年 統合 年次総会
	取締役会	監査 委員会	報酬 委員会	指名 委員会	持続 可能性 委員会	会長及び 独立非執 行取締役 間の会議	取締役会	監査 委員会	会長及び 独立非執行 取締役間の 会議	
執行取締役										
フォク・キン・ニン, カ ニング (会長)	4/4	-	1/1	-	-	2/2	4/4	-	2/2	
チェン・チャー・イン, フランシス (最高経営責任者)	4/4	-	-	-	2/2	-	4/4	-	-	
チャン・ロイ・シュン	4/4	-	-	-	-	-	4/4	-	-	
チョイ・ワイ・マン (注1)	2/2	-	-	-	1/1	-	2/2	-	-	-
クワン・イン・レオン (注2)	2/2	-	-	-	1/1	-	2/2	-	-	
ワン・ユアンハン	4/4	-	-	-	-	-	4/4	-	-	
非執行取締役										
リ・ツァー・クォイ, ヴィクター (副会長)	4/4	-	-	1/1	-	-	4/4	-	-	
ファハド・ハマド・A・ H・アル モハナディ	1/4	-	-	-	-	-	1/4	-	-	x
ロナルド・ジョセフ・ アーカリ	4/4	4/4	-	-	-	-	4/4	4/4	-	
デヴェン・アルヴィン ド・カルニク	4/4	-	-	-	-	-	4/4	-	-	
ワン・ジジャン	3/4	-	-	-	-	-	3/4	-	-	
ズー・グアンチャオ	3/4	-	-	-	-	-	3/4	-	-	x
独立非執行取締役										
フォン・チー・ウェイ, アレックス	4/4	-	1/1	-	2/2	2/2	4/4	-	2/2	
コー・ポー・ワー	4/4	4/4	-	-	-	2/2	4/4	4/4	2/2	
クワン・カイ・チョン	4/4	-	-	1/1	-	2/2	4/4	-	2/2	
リー・ラン・イー, フラ ンシス	4/4	4/4	-	1/1	-	2/2	4/4	4/4	2/2	
ジョージ・コリン・マ グナス	4/4	-	-	-	-	2/2	4/4	-	2/2	
ドナルド・ジェフリー・ ロバーツ	4/4	4/4	1/1	-	-	2/2	4/4	4/4	2/2	

(注1) 2025年7月1日付で、本取締役会の執行取締役及びHKエレクトリック・インベストメンツ社持続可能性委員会の委員に就任した。

(注2) 2025年7月1日付で、本取締役会の執行取締役を辞任し、同時にHKエレクトリック・インベストメンツ社持続可能性委員会の委員を離任した。

各取締役は、各自の職務及び取締役責任に見合った本トラスト・グループへの貢献を行っていること、本トラスト・グループの業務に十分な時間を割いて専心していることを確認しており、他の公開企業又は組織における自己の役職及びその他の重要な社外活動について開示し、その後の変更についてHKエレクトリック・インベストメンツ社に対し適時に更新情報を提供している。

取締役会業績評価

本取締役会は、適切なコーポレート・ガバナンスと取締役会の有効性を確保するために、HKエレクトリック・インベストメンツ社指名委員会のサポートを受け、本取締役会の業績の定期的な評価を実施している。年次評価プロセスの一環として、各取締役は幅広いトピックを網羅した質問票に回答する。その内容は、(a)取締役会の構成と専門知識、取締役会に関する情報、取締役会の運営プロセスと有効性、継続的な能力開発と教育、取締役会の説明責任とリーダーシップ、(b)各取締役会委員会の構成と専門知識、運営プロセスと有効性、並びに(c)本取締役会及び取締役会委員会の業績についての自己の見解及び取締役会の運営プロセスを改善するための提案等である。評価結果はその後分析され、指名委員会及び本取締役会に提出され、社内の精査を受ける。

当会計年度終了後、本取締役会は上述の方法により2025年度の本取締役会の業績の評価を行い、その結果は、2026年3月開催の指名委員会及び本取締役会の各会合において精査された。肯定的な回答が寄せられたのは、能力・経験・スキル面において適切にバランスが取れた本取締役会の多様性、本取締役会、経営陣及び本株式ステーブル受益証券保有者間の適時かつ効果的なコミュニケーション、並びに取締役に対して提供される継続的な能力開発研修についてであった。かかる業績評価を精査した結果、取締役は、本取締役会及び取締役会委員会が引き続き効果的に運営されていると判断した。

指名、任命及び再選

本信託証書及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の附属定款に基づき、一時的な欠員の補充又は増員のためにHKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会により任命された取締役は、さらに本トラスティ・マネジャーの取締役に任命されることになっている。

取締役は全て年単位(12ヵ月間)(但し、最初の任期は就任の年の12月31日までの期間とする。)で任命されており、本信託証書及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の附属定款に基づき、少なくとも3年に1回、年次総会において順序に従って退任し、再選される。一時的な欠員の補充のために任命された取締役の任期は、直後の株主総会までとし、増員のために任命された取締役の任期は、次回の年次株主総会までとし、当該総会において再選される資格を有する。

次の年次総会において順序に従って退任する予定の取締役は、ロナルド・ジョセフ・アーカリ氏、チェン・チョー・イン、フランシス氏、ジョージ・コリン・マグナス氏、ワン・ユアンハン氏及びワン・ジジャン氏である。2025年度年次総会后に取締役に就任したチョイ・ワイ・マン氏も、次の年次総会において退任する。上記の退任予定の取締役は全て、自己の再選を提案している。これらの取締役について香港上場規則に基づき開示することが要求される情報は、香港における2025年度の年次報告書と併せて本株式ステーブル受益証券保有者に送付される通知に記載されている。

上記の取締役は、いずれも、本トラスティ・マネジャー又はHKエレクトリック・インベストメンツ社が1年以内に補償金の支払いなしで(法定の補償金を除く。)終了させることができない役務契約は締結していない。

指名のプロセス

下記の図は、取締役の新規任命及び選任又は再選について、取締役任命方針に定める指名プロセスの概要を示している。

指名委員会
<ul style="list-style-type: none"> 本グループの事業に適合するスキル、経験、専門知識及び多様な視点に加え、性別、年齢、民族性、文化的・教育的な背景、専門的な経験及び資格並びにその他随時関連し得る要因を含む、多様性に関するさまざまな面の利点などの観点から、本取締役会にもたらず利益と属性に基づいて、候補者及び現任の取締役について検討する。 上記の要因に基づいて追加、交代、再任される取締役の任命又は指名についてHKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会に候補者の推薦を行う。 取締役の追加又は交代が必要となる場合、取締役、本株式ステープル受益証券保有者、経営陣、顧問、外部の管理職人材斡旋会社からの推薦を含む、複数の手段を利用して適した候補者を特定する。

本取締役会	
新規任命	選任又は再選
<ul style="list-style-type: none"> 指名委員会からの推薦について検討し、当会計年度中の取締役の任命を承認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 指名委員会からの推薦について検討し、取締役の選任又は再選について本株式ステープル受益証券保有者に推薦する。

本株式ステープル受益証券保有者
<ul style="list-style-type: none"> 総会又は年次総会において取締役の選任又は再選を承認する。 HKエレクトリック・インベストメンツ社附属定款第16.5条に従って、退任する本取締役以外の者を総会において取締役に選任すべき候補者として指名することができる。その手続については、HKエレクトリック・インベストメンツ社のウェブサイトに掲載されている。

多様性

本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、企業戦略を実現するとともに株主価値を増進する本取締役会の意思決定能力と全体的な有効性を強化することができる、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の戦略にとって適切なバランスの取れたスキル・セット、経験、専門知識、視点の多様性を有する適格で有能な取締役を備えることの重要性を認識している。

本取締役会全体は、本取締役会の構造、規模、多様性に関する状況及びスキル・マトリックス、新任の取締役の選任、並びに取締役の承継計画の審査について最終的に責任を負う。本取締役会は、その職責をHKエレクトリック・インベストメンツ社の指名委員会に委任するとともに、取締役任命方針及び取締役会多様性方針を設定している。これらの方針は、前述の多様性に関する基準及び目標に基づき、上記プロセスを実行するためのアプローチと手続に関する指針を示すものであり、HKエレクトリック・インベストメンツ社のウェブサイト上で公開されている。HKエレクトリック・インベストメンツ社の指名委員会はこれらの方針の実施状況を毎年精査し、それらの有効性を引き続き確保するために必要とされる改定について本取締役会に勧告し、承認を受ける。

現在、本取締役会には女性の独立非執行取締役1名が在任している。本取締役会は引き続き、将来の取締役の任命の際にジェンダー・ダイバーシティを尊重する方針であるが、本取締役会における適切な取締役候補者の選任において多様性のあらゆる面が総合的に考慮されるべきであると考えていることから、さらなるジェンダー・ダイバーシティの拡大のための具体的な目標又は期限は設定していない。

HKエレクトリック・インベストメンツ社はまた、本グループ全体における多様性の重要性を認識している。同社は、従業員のために多様で包摂的かつ協力的な職場環境（個人の違いが尊重され、全ての従業員が尊厳をもって扱われる環境）を構築するための指針として、「従業員の多様性に関する方針（Workforce Diversity Policy）」を策定し、同社のウェブサイトに掲載している。従業員全体におけるジェンダー・エンパワーメント、ジェンダー平等及びジェンダー・ダイバーシティの推進状況は継続的に監視されており、本グループのあらゆるレベルで従業員の意識向上とインクルーシブな慣行の定着を図るため、ダイバーシティ及びインクルージョンに関連する内容について、随時従業員への研修を実施している。

取締役会のレベルにおけるジェンダー・ダイバーシティに関するアプローチは、上級管理職を含む本グループの人員に対しても同様に適用される。2025年12月31日現在、本グループの従業員（上級管理職を除く。）の男女比は女性が21.81%、男性が78.19%であるのに対して、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の執行取締役からなる上級管理職の男女比は100%が男性である。本グループは、多様性ある包摂的な労働環境を推進するためのジェンダー・ダイバーシティの価値を認識しており、あらゆるレベルにおける女性の進出拡大を歓迎する。しかしながら、現在のところ本グループは、従業員についての具体的なジェンダー目標やスケジュールを設定することは適切ではないと考えている。多くの技術職における女性候補者の確保は現在のところ幾分限定的であり、本グループは機会均等雇用者として、適材適所の人事決定に際してその他の関連要因についても考慮している。

2025年12月31日現在における本取締役会の多様性に関する状況は以下の通りである。



以下の表は、本取締役会が保有するスキルの一覧であり、これは指名委員会によって毎年確認されている。

スキル及び専門知識	概要	本グループにとっての重要性	取締役数 (注)
取締役会のガバナンス / リーダーシップ	会社の方向性を監督し、ガバナンス基準を維持する能力	効果的なリーダーシップのために、長期的な経営責任、説明責任及び透明性を確保する	17
事業経営	組織運営及び業務管理の経験	業績を達成するために、事業上の意思決定と業務規律を主導する	15
戦略的計画 / リスク管理	長期戦略の策定及びリスクの特定・評価・軽減に関するスキル	リスクを管理し、企業目標を達成するための戦略的に計画を立てる	8
規制の仕組 / 公共政策	電力業界における規制の枠組や政策動向に関する理解	規制の仕組や動向、及びそれらがHEC社の事業に与える影響を評価する	11
会計 / 財務	財務管理及び報告、並びに金融取引に関する知識	意思決定を支援し、株主価値を守るために、財務戦略と報告を監督する	8
法令 / 規制	法令・規制遵守に関する経験	コンプライアンスを徹底するため、法令・規制上のリスクを管理する	1
エンジニアリング	電力会社の事業における技術・運営面の理解	HEC社の事業における技術的な課題を評価する	7
関連業界に関する知識 / 経験	エネルギー、電力会社、又はインフラ業界における経験	改善を推進するため、業界の知見、市場動向、及び運営上の視点を提供する	13
持続可能性	環境・社会・ガバナンス（以下「ESG」という。）戦略、業務における持続可能性及び責任ある投資の実践に関する理解	長期的な持続可能性パフォーマンスの向上を推進する	4
気候関連リスク及び機会	気候変動の影響、及び移行と脱炭素化に伴うリスクと機会に関する知識	HEC社の事業を世界の脱炭素化の潮流に合わせ、長期的なレジリエンスを構築する	4
情報技術 / データ	情報技術、デジタル・システム、サイバーセキュリティ、データ・ガバナンス及び分析に関する知識	HEC社の重要なITインフラ、サイバーセキュリティのレジリエンス、デジタル・トランスフォーメーションに関する取組、及びデータ・ガバナンスを監督する	5

(注) 1名の取締役が複数のスキル及び/又は専門知識を有する場合がある。

上記のスキルと専門知識の組み合わせにより、本取締役会の意思決定能力と全体的な有効性が高められており、またこれらは、本グループの中核的価値観及び企業戦略と合致している。

取締役会の独立性

本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、本取締役会の強い独立性を推進することに取り組んでいる。

独立非執行取締役は、本トラスト・グループとの間に実質的な関係を一切有していないことについて本取締役会の納得を得る必要がある。本取締役会は、独立非執行取締役の独立性の判断において、香港上場規則に定める独立性の基準を指針とする。

各独立非執行取締役は、香港上場規則ルール3.13に定める各事項に従い、自己の独立性（その近親者も含む）に関する2025会計年度の確認書を本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社に提出しており、本取締役会は、これを精査した結果、引き続き当該各取締役が独立性を有すると判断している。

本取締役会は、取締役が独立した見解と意見を本取締役会に提供するためのメカニズムを設定しており、2025会計年度における当該メカニズム及びそれらの実施状況については、本取締役会が精査した結果、有効であると判断した。会長は独立非執行取締役との間で、その他の取締役が同席しない会議を毎年開催し、会議では議題を制限せず、自主的な意見を述べるよう促し、開かれた建設的な対話を促進している。当会計年度中に、会長は、独立非執行取締役との間でこのような会議を2度開催し、本グループ及びその事業運営に関連する事項について議論した。加えて、独立非執行取締役を含む全ての取締役は、本統合コーポレート・ガバナンス報告書において前述された取締役会業績評価を通じて、価値ある見解と意見を本取締役会に提供している。独立非執行取締役は、本取締役会のメンバーとしての任命に対する固定報酬及び/又は各取締役会への出席に対する追加報酬を受け取るが、いずれも本グループの業績に連動するものではない。独立非執行取締役はいずれも財政的に本グループに依存していない。

競合事業における取締役の利害関係

いずれの取締役も、香港における発電、送電、配電及び電力供給に係る本グループの事業と直接的又は間接的に競合する又はその可能性がある本グループの事業とは別個の事業について一切の利害関係を有していない。

取締役の専門性開発と導入研修

HKエレクトリック・インベストメンツ社は、取締役に対する継続的専門能力開発（以下「CPD」という。）研修を設定、実施することにより、本トラスト・グループが事業を行っている商業上、法律上、規制上の環境における最新の動向や変化について取締役が常に把握できるよう支援するとともに、上場企業の取締役の役割、機能及び義務に関する知識とスキルを再認識させている。取締役は、外部研修、社内研修、又は自主学习により、自らCPDに取り組むことができる。会社秘書役は、取締役が受講したCPD研修の記録を管理しており、これは監査委員会によって定期的に審査される。

新たに取締役に就任したチョイ・ワイ・マン氏（HKエレクトリック・インベストメンツ社において初めての取締役就任である。）は、2025年12月31日に終了した会計年度において、就任後に24時間を超える研修を受講し、香港上場規則により求められる最低研修時間を満たした。

当会計年度中、全取締役は継続的専門能力開発研修に参加し、香港上場規則に基づく関連要件を遵守した。参加状況の詳細は以下の通りである。

取締役	研修時間数			研修時間 数合計
	外部研修(注1) 内容(注4)	社内研修(注2) 内容(注4)	自主学习(注3) 内容(注4)	
執行取締役				
フォク・キン・ニン, カニング (会長)	- -	- -	17.5 (), (), (), (), ()	17.5
チェン・チョー・イン, フランシス (最高経営責任者)	- -	3.0 (), (), ()	18.5 (), (), (), (), ()	21.5
チャン・ロイ・シュン	- -	3.0 (), (), ()	20.6 (), (), (), (), ()	23.6
チョイ・ワイ・マン (2025年7月1日就任)	- -	3.0 (), (), ()	24.5 (), (), (), (), ()	27.5
ワン・ユアンハン	- -	- -	21.5 (), (), (), (), ()	21.5
非執行取締役				
リ・ツァー・クォイ, ヴィクター (副会長)	- -	- -	17.6 (), (), (), (), ()	17.6
ファハド・ハマド・A・H・アル モ ハナディ	- -	- -	21.5 (), (), (), (), ()	21.5
ロナルド・ジョセフ・アーカリ	17.8 (), (), (), ()	- -	19.2 (), (), (), (), ()	37.0
デヴェン・アルヴィンド・カルニク	- -	- -	21.5 (), (), (), (), ()	21.5
ワン・ジジャン	- -	- -	21.5 (), (), (), (), ()	21.5
ズー・グアンチャオ	- -	- -	21.5 (), (), (), (), ()	21.5
独立非執行取締役				
フォン・チー・ウェイ, アレックス	- -	- -	34.4 (), (), (), (), ()	34.4
コー・ポー・ワー	4.0 (), ()	- -	25.1 (), (), (), (), ()	29.1
クワン・カイ・チョン	- -	- -	36.0 (), (), (), (), ()	36.0
リー・ラン・イー, フランシス	- -	- -	28.0 (), (), (), (), ()	28.0
ジョージ・コリン・マグナス	- -	- -	6.2 (), (), (), (), ()	6.2
ドナルド・ジェフリー・ロバーツ	- -	3.0 (), (), ()	20.1 (), (), (), (), ()	23.1

(注1) 外部研修には、外部機関が提供する対面研修又はオンライン・ウェビナーが含まれる。2025年における外部研修の提供機関には、香港弁護士会(The Law Society of Hong Kong)等の専門団体、香港のプロフェッショナルな法律事務所、及びシンガポールの金融セクター向け認定・認証機関が含まれる。

(注2) 社内研修には、HKエレクトリック・インベストメンツ社が手配する研修が含まれる。

(注3) 自主学习には、特定の内容に関する記事の読解や動画の視聴を通じた自主的な学習が含まれる。

（注4） CPD研修の内容は以下の通りである。

- （ ） 取締役会、その委員会及び取締役の役割、機能及び責任、並びに取締役会の有効性
- （ ） 香港法及び香港上場規則に基づく上場会社の義務及び取締役の責務、並びに当該義務及び責務の履行に関連する主要な法律及び規制上の動向（香港上場規則の改定を含む。）
- （ ） コーポレート・ガバナンス及びESG関連事項（上場会社及びその事業に関連するサステナビリティ又は気候関連のリスク及び機会に関する動向を含む。）
- （ ） リスク管理及び内部統制
- （ ） HKエレクトリック・インベストメンツ社に関連する業界特有の動向、ビジネス・トレンド及び戦略に関する最新情報。

当会計年度中に新たに執行取締役就任したチョイ・ワイ・マン氏に対し、HKエレクトリック・インベストメンツ社は、本グループの運営及び事業に関する説明とオリエンテーション資料一式に加え、法定規則及び香港上場規則に基づく取締役の職務と責任に関する情報を提供した。チョイ氏は、2025年6月19日に、香港上場規則ルール3.09Dに基づき香港法に関する助言を行う資格を有する法律事務所から、適用法令に定められる取締役の職務と責任に関する法的助言を受け、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役としての義務を理解していることを確認した。

取締役の証券取引

本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、内部情報と証券取引に関する方針を設定しており、当該方針は証券取引の規制、並びに本トラスト・グループ及びその証券に関する秘密又は非公開の内部情報に適用される予防的統制措置及び報告メカニズムについて定めている。

方針に記載される通り、本取締役会は、取締役による証券取引を規制する行動規範として、モデル規約を採択している。さらに、上級管理職、その他の指定された管理職及びスタッフは、HKエレクトリック・インベストメンツ社においてそれぞれの役職に就いていることから、本トラスト・グループ及びその証券に関する内部情報を保有している可能性が高いため、モデル規約を遵守することが義務付けられる。当会計年度中に、これらの者に対し、モデル規約に規定される「ブラックアウト期間」中、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の有価証券取引を禁止する旨の注意書が送付されている。

全ての取締役は、特定の調査を受けて、2025年12月31日に終了した会計年度を通じてモデル規約を満たしていることを確認している。

財務報告及び開示に係る取締役の責任

年次報告書、中間報告書、財務諸表

取締役は、本トラスト・グループ、本グループ及び本トラスティ・マネジャーの業務の状況について真実かつ公正な概観を提示する半期ごと及び会計年度ごとに財務諸表を作成する責任があることを了解している。本トラスト・グループ、本グループ及び本トラスティ・マネジャーの中間業績及び年次業績は、それぞれ、当該期間の終了後2ヵ月以内及び3ヵ月以内に、適時に公開される。

会計方針

取締役は、財務諸表の作成において、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社が法定の要件を確実に満たし、一貫して採用されている適切な会計方針を適用し、適用される会計基準に基づく合理的かつ慎重な判断と見積りを行っていると考えている。

会計記録

取締役は、本トラスティ・マネジャー及び本グループが本トラスト・グループ、本グループ及び本トラスティ・マネジャーのそれぞれの財務状態を常時開示する適切な会計記録を維持し、かかる会計記録から本トラスト・グループ、本グループ及び本トラスティ・マネジャーのそれぞれの財務諸表を法定の要件と適切な会計方針に基づき作成可能とすることに責任を負う。

資産の保護

取締役は、本トラスト、本トラスティ・マネジャー及び本グループの資産の保護、並びに本トラスティ・マネジャー及び本トラスト・グループの内部における詐欺及びその他の違法行為の予防と発見のためにあらゆる合理的かつ必要な手段を講じることに責任を負う。

継続企業

取締役は、本トラスティ・マネジャー及び本グループが、それぞれ予見可能な将来にわたって事業を存続させるために十分な資源を有していると考えており、それぞれが継続企業として存続する能力に大きな疑念を生じさせるおそれがある事象又は条件に関連する重大な不確実性について了知していない。よって、本トラスト・グループ、本グループ及び本トラスティ・マネジャーの財務諸表は、継続企業ベースで作成されている。

開示

取締役は、内部情報、発表及び財務開示情報の適切かつ適時の開示について、香港上場規則及び法定規則に基づいて適用される要件について了解しており、必要な場合にはこれらの公開を承認する。

会社秘書役は、必要に応じて最高財務責任者及び専門アドバイザーと連携し、香港上場規則及び適用される法律・規則・規制に基づく内部情報、届出対象取引、関連取引及び適時開示義務について本取締役会に助言を行い、関連する開示義務が確実に遵守されるよう努める。

会長及び最高経営責任者

HKエレクトリック・インベストメンツ社の会長と最高経営責任者の役職には、異なる個人が就任し、少なくとも3年に1回、年次総会において順序に従ってその役職を退任し、再選される。本取締役会の会長はフォク・キン・ニン、カニング氏であり、HKエレクトリック・インベストメンツ社の最高経営責任者はチェン・チョー・イン、フランシス氏である。本トラスティ・マネジャーは、その役割が本トラストの管理という特定のかつ限定的なものであるため、最高経営責任者を任命していない。

HKエレクトリック・インベストメンツ社の会長及び最高経営責任者は、下記の通り明確な別個の職責を有している。

会長	最高経営責任者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各取締役会が本トラスト及び本グループのそれぞれの最善の利益のために確実に行動するように本取締役会を指揮し、その業務機能の発揮と効率的な運営を監督する。 ・ 善良なコーポレート・ガバナンスの実務慣行及び手続が確実に設定されるようにする。 ・ 本グループの利益と経営に関するあらゆる事項について、最高経営責任者に対する助言者として行動する。 ・ 取締役会の会議の議事日程を承認し、本取締役会の会議が効果的に計画、実施され、全ての取締役が取締役会の会議で提起される議題について適切に説明を受けるようにする。 ・ 独立非執行取締役との継続的な対話を維持し、独立した見解を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本グループの事業を経営管理し、本グループのあらゆる事業運営に関してHKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会に対する全面的な説明責任を負う。 ・ 本グループの方針の策定と順調な実施に取り組む。 ・ 戦略的事業計画の策定に取り組み、本グループの業績の維持を確保する。 ・ 事業の資金調達要件を確実に満たし、事業の運営上及び財務上の成績を計画と予算に照らして綿密に監視し、必要に応じて是正措置を取る。 ・ 会長及びその他の全ての取締役と継続的に対話を持ち、あらゆる主要な事業上の展開と問題について常時通知する。

本株式ステーブル受益証券、原資産株式ステーブル受益証券及び債務証券に対する取締役の持分及びショート・ポジション

2025年12月31日現在、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役及びチーフ・エグゼクティブの、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社又は(香港証券先物条例第XV部の意味における)いずれかの関係法人の本株式ステーブル受益証券、原資産株式ステーブル受益証券及び債務証券に対する持分又はショート・ポジションであって、香港証券先物条例第XV部第7章及び第8章に従って本トラスティ・マネジャー、HKエレクトリック・インベストメンツ社及び香港証券取引所に通知されているもの(香港証券先物条例の当該規定に基づき本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役及びチーフ・エグゼクティブが保有しているとみなされる持分及びショート・ポジションを含む。)、香港証券先物条例第352条に従って備え置くことが要求される登記簿に登録されているもの、又はモデル規約に従って本トラスティ・マネジャー、HKエレクトリック・インベストメンツ社及び香港証券取引所に対し別途通知されているものは以下の通りである。

本株式ステーブル受益証券におけるロング・ポジション

取締役氏名	内容	持分の性質	本株式ステーブル受益証券の保有口数	合計	発行済本株式ステーブル受益証券に対する概算比率
リ・ツアー・クォイ, ヴィクター	被支配法人の持分	企業	5,170,000 (注1)	7,870,000	0.08%
	信託の受益者	その他	2,700,000 (注2)		
フォク・キン・ニン, カニング	被支配法人の持分	企業	2,000,000 (注3)	2,000,000	0.02%
ドナルド・ジェフリー・ロバーツ	共有の持分	その他	1,398,000 (注4)	1,398,000	0.02%
ロナルド・ジョセフ・アーカリ	被支配法人の持分	企業	502	502	約0%

(注1) 当該本株式ステーブル受益証券は、リ・カシン・ファウンデーション・リミテッド（以下「LKSF社」という。）により保有されている。LKSF社の設立文書の条件により、リ・ツアー・クォイ, ヴィクター氏は、LKSF社の株主総会における議決権の3分の1以上を行使すること又は行使を支配することができる者とみなされる場合がある。

(注2) 当該本株式ステーブル受益証券は、ザ・リ・カシン・ユニティ・トラスト（以下「UT1」という。）の受託者であるリ・カシン・ユニティ・トラスティ・カンパニー・リミテッド（以下「TUT1」という。）により保有されている。リ・カシン・ユニティ・トラスティ・コーポレーション・リミテッド（ザ・リ・カシン・ユニティ・ディスクリーションリー・トラスト（以下「DT1」という。）の受託者であり、以下「TDT1」という。）及びリ・カシン・ユニティ・トラストコープ・リミテッド（別の裁量信託（以下「DT2」という。）の受託者であり、以下「TDT2」という。）は、それぞれ、UT1の受益証券を保有しているが、前記ユニット・トラストの信託資産を構成するいかなる特定の財産に係るいかなる利益又は持分に対する権利も有していない。DT1及びDT2のそれぞれの裁量受益者は、特に、リ・ツアー・クォイ, ヴィクター氏、同氏の妻子、及びリ・ツアー・カイ, リチャード氏である。

TUT1、TDT1及びTDT2の発行済株式資本全体がリ・カシン・ユニティ・ホールディングス・リミテッド（以下「ユニティ・ホールドコ」という。）により所有されている。リ・カシン氏及びリ・ツアー・クォイ, ヴィクター氏は、それぞれ、ユニティ・ホールドコの発行済株式資本全体の3分の1及び3分の2の持分を有している。TUT1は、受託者としての通常の業務の過程で本株式ステーブル受益証券の持分を保有する自己の義務及び権限のみを理由としてそれらの本株式ステーブル受益証券の持分を有しているだけであり、受託者としての自己の役割を果たす際には、ユニティ・ホールドコ、又は上述したユニティ・ホールドコの株式の所有者であるリ・カシン氏及びリ・ツアー・クォイ, ヴィクター氏とは一切無関係に、独立して当該本株式ステーブル受益証券の持分を保有する自己の権限を行使する。

リ・ツアー・クォイ, ヴィクター氏は、DT1及びDT2のそれぞれの裁量受益者であるので、上記に基づき、リ・ツアー・クォイ, ヴィクター氏は、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役として、香港証券先物条例に基づき、UT1の受託者としてTUT1によって保有されている前記本株式ステーブル受益証券に関する開示の義務を負うものとみなされる。

(注3) 当該本株式ステーブル受益証券は、フォク・キン・ニン, カニング氏とその妻が均等に所有する会社により保有されている。

(注4) 当該本株式ステーブル受益証券は、ドナルド・ジェフリー・ロバーツ氏とその妻が共有している。

上記で開示されているものを除き、2025年12月31日現在、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役及びチーフ・エグゼクティブはいずれも、香港証券先物条例第352条に従って備え置くことが要求される登記簿に登録されているか、又はモデル規約に従って本トラスティ・マネジャー、HKエレクトリック・インベストメンツ社及び香港証券取引所に対して別途通知されている、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社又は（香港証券先物条例第XV部の意味における）いずれかの関係法人の本株式ステーブル受益証券、原資産株式ステーブル受益証券又は債務証券に対する持分又はショート・ポジションを一切保有していない。

監査委員会

本トラスティ・マネジャー監査委員会及びHKエレクトリック・インベストメンツ社監査委員会は、3名の独立非執行取締役及び1名の非執行取締役から構成されている。これらの委員会の委員長はドナルド・ジェフリー・ロバーツ氏（独立非執行取締役）であり、その他の委員はロナルド・ジョセフ・アーカリ氏（非執行取締役）、コー・ポー・ワー氏（独立非執行取締役）及びリー・ラン・イー、フランシス氏（独立非執行取締役）である。信託証書により、両委員会の委員は同一であることが要求される。いずれの委員会の委員も、本トラスト、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の社外監査人のパートナー又は前パートナーではない。

職責

両監査委員会は、本トラスティ・マネジャー取締役会及びHKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会に対し直接報告を行い、外部監査役との関係を監督する主要な代表機関として機能する。両監査委員会の主な職責は、財務報告制度の審査と監督、財務情報の審査、社外監査人及びその任命に関する事項の検討、コーポレート・ガバナンス機能の審査及び開発、並びにリスク管理及び内部統制を通じて両取締役会の業務の遂行を補助することである。さらにHKエレクトリック・インベストメンツ社監査委員会は、HKエレクトリック・インベストメンツ社の内部通報手を監督する。監査委員会のメンバーは、職責の遂行のために必要な場合は、独立の専門家の助言を求めることができる。

2025年5月21日に改正された本トラスティ・マネジャー監査委員会及びHKエレクトリック・インベストメンツ社監査委員会の職責範囲は、HKエレクトリック・インベストメンツ社及び香港証券取引所のウェブサイト公開されている。

業務の実施状況

両監査委員会は、2025年に会議を4回開いた。経営陣は、委員会メンバーがその職責を遂行するために必要とされる情報及びリソースに関して、補佐するために、これらの会議全てに参加することができる。当会計年度中に、監査委員は、下記を含む事項を審査し、検討した。

- ・ 中間及び年次の決算及び報告書、並びに財務ハイライトの概要
- ・ リスク管理報告書、リスク管理及び内部統制制度の有効性に関する評価及び宣言、持続可能性に関するガバナンス及び管理、HKエレクトリック・インベストメンツ社の内部監査機能の有効性、内部監査計画、当会計年度中に作成された内部監査活動に関する全ての報告書、ESGリスク・機会管理枠組、コーポレート・ガバナンス方針（不正防止・贈収賄防止方針及び内部通報方針を含む。）、並びに新たに導入された不正リスク管理枠組
- ・ コーポレート・ガバナンス構造、並びにコーポレート・ガバナンス規則及びESG報告規則の遵守
- ・ 取締役及び上級管理職が行った継続的専門能力開発活動（ESGに関連する研修を含む。）、HKエレクトリック・インベストメンツ社の会計及び財務報告、内部監査、並びにESG実績及び報告機能のリソース、スタッフの資格及び訓練の十分性
- ・ 本株式ステーブル受益証券保有者連絡方針（Holder of Share Stapled Units Communication Policy）の実施状況及び有効性の評価のための本株式ステーブル受益証券保有者及び投資家向けのエンゲージメント活動に関する報告書

- ・ 監査関連事項（監査業務及び非監査業務に関する報酬、契約、独立性、再任、監査報告書並びに非保証業務に独立監査人を起用する際の事前承認方針及び手続の精査を含む。）
- ・ 本グループの係属中の訴訟及び請求、並びに本グループの違法行為又は非倫理的行為（内部通報ケースを含む。）及びサイバーセキュリティ事案の統計及び登録。
- ・ 本トラスティ・マネジャー監査委員会及びHKエレクトリック・インベストメンツ社監査委員会の職責範囲の改正。

社外監査人であるKPMGの代表者は、2回の会議に参加するよう招聘され、2024年度の監査済財務諸表、2025年度の監査計画及びさまざまな経理に関する事項について、委員会メンバーと協議した。また、両監査委員会は、未解決の問題や懸念事項がないことを確認するため、当会計年度中、KPMG及び内部監査部それぞれの代表者と、経営陣メンバーが同席しない非公開の会合を行った。

会計年度終了後、両監査委員会は、2026年3月に開催した会議において、2025年12月31日に終了した会計年度に係る本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表並びに本トラスティ・マネジャーの財務諸表、香港における2025年度年次報告書を審査し、財務諸表の承認並びに2026年度の本トラスト、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の外部監査人としてのKPMGの再任を勧告することを決議した。

指名委員会

HKエレクトリック・インベストメンツ社の指名委員会は、独立非執行取締役が過半数を占める4名のメンバーから構成される。指名委員会の議長はリー・ラン・イー、フランシス氏（独立非執行取締役）が務め、その他の委員会のメンバーは、コー・ポー・ワー氏（独立非執行取締役であり、2025年5月21日付で本委員会のメンバーに就任した。）、クワン・カイ・チョン氏（独立非執行取締役）及びリ・ツァー・クォイ、ヴィクター氏（非執行取締役）である。本トラスティ・マネジャーは、本信託証書及び本トラスティ・マネジャーの附属定款がHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役を求める指名委員会を設置しておらず、本トラスティ・マネジャーは、同一の個人により構成され、したがって指名委員会の設置要件は本トラスティ・マネジャーに関係ないものとみなされる。

職責

指名委員会は、HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会に対し直接報告を行う。指名委員会の主要な職責は、HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会の構造、規模及び構成（スキル、知識、経験、及び多様性に関する状況を含む。）を審査し、同取締役会がスキル・マトリックスを維持できるよう支援すること、選任及び任命のプロセスを円滑に進めること、香港市場規則に基づく規準を考慮して独立非執行取締役の独立性を評価すること、本統合コーポレート・ガバナンス報告書において前述された取締役任命方針及び取締役会多様性方針に定めるプロセス及び規準に従い、HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会に対して取締役の任命又は再任及び取締役の承継計画に関する提言を行うこと、各取締役の本取締役会への時間的コミットメントと貢献度、及びその職責を効果的に遂行する能力を定期的に検証・評価すること、並びに本取締役会の定期的な業績評価を支援することである。指名委員会のメンバーは、自己の職責の遂行のために必要な場合は、独立の専門家の助言を求めることができる。

2025年5月21日に改正された指名委員会の職責範囲は、HKエレクトリック・インベストメンツ社及び香港証券取引所のウェブサイト上に公開されている。

業務の実施状況

指名委員会は、2025年3月に会議を開催し、当該会議において、メンバーは下記を含む事項を行った。

- ・ 2024年12月31日に終了した会計年度について実施された取締役会の業績評価の結果を精査し、その結果に問題ないことを確認した。
- ・ 取締役会多様性方針及び取締役指名方針の実施状況と有効性を精査し、それらについて問題ないことを確認した。
- ・ HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会の構造、規模、多様性に関する状況及びスキル・マトリックス、並びに取締役会のニーズについて精査した。
- ・ 独立非執行取締役の独立性について評価した。
- ・ 2025年度年次総会において再選が予定されている退任取締役全員の指名を提案することを決議した。
- ・ 指名委員会の職責範囲の改正内容を精査した。
- ・ クワン・イン・レオン氏の執行取締役辞任に伴う欠員を補充するため、チョイ・ワイ・マン氏を本取締役会の執行取締役に任命することを検討し、推薦した。

会計年度終了後、指名委員会は2026年3月に会議を開催し、当該会議において、各取締役の本取締役会への時間的コミットメントと貢献度、及びその職責を効果的に遂行する能力について、専門的資格や職務経験、現在務める上場企業における役員職及びその他の重要な外部業務への時間的コミットメント、並びに当該取締役の人格、誠実性、独立性、経験に関連するその他の要因や状況を考慮して、検証・評価を行った。指名委員会は、各取締役が本取締役会及び各委員会においてその職責を効果的に遂行していることを確認した。

報酬委員会

HKエレクトリック・インベストメンツ社の報酬委員会は、3名の委員から構成されており、その過半数は、独立非執行取締役である。報酬委員会の委員長はドナルド・ジェフリー・ロバーツ氏（独立非執行取締役）であり、その他の委員は、フォク・キン・ニン、カニング氏（取締役会会長）及びフォン・チー・ウェイ、アレックス博士（独立非執行取締役）である。本トラスティ・マネジャーは、報酬委員会を設置していない。これは、本トラスティ・マネジャーの取締役が、取締役としての地位において、一切の報酬を受ける権利を有しないためである。

職責

報酬委員会は、HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会に対し直接報告を行う。主な職責には、HKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役及び管理職の報酬に関する方針の審査と検討、並びに個人の報酬の決定が含まれる。

HKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役会は、執行取締役及び管理職の報酬の決定に関する指針を提供するために、本グループの財務、事業、サステナビリティに関する実績と収益性、業界における報酬のベンチマーク及び一般的な市場の条件を参考にした上で、常勤の取締役及び管理職の報酬に関する方針を定めている（当会計年度中に見直しが行われ、改正された。）。かかる報酬は実績主義であるべきあり、インセンティブ制度と組み合わせられることで、有能な従業員を勧誘し、維持する競争力を有するべきである。本グループの人事部門は、報酬委員会の検討事項について、関連する報酬データと市場の条件の提示を通じて報酬委員会を支援する。報酬委員会の委員は、必要がある場合、その義務を履行するため、独立の専門家の助言を求めることができる。当会計年度中に、本トラスト・グループは、株式ベースの報酬を有していない。

非執行取締役及び独立非執行役は、本取締役会のメンバーとしての任命に対する固定報酬及び/又は各取締役会委員会への出席に対する追加報酬を受け取る。かかる報酬はいずれも本グループの業績に連動していない。

業務の実施状況

報酬委員会は、2025年12月に会議を開催し、当該会議において、メンバーはHKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会により委任された責任の下で、下記を含む事項を行った。

- ・ 本グループの取締役及び管理職の報酬に関する方針と体系の改定内容を精査した。
- ・ 本グループの常勤の執行取締役及び管理職の業績について検討し、これらの者に対する2025会計年度の業績連動型賞与と2026年度の報酬パッケージを承認した。
- ・ 本グループの従業員の2026年度賃金給与改定案について検討し、承認した。
- ・ 2026年度より適用される取締役報酬及び各委員会の委員報酬の増額案について検討し、提案した。

取締役又は管理職のメンバーは、いずれも自己の報酬の決定に関与していない。

2025会計年度についてHKエレクトリック・インベストメンツ社の各取締役に支払われた手当は、後記「第3 ファンドの経理状況 - 1 財務諸表 - (1) 貸借対照表 - 本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の財務諸表に対する注記」の注記12に記載されている。2025会計年度について管理職に支払われた報酬は、同注記に報酬範囲別に開示されている。

持続可能性委員会

HKエレクトリック・インベストメンツ社の持続可能性委員会は3名の委員で構成されている。持続可能性委員会の委員長はチェン・チョー・イン、フランシス氏（最高経営責任者）であり、その他の委員はチョイ・ワイ・マン氏（クワン・イン・レオン氏が執行取締役を辞任し、本委員会の委員を離任したことに伴い、2025年7月1日付で執行取締役及び本委員会の委員に就任した。）及びフォン・チー・ウェイ、アレックス博士（独立非執行取締役）である。

職責

持続可能性委員会は、HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会に対し直接報告を行う。持続可能性委員会の主な職責は、本グループの持続可能性イニシアチブの策定と実施について経営陣を監督するとともにHKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会に助言を行い、関連する方針と実務慣行を精査し、本グループの持続可能性開発とリスクに関する問題について評価し、提言することである。

本グループの持続可能性管理委員会は、最高経営責任者を委員長とする経営レベルの委員会であり、持続可能性委員会の職責の遂行を支援し、本グループの持続可能性に関する取組を推進及び調整し、本グループ内における持続可能性の理解を促進する。委員会のメンバーは、必要とみなされる場合、必要とされる情報の提出を経営陣に求め、独立の専門家の助言を得ることができる。

業務の実施状況

2025年度に持続可能性委員会の会合は2回開催された。当会計年度中に、メンバーは下記を含む事項を行った。

- ・ 本グループの持続可能性に関する目的、戦略、リスク及び機会、優先事項、イニシアチブ及び目標、達成状況、並びに本グループが新たに導入・更新した持続可能性に関する方針について検討した。
- ・ 改定されたESGリスク・機会管理枠組、並びに本グループのESGリスク・機会の領域及び記録を精査した。
- ・ ESGリスク管理枠組に基づく本グループのリスク記録、特定されたESG機会に関する予備的管理の概要、及び2024年のESG評価結果を精査した。
- ・ 2024年度持続可能性報告書を精査した。

会計年度終了後、2026年3月に持続可能性委員会の会合が開催され、2025年度持続可能性報告書を精査し、本取締役会に提案して承認を求めた。

会社秘書役

本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の会社秘書役は、本取締役会内部における適切な情報の流れと、取締役会の方針及び手続の遵守を確保することを通じて本取締役会を支援している。また、取締役が職務を遂行する上で必要な、香港上場規則及び適用される法律・規制上の要件に関する最新の動向や変更について、取締役に報告している。会社秘書役は、ガバナンスに関する事項について会長及び／又は最高経営責任者を通じて本取締役会に助言する責任を負うとともに、取締役の導入研修と専門性開発を推進している。会社秘書役はまた、全ての取締役会委員会の秘書役を務める。

会社秘書役の任命と解任は本取締役会の承認を要する。会社秘書役は会長及び最高経営責任者に直属しているが、全ての取締役は同氏に関連ある助言とサービスを受けることができる。本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の会社秘書役であるアレックス・ン（Alex Ng）氏は、本グループの従業員であり、本グループの日常的な業務に関する知識を有している。会計年度中、ン氏は自己のスキルと知識を更新するため、15時間以上の関連専門研修を受けている。

社外監査人

独立性

社外監査人であり、香港会計財務報告局条例（Accounting and Financial Reporting Council Ordinance）に従って登録されている公益事業体監査人（Public Interest Entity Auditor）であるKPMGは、2025年12月31日に終了した会計年度について、香港公認会計士協会の独立性要件に基づき、本トラスティ・マネジャー、本トラスト・グループ及び本グループに対する独立性を有することを確認している。

業務担当パートナーの交代

KPMGは、香港公認会計士協会の職業会計士倫理規範に基づく要件に従い、7年毎に、KPMGのクライアント企業を担当する業務担当パートナーを順番に交代させる方針を採用している。本グループに関する直近の交代は、2021会計年度の監査の際に行われており、次回の交代は、2028会計年度の監査の際に行われる予定である。

報告責任

KPMGの報告責任は、本有価証券報告書添付の独立監査人の監査報告書に記載されている。

報酬

監査業務及び非監査業務（税務関連業務や翻訳業務等を含む。）に関するKPMGの報酬の分析は、後記「第3 ファンドの経理状況 - 1 財務諸表 - （1）貸借対照表 - 本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の財務諸表に対する注記」の注記10及び後記「第二部 特別情報 - 第1 管理会社の概況 - 3 管理会社の経理状況 - （1）貸借対照表 - HKエレクトリック・インベストメンツ・マネジャー・リミテッドの財務諸表に対する注記」の注記4に記載されている。

再任

KPMGを本トラスト、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の監査人に再任する決議は、次の年次総会で提案される予定である。直近3年間において、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の監査人に変更はない。

リスク管理及び内部統制

取締役会の監督

両取締役会は、本トラスティ・マネジャー及び本グループが企業戦略目標の達成にあたって引き受けようとするリスク（ESGリスクを含む。）の性質と範囲の評価及び決定、並びにリスク管理及び内部統制制度の監督について全般的に責任を負う。両監査委員会は、両取締役会が本トラスト・グループ及び本トラスティ・マネジャーのリスク管理及び内部統制制度の有効性を半期ごとに審査するのを補佐し、特定されたリスクへの対応、資産の保全、並びに不正、不祥事及び損失の防止・発見のために適切かつ効果的な制度が確実に整備されるようにする。

両監査委員会は、リスク管理と内部統制のあらゆる重要な側面について審査する。これには、財務上、事業上及びコンプライアンス上の統制に加え、リスク管理と内部統制制度の設計、実施、監視に必要なリソース（内部及び外部）の妥当性（HKエレクトリック・インベストメンツ社の会計、内部監査、財務報告、並びにESG実績及び報告機能を担当する従業員の適格性・経験、研修プログラム及び予算の妥当性を含む。）、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社が自社の統制環境とリスク管理プロセスを評価するプロセス、並びに既存リスクと新たに生じるリスクを管理する方法が含まれる。両監査委員会はまた、内部監査機能の有効性と年間業務計画を審査し、リスク管理と内部統制制度の有効性に関する最高経営責任者及び執行取締役の報告書を検討し、年次財務諸表の承認について、両取締役会に対する提言を行う。

両取締役会は、両監査委員会を通じて、2025年6月30日をもって終了する半期及び2025年12月31日をもって終了する年度における、本トラスト・グループ及び本トラスティ・マネジャーのリスク管理及び内部統制制度の有効性について審査を実施し、経営陣からの報告を踏まえ、当該制度がコーポレート・ガバナンス・コードの原則D2に定められた目的に照らして適切かつ有効であることを確認した。当会計年度中、本グループのリスク（ESGリスクを含む。）の評価、又はリスク管理及び内部統制制度に重大な変更はなかった。重大な統制上の不備や弱点は確認されず、また、両取締役会は本グループの財務実績又は財務状況に重大な影響を及ぼした、又は将来及ぼす可能性のある、予期せぬ重大な結果や不測の事態について認識していない。

リスク管理

効果的なリスク管理は、企業の戦略目標の達成に不可欠であり、本グループが採用した体制及びプロセスの概要を示し、体系的かつ一貫した方法により、企業及び事業ユニットレベルで重要なリスクを特定、評価、優先順位付け、軽減及び監視するためのトップダウン及びボトムアップのアプローチを実現するため、全社的なリスク管理方針が設定されている。これらの重要なリスクには、気候変動、燃料供給、環境コンプライアンス、供給信頼性、衛生及び安全、サイバーセキュリティ並びに法令等、本グループが、重要なESG事項であると考えられるリスクが含まれる。さらに詳細な説明は、後記「3 投資リスク」に記載されている。

内部統制環境

経営陣は、戦略計画策定、事業運営、投資、法律上及び規制上のコンプライアンス、支出管理、資金管理、環境、衛生及び安全、需要家サービス及びサイバーセキュリティの分野を含む、主要なリスクの管理に関する目的、業績目標又は方針の設定により、リスクの認識と制御について高い意識を持つ環境を推進している。

あらゆるリスク管理と内部統制の制度には本質的な限界を伴うことから、本トラスティ・マネジャー及び本トラスト・グループのリスク管理及び内部統制制度は、事業目標を達成できないリスクを解消するのではなく管理するように設計されており、重大な表示の誤り又は漏れについて、絶対的保証ではなく合理的な保証をもたらすことができるだけである。

内部統制構造

本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、明確なレベルの責任及び権限と報告手続を伴う組織構造を確立している。

執行取締役は、各部門の業務上及び財務上の報告書並びに主要な事業統計を審査し、これらの報告書の審査のために各部門のジェネラル・マネジャーとの間に定期的に会合を持つ。

予算は各部門の経営陣が年1回作成し、最初に最高経営責任者の審査と承認を受け、続いてHKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会の審査と承認を受ける。現行年度の事業成績の予測は四半期ごとに再設定され、執行取締役による予算との相違点について審査と承認を受ける。

グループ財務部門は、支出の承認と管理に関するガイドラインと手続を設定している。営業上の支出は、それぞれの上級経営陣と役員の権限のレベルを踏まえて承認のレベルが設定されている総合的予算管理の対象となる。また、資本的支出は、個別のプロジェクトに係る承認済予算の範囲内である場合には総合的管理の対象になり、予算を上回る支出、予算外の支出、承認済予算の範囲内における重大な支出の場合は、より個別具体的な管理と承認が要求される。さらに実際の支出額と予算上の承認を受けた支出額とを対比較して月次報告書を作成し、審査を受ける。

資金管理部は、本グループの投資及び資金調達活動を監督する財務機能を担当し、執行取締役に対する報告を行う。資金管理部は、本グループの現金及び短期投資、借入金、偶発債務残高、金融デリバティブのコミットメントについて定期的に報告する。本取締役会は、上記のリスク管理活動に関連する財務リスク(金利リスク、為替リスク、流動性リスクを含む。)及び業務リスクの管理に関する資金管理方針を承認し、採用している。この資金管理方針は、監査委員会の随時の審査を受ける。

グループ法務及び総務部は、最高経営責任者に対する報告を行い、法務及び総務機能を担当しており、特に本トラスト・グループによる香港上場規則及びその他の法令上の要件の遵守を監督する。

内部統制評価

本グループの内部統制システムについて、最高経営責任者及び執行取締役は、内部統制に関する自己評価の結果の審査を行う。事業体レベルの統制の有効性の評価は、内部統制自己評価の第1段階である。部門ジェネラル・マネジャーと部長は、内部統制の5つの要素、すなわち、統制環境、リスク評価、統制活動、情報及び通信、監視活動について、事業体レベルの統制自己評価に関する調査を行う。さらに、重要な事業プロセスのレベルにおける内部統制自己評価の第2段階では、自己の説明責任の範囲内の業務と適用法令の遵守に係る統制の有効性の評価が実施される。これらの評価結果は、最高経営責任者及び執行取締役がリスク管理及び内部統制制度に関する自己の意見書を作成し、調査結果を両監査委員会と両取締役会に報告する際に根拠の一部として使用する。

最高経営責任者とその他の執行取締役は、リスクの財務上の効果を移転する保険を締結する等のリスク軽減戦略の策定と実施に責任を負う。グループ財務部門は、他の各部門と協力して、本トラスティ・マネジャー及び本トラスト・グループにとって適切な保険による保障を確保する責任を負う。

内部監査

内部監査部は、両監査委員会及び執行取締役に対する報告を行い、事業運営におけるリスク管理活動と内部統制の存在と有効性について独立した保証を行う。内部監査部のスタッフは、会計、エンジニアリング、情報技術を含む分野の出身者である。

内部監査部は、リスク評価の手法を用いて、本グループの活動及び事業環境の変化の範囲と性質を考慮の上、年間監査計画を作成する。当該監査計画は、両監査委員会による審査と承認を受ける。また、内部監査部の本グループの運営に関する内部監査報告書は、両監査委員会による審査と検討を受ける。内部監査部の業務の範囲には、財務、業務及び情報技術のレビュー、反復的な抜き打ち監査、不正行為の調査、生産効率性のレビュー、法令遵守のレビューが含まれる。内部監査部は、監査に係る提言について事業ユニットによる実施状況をフォローアップし、その進捗状況を両監査委員会に定期的に報告する。

当会計年度中、本トラスト・グループ及び本トラスティ・マネジャーのリスク管理及び内部統制制度の有効性に関する内部審査が実施された。内部監査部は、年2回のリスク管理及び内部統制自己評価を支援し、この評価に基づき、最高経営責任者及び執行取締役は、重要なリスクのプロファイルとそれらのリスクが特定、評価及び管理されている方法、前回の評価以後の重要なリスクの性質及び範囲の変化、並びに本グループの事業及び外部環境の変化に対応する能力、経営陣によるリスク管理及び内部統制制度の継続的な監視の範囲と質について審査を行う。その結果は、両監査委員会に提出され、その審査を受ける。

社外監査人はまた、重大な手続違反及び内部統制の深刻な弱点が存在する場合には、両監査委員会に報告する。この報告を検討、審査の上、必要な場合には適切な措置が取られる。

内部情報

特定の取締役による本トラスト・グループの有価証券の取引の事前審査、取締役及び関連従業員に対する定期的なブラックアウト期間の通知と有価証券取引制限等の手続が設定されるとともに、本グループの内部情報の誤った処理を防止するため、情報の配布は、目的を特定し、知るべき必要性に基づいて行われている。

2014年1月14日付でPAH社との間で締結した契約に基づき、HKエレクトリック・インベストメンツ社は、上記のリスク管理及び内部統制機能をサポートするために関連する財務会計、資金管理及び内部監査のサービスを含むサポートサービスをPAH社と共有している。

行動規範及び腐敗行為防止

本トラスティ・マネジャー及び本グループは、企業倫理及び腐敗行為防止の風土を維持することの重要性を認識しており、本グループの事業のあらゆる点において倫理基準と誠実性に大きな重点を置いている。

本グループの行動規範は、倫理的な行動に求められる基準に関する指針を示し、倫理違反行為の報告体制について定めるものであり、その目的は誠実性、説明責任及び正直さを重んじる社風を促進することである。全ての従業員及び一定の状況におけるその他の利害関係者は、行動規範に設定された基準に従うことを義務付けられている。一定の事項に関する指針は、必要に応じて、本グループのその他の方針及び手順により補足される。

本トラスティ・マネジャー及び本グループは、行動規範と併せて、不正及び贈収賄の防止に関する方針を設定し、一切の形式の不正、贈収賄又は汚職を禁止している。本トラスティ・マネジャー及び本グループの事業に関連して、クライアント、供給事業者又はいかなる者との間であっても、利益を提示、提供、勧誘、又は受領することは厳格に禁じられている。不正・贈収賄リスクの管理統制の有効性を評価するため、不正・贈収賄防止統制評価が半年ごとに実施されている。また、汚職防止法と行動規範の遵守を審査するため、監視メカニズムが設定されている。

取締役及び従業員は、利益相反につながるおそれがある状況、又は利益相反を伴うおそれがある状況を回避する責任を各自が負っており、取引について利益相反が生じるおそれがある場合又は実際に生じた場合には、全て開示する必要がある。全ての取締役及び従業員のうち、本トラスティ・マネジャー及び本グループの情報にアクセスしている者又はかかる情報を管理している者は全て、当該情報の不正使用、濫用又は悪用を防止するための適切な予防措置を講じ、維持する必要がある、個人的な利益の確保を目的とする当該情報の使用はしてはならない。

本トラスティ・マネジャー及び本グループは公平で自由な競争を奨励するために、供給品とサービスの調達に、高度の倫理基準に従った方法で確実に行われるようにしている。調達及び入札の手続は、供給事業者と請負業者の公平な選定を確保し、サービスの利用と物品の購入が価格、品質、適合性及び必要性のみに基づき行われるように設定されている。供給事業者及び請負業者は、供給事業者の実施規則（Code of Practice for Suppliers）に定められた高度の倫理基準を遵守する予定であり、いかなる腐敗も許さない。

内部通報

公開性、誠実さ、説明責任に関する高い基準を確保するため、行動規範及び内部通報方針に定められた内部通報の手順により、従業員に加え、需要家、供給業者、契約業者、債務者及び債権者等の外部当事者は、一切の行動規範の違反が疑われる事例、又は詐欺及び違法行為を含む本グループ内部の不正、非行、若しくは業務過誤について通報することができる。通報された全ての事例について調査が実施される。その結果はHKエレクトリック・インベストメンツ社監査委員会と最高経営責任者に報告され、必要に応じて、懲戒及び是正措置が実施される。2025年度中に3件の内部通報事例が報告され、そのうち1件について行動規範の違反が確認された。差別、ハラスメント、個人情報保護違反、汚職、マナーロンダリング又はインサイダー取引で有罪が決定した事例はなかった。

本株式ステーブル受益証券

本株式ステーブル受益証券は、下記の有価証券又は有価証券持分の組み合わせであり、本信託証書の規定に従い、一体でのみ取引可能であり、個別に取引することも、他のものを伴わず1つを取引することもできない。(a)本受益証券、(b)当該受益証券に紐付けされ、本トラスのトラスティ・マネジャーの資格による法定所有権者としての本トラスティ・マネジャーによって保有されているHKエレクトリック・インベストメンツ社の特別に特定された普通株式に係る実質的持分、(c)当該受益証券に一体化されたHKエレクトリック・インベストメンツ社の特別に特定された優先株式。本トラス・グループ及び本株式ステーブル受益証券の仕組みは、前記「1 ファンドの性格 - (3) ファンドの仕組み - ファンドの仕組み図」に記載の通りである。

設立文書

最新版の本信託証書、並びに本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社のそれぞれの基本定款及び附属定款は、HKエレクトリック・インベストメンツ社のウェブサイト及び香港証券取引所のウェブサイトで閲覧可能である。2025年12月31日に終了した会計年度において、これらの設立文書に変更はなかった。

一般投資家による保有分

2025年12月31日に終了した会計年度を通じて、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社が入手した情報によると、取締役の知る限りにおいて、本トラス及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は香港上場規則に基づき要求される一般投資家保有比率を維持している。2025年12月31日現在、本トラス及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の一般投資家保有比率は、その発行済本株式ステーブル受益証券合計8,836,200,000口のうち約25.60%であった。

2025年12月31日現在の本株式ステーブル受益証券の保有構成は以下の通りである。

本株式ステーブル受益証券保有者グループ/氏名	本株式ステーブル受益証券の保有口数	本株式ステーブル受益証券の概算保有比率
(a)「一般投資家」(香港上場規則に定義される。)に該当しない本株式ステーブル受益証券保有者		
()本株式ステーブル受益証券大量保有者及びその密接関係者		
パワー・アセット・ホールディングス・リミテッド及びその密接関係者	2,948,966,418	33.37%
ステート・グリッド・コーポレーション・オブ・チャイナ及びその密接関係者	1,855,602,000	21.00%
カタール投資庁及びその密接関係者	1,758,403,800	19.90%
()本トラスティ・マネジャーの及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役、並びにその密接関係者		
リ・ツァー・クォイ, ヴィクター	7,870,000	0.08%
フォク・キン・ニン, カニング	2,000,000	0.02%
ドナルド・ジェフリー・ロバーツ	1,398,000	0.02%
ロナルド・ジョセフ・アーカリ	502	約0%
()その他「一般投資家」の定義から除外される者	0	0%
(b)「一般投資家」(香港上場規則に定義される。)に該当する本株式ステーブル受益証券保有者	2,261,959,280 (注2)	25.60%
合計	8,836,200,000	100.00%

(注1) 四捨五入のため、各保有比率の合計が上記合計値と一致しない場合がある。

(注2) 当該数値は、発行済本株式ステーブル受益証券の総口数と、上表に記載された全ての本株式ステーブル受益証券保有者及び保有者グループが保有する口数の合計との差分である。

HKエレクトリック・インベストメンツ社の資本金の詳細は、後記「第3 ファンドの経理状況 - 1 財務諸表 - (1) 貸借対照表 - 本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の財務諸表に対する注記」の注記30(b)に記載されている。2025年12月31日に終了した会計年度において、変動はなかった。

本株式ステーブル受益証券保有者の関与

本株式ステーブル受益証券保有者の権利

分配方針

本取締役会は、分配金支払いに関する原則を定めた分配方針を採用した。本取締役会は、本信託証書並びにHKエレクトリック・インベストメンツ社の附属定款内に述べられた意図に従い、本株式ステーブル受益証券保有者に安定的な分配を行うことに専念する。随時行われる当該分配の水準は、その時々々の事業状況並びにHKエレクトリック・インベストメンツ社の資本要件及び業績によって決まる。

本取締役会は、2025年8月及び2026年3月に開催された会議において、本取締役会による分配に関する全ての決定が、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の分配方針に従って行われたことを検証し、確認した。当年度に公表された分配額は(中間分配及び期末分配のいずれも)、前年同期と同水準である。

年次総会に関連する権利

HKエレクトリック・インベストメンツ社の附属定款に従い、HKエレクトリック・インベストメンツ社の2名以上の株主(又は公認決済機関である1名の株主、若しくはそのノミニー)は、議事の提案書を提出するために臨時株主総会の招集を請求することができる。但し、かかる請求人は、本信託証書が有効に存続している間は、HKエレクトリック・インベストメンツ社の株主総会における議決権を伴う同社の払込済資本の5%以上、その後は当該払込済資本の10分の1以上を、請求書の寄託日の時点において保有していることを条件とする。当該請求書は、総会の目的を明記し、請求人の署名を付して、香港におけるHKエレクトリック・インベストメンツ社の主たる事務所に寄託しなければならない。本信託証書に基づき、本トラスティ・マネジャーは、いつでも、香港における任意の時期又は場所において、名簿上の受益証券保有者の臨時総会を招集することができる(かつ本トラスティ・マネジャーは、当該時点において発行済の本トラストの受益証券(本株式ステーブル受益証券の構成要素である。)の5%以上を有する本トラストの名簿上の受益証券保有者の書面による請求がある場合、臨時総会を招集しなければならない。)。本株式ステーブル受益証券保有者は、総会における議事の請求書又は提案書の作成の際に、本信託証書及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の附属定款の該当条項に規定される詳細な要件及び手続を参照することができる。

登録及び関連事項

本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、本株式ステーブル受益証券登録機関であるコンピュータシェア香港インベスター・サービスズ・リミテッド(Computershare Hong Kong Investor Services Limited)を通じて、本株式ステーブル受益証券の移転、住所変更、分配支払指図書の変更、本株式ステーブル受益証券券面の発行及び/又は紛失、並びに本株式ステーブル受益証券保有者の死亡等、本株式ステーブル受益証券に関する登録事項を処理しており、同社の詳細な連絡先は後記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要 - (1) 本受益証券の名義書換 - 登録手続」に記載されている。

財務カレンダー及びその他の情報

2025年及び2026年に発表された重要日の財務カレンダー並びに本株式ステーブル受益証券のその他の関連情報は、香港における2025年度の年次報告書の185頁に記載されている。

本株式ステーブル受益証券保有者との連絡

本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、効果的な連絡を促進するために、枠組を定め、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社と、本株式ステーブル受益証券保有者及び投資家との間の一連の連絡手段を設定する目的で本株式ステーブル受益証券保有者連絡方針を設定しており、当該方針はHKエレクトリック・インベストメンツ社のウェブサイトで公開されている。

両監査委員会は、2026年3月開催の会議において、2025年度に実施された本株式ステーブル受益証券保有者又は投資家向けのエンゲージメント活動について精査し、2025年12月31日に終了した会計年度に係る本株式ステーブル受益証券保有者連絡方針の実施状況と有効性が満足できる水準にあると判断した。

総会

年次総会及びその他の総会は、本株式ステーブル受益証券保有者との連絡及び本株式ステーブル受益証券保有者の参加により建設的な関与を促進するための主要なフォーラムであるとともに、取締役にとっては、ガバナンスや企業戦略に対する成果等、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社に影響を及ぼす問題に関する本株式ステーブル受益証券保有者の意見について、バランスの取れた理解を深めるための主要なフォーラムである。

2025年度年次総会

2025年度年次総会は、2025年5月21日にハイブリッド総会として開催された。本株式ステーブル受益証券保有者は、直接又はオンライン・アクセスのいずれかを選択して、総会に出席し、参加し、議決権を行使した。

招集通知、年次報告書、及び決議案に関する情報を記載した通知は、2025年4月17日付で本株式ステーブル受益証券保有者に対し送達された。これは当該総会の正味21日以上前（HKエレクトリック・インベストメンツ社の附属定款の要求するところによる。）である。

2025年度年次総会には、2名の非執行取締役を除き、全ての取締役が出席した。全ての取締役会委員会の委員長と委員に加え、社外監査人であるKPMGの代表者が、総会の会場又はオンラインのいずれかで本株式ステーブル受益証券保有者から提起された関連ある質問に回答するため当該総会に出席した。年次総会における質疑応答セッションは、本株式ステーブル受益証券保有者と本取締役会及び上級管理職メンバーとの間で建設的な対話を促進するものであり、年次総会において未解決となった事項については、関連するビジネス・ユニットが対応し、フォローアップを行う。実質的に個別の各案件について個別の決議案が提出され、投票による議決が行われ、本株式ステーブル受益証券保有者は、総会の開始時に投票による議決の手続について十分な説明を受けた。本株式ステーブル受益証券登録機関であるコンピュータシェア香港インベスター・サービス・リミテッドが投票検査人を務めた。

総会において提案された決議案は、全て通常決議であり、投票総数の50%超により可決された。これらの決議の賛成票の割合は下記の通りである。

- ・ 2024年12月31日に終了した会計年度に係る本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社並びに本トラスティ・マネジャーの監査済財務諸表、取締役の統合報告書、並びに独立監査人の報告書の採択（99.9986%）。
- ・ 下記の者の取締役選出。フォク・キン・ニン、カニング氏（99.9099%）、デヴェン・アルヴィンド・カルニク氏（99.8390%）、フォン・チャー・ウェイ、アレックス博士（99.9960%）、リー・ラン・イー、フランシス氏（98.7556%）、ドナルド・ジェフリー・ロバーツ氏（99.9913%）、コー・ポー・ワー氏（99.9956%）。
- ・ 本トラスト、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の監査人としてのKPMGの再任、並びに本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役による監査人の報酬の決定の授權（99.9898%）。
- ・ 発行済本株式ステーブル受益証券総数の10%を超えない追加の本株式ステーブル受益証券の発行及び処理について、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役への一般的権限の付与（99.9999%）。

投票結果（各決議において賛成及び反対の票を投じた本株式ステーブル受益証券の数を含む。）は、当該総会の終結時に総会に発表され、その後、同日にHKエレクトリック・インベストメンツ社及び香港証券取引所のウェブサイトに掲示された。

財務及びその他の報告

本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、会計年度の上半期及び通年の営業成績を報告し、中間及び年次報告書を作成するとともに、香港上場規則及び適用法の要件に従って、公表物又は配布文書により本株式ステーブル受益証券保有者にその他の情報を随時通知する。さらに本トラスト・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、持続可能性に対する本グループのアプローチ、公約及び戦略、当該会計年度中の本グループの持続可能性実績に関する主要な成果、将来の計画及び目標について報告するため、会計年度通年の持続可能性報告書を公表する。

企業ウェブサイト

HKエレクトリック・インベストメンツ社の企業ウェブサイトであるwww.hkei.hkは、本株式ステーブル受益証券保有者、投資家のコミュニティ、その他の利害関係者との連絡を円滑化するための情報プラットフォームである。このウェブサイトには、財務成績、年次及び中間報告書、持続可能性報告書、通知、公表物及び配布文書、プレスリリース、その他の企業刊行物、企業通信の配布に関する取決の詳細を含む、広範な情報が掲載されている。eサブスクリプション・サービスでは、会員が登録を行い、財務報告書及び持続可能性報告書、並びに香港上場規則の公表物が掲示された時に通知を受けることができる。

本株式ステーブル受益証券保有者は、印刷物の形式により企業通信を受け取りたい場合又は印刷物の言語を変更したい場合、HKエレクトリック・インベストメンツ社又は本株式ステーブル受益証券登録機関に対し、いつでもその旨を通知することができる。さらなる詳細については、HKエレクトリック・インベストメンツ社のウェブサイトの「投資家情報（Investor Information）」ページの「企業通信の配布に関する取決（Arrangements For Dissemination Of Corporate Communications）」を参照のこと。

投資家向け広報活動

全ての本株式ステーブル受益証券保有者は、総会において、当該総会に直接出席しているかオンライン・アクセスを通じて出席しているかにかかわらず、本取締役会に質問することができ、その他の時には、HKエレクトリック・インベストメンツ社に対し、執行取締役、最高財務責任者、グループ財務責任者又は会社秘書役（これらの者の連絡先は香港における2025年度年次報告書の184頁に記載されている。）宛の書面又は電子メールにより質問することができる。

本株式ステーブル受益証券保有者及び投資コミュニティとのコミュニケーションを円滑化し、意見を求めるため、投資家及びアナリストとの会合、ブリーフィング、ロードショーが必要に応じて随時開催されている。2025年には、投資家コミュニティとの建設的な対話を促進するため、投資家向け広報部門が機関投資家やアナリストと電話又はビデオ会議により約30回の会合を実施した。

これらの対話チャネルを通じて寄せられた意見やフィードバックは、適切かつ迅速に各ビジネス・ユニットへ伝達される。

利益相反

本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、（１）本トラストと、（２）発行済本受益証券の30%以上を保有する一切の受益証券保有者、又は本トラスティ・マネジャーの発行済株式の30%以上を保有する本トラスティ・マネジャーの一切の取締役若しくは株主との間の潜在的な利益相反に対処するため、特定の措置を実施している。HKエレクトリック・インベストメンツ社の附属定款に基づき、実質株主又は取締役が、取締役会が検討すべき事項に係る利益相反を有し、取締役会がかかる利益相反を重大であると判断した場合、当該事項は回覧の書面による決議ではなく、実際に取締役会の会議を開いて処理するものとし、当該会議には当該議事について本人又はその近親者が重大な利害関係を有しない独立非執行取締役が出席すべきものとする。さらに、本信託証書及び本トラスティ・マネジャーの附属定款に基づき、名簿上の全ての本受益証券保有者の全体としての利益と、HKエレクトリック・インベストメンツ社の利益との間に相反が生じた場合、本トラスティ・マネジャーの取締役は、HKエレクトリック・インベストメンツ社の利益よりも名簿上の全ての本受益証券保有者の全体としての利益を優先しなければならない。

全ての独立非執行取締役からなる委員会は、2025年におけるPAH社の2014年1月14日付競業禁止契約の条件の遵守について精査を行った。この契約に基づき、PAH社は、特定の例外を除いて、香港における発電、送電、配電及び電力供給に係る事業を行わず、これに従事せず又は関係しないこと、並びにその構成会社にこれらの事業を行わせず、従事させず、又は関係させないことについて合意している。2025年のPAH社からの遵守確認書面及びその他一切の関連要因を考慮して、同委員会は、2025年中にPAH社が上記の競業禁止契約の条件を遵守していたとの見解を示した。

本信託証書に基づく開示

本信託証書に基づき、本トラスティ・マネジャー取締役会は、下記について確認する。

- () 2025年12月31日に終了した会計年度について本トラスティ・マネジャーに対して本トラストの本信託財産から支払われた一切の費用又は支払われるべき一切の費用が本信託証書に従っていること。
- () 関連取引が()本グループの通常の事業の範囲内で行われ、()一般的な取引条件、又は本グループにとって、独立した第三者が利用可能な条件若しくは独立した第三者から得られる条件に比べて不利のない条件で行われ、当該取引を規定する関連する契約の条件が公正かつ合理的であり、本株式ステーブル受益証券保有者全体の利益に適っていること。
- () 本トラスティ・マネジャー取締役会は、本トラストの事業又は本株式ステーブル受益証券保有者全体の利益に重大な悪影響を及ぼすと思われる本トラスティ・マネジャーの義務の違反を認識していないこと。

本株式ステーブル受益証券保有者の持分及びショート・ポジション

2025年12月31日現在、香港証券先物条例第XV部第2章及び第3章の規定に従って開示すべき、又は香港証券先物条例第336条に従って備え置くことが要求される登記簿に登録されているか、又は本トラスティ・マネジャー、HKエレクトリック・インベストメンツ社及び香港証券取引所に対し別途通知されている、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の本株式ステーブル受益証券又は原資産株式ステーブル受益証券の持分又はショート・ポジションを有している本株式ステーブル受益証券保有者（本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役又はチーフ・エグゼクティブを除く。）は以下の通りである。

本株式ステーブル受益証券大量保有者

本株式ステーブル受益証券におけるロング・ポジション

名称	内容	本株式ステーブル 受益証券の保有口数	発行済本株式 ステーブル受益証券に 対する概算比率（％）
パワー・アセット・ホールディングス・リミテッド	被支配法人の持分	2,948,966,418 (注1)	33.37
ハイフォード・リミテッド (Hyford Limited)	被支配法人の持分	2,948,966,418 (注1)(注2)	33.37
チョンコン・インフラストラクチャー(BVI)リミテッド (Cheung Kong Infrastructure (BVI) Limited)	被支配法人の持分	2,948,966,418 (注2)	33.37
CKインフラストラクチャー・ホールディングス・リミテッド	被支配法人の持分	2,948,966,418 (注2)	33.37
ハチソン・インフラストラクチャー・ホールディングス・リミテッド(Hutchison Infrastructure Holdings Limited)	被支配法人の持分	2,948,966,418 (注3)	33.37
CKハチソン・グローバル・インベストメンツ・リミテッド(CK Hutchison Global Investments Limited)	被支配法人の持分	2,948,966,418 (注3)	33.37
CKハチソン・ホールディングス・リミテッド	被支配法人の持分	2,948,966,418 (注3)	33.37
ステート・グリッド・コーポレーション・オブ・チャイナ	被支配法人の持分	1,855,602,000 (注4)	21.00
ステート・グリッド・インターナショナル・ディベロップメント・カンパニー・リミテッド	被支配法人の持分	1,855,602,000 (注4)	21.00
ステート・グリッド・インターナショナル・ディベロップメント・リミテッド	実質的保有者	1,855,602,000 (注4)	21.00
カタール投資庁	被支配法人の持分	1,758,403,800	19.90

- (注1) PAH社はその直接完全子会社であるクイックビュー・リミテッドにより実質的に保有されている2,948,966,418口の本株式ステーブル受益証券の持分を有するものとみなされる。ハイフォード・リミテッド(以下「ハイフォード社」という。)は、その直接及び間接完全子会社を通じて、PAH社の発行済株式の3分の1超の議決権を行使する又は行使を支配する権限を有するため、2,948,966,418口の本株式ステーブル受益証券の持分を有するものとみなされ、この持分はPAH社が持分を有する2,948,966,418口の本株式ステーブル受益証券と重複している。
- (注2) CKI社は、ハイフォード社の発行済株式資本の3分の1超を保有しているチョンコン・インフラストラクチャー(BVI)リミテッドの発行済株式資本の3分の1超を保有しているため、上記(注1)で言及される2,948,966,418口の本株式ステーブル受益証券の持分を有するものとみなされる。この持分は、下記(注3)に記載されるCKハチソン社の本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社に対する持分と重複している。
- (注3) CKハチソン社は、CKハチソン・グローバル・インベストメンツ・リミテッド(以下「CKHGI社」という。)の発行済株式資本の3分の1超を保有しているため、上記(注2)で言及される2,948,966,418口の本株式ステーブル受益証券の持分を有するものとみなされる。CKHGI社の一部子会社は、ハチソン・インフラストラクチャー・ホールディングス・リミテッドの発行済議決権付株式の3分の1超を保有しており、ハチソン・インフラストラクチャー・ホールディングス・リミテッドは、CKI社の発行済株式資本の3分の1超を保有している。
- (注4) ステート・グリッド・インターナショナル・ディベロップメント・リミテッドは、ステート・グリッド・インターナショナル・ディベロップメント・カンパニー・リミテッドの直接完全子会社であり、かつステート・グリッド・コーポレーション・オブ・チャイナ(以下「ステート・グリッド社」という。)の間接完全子会社である。ステート・グリッド・インターナショナル・ディベロップメント・リミテッド及びステート・グリッド・インターナショナル・ディベロップメント・カンパニー・リミテッドの1,855,602,000口の本株式ステーブル受益証券の持分は、それぞれ、ステート・グリッド社が保有する1,855,602,000口の本株式ステーブル受益証券と重複している。

上記で開示されたものを除き、2025年12月31日現在、香港証券先物条例第336条に従って備え置くことが要求される登記簿に登録されている、又はその他の方法により本トラスティ・マネジャー、HKエレクトリック・インベストメンツ社及び香港証券取引所に通知されている、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の本株式ステーブル受益証券又は原資産株式ステーブル受益証券に係る持分又はショート・ポジションを有している者(本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役又はチーフ・エグゼクティブを除く。)は存在しない。

統合取締役報告書

本取締役会は、2025年12月31日に終了した会計年度に係る本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の年次報告書及び監査済連結財務諸表（以下「本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表」という。）を提出する。

さらに本トラスティ・マネジャー取締役会は、2025年12月31日に終了した会計年度に係る本トラスティ・マネジャーの監査済財務諸表を提示する。

主たる活動

本トラストは、単一の投資信託（固定型）であり、その活動は、HKエレクトリック・インベストメンツ社の有価証券及びその他の持分に対する投資に限定されている。

HKエレクトリック・インベストメンツ社の主たる活動は投資保有であり、本グループの主たる活動は、香港島及びブラマ島における発電及び電力供給である。HKエレクトリック・インベストメンツ社の子会社の詳細は、後記「第3 ファンドの経理状況 - 1 財務諸表 - (1) 貸借対照表 - 本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の財務諸表に対する注記」の注記18に記載されている。

本トラスティ・マネジャーはPAH社の間接完全子会社であり、本トラストの管理という特定のかつ限定的な役割を有しており、本トラスト・グループが管理する事業の運営に積極的に携わっていない。

事業レビュー

当会計年度における本トラスト・グループ（本グループはその一部である。）の事業のレビュー及び本トラスト・グループの事業の予想される将来の展開については、後記「5 運用状況 - (1) 投資状況」の「会長声明」、「最高経営責任者による報告」及び「財務レビュー」において提示されている。

本トラスト・グループが直面している主要なリスクと不確実性、及びこれらのリスクと不確実性を本トラスト・グループが管理する方法については、後記「3 投資リスク」において説明されている。

本トラスト・グループと主要な利害関係者との関係、環境（気候関連を含む。）に関する方針及び実績については、後記「5 運用状況 - (1) 投資状況 - 最高経営責任者による報告」において論じられており、本トラスト・グループに重大な影響を与える関連法令の遵守の状況については、後記「3 投資リスク - (1) リスク要因」及び前記「統合コーポレート・ガバナンス報告書」に盛り込まれている。

これらのレビュー及び議論は、本統合取締役報告書の一部である。

業績

本トラスト・グループ及び本グループの2025年12月31日に終了した会計年度に係る業績及び同日現在における財務状態は、後記「第3 ファンドの経理状況 - 1 財務諸表 - (1) 貸借対照表」の本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表に記載されている。

本トラスティ・マネジャーの2025年12月31日に終了した会計年度に係る業績及び同日現在における財務状態は、後記「第二部 特別情報 - 第1 管理会社の概況 - 3 管理会社の経理状況 - (1) 貸借対照表」の本トラスティ・マネジャーの財務諸表に記載されている。

分配及び配当

分配可能利益

本株式ステーブル受益証券の分配可能利益及び1口当たり分配可能利益は、後記「第3 ファンドの経理状況 - 1 財務諸表 - (1) 貸借対照表 - 本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の財務諸表に対する注記」の注記14に記載されている。

本株式ステーブル受益証券1口当たり分配金

本トラスティ・マネジャー取締役会は、2025年12月31日に終了した会計年度について、本トラストによる本株式ステーブル受益証券1口当たり16.09香港セント（2024年度：16.09香港セント）の期末分配を宣言しており、当該分配金は、2026年4月9日現在で本株式ステーブル受益証券登録簿に記載されている本株式ステーブル受益証券保有者に対し、2026年4月22日に支払われる。これにより、本株式ステーブル受益証券1口当たり15.94香港セント（2024年度：15.94香港セント）の中間分配金と合わせて、2025年12月31日に終了した会計年度における分配金総額は1口当たり32.03香港セント（2024年度：32.03香港セント）になる。

本トラストが中間分配金及び期末分配金を支払うことを可能にするため、HKエレクトリック・インベストメンツ取締役会は、2025年12月31日に終了した会計年度について、本トラスティ・マネジャーが保有するHKエレクトリック・インベストメンツ社の各普通株式に係る第1中間配当金及び第2中間配当金として、それぞれ、15.94香港セント（2024年度：15.94香港セント）及び16.09香港セント（2024年度：16.09香港セント）の支払いを宣言した。

本トラスティ・マネジャー取締役会は、2025年12月31日に終了した会計年度に係る配当金の支払いを提言していない。

株式資本及び本株式ステーブル受益証券

株式資本

HKエレクトリック・インベストメンツ社の株式資本の詳細は、後記「第3 ファンドの経理状況 - 1 財務諸表 - (1) 貸借対照表 - 本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の財務諸表に対する注記」の注記30(b)に記載されている。当会計年度中に株式資本に変動はなかった。

本トラスティ・マネジャーの株式資本の詳細は、後記「第二部 特別情報 - 第1 管理会社の概況 - 3 管理会社の経理状況 - (1) 貸借対照表 - HKエレクトリック・インベストメンツ・マネジャー・リミテッドの財務諸表に対する注記」の注記8に記載されている。当会計年度中に株式資本の変動はなかった。

本株式ステーブル受益証券

当会計年度中に本株式ステーブル受益証券の発行済口数に変動はなく、本トラストの受益証券の発行済口数又はHKエレクトリック・インベストメンツ社の普通株式若しくは優先株式の発行済株式数に個別の変動はなかった。

寄付

当会計年度中に本トラスト・グループは、総額約2百万香港ドル（2024年度：約2百万香港ドル）の慈善及びその他の寄付を行った。

5年間の財務概要

本トラスト・グループ及び本グループの業績並びに資産及び負債の5年間の概要は、後記「第3 ファンドの経理状況 - 3 その他 - 本グループの5年間の財務概要」に記載されている。

主要な需要家及び供給事業者

2025年及び2024年の12月31日に終了した各会計年度における本トラスト・グループの総収益に占める上位5社の需要家に対する売上高の割合は30%未満である。

当会計年度における収益項目の最大の供給事業者からの購入額は、本トラスト・グループの収益項目の購入額全体の31.9%（2024年度：33.2%）を占めており、上位5社の供給事業者からの購入額合計は、2025年12月31日に終了した会計年度における本トラスト・グループの収益項目の購入額全体の74.2%（2024年度：79.8%）を占めている。

当会計年度のいずれの時点においても、取締役、その近親者、又は本株式ステープル受益証券保有者（本取締役会の知る限りにおいて発行済の本株式ステープル受益証券口数の5%超を有している者）は、上記の主要な需要家及び供給事業者について一切の利害関係を有していない。

取締役

2025年12月31日に終了した会計年度中及び本統合取締役報告書の日付（別段の記載がある場合を除く。）までの期間に在職していた本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役は、フォク・キン・ニン、カニング氏、リ・ツァー・クォイ、ヴィクター氏、チェン・チョー・イン、フランシス氏、ファハド・ハマド・A・H・アルモハナディ氏、ロナルド・ジョセフ・アーカリ氏、チャン・ロイ・シュン氏、チョイ・ワイ・マン氏（2025年7月1日付で就任）フォン・チー・ウェイ、アレックス博士、デヴェン・アルヴィンド・カルニク氏、コー・ポー・ワー氏、クワン・カイ・チョン氏、クワン・イン・レオン氏（2025年7月1日付で辞任）、リー・ラン・イー、フランシス氏、ジョージ・コリン・マグナス氏、ドナルド・ジェフリー・ロバーツ氏、ワン・ユアンハン氏、ワン・ジジャン氏及びズー・グアンチャオ氏である。

当会計年度中、クワン・イン・レオン氏は、自身の健康管理により多くの時間を割くため、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役を辞任した。同氏は本取締役会との間に不和はなく、また、この辞任に関して、本株式ステープル受益証券保有者に報告すべき事項はない。

上記と同じ期間において、フランク・ジョン・シクスト氏は、リ・ツァー・クォイ、ヴィクター氏の取締役代行者を務めている。

補償の容認

本信託証書に基づき、本トラスティ・マネジャーの取締役は、本トラストのトラスティ・マネジャーの取締役として提起を受けた一切の訴訟、費用請求、請求、損害賠償、経費請求、罰金又は要求について、取締役の詐欺行為、故意の懈怠又は過失により発生した場合を除き、本トラストの信託財産又はその一部から補償を受ける権利を有する。

HKエレクトリック・インベストメンツ社及び本トラスティ・マネジャーのそれぞれの附属定款には、全ての取締役は、取締役として負担し、又は被った一切の損失又は責任について、それぞれHKエレクトリック・インベストメンツ社又は本トラスティ・マネジャーの資産（疑義を避けるため、本トラストの信託財産を除く。）から補償を受ける権利を有する旨が規定されている。

本トラスティ・マネジャー、HKエレクトリック・インベストメンツ社及びこれらの子会社の取締役に対し提起された請求から生じる潜在的な費用及び責任からこれらの取締役を保護するため、取締役賠償責任保険が現在付保されており、かつ当会計年度中、付保されていた。

重要な取引、取決及び契約における取締役の重大な利害関係

当会計年度末時点又は当会計年度中のいかなる時点においても、本トラスティ・マネジャー、HKエレクトリック・インベストメンツ社又はその親会社、子会社若しくは兄弟会社を当事者とし、かつ取締役又はその関連事業体が、直接又は間接を問わず、重大な利害関係を有する、本トラスト・グループの事業に関連する重要な取引、取決及び契約は一切存続していない。

経営契約

当会計年度中に本トラスト・グループの事業の全部又は実質的な部分の経営及び管理に関する契約は一切締結されておらず、存在もしていなかった。

本株式ステーブル受益証券、株式又は債券の購入の取決

当会計年度中のいずれの時点においても、本トラスティ・マネジャー若しくはHKエレクトリック・インベストメンツ社又はそのいずれの親会社、子会社若しくは兄弟会社も、取締役が、本株式ステーブル受益証券、又は本トラスティ・マネジャー、HKエレクトリック・インベストメンツ社若しくはその他一切の法人の株式若しくは債券の取得により利益を得ることを可能とする取決の当事者となっていない。

株式連動型契約

当会計年度中に本トラスト・グループ又は本トラスティ・マネジャーは、株式連動型契約を締結しておらず、又は当会計年度末時点においてかかる契約は存続していない。

本株式ステーブル受益証券の購入、売却又は償還

本信託証書に基づき、本株式ステーブル受益証券保有者は、自己の本株式ステーブル受益証券の買戻し又は償還を要求する権利を有しない。香港証券先物委員会から随時発行される該当する規則及びガイドラインにより明示的に認められる場合を除き、本トラスティ・マネジャーは、本トラストに代理して本株式ステーブル受益証券の買戻し又は償還を行わない。

2025年12月31日に終了した会計年度中に、本トラスト、本トラスティ・マネジャー、HKエレクトリック・インベストメンツ社及びこれらの子会社は、いずれも発行済の本株式ステーブル受益証券を一切購入、売却又は償還していない。

新株引受権

HKエレクトリック・インベストメンツ社の変更及び書換済の附属定款、並びにケイマン諸島の法律に基づき、HKエレクトリック・インベストメンツ社が既存の本株式ステーブル受益証券保有者に対し、保有割合に応じた比例按分により本株式ステーブル受益証券の新規引受を提案することを義務付ける新株引受権に関する規定は存在しない。

HKエレクトリック・インベストメンツ・マネジャー・リミテッド
及び
HKエレクトリック・インベストメンツ・リミテッド
の取締役会を代表して

フォク・キン・ニン, カニング

会長

香港、2026年3月17日

（４）【分配方針】

本「（４）分配方針」に記載される定義語は、別段の定義がなされない限り本信託証書において定められるものと同様の意味を有するものとする。

A. 現金の分配

- （a） 関連法令及び下記（b）項及び（c）項に従うことを条件として、本トラスティ・マネジャーは、自らが適切と判断する期間について、自らが適切と判断する金額で、自らが適切と判断する期日に、本受益証券の名簿上の保有者を対象に、本信託財産から現金による分配を実施することを宣言することができる。
- （b） 本トラスティ・マネジャーは、本普通株式に関して本トラスティ・マネジャーがHKエレクトリック・インベストメンツ社から受け取る配当、分配及びその他の金額の100%を、本信託証書に基づき本信託財産から控除し又は支払うことが認められた一切の金額を控除した上で、本受益証券の名簿上の保有者に対して分配させるものとする。
- （c） HKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役会は、本信託証書の日付現在、本トラスティ・マネジャーが行う本株式ステーブル受益証券に係る分配の資金に充てるために、各会計年度に係る本グループ分配可能利益の100%の配当を宣言して、これを本トラスティ・マネジャーに分配することを意図している。さらに、ケイマン諸島の全ての適用法令及びHKエレクトリック・インベストメンツ社附属定款を遵守することを条件として、HKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役は、当該金額に追加で配当宣言及び分配（HKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役の裁量により決定される。）を行うことができる。

本トラスト・グループが主として重点を置いている分配の拡充のため、現在HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会は、HKエレクトリック・インベストメンツ社が半期ベースで第1中間配当と、期末配当に代えて第2中間配当を宣言し、また、第2中間配当が宣言された会計年度については、期末配当を一切宣言しないとする意向を示している。第1中間配当金と第2中間配当金の合計は、当該会計年度における分配可能利益の100%に等しいものとし、本トラスティ・マネジャー取締役会は、これらの配当から本トラストによる半年ごとの中間及び期末の分配を宣言する決議を行う。この方式により、分配金の支払時期がこれに対応する半期に合わせてより適切に調整され、その結果、本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者は当該分配金の定期的な支払いによる恩恵を受けると本取締役会は考えている。第1中間配当及び第2中間配当として年間に支払われる配当金合計額に占めるそれぞれの割合は、HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会がその裁量により決定し、第1中間配当の金額は、当該会計年度の当初6ヵ月（又は支払われた配当金に係るその他の期間）に関する本グループ分配可能利益又は当該会計年度に関する本グループ分配可能利益に比例していることを要しない。

本グループが固定資産又は不動産を売却する場合、HKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役は、自らの裁量において、当該売却による収入（実現利益を含む。）の全部又は一部を（関連する税金及び費用並びに関連する債務の弁済額を控除した上で）当該売却後5年間まで留保することができるものとし（これには、将来において債務を弁済するため及び/又はクレジット・ファシリティ契約における誓約を遵守するために留保する金額が含まれる（かかる債務弁済及び誓約遵守のために留保する金額を、以下「除外額」という。）。）、かかる留保した収入（除外額を除く。）を他の固定資産又は不動産の取得及び/又は資本的支出のために使用することができる。かかる留保した収入の全部又は一部（除外額を除く。）が当該売却後5年以内に上記の目的のために使用されなかった場合、HKエレクトリック・インベストメンツ社は、かかる留保した収入（除外額を除く。）を本トラスティ・マネジャーに対して分配するものとする。

- (d) 本トラスティ・マネジャーは、上記(c)項におけるHKエレクトリック・インベストメンツ社から本トラスティ・マネジャーに支払われる第1中間配当及び第2中間配当の中から本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者に対して半期ベースで分配金を支払う。本トラスティ・マネジャーは、各年の6月30日から4ヵ月以内に中間分配金を、12月31日から6ヵ月以内に期末分配金を支払うものとする。本トラスティ・マネジャーは、会計年度毎に、(本信託証書に基づき本信託財産から控除又は支払いを行うことが許可されているあらゆる控除を行った後に)本普通株式に関して本トラスティ・マネジャーに支払われた配当金の100%を、本(d)項において言及する中間分配金及び期末分配金によって分配する。
- (e) 本株式ステーブル受益証券に係る分配の資金に充てるために本グループの各会計年度に係る本グループ分配可能利益の100%の配当を宣言し、これを本トラスティ・マネジャーに分配するというHKエレクトリック・インベストメンツ社の本信託証書の日付現在の意図は、配当方針に過ぎず、HKエレクトリック・インベストメンツ社の本信託証書の日付現在の意図を記載したものに過ぎない。これは、HKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役、HKエレクトリック・インベストメンツ社、本トラスティ・マネジャー又は本トラストに対して法的拘束力を有する義務ではなく、変更される可能性がある(疑義を避けるために付言すると、かかる配当方針の変更は、本信託証書の修正、改変、変更又は追加を構成するものではなく、またそれらを要するものでもないが、香港証券取引所に通知し、後記「C. 本トラスティ・マネジャーの公表義務」に基づく公表を行う必要がある。)の。この方針は、いかなる者によっても保証されるものではない。
- 本株式ステーブル受益証券に係る将来の分配金(もしあれば)の形式、頻度及び金額は、本グループの利益、財政状態及び経営成績をはじめ、契約上の制限(本信託証書上の本トラスティ・マネジャーによる借入制限及び本グループのローン・ファシリティ契約に基づき課せられる財務制限の遵守を含む)、適用法令の規定並びにその他の要因(一般的な事業環境及び経営状況並びに拡張計画を考慮した資金需要、その他資本管理に関する検討事項、分配の全体的な安定性並びに業界慣行の状況を含むが、これらに限定されない。)によって決まる。
- (f) 本トラストは、本トラスティ・マネジャーが(本トラストに代わって)本受益証券1口当たり分配金を宣言した時点で、関連する分配の基準日における発行済本受益証券の口数にかかわらず、かかる本受益証券1口当たり分配金を支払う義務を負うものとする。但し、本受益証券が併合又は分割された場合は、適宜適切な調整を行うこととする。

B. 分配受領権

- (a) 本トラスティ・マネジャーが分配の実施を宣言したときに、本受益証券の名簿上の保有者はそれぞれ、当該分配の実施期日と表明された日以降、宣言された分配のうち、本受益証券の名簿上の保有者それぞれが当該分配の基準日に保有する全額払込済本受益証券の口数に基づき比例按分により算定された各自の受取分を受領する権利を有するものとする。
- (b) 基準日に本受益証券の名簿上の保有者である者は、当該基準日に係る一定期間につき、本トラスティ・マネジャーが宣言した分配金を受領する権利を有する。
- (c) 分配の宣言後当該分配の基準日以前に新たな本受益証券が発行される場合には、本トラストによる分配金の総額は、当該分配基準日現在の本受益証券の名簿上の保有者が全て、宣言された本受益証券1口当たり分配金を受領することとなるよう、比例して増額されるものとする。上記(b)項及び本(c)項前段の定めにかかわらず、分配の宣言後に新たな本受益証券を発行し、かつ前記「A. 現金の分配」(f)項を適用した結果として、本トラストが本受益証券の名簿上の保有者を対象とする分配金の支払いに見合う十分なキャッシュフローを有しない場合、又は本受益証券の名簿上の保有者を対象とする分配金の支払い(行われた場合)が、本トラスト又は本グループが従う適用ある誓約に違反する場合は、かかる未払分配金が発生し、本トラストに債務の支払いに見合う十分なキャッシュフローが生じた後、又は適用ある誓約に違反することなく債務の支払いに応じることが可能となった後(場合による。)、実行可能な限り速やかに、受領権を有する者に対して支払われるものとする。但し、本受益証券の名簿上の保有者が有する発生済未払の分配金を受領する権利については利息の支払いを行わないものとし、また本受益証券の名簿上の保有者は支払停止の通知を受けるものとする。

- (d) 本トラスティ・マネジャーは、各本受益証券の名簿上の保有者が受領する権利を有する分配金額から、以下の金額を全て控除することができる。
- () 1香港セント未満の端数を分配することを回避するために必要な金額(1香港セント未満の端数を切り捨てる。)
 - () 分配日に分配することが現実的ではないと本トラスティ・マネジャーが判断した金額
 - () 本受益証券の名簿上の保有者に帰属する本トラストの利益について、又は控除しなければ本受益証券の名簿上の保有者に分配された分配金額について、本トラスティ・マネジャーにより支払われた税金の額、又は本トラスティ・マネジャーが支払わなければならない若しくはそのおそれがあると判断する税金の相当額。本トラスティ・マネジャーは、(1)会計士、税務顧問若しくは本トラスト監査人の助言若しくは計算、又は(2)上記の控除を実施する前に当該税金の一切について税務当局若しくは行政機関から得た一切の情報に依拠することができる(但し、依拠する義務を負わない。)。本トラスティ・マネジャーは、自らが誠実に、かつ、不正行為、故意の不履行又は過失を犯すことなく実施又は負担する一切の控除又は支払いについて、いずれの保有者その他の者にも説明する責任を負わないものとする(かかる控除又は支払いを実施若しくは負担すべきではなく、又は実施若しくは負担する必要がなかったかは問わない。)。実施若しくは負担すべきではなく、又は実施若しくは負担する必要がなかった控除を税務当局若しくは行政機関に支払うことが要求されなかった場合、又は実施若しくは負担すべきではなく、若しくは実施若しくは負担する必要がなかった税金の額がその後還付された場合には、当該金額は本信託財産を構成し、本信託証書の条件に基づきかつこれに従い、本トラスティ・マネジャーが保有し、本トラスティ・マネジャーにより行われる次の中間分配又は年次分配に関して本受益証券の名簿上の保有者に分配される金額に加算されるものとする。
 - () 関連法令又は本信託証書により控除が要求される金額
 - () 本受益証券の名簿上の保有者が本トラスティ・マネジャー又はHKエレクトリック・インベストメンツ社に対し支払うべき金額
- (e) 本トラスティ・マネジャーは、会計年度毎に本受益証券の名簿上の保有者が本受益証券1口につき受領する権利を有する分配金を決定するものとし、かかる決定は、登録機関(任命している場合)に通知するものとする。本トラスティ・マネジャーは、自らが算定した当該会計年度につき本受益証券の名簿上の保有者が本受益証券1口につき受領する権利を有する分配金について、これを本トラスト監査人に調査・検証させ、確認書を本トラスティ・マネジャーに送付させるよう取り計らうものとする。本トラスティ・マネジャーは、会計年度毎に、登録機関(任命している場合)に対して、各会計年度の分配日まで本受益証券の名簿上の保有者がそれぞれ受領する権利を有する分配金をかかる保有者に支払うよう指図を出すものとする。
- (f) 本受益証券について又はに関して支払うべき分配金又はその他の金員に、本トラストの負うべき利息は付されないものとする。未請求金は全て、本信託証書第15.3条に定める方法で処理するものとする。

C. 本トラスティ・マネジャーの公表義務

- (a) 本トラスティ・マネジャーは、香港証券取引所に対して下記に掲げる事項を直ちに通知しなければならない。
- () 分配並びに分配率及び金額の宣言、推奨又は支払いの決定
 - () 本来適正な過程を経ていれば宣言し、推奨し、又は支払ったであろう分配の宣言、推奨又は支払いを実施しない決定
 - () 年間、半期又はその他の期間における損益の速報
- (b) 本トラスティ・マネジャーは、上記(a)項()又は(a)項()に定める決定を公表することにより本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者に通知するものとする。かかる公表は、当該決定後可能な限り速やかに実施しなければならないが、市場が開く前、市場での取引終了後又は昼休みの間にのみ公表すべきとする。

- (c) 分配の宣言、推奨又は支払いの決定について行う公表には、下記の事項を含めなければならない。
- () 分配金額、及び本受益証券の名簿上の保有者が本受益証券1口につき受領する権利を有する分配金
 - () 分配の基準日及びおおよその支払日
 - () 前記「B. 分配受領権」(e)項に従って本トラスティ・マネジャーが算定した本受益証券1口につき受領する権利を有する分配金について、本トラスト監査人がレビューし検証したという事実の確認
 - () あらゆる妥当な調査を実施した上で、本受益証券の名簿上の保有者を対象に当該分配を実施後直ちに本トラスティ・マネジャーが本トラストの負債を期日の到来時に本信託財産を原資として弁済することができるという本トラスティ・マネジャーの取締役会による確認

D. 本受益証券保有者の通知義務

各本受益証券保有者は、本トラスティ・マネジャーから要請された場合、その居住地に関する情報、又は本トラスティ・マネジャーがその時々において決定する税務目的のその他の関連情報を提供しなければならない。

E. 分配金再投資制度

本トラスティ・マネジャーは、本受益証券の名簿上の保有者に支払われる特定の分配金の全部又は一部を、本信託証書第3条に従って本トラスティ・マネジャーが決定する条件及び発行価格で(本株式ステーブル受益証券の構成要素として)本受益証券を追加発行するのに充当するように本受益証券の名簿上の保有者が要請することができる取決に、各本受益証券の名簿上の保有者が通知に定められた条件に従って参加することができる旨を、事前にHKエレクトリック・インベストメンツ社から同意を得て、本受益証券の名簿上の保有者に対して書面にて随時通知することができる。発行される本受益証券は、当該本受益証券の名簿上の保有者によって購入されたものとみなされる。本トラスティ・マネジャーは、HKエレクトリック・インベストメンツ社から事前に同意を得れば、本受益証券の名簿上の保有者に対する書面による通知により、随時、当該分配金再投資制度の条件を変更することができる。

F. 現金以外の分配

前記「A. 現金の分配」に従って現金の分配を実施する権限、及び本トラスティ・マネジャーが随時明示する分配方針を損なうことなく、かつ関連法令及び本受益証券の名簿上の保有者の普通決議に従うことを条件として、本トラスティ・マネジャーは、本受益証券の名簿上の保有者を対象とした、本信託財産を原資とする現金以外の分配の実施を宣言することができる。本「(4) 分配方針」のその他の条項を現金以外の分配に適用する場合には、その限りにおいて、当該その他の条項を準用するものとする。

G. 資本及び未実現利益の分配

本トラスティ・マネジャーは、以下の金額の分配を行うことができる。

- (a) 本トラストの資本の一部であって、本トラスティ・マネジャーが本トラストの資金需要を上回っていると合理的に判断するもの
- (b) 未実現利益の一部又は全部

H. 利益の区分及び源泉

- (a) 利益の区分又は源泉に関しては、本トラスティ・マネジャーは、別個の勘定を設け、本受益証券の名簿上の保有者に対していずれの区分又は源泉からも利益を割り当てることができる。
- (b) 本トラスティ・マネジャーは、上記(a)項に従って設ける勘定又は記録に記録した一切の金額を、その他の金額を分配する前に、分配させることができる。

(5) 【投資制限】

本トラストは、本信託証書の条件に基づきかつ従って、承認事業のみに従事する単一の投資信託(固定型)として設定される。この場合の単一の投資信託(固定型)は、信託は唯一の企業(HKエレクトリック・インベストメンツ社)の有価証券及びその他の持分に投資することのみが可能であり、また信託は信託が保有する具体的に特定される財産(この場合は本トラストが保有する本普通株式)における実質的持分を本受益証券の名簿上の保有者に付与することを意味する。

本トラストは、本信託証書に従って承認事業に従事する場合を除き、いずれの活動も行おうことができない。本信託証書は、本トラストの「承認事業」の意味を以下の通り規定している。

- (a) HKエレクトリック・インベストメンツ社に対する投資(HKエレクトリック・インベストメンツ社の有価証券及びその他の持分に対する投資を含むが、これらに限定されない。)
- (b) 本信託証書に基づく本トラスティ・マネジャーの権限及び権利の行使、並びにその義務及び債務の履行
- (c) 上記(a)及び/又は(b)に記載されている活動のために又はそれに関連して必要であるか又は望ましいあらゆる事項又は活動

したがって、要約すれば、本トラストの活動範囲はHKエレクトリック・インベストメンツ社への投資に限定されている。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

リスクと不確実性は、本グループの事業、財政状態、業績又は成長見通しに影響を及ぼし、その結果、予想業績や過年度業績からの乖離を生じさせるおそれがある。2026年4月8日現在、本グループに影響を与える主要なリスク要因の概要は以下の通りである。これらのリスク要因への対応にあたって、本グループは利害関係者の懸念を理解し、これに対処するため、利害関係者と常時連絡を取っている。

これらの要因は網羅的又は包括的なものではなく、以下に示したものに加えて、本グループが関知していないか、又は現在は重大でないと思われるが、将来において重大になり得るその他のリスクが存在する可能性がある。

A. 本グループの事業全体に関するリスク

世界及び香港の経済環境

国際情勢における不確実性が続く中、世界経済の成長は鈍化することが予想される。地政学的緊張や激化する貿易紛争は、引き続きサプライ・チェーンに影響を与え、投資家の信頼を低下させ、世界的な貿易や投資にとって課題となっている。香港の経済は依然として低迷しているが、インバウンド旅行者の増加により状況が改善される可能性がある。

世界を覆っている不確実性は、需要家又は潜在的な需要家の業績に影響を及ぼす可能性があることから、香港の電力需要や関連サービス需要の低下につながるおそれがある。その結果、本グループの財政状態、潜在利益、資産価値、債務に悪影響が生じるおそれがある。

世界経済と香港経済の不確実性に対処するため、本グループは、財務管理と資本投資における慎重かつ現実的な戦略を追求している。さらに本グループは、財務業績の向上のため、事業のあらゆる点において効率と費用効果の改善に取り組んでいる。

金利と為替市場

本グループは、主としてその利付負債に係る金利リスクにさらされている。2025年、米国連邦準備制度は、金利引き下げサイクルを継続し、25ベースポイントの引き下げを9月、10月、12月の3回にわたり実施した。これにより、2024年9月の初回利下げ以降、累計で175ベースポイントの利下げとなった。本グループはまた、主として燃料及び資本設備の輸入から生じる為替リスクにさらされている。金利及び為替市場の変動は、本グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼすおそれがある。

本グループの資金管理方針では、これらのエクスポージャーの管理のために取るべき措置について指針が示されている。本グループの現行の金利リスク及び為替リスクの管理に関する実務は、後記「5 運用状況 - (1) 投資状況 - 財務レビュー」に記載されている。

電力市場

香港における本グループの電力事業の運営は、香港政府との間の本電力供給契約に服しており、この契約では、主として電力関連事業に関する純固定資産平均残高に基づき利益の許容水準が定められている。

現行の本電力供給契約の契約期間は、2019年から2033年までの15年間を対象期間とし、2019年1月1日付で開始した。本電力供給契約は5年ごとに見直しが行われる。本電力供給契約は、金融サービス規制の分野において必要な安定性を提供しているが、大気環境、地球温暖化を緩和するための電力部門の脱炭素化、エネルギー利用効率化と省エネルギー及び電力市場における競争に関する香港政府の戦略及び政策は、本グループの中長期的な業績と成長に影響を及ぼす要因になっている。

本グループはこれらの要因を定期的に精査するメカニズムを設定しており、電力市場と規制事項について香港環境及び生態局（Environment and Ecology Bureau）やさまざまな利害関係者との間で継続的に協議を行っている。

気候変動

気候変動の影響は世界的な範囲に及んでおり、多数の国と地域が影響を受けている。気候変動により、超大型台風、洪水、高潮、深刻な暴風雨、極端な温度、及びその他の自然災害等、異常気象現象の発生頻度と強度が増大する可能性がある。そのような気候変動はサプライ・チェーンを混乱させ、事業運営を中断させ、財務的損害及び物理的損害を生じさせるおそれがある。2021年10月に、香港政府は、気候変動対策の戦略をまとめた「香港の気候変動行動計画2050」を公表した。本プランでは、2035年までに香港の炭素排出量を50%削減（2005年比）し、最終的に2050年までにカーボン・ニュートラルを達成するという中長期目標を設定している。香港における主要な公益事業者として、本グループは、気候変動によってもたらされる物理的リスクと移行リスクにさらされている一方で、低炭素ビジネス展開の機会も認識している。

本グループは、下記の「供給の信頼性」のリスク要因に記載されているように、引き続き気候変動対応力を電力インフラに組み込むことで物理的リスクを軽減する。低炭素電力供給への移行関連リスクに対応するために、本グループは香港政府の炭素削減目標を全面的に支持することを公約している。本グループはさまざまな脱炭素化イニシアチブを追求しており、独自の科学に基づく炭素削減目標を有している。これらのイニシアチブには、石炭火力発電からガス火力発電への移行を通じた発電ポートフォリオの脱炭素化、再生可能エネルギーの推進、並びにその他の潜在的なゼロ・カーボンエネルギー技術及び革新的な発電ソリューションの利用の探究が含まれるが、これらに限定されない。システム内の高電圧機器に使用されている六フッ化硫黄（SF₆）の代替物質の入手可能性と適用可能性を定期的に見直すための特別タスクフォースが結成された。また、本グループは、本グループの事業からの廃棄物と排出物を削減し、資金供給スキームと教育活動を通じたエネルギー利用効率化と再生可能エネルギーを促進し、電気自動車の採用に挑戦し、電気自動車用の充電インフラを設置しようとする顧客に技術サポートを提供し、環境保護団体やコミュニティ組織が開始した環境プロジェクトを支援するためにリサイクル慣行を実施している。

本グループの2025年度持続可能性報告書では、本グループが関連する国内及び国際的な開示ガイドラインに従って気候変動関連のリスクと機会をどのように管理しているか等、本グループの持続可能性への取組についてより詳細な議論を行っている。

環境に関するコンプライアンス

2008年に香港政府は、大気汚染防止条例に基づく特定ライセンスに関する排出許容量の技術覚書（Technical Memorandum for Allocation of Emission Allowances in respect of Specified Licences under the Air Pollution Control Ordinance（APCO））を通じて、2010年及びそれ以降の電力セクターにおける年間排出許容量（ラム発電所のための許容量を含む。）を公布した。これまでに10件の技術覚書が発行された。最新版は、2025年に発行され、2030年以降の年間排出許容量を定めている。

本グループは、大気汚染防止条例に基づく年間排出許容量に加え、大気汚染防止条例に基づきラム発電所のために発行された特定プロセス・ライセンス並びにその他の適用ある環境免許及び許可の条件を遵守する必要がある。これらの要件を遵守しない場合は、本グループに対して法律上の措置が適用されるおそれがある。

本グループは、環境管理システムを設定して、専門のチームにより運営される監視と報告のメカニズムを通じて、関連する環境規制の遵守を確保し、一般市民の懸念に対応するとともに、発電所からの汚染物質の排出量の綿密な監視と管理を行っている。

燃料の供給

本グループのラム発電所における発電設備は、主として天然ガスと石炭を燃料源としている。天然ガス又は石炭の供給が中断又は不足した場合、あるいは基準に満たない品質の燃料が供給された場合、発電設備の稼働に重大な支障をきたすおそれがある。その結果、本グループの電力供給の信頼性、環境実績、事業、バリュー・チェーン、財政状態、信用に悪影響が生じる場合がある。また、燃料価格の変動も本グループに財務リスクを生じさせている。

本グループは、発電需要を満たす信頼性がある燃料供給と適切な品質の十分なストックを維持するための燃料供給戦略と燃料品質管理システムを設定している。ジョイント・ベンチャーを通じて開発され、浮体式貯蔵・再ガス化設備（FSRU）技術を使用する海上LNGターミナルは、2023年7月の商業運転開始以来、引き続き安定的に稼働している。2025年、同ターミナルは、安定的かつ多様な天然ガス供給源を提供し、競争力のある価格での調達を可能にすることで、本グループの燃料供給の強靱性をさらに強化した。天然ガスや石炭の供給に障害が起きた場合でも発電を中断させないよう、バックアップ燃料として、ラマ発電所には引き続きユーロVディーゼルの備蓄を確保している。

供給の信頼性

本グループは、電力供給障害に関連するリスクにさらされる場合がある。大地震、暴風雨、洪水、高潮、地滑り、気候変動に伴う異常気象、火災、サボタージュ、テロ行為、損害、電力システムを支える重要な情報・制御システムの故障、その他一切の予期せぬ事態により引き起こされる発電又は送配電網施設における大規模な被害により、長期かつ大規模な電力供給停止が発生するおそれがある。

このような供給停止から生じるキャッシュフローの喪失と送配電網と発電資産の損傷からの復旧の費用は多大な金額になる場合がある。このような事態が生じると、顧客の信用を失うとともに、賠償請求や訴訟につながるおそれがある。供給停止の回数や期間が非常に大きくなる場合、本グループの送配電網の運営に伴う費用が増加し、本グループの事業、財政状態及び事業効率、信用に悪影響を及ぼすおそれがある。

本グループは、気候変動、公衆衛生に係る不測の事態、物理的セキュリティ及びサイバーセキュリティ並びに重要な電力システム施設内の火災リスクについて新たに発生するリスクを組み入れて徹底的なリスク評価を実施し、気候変動や異常気象に耐え得る弾力性のあるインフラ設計を採用し、重要なインフラや資産の信頼性重視の保守と状態管理を行い、老朽化した電力設備やケーブルの戦略的な交換プログラムを実施し、電力供給及び消防設備の改良を行い、定期的な信頼性レビューを実施し、業務運営従業員に対する包括的な研修を行うとともに、洗練された情報技術制御・資産管理システムを設定している。さらに本グループは、供給の信頼性を確実に高水準で維持するため、さまざまな利害関係者と定期的に緊急事態対応計画に関する訓練を実施している。

安全衛生

本グループは事業の性質上、一連の安全衛生に関するリスクにさらされている。

一般市民や従業員の死傷若しくは病気を生じさせる大規模な衛生安全上の事故の発生又は本グループの財産の損害は深刻な結果につながるおそれがある。このような事故や感染症は広範な災害や被害、本グループの事業の重大な混乱を生じさせる場合があり、その結果、規制当局の措置、法律上の責任、重大な費用、本グループの信用の喪失につながるおそれがある。

本グループは、安全で社会的に責任ある方法で事業を遂行することにより、エクスポージャーを管理し、従業員、需要家、請負業者、観光客及び一般市民を保護するための安全衛生管理システムを設定している。また、事業活動においては、気候変動により生じた危険を含む、潜在的な健康上及び安全上の危険を軽減又は除去するためにリスクアセスメントを実施している。組織の衛生安全に関する社風、意識、対策と取組を強化するため、継続的な改善及び新技術の導入を実施している。

本グループは、事業運営に関する公衆衛生上の緊急事態の発生リスクを管理するため、監視体制と予防措置を引き続き維持している。

サイバーセキュリティ

本グループの重要な公益事業用資産及び情報資産は、サイバー・ワールドにおける攻撃、損害又は無権限アクセスの脅威にさらされている。世界中でサイバー攻撃がますます頻繁かつ強力な方法で行われているという事実は、本グループに対するサイバー犯罪の発生に伴うリスクを増大させている。本グループの重要な公益事業用資産及び情報資産を標的とするサイバー攻撃や無差別のサイバー攻撃からこれらの資産を保護できなければ、信用の低下、財務上の損失、事業の中断を招くおそれがある。

本グループは、サイバーセキュリティ・リスク対策においてリスク・ベースの総合的なアプローチを採用している。情報セキュリティ管理システムの実装を伴う強力なサイバーセキュリティ管理枠組(IT業界全体に複数のセキュリティ管理層を展開し、さまざまなサイバーセキュリティプロセスと統合する多層防御サイバーセキュリティ管理戦略に基づく)が構築されている。これにより、先を見越してサイバー攻撃を特定し、防止し、検知し、対応し、回復することを可能にしている。企業情報資産と重要インフラの信頼性、完全性、利用可能性を確保するため、サイバーセキュリティ管理の3本の柱である人員、プロセス、技術に対し、リソースと開発努力が重点的に傾注されている。

法律と規制

本グループの主たる事業会社であるHEC社は、香港島及びラマ島への発電、送電、配電、電力供給に従事しており、特に電力設備の開発、建設、ライセンス及び運営に関する香港の法律と規制を厳密に遵守することを義務付けられている。本グループは、その事業運営及び建設に係る許認可に含まれる条件を遵守しなければならない。また、法改正や規制の変更により本グループは、それらの変更を遵守するために追加的な資本支出及び営業費用やその他の義務又は責任を負う場合がある。適用ある法令及び関連する変更を遵守しない場合、本グループは、訴追及び訴訟の対象となる場合があり、その結果、罰金、制裁、刑事罰及び/又は許認可の停止、撤回若しくは更新拒絶を受けるおそれがあり、あるいは本グループの事業、財政状態、業績に重大な悪影響が生じるおそれがある。

最高経営責任者が会長を務めるコンプライアンス委員会は、本グループのコンプライアンス機能の監督に責任を負っている。本グループを通じた一貫した体系的なアプローチに基づきコンプライアンス義務を監督するため、コンプライアンス枠組が設定されている。この枠組の一環として、本グループのコンプライアンスの義務と状況並びに法令とその意味の変化を積極的に監視するため、規制コンプライアンス監視プログラム(Regulatory Compliance and Monitoring Programme)が実施され、その責任者が指定されている。

B. 本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の形態に関するリスク

本トラスト、HKエレクトリック・インベストメンツ社及び本株式ステーブル受益証券の上場形態は、香港市場においてかかる形態の先例が限られており、比較的ユニークなものである。香港裁判所が、本株式ステーブル受益証券保有者に適用される関連ある投資家保護規定を、香港証券取引所に上場されている会社の株主に適用されるのと同じ方法で解釈するという保証はない。加えて、本トラスト及び/又はHKエレクトリック・インベストメンツ社は、自社に影響を与える新たな政策、法律、規制又は指針の導入に影響を受ける可能性がある。

香港市場において、本株式ステーブル受益証券と同様の株式ステーブル受益証券の上場及び販売が行われた事例は他に限られた数しか存在しない。香港裁判所が、本株式ステーブル受益証券保有者に適用される関連ある投資家保護規定を、香港証券取引所に上場されている会社の株主に適用されるのと同じ方法で解釈するという保証はない。当該規定の異なる解釈は、本株式ステーブル受益証券への投資に重大な悪影響を与える可能性がある。

加えて、本トラスト、HKエレクトリック・インベストメンツ社及び本株式ステーブル受益証券の上場形態は比較的ユニークなものであるため、本トラスト及び/又はHKエレクトリック・インベストメンツ社に影響を与える新たな政策、法律、規制又は指針の導入が、本トラスト・グループの事業、財政状態、経営成績及び見通し並びに/又は本株式ステーブル受益証券への投資に重大な悪影響を与える可能性がある。

HKエレクトリック・インベストメンツ社が分配原資とすることを認められた資金を制限する新たな政策又は法律がケイマン諸島において導入され、又はそのような既存の法律が改正された場合、本株式ステーブル受益証券保有者に対する分配金の水準が低下する可能性がある。

本株式ステーブル受益証券保有者に対して(本トラストを代理して)分配を行うためには、本トラスティ・マネジャーは、HKエレクトリック・インベストメンツ社からの配当金、分配金及びその他の金額の受領に頼ることとなる。ケイマン諸島法は、一定のその他の法域で見られるのと同様に、分配の方法で支払われる金額を、会社の分配可能剰余金及び資本剰余金として貸記された金額に限定していない。HKエレクトリック・インベストメンツ社が分配原資とすることを認められた資金を制限することとなる新たな法律がケイマン諸島において導入されたり、ケイマン諸島の既存の法律がそのように改正若しくは廃止されたりすることはないという保証はなく、それによって本トラスティ・マネジャーが(本トラストを代理して)本株式ステーブル受益証券保有者に支払う分配金の水準が低下する可能性がある。

本トラスティ・マネジャーが(本トラストを代理して)本株式ステーブル受益証券保有者に支払う分配金に係る香港事業所得税の課税上の取扱いについては、不確実性がある。

HKエレクトリック・インベストメンツ社の理解では、香港政府の内国歳入局(Inland Revenue Department)(以下「香港内国歳入局」という。)の現在の実務の下では、一般的に香港の上場ユニット・トラスト又は(本トラストのような)単一の投資信託(固定型)による分配の際、受益証券保有者には香港の事業所得税の支払義務はない。しかしながら、香港内国歳入局が、本トラスティ・マネジャーが(本トラストを代理して)本株式ステーブル受益証券保有者に支払う分配金にこの実務を適用するという保証はない。仮に香港内国歳入局が現在の実務を適用せず、かつ/又は現在の実務に変更があった場合、本株式ステーブル受益証券保有者への税引後分配金に影響することとなる。

C. 本株式ステーブル受益証券への投資に関するその他のリスク

公開市場におけるPAH社持分の売却若しくは売却可能性、又は本グループによる本株式ステーブル受益証券の新規発行により、本株式ステーブル受益証券の市場価格が著しく低下する可能性がある。

PAH社は、一定数の発行済本株式ステーブル受益証券を保有している。PAH社が本株式ステーブル受益証券の自らの持分の相当部分を売却するか若しくは売却を意図しているとみなされた場合、本株式ステーブル受益証券の市場価格が悪影響を受ける可能性がある。

本グループは、事業拡大のため、将来において本株式ステーブル受益証券の追加募集及び追加発行を検討する可能性がある。本グループが将来、本株式ステーブル受益証券1口当たり純有形資産簿価を下回る価格で本株式ステーブル受益証券を追加発行した場合、本株式ステーブル受益証券の購入者の1口当たり純有形資産簿価が希薄化する可能性がある。加えて、本株式ステーブル受益証券が追加発行されれば、本株式ステーブル受益証券の市場価格は著しく低下する可能性がある。

本株式ステーブル受益証券の活発な又は流動的な市場が維持されない可能性がある。

本株式ステーブル受益証券の活発な又は流動的な市場が維持されない可能性がある。上場及び相場付けは、本株式ステーブル受益証券のための取引市場が発展すること、又は市場が発展した場合の本株式ステーブル受益証券の市場の流動性を保証するものではない。

現時点において、本優先株式又はHKエレクトリック・インベストメンツ社に関する金融商品取引法に従った開示が行われることは想定されていない。

日本における本優先株式の募集に関しては、2014年1月6日に有価証券通知書が関東財務局に提出されているが、当該有価証券通知書は一般に提出されておらず、今後開示される予定もない。また、日本における本優先株式の募集に関して、有価証券届出書は提出されておらず、今後提出される予定もない。

また、HKエレクトリック・インベストメンツ社について、金融商品取引法上、継続開示書類（有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書）の提出は要請されておらず、またこれらが提出される予定はない。交換権の行使により、本受益証券及び本優先株式の交換及び消却が行われ、本株式ステーブル受益証券を保有していた者がHKエレクトリック・インベストメンツ社発行の上場株式会社である本普通株式を保有することになった場合でも、HKエレクトリック・インベストメンツ社について、金融商品取引法上、現時点において、上記と同様の継続開示書類の提出は要請されておらず、また想定されていない。

したがって、HKエレクトリック・インベストメンツ社に関する情報は、（特に交換権の行使後は）重要となる可能性があるが、その重要性の如何にかかわらず、日本の投資家が当該情報を入手するのは困難となるおそれがある。

本株式ステーブル受益証券の市場価格は、下落する可能性がある。

本株式ステーブル受益証券の市場価格は、以下を含む（但しこれらに限定されない。）多くの要因に左右される。

- ・ 本グループの事業及び投資並びに香港の電力業界に対する認知された見通し。
- ・ 本グループの財務及び営業実績と、投資家及びアナリストによる予測との相違。
- ・ アナリストの推奨又は予測の変化。
- ・ 全般的な経済状況又は市況の変化。
- ・ 本グループの資産の市場価値。
- ・ 他の株式又は債券（電力業界以外のものを含む。）に対する本株式ステーブル受益証券の認知された魅力。
- ・ 本株式ステーブル受益証券の需給動向。
- ・ 配当制度及び税制並びに香港の信託制度に関して、香港、ケイマン諸島及び英領ヴァージン諸島の規制制度が将来、全般的にかつ具体的に変更されること。
- ・ 本グループが投資及び成長戦略を成功裏に実施できるか否か。
- ・ 金利。
- ・ 外国為替レート。
- ・ 広範な市場変動（株式市場の低迷を含む。）。

これらの理由により、とりわけ、本株式ステーブル受益証券は募集価格を上回る又は下回る価格で取引される可能性がある。加えて、本グループが投資目的、運転資本準備金又はその他の目的で営業キャッシュフローを保持している限り、かかる保持された資金により、本グループの原資産の価値は増加するが、本株式ステーブル受益証券の市場価格はそれに応じて増加しない可能性がある。

本株式ステーブル受益証券が香港証券取引所に上場され続けるという保証はない。

現在のところ本株式ステーブル受益証券の香港証券取引所上場は維持される予定であるが、本株式ステーブル受益証券の上場が継続するという保証はない。とりわけその要因の1つとして、本トラスト及び/又はHKエレクトリック・インベストメンツ社が香港証券取引所の上場要件を充たし続けることができない可能性がある。本株式ステーブル受益証券が香港証券取引所から上場廃止となった場合、本株式ステーブル受益証券保有者は、香港証券取引所を通じて本株式ステーブル受益証券を売却することができなくなる。

本トラストが終了する可能性があり、本トラスト及び/又はHKエレクトリック・インベストメンツ社の終了又は清算による収入は、投資家が投資した金額を下回る可能性がある。

本トラストは、()交換権が行使された場合、()本トラストの存続を違法とし又は(本トラスティ・マネジャーの見解では)実行不可能若しくは望ましくないものとする法案が可決され、かつ本受益証券の名簿上の保有者の普通決議によって清算が承認された場合、又は()本受益証券の名簿上の保有者の特別決議によって本トラストの終了が承認された場合、終了する可能性がある。

本トラスト及び/又はHKエレクトリック・インベストメンツ社の終了時又は清算時の本株式ステーブル受益証券1口当たり純資産価値は、投資家が投資した金額を下回る可能性がある。本トラスト及び/又はHKエレクトリック・インベストメンツ社が終了又は清算された場合、投資家が、その投資の全部又は一部を回収するという保証はない。

本トラスティ・マネジャーは、本株式ステーブル受益証券を買い戻す義務又は償還する義務を負わず、又は認められていない。

本株式ステーブル受益証券保有者は、本トラスティ・マネジャーに対して、自らの本株式ステーブル受益証券を買い戻し又は償還するよう要求する権利を有さず、また、本トラスティ・マネジャーがかかる買い戻し又は償還を行うことは認められていない。本株式ステーブル受益証券保有者は、上場された本株式ステーブル受益証券を、香港証券取引所を通じてのみ取引することができることが意図されている。

本トラスティ・マネジャーは本受益証券の名簿上の保有者の普通決議によって解任及び変更される可能性がある。

本信託証書においては、本トラストのトラスティ・マネジャーを解任するためには、本受益証券の名簿上の保有者の普通決議、すなわち出席して議決権を行使する本受益証券の名簿上の保有者全員の議決権の50%超を保有する本受益証券の名簿上の保有者の承認を得た決議が必要とされている。

本トラスティ・マネジャーが辞任した場合又は本受益証券の名簿上の保有者により解任された場合には、本トラストは、新たなトラスティ・マネジャーを適時に又は同様の条件により選任することができない可能性がある。

本信託証書においては、本トラスティ・マネジャーは、本受益証券の名簿上の保有者の普通決議により、本トラストのトラスティ・マネジャーとしての職務を解任される可能性があり、また、本トラスティ・マネジャーは、自らトラスティ・マネジャーとしての職務を辞任することができる。本トラスティ・マネジャーの解任又は辞任は、本信託証書に定める手続に従い行わなければならない。また、解任されるか又は辞任する在職中のトラスティ・マネジャー(場合による。)が、全ての本信託財産(本普通株式を含むがこれに限定されない。)の法律上の所有権を、次期トラスティ・マネジャーに譲渡するために必要な全ての手順を踏んだ後に初めてその効力が生じるものとする。解任されるか又は辞任する本トラスティ・マネジャーの責任及び義務は、必要な全ての手順が完了した後に初めて終了し、また、次期トラスティ・マネジャーの責任及び義務は、必要な全ての手順が完了した後に初めて開始される。本トラスティ・マネジャーが意図的に変更された場合でも、本信託証書に従いなされたものでない限り無効である。

本トラスティ・マネジャーの辞任又は本受益証券の名簿上の保有者の普通決議による本トラスティ・マネジャーの解任後、本トラストは、適時に又は本信託証書に基づくものと同様の条件により、後任の本トラスティ・マネジャーを任命することができない可能性がある。特に、本信託証書はトラスティ・マネジャーとしての役割の実行に対して当該トラスティ・マネジャーに報酬を支払うことを禁止しているため、後任のトラスティ・マネジャーを見つけるのが困難である可能性がある。本信託証書には、その固有の管轄権に基づき、又は香港受託者条例に基づき、後任のトラスティ・マネジャーの選任に係る申請を香港裁判所に提出できる旨規定されている。しかしながら、本トラスティ・マネジャーを承継するために選任された新任のトラスティ・マネジャーが、本信託証書に基づくその職務の遂行に関連する経験を有するという保証はない。

本トラスティ・マネジャーが解任されたにもかかわらず、その地位を引き継ぐ意思のある新たなトラスティ・マネジャーが現れない場合、本トラストは裁判所命令により終了させられる可能性がある。

本信託証書においては、本トラスティ・マネジャーが本受益証券の名簿上の保有者の普通決議により解任され、かかる解任から60日以内に本トラスティ・マネジャーの地位を引き継ぐ意思のある新たなトラスティ・マネジャーが現れない場合には、本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者は、香港裁判所に対し、その固有の管轄権又は香港受託者条例に基づき、トラスティ・マネジャーとして行為する会社を選任すべき旨又は本トラストを終了すべき旨命令を発するよう申請することができる。

本トラスティ・マネジャーによる信託違反の責任を証明することは困難である可能性があり、また、本トラスト及び本株式ステーブル受益証券保有者が本トラスティ・マネジャーに対する請求を回収する権利は制限されている。

信託証書に記載され又は法律により義務付けられている職務及び義務を履行しないトラスティ・マネジャーは、信託違反となり、本株式ステーブル受益証券保有者に対し責任を負う。一般的にコモン・ローにおいては、信託違反があった場合には、トラスティ・マネジャーは、信託により要求される事項を行うこと又は信託により禁止される事項を行わないことを義務付けられる可能性がある。また、トラスティ・マネジャーは、違反により喪失した信託財産を回復すること、喪失した財産の価値と同等の価値を提供すること又は受益者の損失を補償するために公平な補償を信託に支払うことを求められる可能性がある。トラスティ・マネジャーはまた、信託財産を、違反が無かったならばそうであったであろう状態に戻すことを義務付けられる可能性がある。しかしながらコモン・ローにおいては、本株式ステーブル受益証券保有者は、本信託財産に損失が生じ、かつ違反が無ければかかる損失が生じなかったという事実を証明しなければならないため、信託違反の責任を立証することは困難である可能性がある。本トラスティ・マネジャーはまた、コモン・ローに基づき信託違反に対する一定の防御を行使する権利を有する。また、信託会社の取締役が、信託の受益者に対し個人的に責任を有するか否かという点は、コモン・ロー上明確ではない。

本信託証書は、不正行為、故意の不履行、過失又は本信託証書違反がある場合を除き、本トラスティ・マネジャー（その取締役、従業員、使用人、代理人及び代行者を含む。）の責任を限定している。また、本信託証書には、本トラスティ・マネジャー並びにその取締役、従業員、使用人、代理人及び代行者のいずれもが、同人が本トラストのトラスティ・マネジャー（又はその取締役、従業員、使用人、代理人若しくは代行者）として受ける訴訟、費用、請求、損害、経費、処罰若しくは要求に対し補償を受ける権利を有する旨が規定されている。但し、かかる訴訟、費用、請求、損害、経費、処罰又は要求が不正行為、故意の不履行又は過失によるものである場合は、この限りでない。この結果、本トラスティ・マネジャーに対する本トラスト及び本株式ステーブル受益証券保有者の補償請求権は制限される。

本トラスティ・マネジャーは本トラストの財産以外に多くの資産を持つ事業体ではないため、第三者は、本トラスティ・マネジャーに対して提起した請求について回収することができない可能性がある。本トラストは、本トラスティ・マネジャーを通じてのみ行為することができる。

第三者は、将来において、本トラスティ・マネジャーに対して本トラストのトラスティ・マネジャーとしての義務の遂行に関連して請求権を有する可能性がある。

本信託証書の条項に基づき、本トラスティ・マネジャーは、本トラストのトラスティ・マネジャーとして受けるあらゆる訴訟、費用、請求、損害、経費、処罰又は要求について、不正行為、故意の不履行又は過失によるものでない限り、本信託財産から補償を受ける。かかる不正行為、故意の不履行又は過失の場合には、本信託財産ではなく本トラスティ・マネジャー自身の資産のみが請求を満たすために利用可能となる。

本トラストは、本トラスティ・マネジャーを通じてのみ行為することができる。本トラスティ・マネジャーが第三者との間で契約を締結した場合、本トラスティ・マネジャーは、当該契約に基づき潜在的に無限責任を負うこととなる。同様に、本トラスティ・マネジャーはまた、本トラストの運営に関する自己の若しくはその代理人の行為又は不作為について、個人的な不法行為責任を負う可能性がある。

本トラストは独立した法人格を有さないため、一般原則として、適切な反対の表明がなされかつ本信託証書によって認められた場合を除き、本トラストの債権者及び契約上の相手方並びにその他の第三者は、本信託財産を直接的に利用することはできない。本トラスティ・マネジャーは、本トラストの運営中に、本信託証書により付与された権限の範囲内において、かつ本トラスティ・マネジャーによる不正行為、故意の不履行又は過失なくして契約が適正に締結された場合、本トラスティ・マネジャーの個人的責任に関し、本信託証書に基づき本信託財産から補償を受ける権利を有する。同様に、本トラスティ・マネジャーが本信託証書に基づく権限の範囲内において行為した場合には、本トラスティ・マネジャーは、本トラスティ・マネジャー側に不正行為、故意の不履行又は過失がある場合を除き、第三者からの不法行為に基づく損害賠償請求について補償を受ける権利を有する。

債権者、その他の契約上の相手方及びその他の第三者の本信託財産を利用する唯一の手段は、上記に記載の状況下において本信託財産から補償を受ける本トラスティ・マネジャーの権利を代位することである。

（２）リスク管理体制

効果的なリスク管理及び内部統制の制度は、本グループの戦略目標の達成に不可欠である。

リスク管理枠組

本グループは、組織全体における主要な事業、財務、業務及びコンプライアンスに係るリスクを特定、評価、優先順位付け、軽減及び監視するための体系的かつ一貫性のあるアプローチとして、全社的リスクマネジメント（以下「ERM」という。）の枠組を設けている。この枠組は、ESGリスク（気候変動に関するリスクを含む。）も統合している。この統合を強化するため、本グループはESGリスク・機会管理枠組を適用することにより、ESG及び気候関連リスクと機会が効果的に特定、評価及び管理されるようにしている。このプロセスの一環として、潜在的な気候関連のリスク及び機会を評価するため、気候シナリオ分析を実施している。これらの影響は、ビジネス・モデルとバリュー・チェーンの2つの異なる観点から評価している。さらなる詳細については、本グループの「2025年度持続可能性報告書」を参照のこと。ERM枠組及びESGリスク・機会管理枠組は、継続的な監視と見直しによって補強され、組織全体のリスク管理に対する予防的かつ統合的なアプローチを提供している。このアプローチにより、リスクの軽減にとどまらず、本グループはESG及び気候関連の機会を活用することで、持続可能な成長を促進し、長期的な価値を創造することが可能となっている。

ガバナンス及び監督

本グループは、リスクの認識と制御を強く意識する環境の推進に取り組んでいる。リスク管理の責任は、組織内のあらゆるレベルで負うべきものである。HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会は、HKエレクトリック・インベストメンツ社監査委員会を通じて、リスク管理全体を監督する。リスク管理委員会は、内部監査部のサポートを受けて、本グループの重要なリスクの精査と監視についてHKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会とHKエレクトリック・インベストメンツ社監査委員会を支援する。経営陣は、戦略的性質を有するリスクの特定と評価について責任を負う。事業ユニットは、担当する活動におけるリスクの特定と管理に責任を負う。トップダウンとボトムアップのアプローチは相互に補完し合っており、本グループの重要なリスク（企業及びビジネス・ユニットのレベルで発生する重大なエマージング・リスクを含む。）を効果的な方法で特定及び管理することを可能にしている。

リスク管理枠組のガバナンス

内部及び社外監査人からの独立の保証

リスク管理委員会及び経営陣による支援を受けたHKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会／HKエレクトリック・インベストメンツ社監査委員会による監督

企業レベルでリスクを特定及び管理

「トップダウン」

「ボトムアップ」

事業ユニット

ビジネス・ユニット・レベルでリスクを特定、管理及び報告

HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会／HKエレクトリック・インベストメンツ社監査委員会による監督

(HKエレクトリック・インベストメンツ社監査委員会を通じた)
HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会

- 本グループのリスク管理及び内部統制制度について全般的に責任を負う。
- 本グループがその戦略上及び事業上の目的を追求するにあたって受け入れようとするリスク(ESGリスクを含む。)の性質と範囲を決定し、評価する。
- 経営陣がリスク管理に効果的なシステムを設定する職責を確実に遂行できるように、リスク管理及び内部統制の制度について経営陣と協議する。

HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会／HKエレクトリック・インベストメンツ社監査委員会に対するリスクの審査、通知及び確認

リスク管理委員会
(最高経営責任者が議長を務める)

- 本グループのリスク・プロフィールを監視し、重要なリスクが適切に軽減されているかどうかを評価する。
- リスク管理及び内部統制制度の有効性に関する継続的な審査の実施を確保し、かかる審査の実施についてHKエレクトリック・インベストメンツ社監査委員会を通じてHKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会に対する確認を行う。

リスク及び統制の監視

経営陣

- リスク管理及び内部統制制度の設計、実施及び監視に責任を負う。
- 重要な企業リスクを特定及び監視する。
- 制度の有効性について、リスク管理委員会に対する確認を行う。

最前線のリスク及び統制責任

事業ユニット

- ビジネス・ユニットのレベルで統制を設計、実施及び監視し、関連するリスク事項を速やかに上申する。
- ビジネス・ユニットのレベルにおけるリスク管理及び内部統制活動の有効性について、リスク管理委員会に保証を提供する。
- 継続的なプロセスの改善を求め、再評価を実施する。

リスク管理プロセス

リスク管理プロセスは、本グループの日常の業務活動に組み込まれており、HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会から個別の従業員に至るまで、本グループのあらゆる部署が関与する継続的なプロセスである。

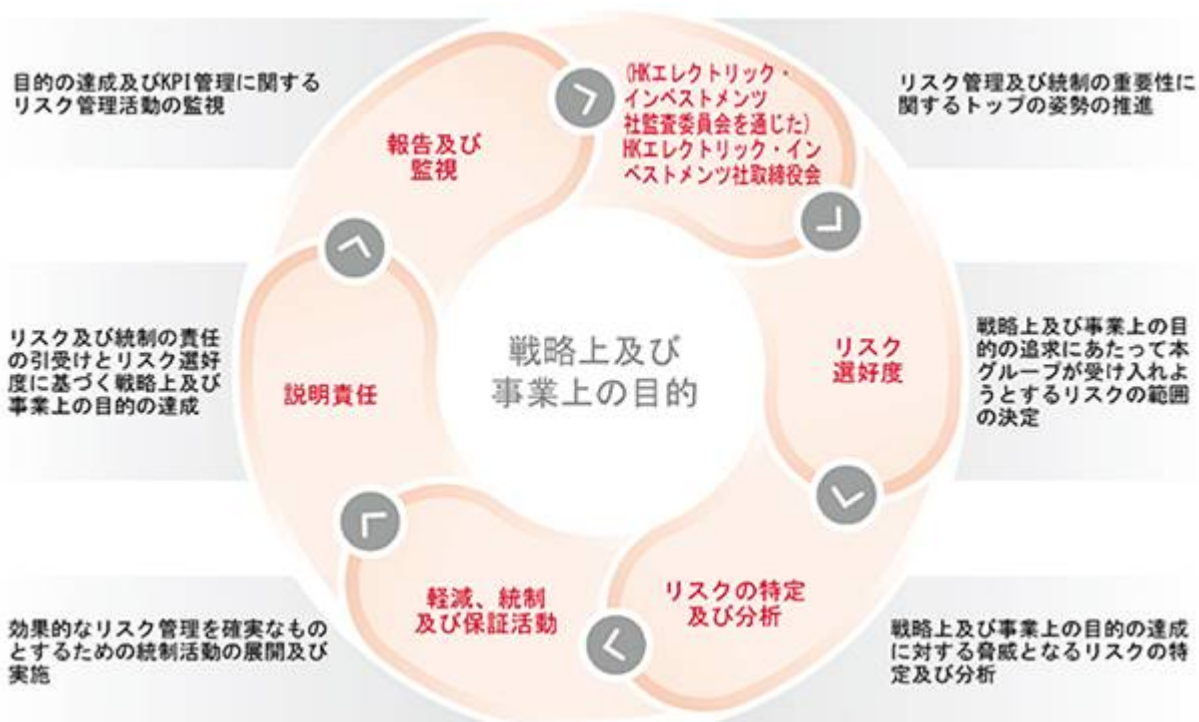
リスク特定プロセスは、内外の要因を考慮して行う。内外の要因には、経済、政治、社会、技術、環境等、法令、本グループの戦略並びにこれらの点に関する利害関係者の期待を含む。リスク分析を円滑に行うため、リスクは各カテゴリーに分類される。特定された各リスクは、HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会が設定したリスク選好度に従い、発生可能性と影響に基づき分析される。

リスク評価プロセスにおいて、リスクの影響は、財務、衛生及び安全、環境、評判、規制、需要家サービス、信頼性、組織、従業員エンゲージメント等さまざまな側面から評価され、重大性のレベルは軽微なものから非常に重大なものまでである。リスク発生の可能性は、稀なものからほぼ確実なものまでの尺度で評価される。これら2つの次元を合わせて総合的なリスク評価が決定され、リスクの優先順位付けと管理の判断材料となる。そして、潜在的な影響を緩和し、発生の可能性を低減するための行動計画が策定される。さらに、リスク評価プロセスには、各リスクの制御メカニズムの精査及びそれぞれの制御の有効性の評価が含まれる。

本グループは、リスク記録を作成し、本グループに重大な影響を及ぼすおそれがあるエマージング・リスクを勘案して、継続的に更新、監視する。

リスク管理報告書は、企業とビジネス・ユニットのレベルで重要なリスクと行動計画の要点を記載し、半年ごとにリスク管理委員会の精査を受ける。企業のトップリスクの記録は、HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会への報告のため、HKエレクトリック・インベストメンツ社監査委員会に提出する。主要なリスクに日々生じる重大な変化は発生に応じて対処し、経営陣に報告する。

さまざまな経済的、社会的、政治的な環境において既存のリスクと新たなリスクを効果的に管理する方法を見出すことは、本グループの事業目標の達成を左右する重要な要素になっている。本グループのリスク要因については、前記「(1) リスク要因」に記載されている。本グループは、変化する事業環境に適応するため、リスク管理枠組の改善に継続的に取り組んでいる。



流動性リスクに対する管理体制

本グループは、リスク管理の向上及び資金調達コストの最小化を目的として集中資金管理システムを運用している。本グループは、コミットメント型の銀行融資枠を設定することによって必要な場合に十分な流動性を利用できるようにしている。本グループは、現在及び将来の流動性需要、並びに財務制限条項の遵守状況の定期的なモニタリングを行い、本グループの短期的及び長期的な流動性需要を充足するために、十分な現金が確保され、及び適切な融資枠が設定されるようにすることを方針としている。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

本受益証券の申込人は、本受益証券及び本優先株式の双方につき申込みを行わなければならない、申込みにあたり、本受益証券１口当たりの募集価格及び本優先株式１株当たりの募集価格、すなわち本株式ステーブル受益証券１口当たりの募集価格に、（いずれの場合も本株式ステーブル受益証券の募集価格に対して）その時々において適用される比率の仲介手数料、香港証券先物委員会取引賦課金及び香港証券取引所取引手数料を加えた金額を支払わなければならない。

申込手数料は、商品及び関連する投資環境の説明及び情報提供等、並びに購入に関する事務手続の対価である。

（２）【買戻し手数料】

該当事項なし。

本信託証書に基づき、本株式ステーブル受益証券保有者は、自己の本株式ステーブル受益証券の買戻し又は償還を要求する権利を有しない。香港証券先物委員会から随時発行される該当する規則及びガイドラインにより明示的に認められる場合を除き、本トラスティ・マネジャーは、本トラストに代理して本株式ステーブル受益証券の買戻し又は償還を行わない。

2025年12月31日に終了した会計年度中に、本トラスト、本トラスティ・マネジャー、HKエレクトリック・インベストメンツ社及びこれらの子会社は、いずれも発行済の本株式ステーブル受益証券を一切購入、売却又は償還していない。

（３）【管理報酬等】

本トラストの管理に係る費用及び経費は、本信託財産から控除することができるが、その役割が特定のかつ限定的であることに応じて、本トラスティ・マネジャーは本トラストの管理に係る手数料を受領しない。

本トラストの管理に係る費用及び経費に関しては、関連法令に従うことを条件として、本トラスティ・マネジャーは、（本トラスティ・マネジャーが具体的な場合に応じて決定する時期及び期間に）本信託証書に基づき義務を履行し若しくは権限を行使するにあたって適切にかつ合理的に被り若しくは負担することのある、又はその他の本信託証書に起因する若しくは関連して生じる全ての負債（不正行為、故意の不履行若しくは過失の場合を除く。）、手数料、諸費用、負担並びに支出（本信託証書の別紙２に定める金員（本信託財産の取得、保有及び換金に関して支払う適用ある税金及びその他の費用、並びに本トラストの運用及び受託業務に関する費用として本信託証書が認めるもの）を含むが、これらに限らない。）に本信託財産を充当し又は本信託財産から補償を受ける権利を有するものとする。

（４）【その他の手数料等】

該当事項なし。

（５）【課税上の取扱い】

専門家による税務上の助言を受けることを推奨する。

本株式ステーブル受益証券の申込み、購入、保有、処分若しくは取引、又は本株式ステーブル受益証券に関する権利の行使による税務上の影響について確かではない場合には、専門家であるアドバイザーに相談されることをお勧めする。

以下の記述は、一般的な情報を提供するものすぎず、本株式ステーブル受益証券に係る課税関係を全て網羅的に記述することや、いかなる本株式ステーブル受益証券保有者に対しても課税に関するいかなる助言も提供することを意図したものではない。本トラスト、HKエレクトリック・インベストメンツ社、本トラスティ・マネジャー、それぞれの取締役、役員又は代表者は、本株式ステーブル受益証券の申込み、購入、保有、処分若しくは取引、若しくは本株式ステーブル受益証券に関する権利の行使による税効果、又はそれらから生じる責任に対して何ら責任を負わない。

日本における課税

日本の居住者（非永住者を除く。）である個人（以下「個人投資家」という。）又は内国法人（以下「法人投資家」という。）である本株式ステーブル受益証券の投資家に対する課税上の一般的な取扱いは、以下の通りである。なお、以下の内容は、本株式ステーブル受益証券が、外国金融商品市場に上場され売買される、公募の外国投資信託（所得税法第2条に規定する公社債投資信託及び公社債等運用投資信託に該当しないもの）並びに外国株式に該当することを前提としている。以下の内容は、2026年5月31日現在施行の日本の税法に基づく取扱いであり、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがある。また、以下の内容は国税当局の確認を得たものではないため、国税当局が以下に記述される日本における課税上の取扱いを尊重する保証はない。さらに、以下の内容はあくまでも一般的な取扱いにすぎず、個々の投資家の固有の事情によっては、異なる取扱いがなされることがある。

個人投資家に対する課税

（イ）本株式ステーブル受益証券の収益分配金に係る税務

個人投資家が国内の支払の取扱者を通じて支払を受ける本株式ステーブル受益証券の収益分配金（外国所得税が課されている場合にはその金額を控除した金額）に対しては、2047年12月31日までの間は、20.315%の税率により源泉徴収が行われる。20.315%の源泉税率は、所得税15%及び住民税5%に加え、2026年12月31日までの間は復興特別所得税0.315%（所得税額の2.1%）、又は2027年1月1日から2047年12月31日までの間は復興特別所得税0.165%（所得税額の1.1%）及び防衛特別所得税0.15%（所得税額の1.0%）を含む。個人投資家は一般的には本株式ステーブル受益証券の収益分配金について申告不要制度の選択が可能となり、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができる。個人投資家が確定申告を行う場合には、本株式ステーブル受益証券の収益分配金は上場株式等に係る配当所得等として総合課税又は申告分離課税の対象となるが、総合課税を選択する場合でも配当控除の適用対象とはならない。本株式ステーブル受益証券の収益分配金に源泉税等の外国所得税が課されている場合には、一定の条件のもと外国税額控除の対象とすることができるが、本トラスの投資対象に課された外国税については控除することができない。

本株式ステーブル受益証券の収益分配金を含む上場株式等に係る配当所得等の合計額について申告分離課税を選択した場合、上場株式等に係る配当所得等の金額に対し2047年12月31日までの間は、20.315%の税率が適用される。20.315%の税率は、所得税15%及び住民税5%に加え、2026年12月31日までの間は復興特別所得税0.315%（所得税額の2.1%）、又は2027年1月1日から2047年12月31日までの間は復興特別所得税0.165%（所得税額の1.1%）及び防衛特別所得税0.15%（所得税額の1.0%）を含む。また、個人投資家が申告分離課税を選択する場合には、一定の条件（当該譲渡等が日本の金融商品取引業者等を通じて行われること等）のもとに、上場株式等に係る配当所得等と上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能である。

個人投資家が支払を受ける本株式ステーブル受益証券の収益分配金については、金融商品取引業者等における源泉徴収選択口座（源泉徴収を選択した特定口座）内に受け入れることを選択できる。

個人投資家が支払を受ける本株式ステーブル受益証券の収益分配金については、適用ある法令に定める要件および制限に従うことを条件として、いわゆるNISA制度の下で免税を受けることができる。

個人投資家が本株式ステーブル受益証券の収益分配金を国内の支払の取扱者を通じないで支払を受ける場合、源泉税は課されないが、原則として確定申告が必要となり、配当所得として総合課税又は申告分離課税の対象となる。

上記に述べた各課税方式について、所得税（国税）と住民税（地方税）とで異なる取扱いを受けることはできない。

（ロ）本株式ステーブル受益証券の譲渡損益に係る税務

個人投資家が本株式ステーブル受益証券を譲渡して譲渡益が生じた場合は、上場株式等に係る譲渡所得等として2047年12月31日までの間は、20.315%の税率による申告分離課税の対象となる。20.315%の税率は、所得税15%及び住民税5%に加え、2026年12月31日までの間は復興特別所得税0.315%（所得税額の2.1%）、又は2027年1月1日から2047年12月31日までの間は復興特別所得税0.165%（所得税額の1.1%）及び防衛特別所得税0.15%（所得税額の1.0%）を含む。

個人投資家が本株式ステーブル受益証券を譲渡して譲渡損失が生じた場合は、原則としてその譲渡損失は他の所得と通算することはできない。但し、日本の金融商品取引業者等を通じて本株式ステーブル受益証券を譲渡した場合等には、その譲渡損失は、一定の条件のもとに、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算でき、また控除しきれない損失はその年の翌年以後3年間繰越控除することができる。

本株式ステーブル受益証券は特定口座制度の対象となる。個人投資家が金融商品取引業者等に特定口座を開設し、その特定口座に保管されている本株式ステーブル受益証券を含む上場株式等の譲渡所得等について「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出した場合には、一定の要件のもとに本株式ステーブル受益証券の譲渡に係る所得について譲渡対価の支払の際に源泉徴収がなされ、申告不要制度の選択が可能となる。源泉税率は、2047年12月31日までの間は、20.315%となる。20.315%の源泉税率は、所得税15%及び住民税5%に加え、2026年12月31日までの間は復興特別所得税0.315%（所得税額の2.1%）、又は2027年1月1日から2047年12月31日までの間は復興特別所得税0.165%（所得税額の1.1%）及び防衛特別所得税0.15%（所得税額の1.0%）を含む。

個人投資家が金融商品取引業者等における特定口座の源泉徴収選択口座内に本株式ステーブル受益証券の収益分配金を含む上場株式等の配当等を受け入れることを選択した場合において、その源泉徴収選択口座における本株式ステーブル受益証券を含む上場株式等に係る譲渡損益を通算して譲渡損失が残ったときは、その源泉徴収選択口座における上場株式等の配当等の総額から当該譲渡損失の金額が控除され、控除後の配当等の金額に源泉徴収税率を乗じた金額へと源泉徴収税額が調整される。

個人投資家の本株式ステーブル受益証券の譲渡に係る所得については、適用ある法令に定める要件および制限に従うことを条件として、いわゆるNISA制度の下で免税を受けることができる。

（ハ）タックス・ハイブンを対策税制

日本の法人投資家及び個人投資家（これらと特殊関係のある非居住者を含む。）等が、本株式ステーブル受益証券の総口数の50%超を直接及び間接に保有する場合、本株式ステーブル受益証券の総口数のうち10%以上の口数を直接及び間接に保有する個人投資家においては、本トラス等の所得のうち当該個人投資家の有する本株式ステーブル受益証券の口数に対応する部分の金額について、当該個人投資家の所得に合算して課税される可能性がある。

日本の法人投資家に対する課税

（イ）本株式ステーブル受益証券の収益分配金に係る税務

法人投資家が国内の支払の取扱者を通じて支払を受ける本株式ステーブル受益証券の収益分配金（外国所得税が課されている場合にはその金額を控除した金額）に対して2047年12月31日までの間は、15.315%の税率による源泉徴収が行われる。15.315%の源泉税率は、所得税15%に加え、2026年12月31日までの間は復興特別所得税0.315%（所得税額の2.1%）、又は2027年1月1日から2047年12月31日までの間は復興特別所得税0.165%（所得税額の1.1%）及び防衛特別所得税0.15%（所得税額の1.0%）を含む。

法人投資家が本株式ステーブル受益証券の収益分配金を国内の支払の取扱者を経ないで支払を受ける場合、源泉税は課されない。

本株式ステーブル受益証券の収益分配金は、法令上非課税となる場合を除き、法人税の所得金額の計算上益金の額に算入されるが、受取配当等の益金不算入の規定の適用はない。法人投資家は、本株式ステーブル受益証券の収益分配金に課された源泉税について、一定の条件のもとに所得税額控除を受けることができる。また、本株式ステーブル受益証券の収益分配金に源泉税等の外国所得税が課されている場合には、一定の条件のもとに外国税額控除の対象とすることができるが、本トラストの投資対象に課された外国税については控除することができない。

(ロ) 本株式ステーブル受益証券の譲渡に係る税務

法人投資家が本株式ステーブル受益証券を譲渡した場合に生ずる譲渡損益は、法令上非課税となる場合を除き、譲渡の日の属する事業年度の法人税法上の所得金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入される。

(ハ) タックス・ハイブン対策税制

日本の法人投資家及び個人投資家(これらと特殊関係のある非居住者を含む。)等が、本株式ステーブル受益証券の総口数の50%超を直接及び間接に保有する場合、本株式ステーブル受益証券の総口数のうち10%以上の口数を直接及び間接に保有する法人投資家においては、本トラスト等の所得のうち当該法人投資家の有する本株式ステーブル受益証券の口数に対応する部分の金額について、当該法人投資家の所得に合算して課税される可能性がある。

香港における課税

1. 香港における本トラストへの課税

事業所得税

2018年3月に、香港政府は、2018年(改正)(第3号)香港内国歳入法(以下「改正法案第3号」という。)の制定により、二層制の事業所得税制を導入した。二層制の事業所得税制に基づき、最初の2百万香港ドルまでの課税所得に対しては8.25%の税率が適用され、当該金額以上の課税所得については16.5%の税率が適用される。但し、2社以上の関連企業である場合は、関連企業のうち1社のみが当該二層制の事業所得税制を選択することができる。したがって、香港において発生し又は香港において本トラストが得た利益は、通常、16.5%の税率で、香港の事業所得税の課税対象となる。本トラストがHKエレクトリック・インベストメンツ社から得た配当収入は香港の事業所得税の適用除外となる。

印紙税

本株式ステーブル受益証券の新規発行について、本トラストはいかなる香港の印紙税の支払義務も負わない。

2. 香港におけるHKエレクトリック・インベストメンツ社への課税

事業所得税

2018年3月に、香港政府は、改正法案第3号の制定により、二層制の事業所得税制を導入した。二層制の事業所得税制に基づき、最初の2百万香港ドルまでの課税所得に対しては8.25%の税率が適用され、当該金額以上の課税所得については16.5%の税率が適用される。但し、2社以上の関連企業である場合は、関連企業のうち1社のみが当該二層制の事業所得税制を選択することができる。したがって、香港において発生し又は香港においてHKエレクトリック・インベストメンツ社が得た利益は、通常、16.5%の税率で、香港の事業所得税の課税対象となる。HKエレクトリック・インベストメンツ社がその子会社から得た配当収入は香港の事業所得税の適用除外となる。

3. 香港における本トラスティ・マネジャーへの課税

事業所得税

2018年3月に、香港政府は、改正法案第3号の制定により、二層制の事業所得税制を導入した。二層制の事業所得税制に基づき、最初の2百万香港ドルまでの課税所得に対しては8.25%の税率が適用され、当該金額以上の課税所得については16.5%の税率が適用される。但し、2社以上の関連企業である場合は、関連企業のうち1社のみが当該二層制の事業所得税制を選択することができる。したがって、本トラスティ・マネジャーは、本トラストに対する信託管理サービスの提供により得た利益に関して、16.5%の税率で、香港の事業所得税の課税対象となる。

4. 香港における本株式ステーブル受益証券保有者への課税

事業所得税

HKエレクトリック・インベストメンツ社は、香港内国歳入局の現在の実務のもとでは、一般的に香港上場ユニット・トラスト、又は本トラスト等の単一の投資信託（固定型）による分配の際、受益証券保有者には香港の事業所得税の支払義務はないと考えている。本株式ステーブル受益証券保有者は、各自個別の税務上の状況について、各自の専門家である顧問から助言を得るべきである。

本株式ステーブル受益証券の売却又はその他の処分から生じたキャピタル・ゲインについて、本株式ステーブル受益証券保有者（香港において取引、職業又は事業を行い、取引を目的として本株式ステーブル受益証券を保有している本株式ステーブル受益証券保有者を除く。）は香港の事業所得税の支払義務を負わない。

印紙税

本トラストによる本株式ステーブル受益証券保有者に対する本株式ステーブル受益証券の発行について、本株式ステーブル受益証券保有者はいかなる香港の印紙税の支払義務も負わない。

香港内国歳入局から取得した見解に基づくと、本株式ステーブル受益証券（それぞれ本受益証券、具体的に特定された本普通株式の実質的持分及び具体的に特定された本優先株式からなる。）の売買についてのみ、当該売買が香港証券取引所内外のいずれで行われるかにかかわらず、売却又は購入される本株式ステーブル受益証券の売買対価又は当該本株式ステーブル受益証券の価値のいずれか高い方について、現在0.2%の税率で、香港の印紙税が生じる。本株式ステーブル受益証券を売却する本株式ステーブル受益証券保有者及び買主は、当該譲渡に際して支払義務のある香港の印紙税の半額をそれぞれ支払う責任を有する。さらに、本株式ステーブル受益証券の譲渡証書について、現在、5香港ドルの固定税の支払義務がある。

遺産税

香港の遺産税は、2006年2月11日より廃止された。死亡時に本株式ステーブル受益証券保有者が保有していた本株式ステーブル受益証券に関して、本株式ステーブル受益証券保有者はいかなる香港の遺産税の支払義務も負わない。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2025年12月31日現在)

資産の種類	地域	保有総額 (百万香港ドル)	投資比率(%)
株式	香港(注1)	- (注2)	- (注2)
現金及びその他の資産	-	-	-
純資産総額		49,315 (注3)	100

(注1) 本普通株式は香港証券取引所に上場されているが、交換権が行使されるまでは、本普通株式は本株式ステーブル受益証券の形態でのみ取引される。

(注2) 本トラストは単一の投資信託(固定型)であり、本トラストは、HKエレクトリック・インベストメンツ社の()本普通株式並びに()その他の有価証券及び持分のみに投資している。これは、本トラストが保有する本普通株式の実質的持分が、本受益証券の名簿上の保有者に付与されていることを意味する。但し、本株式ステーブル受益証券が香港証券取引所に上場されている限り、本株式ステーブル受益証券の一部を成し、上場されている本普通株式の相場は個別に公表されないため、本普通株式の2025年12月31日現在の保有総額(時価)を算定することはできない。

なお、香港証券取引所における2025年12月31日現在での本株式ステーブル受益証券8,836,200,000口の総額(時価)が本トラスティ・マネジャーの同日現在保有に係るHKエレクトリック・インベストメンツ社の全発行済本普通株式8,836,200,000株の総額(時価)に等しいと仮定して算出した場合、本普通株式の2025年12月31日現在での保有総額(時価)は55,668百万香港ドルである。

(注3) 当該純資産総額は、2025年12月31日現在における本トラスト、HKエレクトリック・インベストメンツ社及びその子会社の監査済連結財務諸表の原文に基づくものである。

会長声明

2025年は、本グループが香港に電灯を灯し始めてから135周年を迎える年となりました。1世紀と四半世紀以上を経て、香港、そして本グループの業務は、想像を超える変化をしてきました。経済、社会、技術、燃料、需要家の期待、そして環境への責任、これら全てが時代とともに進化してきました。

その一方で、本グループは中核となる目的と価値観へのコミットメントを揺るぎなく堅持してきました。長期的なビジョンを持って投資と革新に取り組み、思いやりとプロ意識を持って地域社会や仲間を支援、あらゆる活動において環境への配慮を大切にしています。

技術革新は、常に本グループの未来への道筋となってきました。1960年代のコンピュータ化の早期導入から、1970年代のネットワーク自動化、そして今日の高度な設備診断や人工知能(AI)に至るまで、本グループは供給の信頼性、安全性、効率性を向上させるための技術の先駆者であることを誇りに思っています。

当会計年度を通じて、本グループは香港特別行政区政府の脱炭素化目標を支援するため、2024-2028年度開発計画における主要な取組を継続して推進しました。次期ガス火力コンバインドサイクル設備であるL13及び3基の新規石油燃焼オープンサイクル・ガスタービン設備の建設は、予定通り前進しました。これらのプロジェクトは、発電の安全性を強化し、システムの信頼性を維持するとともに、長期にわたる排出量の継続的な削減に向けた道筋を築くものです。同時に、本グループは需要家基盤全体へのスマート・メーターの導入を事実上完了させました。

財務成績及び分配

2025年12月31日に終了した会計年度における本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社のEBITDAは8,749百万香港ドル（2024年度：8,719百万香港ドル）、本株式ステーブル受益証券保有者に帰属する監査済利益は3,149百万香港ドル（2024年度：3,111百万香港ドル）となりました。

本トラスティ・マネジャーの取締役会は、本トラストの期末分配金を本株式ステーブル受益証券1口当たり16.09香港セント（2024年度：16.09香港セント）とすることを宣言しました。この分配金は、2026年4月9日現在で本株式ステーブル受益証券登録簿に記載されている本株式ステーブル受益証券保有者に対し、2026年4月22日に支払われます。この分配金額と本株式ステーブル受益証券1口当たり15.94香港セント（2024年度：15.94香港セント）の中間分配金を合わせた当会計年度の分配金総額は本株式ステーブル受益証券1口当たり32.03香港セント（2024年度：32.03香港セント）になります。

カーボン・ニュートラルな未来に向けたインフラ

2025年は、2024-2028年度開発計画の2年目であり、計画段階から本格的な実施段階へと移行した年でした。当会計年度中に、杭打ち工事を完了し、L13の主要な土木工事を進めるとともに、プラント設備の詳細設計及び据付を開始しました。同設備は、2029年初頭の試運転開始に向けて順調に進捗しています。完成すれば、我々のガス火力発電の割合は約80%に増加し、これにより二酸化炭素排出量のさらなる削減が可能となります。

また、老朽化した既存の4基に代わる、3基の新しい石油燃焼オープンサイクル・ガスタービン設備の建設も進めました。かかる設備は、信頼性、強靱性、及び運用上の柔軟性を維持するため、本グループのシステムに不可欠なものです。新設備の段階的な試運転は、2027年初頭に開始される予定です。

当会計年度中に、全需要家を対象としたスマート・メーターの導入を事実上完了しました。これにより、電力消費に関する詳細なデータが得られるようになったことで、需要家が自らの電力使用状況をより正確に把握・管理できるようになり、当社も電力網を効果的に管理できるようになりました。

今日の香港を支える、信頼性と強靱性を兼ね備えたパートナー

信頼性は、香港に対する当社のコミットメントの礎であり続けています。2025年、本グループは再び99.9999%を超える供給信頼性を達成しました。これは、年間を通じて需要家が経験した計画外の電力供給障害時間が平均して30秒未満であったことを意味します。この実績は、これまでと同様に、積極的な資産管理、予防的なメンテナンス、そして数十年にわたる送電網の強化と近代化への投資の成果です。

本グループは、超大型台風のような異常気象時であっても、可能な限り需要家への電力供給を途絶えさせないよう努めています。海沿いの配電変電所等の送配電網資産は、暴風雨時の浸水被害を受けやすいものです。これを軽減するため、当社は重要設備を嵩上げし、排水設備を強化し、高潮や豪雨に対する脆弱性を低減するための保護システムを設置してきました。これらの対策は、ケーブル・トンネルや地下送電線といった過去の投資を補完するものです。これらの対策は、ケーブル・トンネルや地下送電線といった過去の投資を補完するものです。これら過去の投資は、先代の技術者によって着手されたプロジェクトであり、その先見の明は今日でも香港に恩恵をもたらし続けています。

グリーンな道筋における持続可能な発電

2025年において、ガス火力発電は総電気出力の約69%を占めました。これは、石炭からガスへの転換が着実に進んでいることを示すものであり、炭素強度の低減と大気環境の改善に直接寄与しています。香港の地理的条件や土地資源の不足により再生可能発電設備の規模には制約があるものの、当社は引き続き再生可能発電の機会を最大限に活用しました。本グループの再生可能エネルギー設備に加え、固定価格買取制度に基づき接続された顧客所有の再生可能エネルギーシステムにより、年間を通じて約16GWhのグリーン電力が発電されました。

テクノロジー主導の業務：IoTとAIの導入

当該会計年度中、本グループは社内における「AIパワーハウス（AI Powerhouse）」の構築を進めてきました。これは、この新たなテクノロジー分野を活用して業務を強化することを目的としており、2026年初頭に稼働開始となる見込みです。AIの導入により、高度なデータ分析、自動化、そして安全な統合を通じて、業務効率の向上と情報に基づいた意思決定の支援が可能になると考えています。また、資産点検、故障分析、保守計画の円滑化を図るため、他のAIツールや機械学習を活用したプロジェクトも順調に開始された。これらの取組により、生産性、安全性、及び資源効率が向上しています。

高圧ネットワークでの成功体験を受け、本グループは低圧ネットワークにおいても24時間体制の自動遠隔監視の導入を開始した。さらに、LoRaWANネットワークを介してワイヤレス接続されたセンサーによって支えられる本グループの「SmartLink@HK Electric」プラットフォームは、システムのより広範な領域において、早期の故障検知、より豊富なデータ、そして迅速な対応能力を実現しています。これはHEC社にとって初のIoTプロジェクトである。

環境に配慮した顧客のデジタル・ライフスタイルの実現

現在、デジタル・チャネルは、カスタマー・センターと並んで需要家との主要な接点となっています。本グループは、HKエレクトリック・アプリやオンライン・プラットフォームを通じたセルフサービス・オプションの拡充を継続して進めてまいりました。2025年には、サービスの開通、サービス依頼、情報アクセスに関連する需要家取引の約40%がデジタル・チャネルを通じて行われました。また、請求書の支払いの約70%が電子的手段によって行われました。

グリーン・トランスポートは、引き続き脱炭素化の重要な推進力であり、香港では電気自動車の普及が堅調に拡大しています。本グループは、大規模充電施設の敷設に関して、不動産管理会社、交通事業者、及び政府機関に対し技術コンサルティングを提供することで、このトレンドを支援しています。

支援を必要とする人々を支えるパートナー

本グループは、尊厳、利便性、具体的な成果を重視したプログラムを通じて、地域社会の弱い立場にある人々を支援するという長年の取組を継続してまいりました。CAREnJOYやスマート・パワー・ケア基金（Smart Power Care Fund）による地域ケア・プログラムといった主要な取組を通じて、高齢者や恵まれない人々に対して実用的な支援を行い、これらの人々の生活の質の向上に貢献しました。また、ハッピー・グリーン・キャンペーン（Happy Green Campaign）やグリーン・ホンコン・グリーン（Green Hong Kong Green）プログラムでは、教育的で参加型の活動を通じて、引き続き環境への理解を深め、持続可能な生活様式を推進してまいりました。

展望

今後も、需要家にとっての重要な関心事は料金の負担軽減でしょう。2026年1月、燃料調整費の引き下げにより、当社の純電気料金は前年比2.2%減の1ユニット当たり163.3香港セントとなりました。この削減は、継続的な資本投資を反映して標準電気料金が引き上げられたにもかかわらず達成されたものです。本グループは、料金の負担軽減、供給の信頼性、長期的な持続可能性のバランスを図るため、料金設定の慎重な管理に注力しております。

本グループは、特に社会的弱者やエネルギー需要の高い需要家に対し、最大のメリットをもたらす分野にスマート・パワー・サービス（Smart Power Services）の提供を集中させてまいります。また、電気自動車の普及が急速に進んでいることを踏まえ、オフピーク時間帯における電気自動車の家庭用充電を促進するため、時間帯別電気料金制度などの取組も検討しております。

2050年までにカーボン・ニュートラルを達成するための道筋は明確ですが、厳しい課題も伴います。本グループは、本開発計画に掲げたプロジェクトを推進し、レジリエンスを強化するとともに、将来的なゼロカーボン・エネルギー輸入に向けた計画を継続して策定することに尽力してまいります。本グループのシステムは、交通機関の広範な電化に対応可能であり、今後も香港の脱炭素化を推進してまいります。

HEC社の成果は、従業員の献身、需要家の信頼、そして先人たちのビジョンによって築かれてきました。同僚、本株式ステープル受益証券保有者、及び本取締役会の皆様のご尽力に感謝申し上げますとともに、謙虚さと自信、そして香港に対する深い責任感を持って、今後も前進してまいります。

フォク・キン・ニン、カニング

会長

香港、2026年3月17日

最高経営責任者による報告 事業レビュー

1890年12月1日午後6時に本グループは香港への電力供給を開始した。その時から香港の街、経済、コミュニティは非常に大きな変革を経験してきた。中環（Central）の最初の50基の街灯に灯がともってから135周年を迎えて、本グループはこれまでの道程を誇りをもって振り返るとともに、需要家、コミュニティ、環境に対する公約を改めて確認している。本グループは過去の素晴らしい業績を祝賀し、感謝を表すとともに、特別な取組を通じてサービスを提供している人々との親交を深めた。

本グループは事業上の課題を解決するために常に技術革新に取り組んできた。この考え方は、本グループがエネルギーの移行を進めるに当たって、引き続き日常業務の中心に据えられている。困難な外的条件にもかかわらず、本グループの全体的な業績は安定して傑出した水準を維持している。2025年9月の超大型台風ラガサ（Ragasa）によってもたらされた酷い悪天候にもかかわらず、供給信頼度は99.9999%を超えた。2025年度の本グループの出力に占めるガス火力発電の割合が約69%となったことに伴い、炭素排出量は2005年を基準年度として約42%の減少になった。

カーボン・ニュートラル目標の達成に向けた進捗状況

本グループは、2035年までに香港市の炭素排出量を2005年の水準から半減させ、2050年以前にカーボン・ニュートラルを達成するという香港特別行政区政府の脱炭素化目標に合わせて事業上の優先順位を設定している。当会計年度中に本グループは、発送電及びデジタル・インフラの最新化に取り組んだ。

ラマ発電所では、2024–2028年度開発計画の主要なプロジェクトが計画段階から実行段階に移行した。新たなガス火力コンバインドサイクル発電設備L13の建設はスケジュールに従って進められており、2025年2月に杭打ち工事が完了し、本館の躯体工事がスケジュール通りに進行している。2025年9月に電気・機械設備据付工事の契約が発注され、2026年半ばに開始される主要な据付工事に先立って準備工事が着実に進められている。この設備は2029年前半の操業開始を目標としており、そうならば本グループの総出力に占めるガス火力発電の割合は約80%に上昇し、この機会にもう1基の老朽化した石炭火力設備L6と置き換えることにより、本グループの炭素排出量はさらに削減される。

上記と並行して、3基の新設の石油火力オープンサイクル・ガスタービン設備の再プロビジョニングのための現地据付工事が進行中である。これらの設備は非常時発電容量をもたらすものであり、2027年前半から段階的に試運転が行われる予定である。

本グループの599,000名を超える需要家基盤全体にわたって、関連ネットワーク及びITインフラとともにスマート・メーターの設置が完了したことは、もう1つの大きな節目となった。スマート・メーターから得られるデータは、需要家がより賢明にエネルギーを使用することを可能にする。また、スマート・メーターへの切替えにより、ネットワーク全体にわたるデジタル・バックボーンが確立され、低圧ネットワーク全体の視認性が向上した結果、システム・パフォーマンスを最適化し、故障を検知し、より効果的に先を見越した保守作業に着手することが可能になった。

ネットワーク全体を通じた信頼性の確保

本グループが香港の未来のエネルギーのニーズに対応するべく進化していく際に、ネットワーク・レジリエンスの強化は引き続き重要な焦点になっている。そのために本グループは、老朽化したケーブルや設備の段階的な交換、22キロボルト配電網の拡張等の長期計画を進めている。

香港島の南区と東区では、地域内における新規の大規模開発事業を支援するため、建設予定の新たな一次変電所の用地買収を伴う的を絞ったインフラ開発が進められている。

過去2年間にわたって高リスク地域の変電所における耐水害システムの設置が進められ、ほぼ完了している。水害のリスクが高いことが指摘されている地域の海岸線から100メートル以内に位置する全ての変電所には、堰堤、水門、排水ポンプ、警報システムが設置されている。また、海岸線から100メートルを超えているが、水害の影響を受けやすい土地に位置する変電所の敷地157カ所のうち145カ所において、強化された水害対策が実施されている。

業務上の準備態勢は、社内及び共同の緊急時対応訓練を通じて強化されている。そのような訓練としては、第15回全国運動会(15th National Games)のさまざまな会場における関連政府省庁との共同緊急時電力復旧訓練、インシデント・コミュニケーションをテストするための香港トラム(Hong Kong Tramways)との共同訓練、香港政府の機電工程署(Electrical and Mechanical Services Department)と共同で杏花邨(Heng Fa Chuen)において行われた黒色暴雨警報模擬訓練がある。このような訓練の実施を通じて、重要なイベントや異常気象の発生時における組織の垣根を越えた協調と準備態勢が強化されている。

HEC社は、超大型台風ラガサが襲来した期間を通じて安定した業務運営を維持し、発送電系統は通常通りに動作した。ラマ発電所は、強化された水害対策インフラや気候変動への対応措置の下、全面的な稼働を維持した。運転班と緊急時支援班は台風の期間を通じて発電所に常駐し、発電所の連続稼働を維持するため、二交代制で業務に当たった。台風襲来中に4回の短時間電圧ディップが記録されたが、全て本グループの系統外の故障によって引き起こされたものであり、いずれも1秒以内に解消された。当該期間中にラマ島において発生した低圧電力供給障害の事例は2回のみであり、影響を受けた需要家は5名である。いずれの事例においても、台風警報が引き下げられる前に電力供給は回復した。

長期インフラ投資もまた、システム・レジリエンスに貢献している。例えば、架空線を地下ケーブルに置き換え、インテリジェント配電ソリューション等のスマート・テクノロジーを展開し、高リスクの変電所においてリアルタイム監視を行うことにより、異常を早期検出することが可能になった。エンジニアリング・チームは、遠隔監視とセーフ・オンサイト・サポートを組み合わせて信頼性のあるサービスを維持し、必要な場合、迅速な復旧を確実にしている。

このような取組によって得られた99.9999%超の供給信頼度実績は、規律ある資産管理、効果的な予知保全、包括的な緊急時準備態勢及び構造化された事業計画の成果を実証するものである。

低圧ネットワーク全体を通じたスマート・イノベーション

2025年11月にHEC社は、新設の低圧管理システム(Low-Voltage Management System)(以下「LVMS」という。)の導入に成功した。これは、スマートグリッド・イノベーションと優れた業務運営における大きな一歩である。

LVMSは、本グループのネットワークとラマ発電所にわたって展開されているLoRaWAN無線通信システムのSmartLink@HK Electricを活用して、低圧ネットワークの状況をほぼリアルタイムで可視化することにより、営業効率の向上、故障の影響の最小化、電力供給回復の迅速化に貢献している。

LVMSは、社内で開発及び特許取得された低圧故障表示器(Low-Voltage Fault Indicator)を通じて低圧ネットワークの状況を常時監視している。低圧故障表示器は大規模展開用の低コストのIoT(モノのインターネット)センサーであり、低圧需要家サプライチェーンの現場制約に合わせて調整されている。このセンサーの設置が進むにつれて、故障点標定の効率が向上し、作業班の展開が迅速化し、よりのめを絞った是正措置が可能になる。

LVMSはまた、地理的データを組み込むことにより、地理的配置図と回路図の双方を通じたネットワークの直感的な可視化を実現している。このような可視化は、低圧事業における状況把握を改善し、より効果的な意思決定を支えるものである。

LVMSの実装の成功はHEC社のデジタル・トランスフォーメーションの取組における大きな節目であり、香港にレジリエントかつインテリジェントで革新的な電力供給を行うという本グループの目標の達成を支援するものである。

新技術を活用したパンダ・アドベンチャー

本グループは、電力供給の安定性と運用の柔軟性を向上させるように設計された香港で初めての低圧直流(LVDC)システムを用いて、オーシャン・パーク(Ocean Park)で人気のジャイアント・パンダ・アドベンチャー(Giant Panda Adventure)の展示施設とその隣接施設を支援している。

低圧直流システムは、交流電流（AC）ネットワークと直流電流（DC）ネットワークを統合して効率的に電力供給を行うものである。最新のパワー・エレクトロニクスにおける先進技術の活用により、従来は交流システムで運用されていた既存のケーブルをより高圧の直流電圧下で運用することで電力容量を拡大することができる。既存の交流ケーブルを使用して低圧配電機器を直流で相互接続することにより、新たにケーブルを敷設するための大規模な土木工事を必要とせずに、システムを追加のバックフィード電源として運用することが可能になる。この手法は、既存のインフラを活用しながら、より効率的で柔軟性のある配電を可能にするものである。

この設計の主要な利点はシステムのレジリエンスである。ネットワークの一部に故障の影響が生じた場合、低圧直流システム内の機器は迅速に電源を切り替えることができる。この能力により、停電のリスクが低減されるとともに、構内の重要機能のための電力供給の信頼度が向上している。

低圧直流システムからの運転データを常時監視することにより、システムのパフォーマンスが可視化されるとともに、異常が生じた場合に迅速な対応が可能となる。

ジャイアント・パンダ・アドベンチャーのための低圧直流システムは、このシステムを既存のネットワークに追加導入して供給信頼度とバックフィード能力を向上させることがいかに容易にできるかを実証している。この設計と運用実績は、供給継続性、柔軟性、インフラの効率的な利用が要求されるその他の重要な構内や現場にとって実践的な参考例になるものである。

優れたサービスと事業運営の実現

2025年度における本グループの599,000名の需要家に対する電力販売量は、困難な経済状況、閏日の不在、穏やかな天候といった要因により、2.3%減の9,916ギガワット時（2024年度：10,150ギガワット時）となった。

2年目の通年稼働に入っている海上液化天然ガス（LNG）ターミナルは、ラマ発電所の天然ガス需要の半分以上を賄うとともに、本グループが世界中の市場からより競争力ある価格で天然ガスを調達することを可能にしている。

これまでと同様に本グループは需要家にとって手頃な料金を維持するよう努めている。2025年1月の純電気料金は標準電気料金と燃料費調整による加算額を含んでおり、前年同月の電力量当たり165.5香港セントに対して、電力量当たり1.5香港セント又は0.9%引き上げられて167.0香港セントとなった。

2026年の標準電気料金は、継続中の設備投資と営業費用の増加を賄うため、電力量当たり5.0香港セント引き上げられて127.9香港セントとなった。一方、燃料費調整による加算額は、2025年1月の電力量当たり44.1香港セントから電力量当たり35.4香港セントに引き下げられたことから、2026年1月の純電気料金は2.2%引き下げられて電力量当たり163.3香港セントとなった。

公約した18のサービス基準は全て、当会計年度中に満たされるか、それを上回る実績を上げた。需要家満足度は引き続き高い水準にあり、インデックス・スコアは5点満点で4.79点であった。

本グループは、顧客体験の向上のためにデジタル・サービスの提供内容を引き続き拡充している。例えば、新たなオンライン問合せフォームにより、需要家とのやり取りが効率化され、サービスの対応速度が向上した。

また、電子申請フォームの改善により、一般家庭の需要家は入居時に自動引き落としの設定をできるようになった。現在、需要家は、電気料金請求書に印刷されているQRコードを読み取るか、香港政府の「iAM Smart」アプリを通じて、高速決済システム（FPS）により電気料金を支払うことができる。スマート・メーターの設置の実質的な完了を受けて、本グループは、需要家がエネルギー管理ツールをより有効に活用できるよう、一連の解説動画を公開した。

デジタル・トランスフォーメーションの道筋

本グループは、135年間にわたって常に新技術を早期に導入しており、現在は人工知能（AI）、自動化及び関連技術が、安全性、営業効率、業績の向上を推進する潜在力を備えていると考えている。

現在、長距離広域ネットワーク（LoRaWAN）技術を使用するSmartLink@HK Electricと名付けられた無線ネットワークが本グループの送配電網全体とラマ発電所をカバーしており、センサーや現場機器からデータ・プラットフォームへのシームレスなデータ送信を可能にする先進的な通信プラットフォームを形成している。このプラットフォームは、本グループのネットワークと発電設備の監督体制を大幅に強化するとともに、問題の発生を早期に検出する常時監視体制を支えるものである。

さらに本グループは、配電変電所全体にわたって監視を強化するため、インテリジェント配電ソリューションを導入した。この新たに展開されたシステムは、AI搭載のCCTVとスマート・センサーを統合してリアルタイムの監視と運転監督を行うことにより、グリッド全体を通じて信頼度と状況把握をさらに向上させるものである。

本グループ内部の「AIパワーハウス（AI Powerhouse）」の導入により、AIを通じた技術革新のための信頼性が高く安定した基盤を構築した。このプラットフォームは、複数のオープンソースの大規模言語モデルに基づいて構築されており、機密情報を保護しながら、トレーニングと推論をともに支援するものである。これによりモデルの創造と調整が可能になるとともに、内部システムとの連携により効率性を高めることもできるようになる。

研究機関との共同事業はAI能力構築の加速に寄与すると思われることから、本グループは香港浸会大学（Hong Kong Baptist University）との間にAI分野における研究開発に関する了解覚書を調印した。

本グループは業務記録のデジタル化を引き続き進めており、構造化されたタグ付けとAIを活用した分類技術を用いて、過去及び稼働中の変電所のファイルを検索可能なペーパーレスのシステムに変換している。このプラットフォームは、試験を行った後、2026年3月に配布が予定されている。

持続可能性ファーストの考え方

現在、本グループの発電量の約69%は、炭素排出量が少ない天然ガスによって生み出されており、約31%は、低灰分の低硫黄炭を用いた石炭火力発電によって得られている。排煙脱硫プラント、低NOxバーナー・システム、電気集塵装置等の排出量制御施設により、域内の大気質に対する影響は最小限に抑えられている。2005年を基準年度として比較すると、二酸化硫黄排出量は約97%の減少、二酸化窒素排出量は約85%の減少、浮遊粒子状物質排出量は約92%の減少、炭素排出量は約42%の減少になっている。本グループは、適用される規制上の目標をあらゆる面で達成するか、それを上回る実績を上げている。

本グループは、コミュニティのエネルギー移行を支援するための主要な手段として、包括的なスマート・パワー・サービスを引き続き活用している。

2025年度にスマート・パワー・エネルギー監査（Smart Power Energy Audit）制度の下で210名の非家庭用需要家が無料のエネルギー監査を受けた。スマート・パワー・ビルディング基金（Smart Power Building Fund）では、161棟の建物を対象とする77件の申請が承認され、対象となる省エネプロジェクトによる共用建築設備の改善に対して補助金が支給された。

包括的なスマート・パワー・サービスの下で提供されているエネルギー効率コミュニティ補助金プログラム（Energy-efficient Community Subsidy Programme）からの資金提供を受けて、合計で10の非営利NGOと学校がエネルギー効率向上と再生可能エネルギー採用のプロジェクトを実施した。対象となる各建物に対しては、最高3百万香港ドルの補助金が支給された。

再生可能発電事業への需要家の参加は引き続き増加している。固定価格買取（FiT）制度に基づいて、新たに80件の設備が接続された。その結果、現在では合計で750件の需要家側のFiT設備が送配電網に接続されており、合計発電容量は15.1メガワットになっている。本グループの再生可能エネルギー設備は、需要家が所有する設備と併せて、約16ギガワット時の再生可能電力を供給した。

本グループは、建設現場のためのスマート・パワー（Smart Power for Construction Site）イニシアチブを通じて、建設現場に送配電網電源を接続することにより、エンベディッド・カーボンが少なく、より環境に優しい建物を香港に建設することを引き続き支援している。2025年度に、この制度では20件の要請を受理しており、制度の創設以来、送配電網に接続された建設現場は60ヵ所となった。その結果、建設のライフサイクルを通じて約45,000トンの炭素排出量が削減されている。

資源の使用量の最小化と再利用

本グループは、電力及び水消費量、並びに廃棄物管理業務を対象とする定期監査を通じて業務上の環境パフォーマンスを監視している。

2025年度の電力消費量は、ラマ発電所の有人建物におけるLED照明の設置、並びにチラーの冷却水温度及び運転スケジュールの最適化を含む、一連の省エネルギー措置により、2024年度の水準と比較して推定2.6%削減された。また、119,000立方メートル超の雨水とプラント処理水が収集され、再利用された。その結果、ラマ発電所の真水消費量は2024年度の水準と比較して2.3%減少した。さらに、微粉フライアッシュや石膏等、発電副生成物は建設やその他の活動において再利用された。

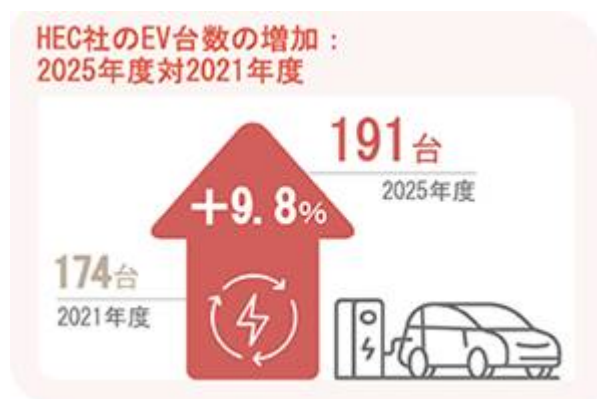
上記に加えて、2025年度には、廃用にされた発電設備L3から回収された6,290リットルのタービン潤滑油がL6、L7及びL8の設備で再利用された。

事業から発生した全ての廃棄物は、香港環境保護署の商業・産業廃棄物資源分別プログラム(Programme on Source Separation of Commercial and Industrial Waste)に従って分別され、リサイクル率の向上と埋立処分の低減に寄与している。

電気輸送機関への支援

電気自動車(EV)採用の勢いは香港全域で引き続き強く、本グループは充電インフラの設置における推進役として引き続き最前線で活動している。本グループのスマート・パワーEV充電ソリューション(Smart Power EV Charging Solution)では、香港政府の自宅EV充電補助金制度(EHSS)に基づく約470件の要請を受理した。2025年には、合計で120件のEV充電可能インフラ・プロジェクトが完了しており、そのうちEHSSに基づくものは95件であった。

このような支援は、個々のインフラ設置にとどまらず、技術的助言、電力供給評価及び設置調整業務に加え、バス・ターミナル及びノース・ポイント・フェリー埠頭における大規模急速充電施設の送電網計画も実施された。現在、HEC社の社用車には190台のEVと1台の電気バスが含まれ、231ヵ所の充電スタンドによって支えられている。HEC社はまた、2026年半ばに自家用EVの充電について新たに時間帯別(Time-of-Use)料金を導入することにより、利用者にオフピークの時間帯の充電を促すとともに、より柔軟な選択肢を提供することを検討している。このイニシアチブは、低炭素の生活と持続可能な発展を推進するものである。



香港における電力事業135周年

2025年にHEC社は香港における電力供給の開始から135周年を迎えた。これは、香港の電力システムを背後から支え続けてきた業績を明らかにする大きな節目である。1世紀以上にわたって、何世代ものエンジニアと業務の専門家がネットワークを強化し、最新化してきた結果、HEC社は、需要の変化、技術の進歩、環境に関する期待の高まりに適時に対応できるようになっている。

この重要な節目を祝して、持続可能性、専門家の交流、組織の記憶に焦点を当てた一連の行事が企画された。4月にはラマ発電所において植樹式が行われ、HEC社のカーボン・ニュートラルと生物多様性に関する取組が紹介された。この式典では、ラマ発電所と、稼働中又は建設中の全てのガス火力設備が存在するラマ・エクステンション(Lamma Extension)を結ぶ発電所の大橋梁に沿って135本の樹木と低木が植樹され、香港環境生態局のダイアン・ウォン(Diane Wong)副長官が、約100名の利害関係者や環境活動家とともに出席した。この橋は、これら135本の苗木が成長して香港の低炭素の将来を支える小さなカーボン・シンク(炭素吸収源)となっていく様子を象徴して、「エコカーボン・ブリッジ(Eco-Carbon Bridge)」と名付けられた。

10月には、「伝統と技術が出会うとき(When Tradition Meets Technology)」と題する技術者会議が開催され、さまざまな公益事業会社やエンジニアリング・セクターから100名を超える専門家が参集して、業務上の識見を伝え合い、エンジニアリング実務の変遷を振り返り、エンジニアリング業界の未来を形成する新たな技術革新について検討した。HEC社はまた、この機会を記念して、「HKエレクトリック - 高い供給信頼度を支える取組(HK Electric - The Endeavour Behind High Supply Reliability)」と題する記念誌の出版を行った。これは、HEC社のワールドクラスの配電網の構築に寄与した多くの先人たちの知識と経験と知恵を収録し、後進に伝えるものである。

また、香港電力センターのロビーには沿革紹介コーナーが設置され、本グループの135年の歴史における重大な出来事や資料が紹介されている。このコーナーには5枚のインタラクティブ・パネルが設置され、100点以上の過去の写真、映像、文書を通じてHEC社の歴史を生き生きと再現している。この展示では、過去の決断と今日の事業を結び付けることにより、発送配電インフラにおける早期の技術革新と長期的な投資がいかにして今日のシステム性能を継続的に支えているかを明らかにしており、先見の明のある計画策定と規律ある実行の重要性を強調している。

さらに「ホームカミング・リユニオン(Homecoming Reunion)」というイベントが開催され、退職した元従業員と現役の従業員が世代を超えて再会し、先人たちに感謝を伝えた。彼らの語る話と経験は、今日のHEC社の業績が先人たちのたゆまぬ努力の上に築き上げられていることを思い起こさせるものであった。

持続可能性レビュー

本グループは業務活動における透明性と包摂性を実現する。

本グループは真の影響力を発揮できる分野で地域社会や団体を支援する。

本グループは地域社会と連携して環境と文化遺産の保全に取り組む。

本グループは従業員の福祉を増進する安全かつ協力的でやりがいがある労働環境を促進する。

持続可能性は、本グループの企業戦略と長期開発において中核をなすものである。当会計年度を通じて、本グループは、ESGのベスト・プラクティスに引き続き強く重点を置きながら、本グループの環境フットプリントを低減するために幅広い取組を実施した。本グループの発送配電事業、需要家サービス及び企業部門のいずれの活動も持続可能性を考慮して行われている。本グループはワールドクラスの供給信頼度と優れたサービスを実現すると同時に、香港の脱炭素化目標の達成を継続的に支援してきたからである。

本グループ全体における持続可能性及びESGに関する戦略は、取締役会レベルの持続可能性委員会が設定している。一方、CEOの指揮下にある持続可能性管理委員会は、本グループ全体における持続可能性の正しい理解の醸成、当該戦略に基づく取組の実行及びその遵守の確保に責任を負っている。

この持続可能性レビューは、本グループのクリーン・エネルギーへの移行を支える技術的及び投資的な措置について概説する事業レビューと併せて読まれるべきものである。

ガバナンスと公約

HEC社の持続可能性枠組は、本グループのビジョン、使命及び基本的価値観、並びに本グループの持続可能性方針に立脚している。気候変動対策は、本グループの戦略的方向性の中で大きく重点が置かれており、また、香港の気候変動行動計画2050(Climate Action Plan 2050)と足並みを揃えている。HEC社は、2035年までに香港市の炭素排出量を2005年の水準と比較して50%削減するという目標の達成を支援するため、石炭火力発電からガス火力発電への転換を進めるとともに、ネットゼロの発電事業の達成のための多くの方策を検討している。そのような方策としては、再生可能エネルギーの振興やその他のゼロカーボンのエネルギー・ソリューションの探求が挙げられる。

HEC社はまた、その事業に最も関連が深い国際連合の下記の6つの持続可能開発目標（UNSDGs）を支持している。

目標7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに

目標8：働きがいも経済成長も

目標9：産業と技術革新の基盤をつくろう

目標11：住み続けられるまちづくりを

目標12：つくる責任つかう責任

目標13：気候変動に具体的な対策を

HEC社は、これらのUNSDGsに照らして進捗状況を追跡するための目標を設定している。

事業上のフットプリントと廃棄物の最小化

HEC社は、資源利用と環境影響を管理するため、長年確立されてきた4R原則（削減（reduce）、再利用（reuse）、回収（recover）、リサイクル（recycle））を、本グループの発電施設、送配電網、オフィス及び支援施設の全体にわたって適用している。これらの原則に基づいて、本グループはその事業全体にわたる潜在的な環境影響を先を見越して予防又は最小化している。ラマ発電所では、香港政府が定める排出量上限を一貫して遵守しており、要求される上限を大幅に下回る水準を維持している。さらに本グループは、業務プロセス全体を通じて廃棄物の発生を低減しながら、水及びエネルギーの消費量を削減するよう引き続き取り組んでいる。本グループが取得したグリーン認証には、ISO 14001、ISO 50001、エクセレント・レベルのエネルギーワイズ（Energywise）及びウェストワイズ（Wastewise）認証、並びに主要な有人建物についての炭素削減認証（Carbon Reduction Certificates）が含まれ、これらは絶え間ない改善と持続可能性に関するリーダーシップへの取組の成果を実証するものである。

2025年度に本グループの社員食堂では524,000食以上の食事を提供した。食事計画の改善や、食事の予約等の従業員参加型のイニシアチブにより、2025年度の食品廃棄物は2024年度と比較して約680キログラム削減された。さらに従業員に対しては、食事後の食品廃棄物の分別に協力するよう呼び掛けられ、より環境に責任を負う職場文化が奨励されている。これらの継続的な取組が評価され、2025年にラマ発電所及び本社の社員食堂は、香港環境保護署から「ダイヤモンド」クラス・フード・ワイズ・イーターズ（“Diamond” Class Food Wise Eateries）に認定されている。

さらに、社内エンゲージメント活動を通じて資源の循環と再利用が奨励されている。2025年環境の日（World Environment Day 2025）に、HEC社は初めての社内バーター（物々交換）イベントを開催し、従業員に再利用可能な品物を交換するよう呼び掛けた。これに応じて約200点の品物が交換のために持ち寄られ、余った品物は慈善団体に寄付されるか、香港政府のリサイクル施設を通じてリサイクルされた。

HEC社は、香港政府の省エネルギー憲章（Energy Saving Charter）及び4T憲章（4T Charter）の長年にわたる調印企業である。これらの憲章に基づいて企業・団体は、省エネルギー目標を設定し、削減措置を実施し、進捗状況について透明性のある報告を行うことを公約している。HEC社は、電力、水及び紙の消費量に関する内部目標を設定しているが、その実施には従業員の参加が欠かせない要素になっている。また、主要なオフィス施設については、資源使用量の低減と廃棄物の削減に重点を置いた目標が設定されている。2025年現在、2020年を基準年度として比較すると、電力消費量は8.9%の減少、水消費量は5.7%の減少、紙消費量は33.3%の減少、廃棄物発生量は16.9%の減少になっている。

室内空気質も引き続き業務上の優先事項に掲げられている。HEC社のオフィスビルは、引き続き香港政府の室内空気質認証スキーム（Indoor Air Quality Certification Scheme）に基づく認定を受けており、従業員の健康的な労働環境を支えている。

コミュニティにおける環境保護精神の喚起

本グループは、グループ自体のフットプリントを最小化するだけでなく、コミュニティ内における環境保全意識の普及にも取り組んでいる。

本グループは、上環(Sheung Wan)のスマート・パワー・ギャラリー(Smart Power Gallery)を改装し、香港がスマートなゼロカーボンのケアリング都市に進化していく様子を説明する新たな双方向型の展示を追加した。スマート・パワー・ギャラリー2.0は、気候変動とカーボン・ニュートラル、低炭素エネルギーへの移行、スマート・グリッド、エネルギー管理及び電化等のテーマで展示を行っている。2025年度には、学生、地域団体、その他の利害関係者向けに合計で106回のガイド付きツアーとオンライン学習活動が実施され、来訪者は実践的な学習体験を得た。

本グループのハッピー・グリーン・キャンペーン(Happy Green Campaign)は引き続き主力の包括的環境プログラムとなっており、このキャンペーンの下で、若い世代の間にエネルギー効率向上と環境に優しいライフスタイルを奨励する広範な活動が企画運営され、当会計年度中に実施されたさまざまなイニシアチブを通じて約120,000名の人々に働きかけることができた。本グループは、廃棄物削減と脱炭素化を推進する取組の一環として、第1回の「オール・ユー・キャン・クック!(All You Can Cook!)」×「ハッピー・グリーン・キャンペーン」クッキング・コンテストを開催し、参加した市民には、売れ残りの材料を使って美味しい料理を作る創作料理の腕を発揮することが求められた。優勝チームには食事券と買物券が贈られるとともに、そのレシピが電子料理本に掲載された。

ハッピー・グリーン・スクール・ネットワーク(Happy Green Schools Network)には、香港全域の800校を超える学校が加盟している。このネットワークでは、エネルギー効率向上、再生可能エネルギー、低炭素のライフスタイルを日常生活に取り入れる課外学習体験(Other Learning Experiences)(OLE)活動が100回以上実施され、加盟校にはその参加のための教育資源と機会が与えられた。また、約100名の中等学校の生徒がハッピー・グリーン・アンバサダー(Happy Green Ambassador)として研修を受け、校内やコミュニティで環境に関するメッセージを広めることに寄与している。一方、12校の小学校に対しては、グリーン・プロジェクトの実施のための資金が提供された。

毎年恒例のグリーン・エネルギー・ドリームズ・カム・トゥルー(Green Energy Dreams Come True)コンペティションでは、中等学校及び第3期教育機関の学生・生徒に対し、香港をより持続可能な都市にするための革新的なアイデアを提案するよう呼び掛けられた。2025年度には13件のプロジェクトが創造性と実用的な適用可能性を評価され、入賞した。さらに、18名からなる使節団が四川省成都における6日間の学習・文化ツアーに参加した。このツアーは、同プログラムにおける最初の香港域外への学習ツアーであり、参加者はクリーンなエネルギーと持続可能性に関する理解を深めた。

グリーン・ホンコン・グリーン(Green Hong Kong Green)キャンペーンの下では、12本の環境遺産ルートが運営され、引き続き一般市民の強い関心を集めた。当会計年度中に1,500名を超える地元の市民が、現地ツアーやオンライン及びバーチャル・ツアーを通じて、香港島及びラマ島のルートに沿って環境遺産スポットを巡った。また、8月には全国生態系の日(National Ecology Day)にちなんでナイト・サファリが開催され、香港市の夜間の生態系と魅力が紹介された。

ケアと包摂の促進

本グループは、弱い立場の人々を支援する責任があると考えており、当会計年度を通して奉仕活動のプログラムを実施している。本グループの取組は、特に社会における高齢者の生活の充実を目標としている。

スマート・パワー・ケア基金(Smart Power Care Fund)は、低所得世帯を援助する一連のプログラムを引き続き支援している。2025年度に本グループは、電気料金減免制度の対象需要家及び経済的支援を必要としている世帯に対し、生活必需品の購入を支援するため、10,000組のキャッシュクーポンを配布した。

本グループは、香港政府のケア・チームと香港島全域にわたって連携し、電気料金減免制度や生命維持装置使用者登録等の一連のケア・サービスへのアクセスの拡大に取り組んでいる。この情報を対象となる需要家に伝達するため、香港政府のケア・チームや香港民生事務総署(Home Affairs Department)に対して情報資料や電子リーフレットを提供した。

本グループのコミュニティ活動では、長年にわたって高齢者のケアに重点が置かれている。本グループは、CAREnJOYプログラムを通じて域内のNGOと連携してコミュニティの高齢者向けに社会、教育及びレクリエーションに関する活動を実施している。人気がある活動としては、高齢者とその介護者が社会に出て、つながりを保つことを促進する「CAREnJOY映画の日(CAREnJOY Movie Days)」や、ゲームやクイズを通じて安全で効率的な電気の使い方を奨励する「電気安全ファン・デー(Electrical Safety Fun Day)」が挙げられる。

ボランティア活動はHEC社の企業文化に深く根付いており、コミュニティをケアする取組を反映するものとして、従業員と一般市民の双方から評価されている。2025年度に本グループのボランティアは、大規模なスポーツ・文化イベントの支援から、高齢者の訪問、支援を必要とする人々向けの食事の準備に到るまでの広範なサービスに合計で4,849時間を費やした。さらに本グループの従業員は、大埔(Tai Po)区の大規模火災の被災者に対して現場の支援活動を行ったほか、より長期的な経済的ニーズを支援するため、従業員義援金を提供した。

U3A：第3世代の市民の能力構築における20年の歴史

香港の高齢化社会を念頭に置いて設定された「第3世代大学(U3A)」プログラムは、HKエレクトリック・センテナリー・トラスト(HK Electric Centenary Trust)から資金提供を受け、香港社会事業協会(Hong Kong Council of Social Services)(HKCSS)の管理の下で、2006年からアクティブ・エイジング(活動的な高齢化)を支援している。U3Aは、退職者に対し、生涯学習の追求に加えて、ボランティア活動を通じたコミュニティへの貢献を呼び掛けている。このプログラムは発足以来10,000を超えるコースを企画運営し、域内の退職者に170,000回を超える学習機会をもたらしている。

U3Aの活動の根幹を形成しているテーマは、教育、アンバサダー活動、啓発活動である。このプログラムは、高齢者が自己充実を超えて、社会に貢献できるよう後押ししており、その一環として、スマート・パワー・アンバサダーとして炭素を低減する行動や環境意識の向上を啓発している。

本グループは、香港理工大学の老年学・家族調査研究センター(Research Centre for Gerontology and Family Studies)に対し、20年間にわたるU3Aのプログラム運営後の社会的影響に関する評価を委託した。これを受けて826名の域内の退職者(326名のU3A参加者を含む。)に対する調査が実施され、説得力ある調査結果が得られた。U3A参加者の95%超がリタイアメント・プランニング(老後計画)についてプラスの効果があったと回答しており、ジェロンテクノロジーの意識については95%、環境保護については97%が同様に回答し、98%超が社会的スキルとコミュニケーション・スキルが向上したと回答している。

さらに参加者は、非参加者に比べて、全体的な幸福感が大幅に高く、気分の落ち込みが少ないことが報告されている。

HEC社は、将来を見据えて、高齢者の生活の充実に引き続き取り組んでいる。本グループは、高齢者の選択肢を広げるとともにジェロンテクノロジーとスマート・リビングを振興することにより、シルバー・エコノミーを推進する香港政府の活動を支援していく方針である。

強力かつ強靱な人材基盤の構築

本グループが信頼性の高い電力を手頃な料金で提供できるかどうかは、深い技術的専門知識を有し、熱心に業務に携わり、目的意識を共有する従業員の存在にかかっている。2025年度の本グループの人事戦略は、安定した人材基盤の維持、重要なスキルの更新、並びに業績、安全性及び福利厚生を支える企業文化の強化に重点が置かれた。

2025年末現在、HEC社は、1,635名の従業員からなる安定した正規の労働力を維持している。本グループの労働力構成は、事業の技術的な要件に加え、多様性と包摂性を向上させる継続的な取組を引き続き反映したものになっている。本グループの従業員総数に占める女性の割合は約22%であり、管理職と技術職に占める女性の割合はそれぞれ10.0%及び7.5%である。本グループの自発的離職率(中途退職と定年退職の双方を含む。)は5.1%であり、2024年度の水準を下回った。

香港の労働市場は極めて競争が激しく、エンジニア、デジタル職、技術職の人材について引き続き需給ギャップが生じている。このように困難な状況を踏まえ、本グループは人材採用について多角的なアプローチを維持することにより、短期的な業務上の要求と長期的な承継計画の優先課題のバランスを取っている。

本グループは、ソーシャルメディアの利用の拡大に加え、香港大学の学生に職場体験の機会を提供する等、的を絞ったアウトリーチ型の求人活動を通じて、エンプロイヤーブランディングの取組を拡充している。このような活動は、技術職を志す大卒生に電力業界に早期に触れる機会を提供するとともに、HEC社がそのような卒業生に選ばれる雇用者になることに寄与している。

その他の採用活動としては、域内の第3期教育機関におけるキャリア・フェアや就職説明会への参加、並びに大卒研修生(Graduate Trainee)、研修生技術者(Trainee Technician)、産業紹介(Industrial Placement)、産業研修生(Industrial Attachment Trainee)及び休暇研修生(Vacation Trainee)プログラムを通じた体系的な採用活動が挙げられる。また、中国大陸出身者の採用活動も継続されており、専門のエンジニアリングや電力セクターの専門知識の取得を支援している。

関与とつながりの維持

2025年度にHEC社は、公式及び非公式の広範なチャンネルを通じて、従業員との恒例の双方向対話を継続した。長年にわたって活動している共同協議委員会(Joint Consultation Committees)は、引き続き職場の問題に関する経営陣と従業員との公式の議論の場となっている。さらに従業員は、「ヒア・ユア・ボイス(Hear Your Voice)」プラットフォーム等の追加的なチャンネルやフォーカス・グループを通じて、アイデアや懸念を直接伝えることが可能になっている。

「フランシスとの対話(Dialogue with Francis)」は、最高経営責任者との現場及びオンラインの双方の議論の場を通じてさらに強化されており、HEC社の事業上の優先事項、業務運営上の課題及び戦略的な方向性について開かれた意見交換の機会を提供している。

全従業員の潜在力の最大限の発揮

本グループの人事戦略において研修と能力開発は欠かせない要素であり、これによって従業員は、変化する事業上の要求に対応するために必要とされる能力を構築することができる。学習活動の対象は技術的能力と非技術的能力の双方にわたっており、当会計年度中に、感情管理、成長マインドセット、AI応用技術等のトピックに関するウェビナー及び学習セッションに4,800名を超える参加者が集まり、従業員フィードバック評点は5点満点で平均4.5点であった。加えて、2025年度には、自主学習を支援するために、iラーン・プラットフォーム上に220件を超えるウェブベースのトレーニング・モジュールが設定された。



HEC社は、ステート・グリッド社と共同で「2025年一帯一路電力・エネルギー先進プログラム（Belt and Road Advanced Programme in Power and Energy 2025）」ワークショップを企画し、従業員に地域の電力セクターの進展状況と新興技術に触れる機会を提供した。また、中国電力出版社（China Electric Power Press）の電力関係の出版物に焦点を当てたブックシェアリング・フォーラムを通じて、知識の共有がさらに強化された。このフォーラムには200名を超える従業員が直接又はオンラインで出席し、体系的な技術学習への熱心な参加の姿勢を示した。

身体的及び精神的な健康の促進

安全で包摂的かつ協力的な労働環境は、持続的な業績を下支えするものである。当会計年度中にHEC社は、部門横断的に実施されたイニシアチブを通じて、健康、安全、福利厚生増進に引き続き取り組んだ。例えば、業務現場における既定の安全管理システムを補完する衛生安全エンゲージメント活動を実施することにより、職場のリスクに関する意識を強化し、積極的な報告及び予防措置を奨励している。

「法令遵守のための結束 - 優れた安全文化の構築（Unite to Comply – Building a Culture of Safety Excellence）」と題されたフォーラムを含む、一連の研修及び意識喚起のプログラムに経営陣、従業員、契約業者、安全管理の専門家が参加し、コンプライアンスと職場の安全性に関する基準の強化に取り組んだ。さらに、従業員の安全意識の強化、システムの脆弱性の特定、及び深く根付いた安全文化の醸成を目的として、内部レビューが実施された。上記のうち、安全文化とは、安全上の障害を軽減するための先を見越した対策として、問題提起と明確化を促進する風土のことである。

従業員給付は、労働者のニーズの変化をより適切に反映するように見直された。結婚休暇の上限が2日間から5日間に引き上げられるとともに、予防医療とワークライフ・バランスを支援する健康診断が実施されるようになった。

従業員の視点に対する理解を深めるとともに、2024年度 of 全社調査において明らかになった関心分野について検討するため、従業員福利厚生フォーカス・グループの会合が開かれ、220名の従業員が参加した。さらに、2026年前半には個別のビジネス・ユニット長との会議が設定され、ユニット特有の調査結果について議論し、その後、全従業員が参加して重要な論点について話し合うオープン・フォーラムが開かれる予定である。

グッド・ネイバース・クラブ（Good Neighbours' Club）はピアサポート（相互支援）体制を引き続き拡大しており、当会計年度中に20名のメンバーが、ストレスや精神的な問題を抱えている同僚を理解し、支援するための研修を受けた。このクラブは、問題に対する早めの対応を促し、職場における相互ケアの文化を醸成することに取り組んでいる。

本グループは、ウェルネス・リワード・プログラムの「HKエレクトリック・コイン（HK Electric Coins）」を通じて従業員に健康的な習慣の形成と維持を奨励している。このプログラムでは、特定のプログラム年度内に指定された数のバーチャル・コインを貯めた従業員に買物券が支給される。

ウェルネス・デイ：健康的な職場づくり

本グループは従業員の福利厚生に総合的に取り組んでおり、その対象は身体的な健康や安全を超えて精神的及び感情的な健康にまで拡大している。2025年5月に本グループは、全体的な健康に関する意識の向上を促すため、本社オフィスにおいてウェルネス・デイ（Wellness Day）を開催し、150名を超える従業員の熱心な参加を集めた。

このイベントでは、身体組成の評価、眼科検診、マッサージ療法等、一連のウェルネス体験が実施された。粘土人形作りのワークショップでは創造性と自己表現が促進され、フィットネス・ミニチャレンジやスナック・ブースは人を惹きつける魅力的な雰囲気を醸し出していた。

このイベントが好評であったことから、このイニシアチブは拡大され、9月にラマ発電所、12月に電力タワーで追加のウェルネス・デイが2回開催され、いずれも大盛況となった。これらのイベントでは、健康診断、肩と首のマッサージ、AIを活用した網膜の健康リスクのスクリーニング検査、メンタル・ウェルネス・ワークショップ、フィットネス・チャレンジ、スナック・ステーション等、多くの双方向型の健康ブースが出展され、合計で350名を超える従業員が参加した。

これらのイベントには、本グループの上級経営陣が出席して積極的に活動に参加し、従業員の福利厚生に対する指導部の取組を実証し、従業員に対して健康に気を配るよう呼び掛けた。全体として、3回のウェルネス・デイは労働生活の「多忙さ」を緩和し、個人の健康管理に関する意識を高めるとともに、全ての人々にとっての労働環境の安全衛生の向上に寄与することができた。

コミュニケーション及び利害関係者との関わり

本グループは、透明性のある開示とコミュニケーションが持続可能性の取組に不可欠な要素であると考えている。

本グループの年次持続可能性報告書は、このような開示とコミュニケーションの主要な手段として、本グループの持続可能性に関する戦略と実績を詳細に説明している。この報告書は、グローバル報告イニシアチブ(Global Reporting Initiative)の持続可能性報告基準(Sustainability Reporting Standards)及び電気事業セクター開示項目(Electric Utilities Sector Disclosures)、並びに香港証券取引所が定めるESG報告要件(国際サステナビリティ基準審議会(International Sustainability Standards Board)の国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards)S2号に基づいて作成される気候関連開示項目を含む。)に準拠している。また、米国サステナビリティ会計基準審議会電気事業者及び発電事業者基準(Sustainability Accounting Standards Board Standards for Electric Utilities and Power Generators)も参照されている。報告書の的確性は、外部の独立当事者による検証を受けている。さらに本グループは、報告書に記載すべき事項を決定するためにダブルマテリアリティ評価を実施している。

本グループは、人々と日常的に直接的な関わりを持つことにより、強固な関係を築き上げている。当会計年度中に本グループは、さまざまなビジネス・ユニットにおいて52回の訪問を受け入れ、本株式ステーブル受益証券保有者、学生、政府代表者及び区議会議員等、広範な利害関係者に本グループの事業を紹介し、本グループの最新の動向について理解を深めた。また、本グループの活動について需要家と利害関係者に逐次報告するため、「企業情報(Corporate Information)」パンフレット、企業ファクトシート、四半期ニュースレターの「HKエレクトリック・オンライン(HK Electric Online)」、Facebook及びYouTubeチャンネルにおいて定期的に最新情報が提供されている。

現在及び恒久的な持続可能性のための電力供給

本グループが短中期的に第一に重点を置いているのは、これまでと変わらず、ネットゼロ・コミュニティに向けて香港のエネルギー移行を進めることである。本グループは、規律ある業務遂行、長期投資及びコミュニティとの積極的な関係構築を通じて、1世紀以上にわたって香港のエネルギー・パートナーに期待されてきた信頼性とサービス品質を実現しながら、引き続き香港市の環境及び社会に関する目標の達成を支援している。

その他の興味深い事実

電力メーターの時代に伴う変化

HEC社は、機械式メーターを最新のスマート・メーターに交換している。スマート・メーターによりリアルタイムの遠隔データ・アクセスが可能になり、より効率的に検針ができるとともに、需要家はより効果的に自分の電力消費量を管理することができる。

ケーブルは頭上から地下へ

かつては見慣れた光景であった送電塔と架空線は地下ケーブルやトンネル内ケーブルに置き換えられ、99.9999%超のワールドクラスの供給信頼度の達成に寄与している。

請求と決済のデジタル化

紙の請求書がFPS(高速決済システム)やその他の電子的手段による電子決済オプションを伴う電子請求に置き換えられた結果、利便性が向上するとともに、毎年推定22.1トンの紙が節約されている。

香港の再生可能エネルギーの状況

20年間にわたって、本グループは、他社に先駆けたラマ風力発電所のタービンやラマ発電所にある香港最大級の太陽光発電システムに始まり、好評のFIT（固定価格買取）制度に基づく750ヵ所の需要家側再生可能エネルギー・システムに到るまで、再生可能な発電事業を拡大してきた。

環境文化遺産の鑑賞

2005年に開始された植樹活動のグリーン・ラマ・グリーン（Green Lamma Green）は、今日ではグリーン・ホンコン・グリーン（Green Hong Kong Green）プログラムへと発展しており、地元の歴史と生態系を紹介する12本の環境遺産ルートでは、これまでに34,000名を超える人々がガイド付きツアーを楽しんだ。

心からの奉仕活動

22年超にわたって本グループのボランティアの姿は香港中に見慣れた光景になっている。約600名の従業員が高齢者向けに毎月電気検査を実施しており、現在、本グループでは1,100名の「ケアのアンバサダー（ambassadors of care）」が文化イベントを支援し、環境プログラムを実施するとともに、弱い立場の人々のコミュニティを援助している。

総合的な能力開発のためのセミナーとゲーミフィケーション

本グループの研修は、従来型の座学研修から脱却して、AIから成長マインドセットに到るまでのテーマを対象とする対面の指導とデジタル自主学習を組み合わせた混合型学習へと進化している。

財務レビュー

財務実績

2025年12月31日に終了した会計年度における本トラスト・グループの収益及び監査済連結純利益は、それぞれ、12,125百万香港ドル（2024年度：12,057百万香港ドル）及び3,149百万香港ドル（2024年度：3,111百万香港ドル）であった。

分配

本トラスティ・マネジャー取締役会は、本トラストによる本株式ステーブル受益証券1口当たり16.09香港セント（2024年度：16.09香港セント）の期末分配金の支払いを宣言した。本トラストが当該分配金を支払うことを可能にするため、HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会は、上記期間について、本トラスティ・マネジャーが保有するHKエレクトリック・インベストメンツ社の普通株式に係る期末配当金に代えて、普通株式1株当たり16.09香港セント（2024年度：16.09香港セント）の第2中間配当金の支払いを宣言した。これにより、本株式ステーブル受益証券1口当たり15.94香港セント（2024年度：15.94香港セント）の中間分配金と合わせて、2025年12月31日に終了した会計年度における分配金総額は1口当たり32.03香港セント（2024年度：32.03香港セント）になった。

	2025年度 (百万香港ドル)	2024年度 (百万香港ドル)
本株式ステーブル受益証券保有者に帰属する監査済連結純利益	3,149	3,111
() 本調整の影響を消去（下記注記（a）参照）	5,819	5,807
() 加算（減算）		
- 燃料費調整勘定の変動	411	162
- 運転資本の増減	(184)	(43)
- 従業員退職給付制度に係る調整	(31)	(16)
- 税金支払額	(780)	(1,406)
	(584)	(1,303)
() 資本的支出	(3,812)	(3,787)
() 減算		
- 債務返済	(513)	-
- 正味金融費用	(1,281)	(1,499)
	(1,794)	(1,499)
分配可能利益	2,778	2,329
() 本信託証書第14.1条(c)項に基づきHKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会が決定した任意の金額の加算	52	501
任意項目調整後の分配可能利益	2,830	2,830
中間分配額	1,408	1,408
期末分配額	1,422	1,422
分配総額	2,830	2,830
本株式ステーブル受益証券1口当たり分配金（下記注記（c）参照）		
- 本株式ステーブル受益証券1口当たり中間分配金	15.94香港セント	15.94香港セント
- 本株式ステーブル受益証券1口当たり期末分配金	16.09香港セント	16.09香港セント
本株式ステーブル受益証券1口当たり分配金総額	32.03香港セント	32.03香港セント

分配金額の算定にあたって、HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会は、当会計年度中に達成された本グループの財務実績とその営業活動から生じた安定したキャッシュフローを勘案し、本信託証書に基づき計算された2025年12月31日に終了した会計年度における分配可能利益を、本信託証書第14.1条(c)項に従い、上記の任意の金額により調整することが適切であると判断している。

注記

- (a) 本信託証書第1.1条に基づき、「本調整」には、()本電力供給契約に基づく電気料金安定化基金及び電気料金減額準備金への/からの振替、()減損引当金及び減損引当金の戻入を含む未実現再評価損益、()のれんの減損/負のれんの認識、()重要な非資金損益、()本株式ステーブル受益証券の公募に係る費用で、連結損益計算書を通じて計上されるが、本株式ステーブル受益証券の発行による収入から支払われるもの、()減価償却費及び償却費、()連結損益計算書に表示された税金費用並びに()連結損益計算書に表示された正味金融収入/費用を含むが、これらに限られない。
- (b) 本トラスティ・マネジャー取締役会は、本信託証書に基づき、以下について確認した。()本トラスティ・マネジャーが算定した、本株式ステーブル受益証券1口につき受領する権利を有する分配金について、本トラスト・グループの監査人がレビューし検証したこと、並びに()本トラスティ・マネジャーは、あらゆる妥当な調査を実施した上で、本受益証券の名簿上の保有者を対象に上記分配を実施後直ちに、本トラストの負債をその期日の到来時に本信託財産(本信託証書に定義される。)を原資として弁済することができること。
- (c) 本株式ステーブル受益証券1口当たり15.94香港セント(2024年度:15.94香港セント)の中間分配金は、中間分配額1,408百万香港ドル(2024年度:1,408百万香港ドル)と2025年6月30日現在の発行済本株式ステーブル受益証券数8,836,200,000口(2024年6月30日現在:8,836,200,000口)に基づき計算されている。本株式ステーブル受益証券1口当たり16.09香港セント(2024年度:16.09香港セント)の期末分配金は、期末分配額1,422百万香港ドル(2024年度:1,422百万香港ドル)と2025年12月31日現在の発行済本株式ステーブル受益証券数8,836,200,000口(2024年12月31日現在:8,836,200,000口)に基づき計算されている。

資本的支出、流動性及び財源

当会計年度中の資本的支出(資産利用権を除くが、ジョイント・ベンチャーが開発した海上LNGターミナルに係る本トラスト・グループの資本的支出を含む。)は4,193百万香港ドル(2024年度:3,659百万香港ドル)であり、営業活動及び外部借入から生じたキャッシュフローにより調達されている。2025年12月31日現在の外部借入残高合計は、無担保銀行借入金と発行済負債証券から構成される50,556百万香港ドル(2024年:50,855百万香港ドル)であった。加えて、2025年12月31日現在、本トラスト・グループは、未使用のコミットメント型の銀行融資枠7,100百万香港ドル(2024年:4,850百万香港ドル)並びに銀行預金及び現金28百万香港ドル(2024年:30百万香港ドル)を有していた。

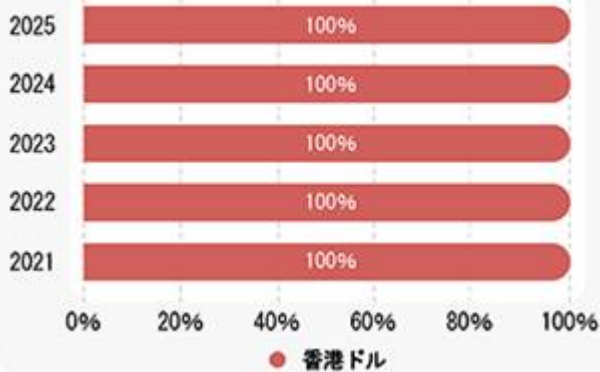
資金管理方針、財務活動、資本及び負債の構造

本トラスト・グループの財務リスク管理は、本トラスト・グループの通貨、金利及び取引相手に関するリスクを管理するために設定された資金管理方針において定めるガイドラインに従って行われている。剰余金は主として資本支出準備金及び電気料金の徴収額から生じており、香港ドル建の短期預金として保有されている。本トラスト・グループは、健全な資本構造を維持しつつ、借換えと事業の成長のために利用可能な適切な財源を確保することを目指している。

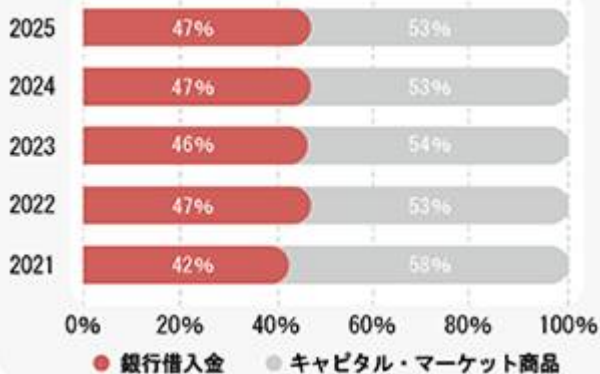
2025年12月31日現在の本トラスト・グループの純負債は50,528百万香港ドル(2024年:50,825百万香港ドル)であり、純負債純総資本比率は51%(2024年:51%)である。当会計年度中の本トラスト・グループの財務特性は堅調な状態を維持している。スタンダード・アンド・プアーズは、2025年3月30日付でHKエレクトリック・インベストメンツ社の長期信用格付けをともに「A-」(「安定的」見通し)に維持しており、これらの格付けは、2015年9月以来変更されておらず、またHEC社の「A-」(安定的見通し)の長期信用格付けを維持しており、2014年1月以来変更されていない。

2025年12月31日現在の本トラスト・グループの先物外国為替予約並びにクロス・カレンシー・スワップ及び金利スワップの効果考慮後の外部借入金の構成は、以下の通りであった。

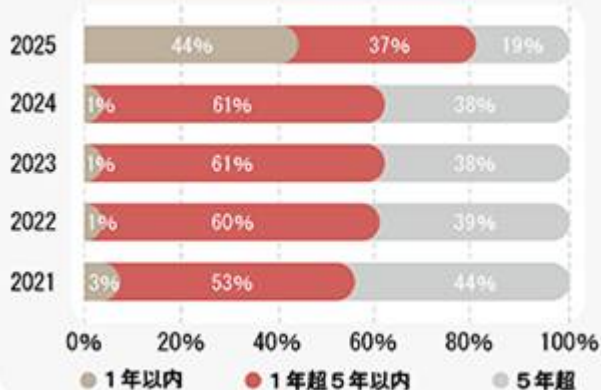
通貨別の債務プロファイル



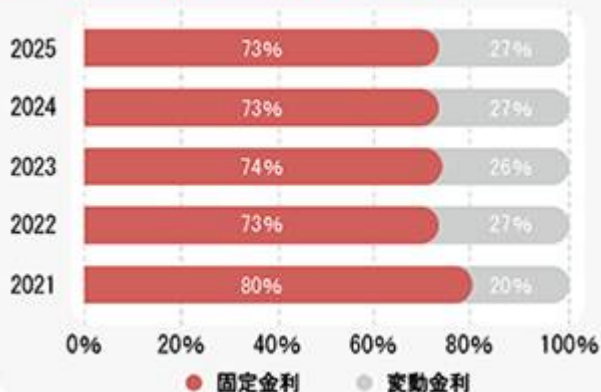
借入金種類別の債務プロファイル



返済期限別の債務プロフィール



金利構成別の債務プロフィール



本トラスト・グループは、事業上及び営業上のニーズを考慮して、負債の一部を固定金利で保有する方針を採っている。金利リスクは、固定金利による借入金の確保、又は金利デリバティブの利用のいずれかの方法により管理されている。

為替リスク及び金利リスクは、本トラスト・グループの資金管理方針に従って積極的に管理されている。デリバティブは、主に金利リスク及び為替リスクを管理するために使用し、投機目的では使用していない。資金管理を目的とした取引は、取引相手に関するリスク・エクスポージャーを統制するため、許容可能な信用格付けを有する取引相手との間でのみ行われる。

本トラスト・グループの主要な為替取引エクスポージャーは、燃料及び資本設備の輸入から生じている。為替取引エクスポージャーは、主に先物外国為替予約を通じて管理されている。2025年12月31日現在、本トラスト・グループの燃料及び資本設備の輸入から生じる取引エクスポージャーの90%超は、米ドル建てで保有されているか、香港ドル又は米ドルにヘッジされている。本トラスト・グループはまた、外貨建て借入金から生じる為替変動のエクスポージャーを有している。かかるエクスポージャーは、必要に応じて、先物外国為替予約又はクロス・カレンシー・スワップのいずれかの手段を利用して軽減されている。

2025年12月31日現在のデリバティブの契約上の想定元本残高は54,139百万香港ドル（2024年：49,558百万香港ドル）である。

資産に係る担保権

2025年12月31日現在、本トラスト・グループのいかなる資産に対しても、本トラスト・グループの借入金及び銀行融資枠に係る担保権は設定されていない(2024年：なし)。

偶発債務

2025年12月31日現在、本トラスト・グループは、外部の当事者に対する保証又は補償の義務を負っていない(2024年：なし)。

従業員

本トラスト・グループは、成果主義の給与方針を採用しており、競争力維持のために給与水準を監視している。2025年12月31日に終了した会計年度における本トラスト・グループの報酬費用合計(取締役の報酬を除く。)は1,258百万香港ドル(2024年度：1,235百万香港ドル)であった。2025年12月31日現在、本トラスト・グループの常勤従業員数は1,635人(2024年：1,649人)であった。現在のところ、株式オプション制度は一切実施されていない。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2025年12月31日現在)

順位	発行体 名称	種類	地域	業種	数量	簿価		時価		投資比率 (%)
						単価 (香港ドル)	総額 (香港ドル)	単価 (香港ドル)	総額 (百万香港ドル)	
1	HKエレクトリック・インベストメンツ社	普通 株式	香港 (注1)	本電力事業 の持株会社	8,836,200,000	0.0005 (注2)	4,418,100 (注2)	- (注3)	- (注3)	100

(注1) 本普通株式は香港証券取引所に上場されているが、交換権が行使されるまでは、本普通株式は本株式ステーブル受益証券の形態でのみ取引される。

(注2) 上記は、本普通株式の額面金額（2025年12月31日現在）を示したものである。

(注3) 本トラストは単一の投資信託（固定型）であり、本トラストは、HKエレクトリック・インベストメンツ社の（ ）本普通株式並びに（ ）その他の有価証券及び持分のみに投資している。これは、本トラストが保有する本普通株式の実質的持分が、本受益証券の名簿上の保有者に付与されていることを意味する。但し、本株式ステーブル受益証券が香港証券取引所に上場されている限り、本株式ステーブル受益証券の一部を成し、上場されている本普通株式の相場は個別に公表されないため、本普通株式の2025年12月31日現在保有総額（時価）を算定することはできない。

なお、香港証券取引所における2025年12月31日現在での本株式ステーブル受益証券8,836,200,000口の総額（時価）が本トラスティ・マネジャーの同日現在保有に係るHKエレクトリック・インベストメンツ社の全発行済本普通株式8,836,200,000株の総額（時価）に等しいと仮定して算出した場合、本普通株式の2025年12月31日現在での保有総額（時価）は55,668百万香港ドルである。

業種別投資比率

事業の種類	投資比率 (%)
本電力事業の持株会社	100
合計	100

【投資不動産物件】

該当事項なし。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2025年12月末日現在、同日前1年以内における各月末及び直近3会計年度末における本トラスの純資産総額及び1口当たりの純資産価額の推移は以下の通りである。

	純資産総額（注1）				1口当たりの純資産価額			
	百万 香港ドル (分配付) (注2)	百万円 (分配付)	百万 香港ドル (分配落) (注3)	百万円 (分配落)	香港ドル (分配付) (注2)	円 (分配付)	香港ドル (分配落) (注3)	円 (分配落)
第10会計年度末 (2023年12月31日現在)	48,978	999,151	47,556	970,142	5.54	113	5.38	110
第11会計年度末 (2024年12月31日現在)	49,290	1,005,516	47,868	976,507	5.58	114	5.42	111
第12会計年度末 (2025年12月31日現在)	49,315	1,006,026	47,893	977,017	5.58	114	5.42	111
2025年1月末	49,342	1,006,577	-	-	5.58	114	-	-
2025年2月末	49,489	1,009,576	-	-	5.60	114	-	-
2025年3月末	48,115	981,546	-	-	5.45	111	-	-
2025年4月末	48,098	981,199	-	-	5.44	111	-	-
2025年5月末	48,021	979,628	-	-	5.43	111	-	-
2025年6月末 (注4)	48,514	989,686	47,106 (注5)	960,962	5.49 (注4)	112	5.33 (注5)	109
2025年7月末	48,911	997,784	-	-	5.54	113	-	-
2025年8月末	48,100	981,240	-	-	5.44	111	-	-
2025年9月末	48,677	993,011	-	-	5.51	112	-	-
2025年10月末	48,953	998,641	-	-	5.54	113	-	-
2025年11月末	49,185	1,003,374	-	-	5.57	114	-	-
2025年12月末	49,315	1,006,026	47,893	977,017	5.58	114	5.42	111

(注1) 記載金額は、各日付現在における本トラス、HKエレクトリック・インベストメンツ社及びその子会社の純資産総額である。

(注2) 本欄の各会計年度末日現在の金額は、当該会計年度の期末分配付の金額を示す。

(注3) 本欄の各会計年度末日現在の金額は、当該会計年度の期末分配落の金額を示す。

(注4) 当該会計年度の間分配付の金額を示す。

(注5) 当該会計年度の間分配落の金額を示す。

本株式ステーブル受益証券は、香港証券取引所に上場している。同取引所における最近の市場相場は以下の通りである。

	終値	
	香港ドル	円
2025年5月末	5.66	115
2025年6月末	5.73	117
2025年7月末	6.12	125
2025年8月末	6.00	122
2025年9月末	5.92	121
2025年10月末	6.04	123
2025年11月末	6.25	128
2025年12月末	6.30	129
2026年1月末	6.68	136
2026年2月末	7.01	143
2026年3月末	6.46	132
2026年4月末	6.39	130

【分配の推移】

直近3会計年度における本株式ステーブル受益証券1口当たり分配金は以下の通りである。

期間	分配金総額 (百万香港ドル)	1口当たり分配金 (香港セント)	1口当たり分配金 (円)
第10会計年度 (自2023年1月1日至2023年12月31日)	2,830	32.03	7
第11会計年度 (自2024年1月1日至2024年12月31日)	2,830	32.03	7
第12会計年度 (自2025年1月1日至2025年12月31日)	2,830	32.03	7

【収益率の推移】

直近3会計年度における収益率は以下の通りである。

期間	収益率(%) (注1)
第10会計年度 (自2023年1月1日至2023年12月31日)	5.17
第11会計年度 (自2024年1月1日至2024年12月31日)	6.65
第12会計年度 (自2025年1月1日至2025年12月31日)	5.91

(注1) 収益率は、以下に基づき算出された。

$$\text{収益率}(\%) = (A - B) \div B \times 100$$

A = 期末の1口当たり純資産価額（当該会計年度の中間及び期末分配の分配金の金額）

B = 期首の1口当たり純資産価額（前会計年度の中間及び期末分配の分配金の金額）

(4) 【販売及び買戻しの実績】

直近3会計年度における販売/発行口数及び買戻口数は、以下の通りである。

	期間中の 販売/発行口数		買戻口数
		本邦内	
第10会計年度 (自2023年1月1日至2023年12月31日)	-	-	該当なし
第11会計年度 (自2024年1月1日至2024年12月31日)	-	-	該当なし
第12会計年度 (自2025年1月1日至2025年12月31日)	-	-	該当なし

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

該当事項なし。

2【買戻し手続等】

該当事項なし。

本信託証書に基づき、本株式ステーブル受益証券保有者は、自己の本株式ステーブル受益証券の買戻し又は償還を要求する権利を有しない。香港証券先物委員会から随時発行される該当する規則及びガイドラインにより明示的に認められる場合を除き、本トラスティ・マネジャーは、本トラストに代理して本株式ステーブル受益証券の買戻し又は償還を行わない。

2025年12月31日に終了した会計年度中に、本トラスト、本トラスティ・マネジャー、HKエレクトリック・インベストメンツ社及びこれらの子会社は、いずれも発行済の本株式ステーブル受益証券を一切購入、売却又は償還していない。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本トラスティ・マネジャーは、会計年度末を12月31日、中間会計年度末を6月30日として、関連する法令及び香港財務報告基準に準拠して本トラストの財務諸表を作成する。

かかる本トラストの財務諸表においては、本グループの現行の会計方針に従い、本グループが保有する資産の年次評価はデリバティブを除き行われずである。デリバティブの評価は、本グループの報告目的のために、中間会計年度末及び会計年度末において再評価される。したがって、本グループの中間報告書及び年次報告書に記載される本グループのデリバティブは、各会計年度末日現在の公正価値で記載される。本グループの詳細な会計方針は、後記「第3 ファンドの経理状況 - 1 財務諸表 - (1) 貸借対照表 - 本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の財務諸表に対する注記」に記載されている。

本トラストの年次報告書及び財務諸表については、本トラストの年次報告書及び財務諸表の公表に関して香港上場規則が規定する期間内に、本トラスティ・マネジャーが作成し、公表する。HKエレクトリック・インベストメンツ社の年次報告書及び財務諸表については、HKエレクトリック・インベストメンツ社の年次報告書及び財務諸表の公表に関して香港上場規則が規定する期間内に、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社が作成し、公表する。当該年次報告書の詳細については、前記「第1 ファンドの状況 - 1 ファンドの性格 - (5) 開示制度の概要 - 香港における開示 - (ロ) 香港の本株式ステーブル受益証券保有者に対する開示」を参照のこと。

かかる年次報告書及び財務諸表は、HKエレクトリック・インベストメンツ社のウェブサイト (www.hkei.hk) 及び香港証券取引所のウェブサイト (www.hkexnews.hk) 上でそれぞれアクセス及びダウンロードすることができる。

(照会窓口)

本トラストの年次報告書及び財務諸表に関する照会は、下記HKエレクトリック・インベストメンツ社の投資家向け広報部門に対して行うことができる。

Eメール：mail@hkei.hk

電話番号：(852) 2843 3111

ファックス：(852) 2810 0506

(2)【保管】

本株式ステーブル受益証券は、CCASSにおける預託、清算及び決済のための適格証券として、HKSCCにより承認されている。取引所参加者(香港上場規則に定義される。)間で行う取引の決済は、いずれの取引日の場合も、当該取引日から2営業日目に、CCASSにおいて行わなければならない。

CCASSにおける全ての行為は、随時効力を有するCCASSの一般規則及びCCASS業務手続書に従う。

投資家は、決済取決がその権利及び利益に影響を与えることがあるため、かかる取決の詳細について、株式仲買人又はその他の専門家に意見を求めるべきである。

本株式ステーブル受益証券がCCASSにおいて認められるために必要な全ての取決がすでに行われている。

(3)【信託期間】

本トラストの存続期間は無期限である。但し、後記「(5)その他 - ファンドの終了」に記載の場合には、本トラストは終了するものとする。

(4)【計算期間】

本トラストの会計年度は毎年1月1日から12月31日までの1年の期間である。

(5)【その他】

ファンドの終了

下記に掲げるいずれかの場合には、関連法令の定めを妨げることなく、本トラスティ・マネジャーは本トラストを終了することができる。

(a) 本トラストを継続することを違法とするか、又は(本トラスティ・マネジャーの合理的な意見において)不可能若しくは不相当とする法が可決され、かつ本信託証書に従って適式に可決された本受益証券の名簿上の保有者の普通決議により清算が承認された場合。

(b) その時期を問わず、本信託証書に従って適式に可決された本受益証券の名簿上の保有者の特別決議により終了が承認された場合。

本トラストは、本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者が本信託証書に従って交換権の行使を完了したときに、終了するものとする。

さらに、本トラスティ・マネジャーが本信託証書に基づき解任され、かつ新任のトラスティ・マネジャーが本トラスティ・マネジャーの解任後60日以内(又はこれよりも長い期間で、本トラスティ・マネジャーが適切と判断する期間内)に既存の本トラスティ・マネジャーに代わって就任しようとししない場合には、本受益証券の名簿上の保有者はいずれも、裁判所に対し、香港受託者条例に基づく又は裁判所に本来備わっている管轄権に基づき、トラスティ・マネジャーを務める会社の任命又は本トラストの終了を命令するよう申し立てることができる。

本トラスティ・マネジャーは、不正行為、故意の不履行又は過失がないことを条件として、本受益証券の名簿上の保有者の普通決議(上記(a)に基づく場合)若しくは本受益証券の名簿上の保有者の特別決議(上記(b)に基づく場合)により承認された本トラストの終了、又は交換権の行使の完了に起因する本トラストの終了により発生した結果について、何ら責任を負わないものとする。

本トラストを終了させる場合、本トラスティ・マネジャーは、(場合により)上記に言及する本受益証券の名簿上の保有者の普通決議をもって又は上記に言及する本受益証券の名簿上の保有者の特別決議をもって与える本トラスティ・マネジャーに対する承認又は指示(もしあれば)に従い、以下の通り処理するものとする。

(a) 本トラスティ・マネジャーは、本受益証券の名簿上の保有者それぞれが保有する全額払込済本受益証券の口数に応じて、本受益証券の名簿上の保有者に本普通株式を現物で分配し、かつ残りの本信託財産があれば、本受益証券の名簿上の保有者に分配するものとする。但し、本トラスティ・マネジャーは、本信託財産の一部として手元に有する金銭のうち、本トラストの終了並びに本信託財産の分配及び/又は換金に関して負担し、実施し若しくは把握し、又はそれらから生じる全ての報酬、費用、負担、支出、請求及び要求の全部に充当する相当額を保持する権利を有し、保持する金銭の中から補償を受け、かかる一切の費用、負担、支出、請求及び要求につき一切の責任を免れるものとする。

- (b) 本トラスティ・マネジャーは、本トラストの終了後、上記に言及する分配を、本トラスティ・マネジャーがその完全な裁量権で望ましいと判断する方法により、本トラスティ・マネジャーがその完全な裁量権で望ましいと判断する期限までに、実施するものとする。本トラスティ・マネジャーは、本トラストの負う一切の義務及び負債を適切に履行させ、かかる義務及び負債に適切に備えさせるものとする。但し、上記の期限は、6ヵ月間を超えてはならない。

本トラストを終了させる場合は、以下の通りとする。

- (a) HKエレクトリック・インベストメンツ社は、HKエレクトリック・インベストメンツ社附属定款に従って発行済本優先株式の全てを償還するものとする(本トラストの終了による本優先株式の償還時にHKエレクトリック・インベストメンツ社が支払う償還価格は、当該本優先株式の額面金額に等しい本優先株式1株当たり金額と同等である。)。
- (b) 上記(a)の1つ前の(a)で言及する本受益証券の名簿上の保有者に対する分配の完了後、本受益証券は消却されるものとする。

本トラストの清算結了時に、下記に掲げる書類を作成するものとする。

- (a) 本トラスティ・マネジャーによる、本トラストの業績に関する評価及び批評書並びに本信託財産がどのように処分されたかに関する説明書
- (b) 本トラストの資産の清算結了後3ヵ月以内に、本受益証券の名簿上の保有者に配付する本トラストの財務諸表
- (c) 上記財務諸表に関する監査人の報告書

本トラストの清算結了時に、本信託証書は終了するものとし、本トラストは消滅する。

本信託証書に基づく交換権の行使完了時にも、本信託証書は終了するものとし、本トラストは消滅する。

受益証券の償還

後記「4 受益者の権利等 - (1) 受益者の権利等 - 本株式ステーブル受益証券の買戻し又は償還」を参照のこと。

信託証書の修正等

関連法令に従い、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、本信託証書の規定を修正、改変、変更又は追加する場合に、当該修正、改変、変更又は追加が以下のいずれかに該当するときにはその限りで、追補証書により当該修正、改変、変更又は追加を双方の合意によって共同で行うことができるものとする。

- (a) 当該修正、改変、変更又は追加が、本受益証券保有者の利益に不利益を及ぼすことはなく若しくは不利益があっても軽微であり、かつ本受益証券保有者に対する本トラスティ・マネジャーの責任を重要な程度に免除する効果を有せず、かつ本信託財産から支払うべき費用若しくは負担が増えない場合(但し、上記追補証書に関連して負う負担、手数料及び支出を除く。)
- (b) 適用ある財務上、法令上若しくはその他の公的な要求(法的効力を有するか否かを問わないものとし、関連法令に基づく要求を含むがこれらに限られない。)を遵守するために当該修正、改変、変更若しくは追加が必要である場合
- (c) 明白な過誤の是正のために当該修正、改変、変更若しくは追加を行う場合

- (d) 上場日より後に行われる関連法令の改正点を反映するために、当該修正、改変、変更若しくは追加を行う場合であつて、当該修正、改変、変更若しくは追加がかかる関連法令の改正点に合致し、かつ本受益証券の名簿上の保有者の特別決議により承認される場合。本規定により、双方の合意により共同で行為する本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、本受益証券の名簿上の保有者の特別決議による事前の承認に従い、下記の目的で、本信託証書の規定を修正、改変、変更又は追加することを許容されることとなる。すなわち、本信託証書に記載する取決が、唯一又は主要な信託財産として運営事業を保有する(運営事業を行う一又は複数の会社の株式を保有することによりかかる事業を保有することを含む。)上場信託の上場、運営及び管理を特に規定するために今後香港で採択される関連法令(以下「新たな特別規定」という。)に準拠した構造に合致するよう、当該取決を変更すること。かかる新たな特別規定が今後採択された場合、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、本受益証券の名簿上の保有者の特別決議による事前の承認に従い、本信託証書に記載する取決を、新たな特別規定に基づいて承認されかつこれに完全に合致する構造へ変更する権限、及び本信託証書に記載する取決のうちかかる新たな特別規定に基づいて要求されない部分の適用を免除する権限を有することとなる。但し、変更後の構造及び本信託証書の規定の修正、改変、変更又は追加について、新たな特別規定が完全に遵守されていることを条件とする。

本トラスティ・マネジャーは、当該修正、改変、変更又は追加が、上記の一項目又は複数項目に該当すると判断している旨を、書面により証するものとする。

本信託証書は、上記に従うことを条件として、本信託証書の下記のいずれの規定に対しても、いかなる修正、改変、変更又は追加も行つてはならない、と規定している。

- (a) 第2条(本トラストの設定)(これは、とりわけ、本信託財産に関するトラストの宣言、承認事業のみに従事する固定型投資信託としての本トラストの設定、本トラスティ・マネジャーの任命、香港受託者条例の適用、及び本トラスティ・マネジャーの一定の義務を扱った規定である。)
- (b) 第3条(本普通株式に紐付けられ、かつ、本優先株式に一体化された本受益証券)(これは、前記「第1 ファンドの状況 - 1 ファンドの性格 - (3) ファンドの仕組み - ファンドの仕組み図」に記載された事項を扱った規定である。)
- (c) 第4条(協力及び協議)(これは、とりわけ、紐付け及び一体化の規定並びに本受益証券の名簿上の保有者の総会及び本株主総会の調整に関する規定等、本信託証書の規定を有効にするために本トラスティ・マネジャーとHKエレクトリック・インベストメンツ社が協力すべき事項を扱った規定である。)
- (d) 第5.11条(本株式ステーブル受益証券の買戻し又は償還)(これは、後記「4 受益者の権利等 - (1) 受益者の権利等 - 本株式ステーブル受益証券の買戻し又は償還」に要約された事項を扱った規定である。)
- (e) 第7条(香港上場規則及びその他の関連法令の遵守)(これは、とりわけ、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社がそれぞれに適用される香港上場規則を確実に遵守するために協力しなければならない、と規定するものである。)
- (f) 第9条(本株式ステーブル受益証券登録簿及び本株式ステーブル受益証券の譲渡)(これは、とりわけ、本株式ステーブル受益証券登録簿を維持する本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の義務、並びに後記「4 受益者の権利等 - (1) 受益者の権利等 - 本株式ステーブル受益証券の譲渡」に記載された本株式ステーブル受益証券の譲渡に関する規定を扱った規定である。)
- (g) 第10条(本受益証券登録簿及び本受益証券の譲渡)(これは、とりわけ、本受益証券登録簿を維持する本トラスティ・マネジャーの義務及び本受益証券の譲渡に関する規定を扱った規定である。)
- (h) 第11条(本株主名簿、本普通株式に係る実質的持分の譲渡、及び実質的持分登録簿)(これは、とりわけ、本株主名簿及び実質的持分登録簿の維持、並びに本普通株式に係る実質的持分の譲渡に関する規定を扱った規定である。)
- (i) 第12条(交換)(これは、後記「4 受益者の権利等 - (1) 受益者の権利等 - 交換」に要約された交換権を扱った規定である。)

- (j) 第13条(本トラスの目的)(これは、とりわけ、本トラスの投資スキーム及び本トラスティ・マネジャーの事業範囲に対する制約を扱った規定である。)
- (k) 第14.1条(b)項(現金の分配)(これは、本トラスティ・マネジャーは、本普通株式に関してHKエレクトリック・インベストメンツ社が本トラスティ・マネジャーに配当し又は支払う全ての金額分を、本信託証書に基づき本信託財産から控除し又は支払うことが認められた一切の金額を控除した上で、本受益証券の名簿上の保有者に分配させるものとする)と規定するものだが、(疑義を避けるため付言すると)本信託証書の第14条の他の全ての規定を除く。)
- (l) 第18.1条から第18.5条(本信託財産の保護預り及び分離保管された口座)(これは、本信託財産の安全な保護預り及び分離保管された口座について規定するものだが、(疑義を避けるため付言すると)本信託証書の第18条の他の全ての規定を除く。)
- (m) 第20.1条(公表、配布文書及びその他の書類)(これは、本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者は本トラス及びHKエレクトリック・インベストメンツ社両方に関する全ての配布文書及びその他の書類を受領すると規定するものだが、(疑義を避けるため付言すると)本信託証書の第20条の他の全ての規定を除く。)
- (n) 第23条(本トラスティ・マネジャーの任命、解任又は辞任)(これは、とりわけ、後記「4 受益者の権利等 - (1) 受益者の権利等 - 定足数及び議決 - (c)」に要約された事項を扱った規定である。)
- (o) 第26条(本信託証書の修正)(これは、本「信託証書の修正等」に記載されている通り、本信託証書の修正が可能な状況並びにかかる修正を行う要件及び制限を扱った規定である。)
- (p) 第29条(本トラスティ・マネジャーの取締役)(これは、とりわけ、本トラスティ・マネジャーの取締役会とHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役会が同一でなければならないこと、本トラスティ・マネジャーの取締役の義務、及び本トラスティ・マネジャーによる本トラスティ・マネジャーの取締役への貸付の禁止を扱った規定である。)
- (q) 第32条(本普通株式の売却又はその他の処分申出の受諾禁止)(これは、とりわけ、本トラスティ・マネジャーは本トラスティ・マネジャーが保有する本普通株式の売却又はその他の処分についての申出に応じることは許されない、と規定するものである。)

(r) 第36条(準拠法)(これは、本信託証書が香港法に準拠し、同法に従って解釈される、と規定するものである。)

また、本信託証書は、本トラスティ・マネジャーは、本トラスのトラスティ・マネジャーとして行為する限りはPAH社の完全子会社でなければならないと規定する本信託証書の第23.1(i)条に対して、いかなる修正、改変、又は変更も行ってはならない、と規定している。上記に従うことを条件として、本信託証書の規定に対する上記以外の修正、改変、変更又は追加は、本受益証券の名簿上の保有者の特別決議による承認がある場合にのみ行うことができる。

本信託証書の規定のいかなる修正、改変、変更又は追加によっても、以下の義務を負わせてはならない。

- (a) いずれかの本受益証券保有者に対する、当該保有者の保有する本株式ステーブル受益証券の一部を成す本受益証券(当該本受益証券の発行価格は既に全額払込済とする。)につき、追加の金員を支払い、又は負債を引き受ける義務。
- (b) 本優先株式又は本普通株式の保有者のいずれかに対する、当該保有者の保有する本株式ステーブル受益証券の一部を成す本株式(当該本株式の発行価格は既に全額払込済とする。)につき、追加の金員を支払う義務。

本トラスティ・マネジャーは、本信託証書の定めを修正し、改変し、変更し又は追加した場合には、その後実務上可能な限り速やかに、当該修正、改変、変更又は追加に関する通知を本受益証券の保有者に交付するものとする。但し、当該修正、改変、変更又は追加が重大な意義を有さないと本トラスティ・マネジャーが判断する場合には、この限りでない。本信託証書の当該追補証書に関して本トラスティ・マネジャーに生じた一切の報酬、費用及び支出(必要な場合において、本受益証券の名簿上の保有者の総会を招集するため生じた費用を含む。)は、本信託財産に対して請求される。

本信託証書には、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社が発行する上場書類及び年次報告書において紐付け及び一体化の仕組みを開示しなければならないこと、並びに仕組みに対する変更案を香港上場規則に従って公告により開示しなければならないことも規定されている。

関連契約の更改等

(本トラストのトラスティ・マネジャーとしての資格における)本トラスティ・マネジャーが当事者であるか、又は(本トラストのトラスティ・マネジャーとしての資格における)本トラスティ・マネジャーが拘束される重要な契約は、本信託証書のみである。本信託証書の修正は、前記「信託証書の修正等」記載の通り行われる。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

分配受領権は、本信託証書第14.2条により以下の通り定められている。

分配受領権に関する本項記載の定義語は、別段の定義がなされていない限り、本信託証書において定められるものと同様の意味を有するものとする。

分配受領権

- (a) 本トラスティ・マネジャーが分配の実施を宣言したときに、本受益証券の名簿上の保有者はそれぞれ、当該分配の実施期日と表明された日以降、宣言された分配のうち、本受益証券の名簿上の保有者それぞれが当該分配の基準日に保有する全額払込済本受益証券の口数に基づき比例按分により算定された各自の受取分を受領する権利を有するものとする。
- (b) 基準日に本受益証券の名簿上の保有者である者は、当該基準日に係る一定期間につき、本トラスティ・マネジャーが宣言した分配金を受領する権利を有する。
- (c) 分配の宣言後当該分配の基準日以前に新たな本受益証券が発行される場合には、本トラストによる分配金の総額は、当該分配基準日現在の本受益証券の名簿上の保有者が全て、宣言された本受益証券1口当たり分配金を受領することとなるよう、比例して増額されるものとする。上記(b)項及び本(c)項前段の定めにかかわらず、分配の宣言後に新たな本受益証券を発行し、かつ本信託証書第14.1条(f)項を適用した結果として、本トラストが本受益証券の名簿上の保有者を対象とする分配金の支払いに見合う十分なキャッシュフローを有しない場合、又は本受益証券の名簿上の保有者を対象とする分配金の支払い(行われた場合)が、本トラスト又は本グループが従う適用ある誓約に違反する場合は、かかる未払分配金が発生し、本トラストに債務の支払いに見合う十分なキャッシュフローが生じた後、又は適用ある誓約に違反することなく債務の支払いに応じることが可能となった後(場合による。)、実行可能な限り速やかに、受領権を有する者に対して支払われるものとする。但し、本受益証券の名簿上の保有者が有する発生済未払の分配金を受領する権利については利息の支払いを行わないものとし、また本受益証券の名簿上の保有者は支払停止の通知を受けるものとする。
- (d) 本トラスティ・マネジャーは、各本受益証券の名簿上の保有者が受領する権利を有する分配金額から、以下の金額を全て控除することができる。
 - () 1香港セント未満の端数を分配することを回避するために必要な金額(1香港セント未満の端数を切り捨てる。)
 - () 分配日に分配することが現実的ではないと本トラスティ・マネジャーが判断した金額

- () 本受益証券の名簿上の保有者に帰属する本トラスの利益について、又は控除しなければ本受益証券の名簿上の保有者に分配された分配金額について、本トラスティ・マネジャーにより支払われた税金の額、又は本トラスティ・マネジャーが支払わなければならない若しくはそのおそれがあると判断する税金の相当額。本トラスティ・マネジャーは、(1) 会計士、税務顧問若しくは本トラス監査人の助言若しくは計算、又は(2) 上記の控除を実施する前に当該税金の一切について税務当局若しくは行政機関から得た一切の情報を依拠することができる(但し、依拠する義務を負わない。)。本トラスティ・マネジャーは、自らが誠実に、かつ、不正行為、故意の不履行又は過失を犯すことなく実施又は負担する一切の控除又は支払いについて、いずれの保有者その他の者にも説明する責任を負わないものとする(かかる控除又は支払いを実施若しくは負担すべきではなく、又は実施若しくは負担する必要がなかったかは問わない。)。実施若しくは負担すべきではなく、又は実施若しくは負担する必要がなかった控除を税務当局若しくは行政機関に支払うことが要求されなかった場合、又は実施若しくは負担すべきではなく、若しくは実施若しくは負担する必要がなかった税金の額がその後還付された場合には、当該金額は本信託財産を構成し、本信託証書の条件に基づきかつこれに従い、本トラスティ・マネジャーが保有し、本トラスティ・マネジャーにより行われる次の中間分配又は年次分配に関して本受益証券の名簿上の保有者に分配される金額に加算されるものとする。
- () 関連法令又は本信託証書により控除が要求される金額
- () 本受益証券の名簿上の保有者が本トラスティ・マネジャー又はHKエレクトリック・インベストメンツ社に対し支払うべき金額
- (e) 本トラスティ・マネジャーは、会計年度毎に本受益証券の名簿上の保有者が本受益証券1口につき受領する権利を有する分配金を決定するものとし、かかる決定は、登録機関(任命している場合)に通知するものとする。本トラスティ・マネジャーは、自らが算定した当該会計年度につき本受益証券の名簿上の保有者が本受益証券1口につき受領する権利を有する分配金について、これを本トラス監査人に調査・検証させ、確認書を本トラスティ・マネジャーに送付させるよう取り計らうものとする。本トラスティ・マネジャーは、会計年度毎に、登録機関(任命している場合)に対して、各会計年度の分配日までに本受益証券の名簿上の保有者がそれぞれ受領する権利を有する分配金をかかる保有者に支払うよう指図を出すものとする。
- (f) 本受益証券について又は関して支払うべき分配金又はその他の金員に、本トラスの負うべき利息は付されないものとする。未請求金は全て、本信託証書第15.3条に定める方法で処理するものとする。

本株式ステーブル受益証券の買戻し又は償還は、本信託証書第5.11条により以下の通り定められている。

本株式ステーブル受益証券の買戻し又は償還に関する本項記載の定義語は、別段の定義がなされていない限り、本信託証書において定められるものと同様の意味を有するものとする。

本株式ステーブル受益証券の買戻し又は償還

- (a) 本株式ステーブル受益証券保有者は、保有する本株式ステーブル受益証券の買戻し又は償還を要求する権利を一切有さない。
- (b) 本信託証書及びHKエレクトリック・インベストメンツ社附属定款の規定に従った本優先株式の買戻し又は償還を除き、本トラスティ・マネジャーは、香港証券先物委員会が随時発する関連する規則及び指針により明示的に許されるのでない限り、本トラスのために本株式ステーブル受益証券を買い戻し又は償還してはならない。明示的に許された場合には、本トラスティ・マネジャーは、関連法令並びに香港証券先物委員会が随時発する一切の適用ある規則及び指針により許される限り、かつ関連法令並びにかかる規則及び指針の定めに従い、本株式ステーブル受益証券を買い戻し又は償還することができる。但し、HKエレクトリック・インベストメンツ社の合意を得ること、かつHKエレクトリック・インベストメンツ社が買い戻される又は償還される本株式ステーブル受益証券の一部である本普通株式及び本優先株式を買い戻し、又は償還することを条件とする。

譲渡に関する本株式ステーブル受益証券保有者の権利は、本信託証書第9.7条により以下の通り定められている。

譲渡に関する本株式ステーブル受益証券保有者の権利に関する本項記載の定義語は、別段の定義がなされていない限り、本信託証書において定められるものと同様の意味を有するものとする。

本株式ステーブル受益証券の譲渡

- (a) 本株式ステーブル受益証券を香港証券取引所に上場している場合には、その限りにおいて、CCASS参加者間における本株式ステーブル受益証券の譲渡は、CCASSの規則及び手続に従って、CCASSを通じて電子的に実行され、当該譲渡した本株式ステーブル受益証券に関する適切な記録をCCASSの記録簿に記載するものとし、下記(b)項から(1)項までに定める規定は、適用しないものとする。
- (b) CCASSに預託されていない本株式ステーブル受益証券について、各本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者はいずれも、当該保有者が保有する本株式ステーブル受益証券(本株式ステーブル受益証券の名簿上の共同保有者の場合には、全ての当該共同保有者が保有する本株式ステーブル受益証券)を以下の通り譲渡することができる。
- () 本株式ステーブル受益証券の譲渡は、(1)当該本株式ステーブル受益証券につき発行された本券面を添付した、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社が随時承認する様式若しくは香港証券取引所が規定する様式による書面の譲渡証書によって、又は(2)その他本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社が随時承認する方法により行われる。
- () 本株式ステーブル受益証券に係る上記(b)項()における譲渡証書はいずれも、譲渡人及び譲受人が署名することを要する。当該譲渡に関して譲受人の氏名が本株式ステーブル受益証券登録簿に記載されるまでは、譲渡人は、引き続き当該譲渡される本株式ステーブル受益証券の保有者とみなされるものとする。譲渡証書は、捺印証書であることを要しない。本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、譲渡人又は譲受人から要求を受けたときに、機械による署名を付して作成された譲渡証書を受理することに同意することができる。決済機関の機械による印字の署名を付して作成された譲渡証書は、受理可能なものとする。
- (c) 上記(b)項における譲渡証書はいずれも、(法令により要求されている場合に)適式に印紙が貼付され、当該本株式ステーブル受益証券につき発行された本券面、関連法令に基づき要求される必要な申告書その他の文書、及び譲渡人の有する権原又は本株式ステーブル受益証券を譲渡する権利を証明するために登録機関若しくは本トラスティ・マネジャー又はHKエレクトリック・インベストメンツ社が要求する証拠を添付して、登録のために登録機関(登録機関が存在しない場合には、本トラスティ・マネジャー)に預託しなければならない。登録機関(登録機関が存在しない場合には、本トラスティ・マネジャー)は、譲渡人が本券面の代替券面を申請する場合に生じる要件と同様の要件を充足すれば、紛失、盗失又は破棄された本券面の提出を免除することができる。
- (d) CCASSに預託されていない本株式ステーブル受益証券については、本株式ステーブル受益証券の各譲渡の日付並びに譲受人の氏名及び住所を記載するために、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社が本株式ステーブル受益証券登録簿(及びその他の本トラスト登録簿)を変更するか、又は変更させるものとする。
- (e) 本株式ステーブル受益証券の譲渡時に発行する新規の本券面はそれぞれ、適式に記載した譲渡証書及び元の本券面並びにその他の上記(c)項に基づき必要な書類を登録機関が受領後10営業日以内に、本「本株式ステーブル受益証券の譲渡」に定める要件に従って、登録機関の指定事務所(登録機関が存在しない場合には、本トラスティ・マネジャーの事務所)において回収可能な状態に置くか、又は譲渡証書という形式で要求を受けた場合には、無保険の郵便により、当該本株式ステーブル受益証券に対する権利を有する保有者の危険負担で(但し、当該保有者に費用を負担させることなく)、譲渡証書に明記された住所に宛てて郵送するものとする。

- (f) 本券面が発行される本株式ステーブル受益証券のうち一部しか譲渡しない場合には、当該譲渡しない本株式ステーブル受益証券について新たに交付する本券面は、元の本券面を登録機関(登録機関が存在しない場合には、本トラスティ・マネジャー)に預託し又は引き渡してから10営業日以内に、登録機関の指定事務所において回収可能な状態に置くか、又は当該譲渡しない本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者が要求する場合には、無保険の郵便により、当該本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者の危険負担で(但し、当該本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者に費用を負担させることなく)、本株式ステーブル受益証券登録簿に記載された当該本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者の住所に宛てて郵送するものとする。
- (g) 本株式ステーブル受益証券の譲渡登録は、税金又はその他の当該登録に関して行政機関から課される公課について本トラスティ・マネジャー、HKエレクトリック・インベストメンツ社又は登録機関が要求する通りに支払ったとき(又は補償したとき)に、本トラスト、本トラスティ・マネジャー、HKエレクトリック・インベストメンツ社又は登録機関が自ら又は第三者をして、無償で実施する。
- (h) 本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者はいずれも、本信託証書第9.5条に基づき本株式ステーブル受益証券登録簿が閉鎖されている期間中、本株式ステーブル受益証券の譲渡登録を要求することはできない。
- (i) 本株式ステーブル受益証券は、以下の場合에만譲渡することができるものとする。
- () 本株式ステーブル受益証券の個々の構成要素(すなわち、本受益証券、本普通株式に係る実質的持分及び本優先株式)としてではなく、本株式ステーブル受益証券の形式による場合
 - () 本株式ステーブル受益証券1口の倍数単位による場合
- いずれの譲渡も、譲渡登録することにより譲渡人又は譲受人が1口に満たない本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者となる場合には、登録してはならない。
- (j) 本「本株式ステーブル受益証券の譲渡」に従って行われる譲渡を除く本株式ステーブル受益証券の譲渡又は企図された譲渡については、譲受人は、当該譲渡を登録することができない。(上記以外の)譲渡又は企図された譲渡についての通知は、本株式ステーブル受益証券登録簿又はその他の登録簿には記載することはできない。
- (k) 本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、一切の全額払込済本株式ステーブル受益証券に係る先取特権を有さない。
- (l) 関連法令及び管轄権を有する裁判所又はその他の監督官庁による一切の命令に従い、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、本「本株式ステーブル受益証券の譲渡」に従い行われた一切の全額払込済本株式ステーブル受益証券の譲渡の登録を拒否する権利を有さない。

本受益証券の譲渡に関する本株式ステーブル受益証券保有者の権利は、本信託証書第10.2条及び第10.3条により以下の通り定められている。

本受益証券の譲渡に関する本株式ステーブル受益証券保有者の権利に関する本項記載の定義語は、別段の定義がなされていない限り、本信託証書において定められるものと同様の意味を有するものとする。

本受益証券の譲渡

- (a) 本受益証券は、本株式ステーブル受益証券の構成要素としてしか譲渡し取引することができない。
- (b) 本信託証書第9条の定めは、本株式ステーブル受益証券の構成要素である本受益証券の譲渡に関する事項に適用するものとする。

本受益証券の権原

- (a) 本受益証券の権原は、本株式ステーブル受益証券の構成要素である本受益証券が譲渡され、かつ本信託証書第10.1条に従って本受益証券登録簿に譲受人を登録した場合、又は本株式ステーブル受益証券の構成要素である本受益証券が移転し、かつ本受益証券登録簿に登録した場合のみ移転する。
- (b) 本受益証券登録簿への記載は、(明白な誤りがある場合を除き)本受益証券の名簿上の保有者それぞれが保有する本受益証券の口数、及び本受益証券の名簿上の保有者それぞれが当該本受益証券に対して有する権原を示す確定証拠とする。

交換権は、本信託証券第12.1条及び第12.2条により以下の通り定められている。

交換権に関する本項記載の定義語は、別段の定義がなされていない限り、本信託証券において定められるものと同様の意味を有するものとする。

交換**(A) 交換期間及び価格**

- (a) 本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者は、その時期を問わず、本株式ステーブル受益証券を本普通株式と交換する旨を定めた本受益証券の名簿上の保有者の特別決議を可決することにより、全ての本株式ステーブル受益証券を本普通株式に交換する権利を有する。本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者が、保有する本株式ステーブル受益証券を本普通株式に交換する権利を本信託証券において「交換権」という。かかる本受益証券の名簿上の保有者の特別決議はいずれも、適式に可決すれば、適時に全ての発行済本株式ステーブル受益証券について交換権を行使する効力を有するものとし、本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者全員に対する拘束力を有するものとする。
- (b) 上記(A)(a)項に従って本受益証券の名簿上の保有者の特別決議を可決することにより交換権を行使したときに、発行済本株式ステーブル受益証券の一部を成す本受益証券及び本優先株式を本トラスティ・マネジャーと交換して消却するものとし、当該消却分の対価としてかつ当該消却分に代えて、本トラスティ・マネジャーは、消却された本株式ステーブル受益証券の一部を成す本受益証券に紐付けられ、具体的に特定された本普通株式で自らの保有するものを、当該本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者として本株式ステーブル受益証券登録簿に登録された者に移転するものとする。
- (c) 本株式ステーブル受益証券と交換して移転する本普通株式の株式数は、当該本株式ステーブル受益証券の構成要素である本受益証券1口につき1株とする。したがって、各本株式ステーブル受益証券には本受益証券1口が含まれるので、本株式ステーブル受益証券の交換時に移転する本普通株式の株式は、本株式ステーブル受益証券1口につき1株となる。
- (d) 交換権は、本信託証券第25条に基づき可決された本トラストの終了を指図する本受益証券の名簿上の保有者の普通決議又は本受益証券の名簿上の保有者の特別決議の後には行使することができない。

(B) 交換手続

- (a) 交換権は、交換権の行使を目的とする基準日（本受益証券の名簿上の保有者の特別決議において指定されるか、又は特別決議に従って決定される。）時点で本普通株式と発行済本株式ステーブル受益証券の交換を定める本受益証券の名簿上の保有者の特別決議を可決する本受益証券の名簿上の保有者しか行使することができない。
- (b) 本株式ステーブル受益証券の交換日（以下「交換日」という。）は、本株式ステーブル受益証券に付帯する交換権を行使可能として本信託証券に明示されている時期に到来させなければならない、全ての発行済本株式ステーブル受益証券の交換を定めた本受益証券の名簿上の保有者の特別決議で指定する交換日又はかかる特別決議の定めに従って決定する交換日とする。
- (c) 本信託証券第9.2条にいう本株式ステーブル受益証券の本券面は全て、交換日をもって消却したものとみなし、本株式ステーブル受益証券の権原を示す証拠とはならなくなるものとする。
- (d) 実務上可能な限り速やかに（但し、いかなる場合も交換日から10営業日以内に）、本トラスティ・マネジャーは、上記(A)(c)項に従って算定した株式数の本普通株式を、交換権を行使した本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者として本株式ステーブル受益証券登録簿に登録されている1名又は複数名に移転させ、当該1名又は複数名を、当該株式数の本普通株式の保有者として本株主名簿に登録するものとする。
- (e) 上記(B)(d)項に定める1名又は複数名は、あらゆる目的上、交換日をもって交換権の行使により交換する株式数の本普通株式について、名簿上の保有者であるとみなす。本株式ステーブル受益証券の交換権の行使により移転する本普通株式の保有者は、交換日に先立つ基準日においてはいかなる権利も有さないものとする。

- (f) 本「(B)交換手続」に定める上記の手続を完了後、本普通株式は、本信託証書第11.5条(a)項に従って、香港株主名簿に(当該本普通株式の名簿上の保有者名義で)移転するものとする。その後実務上可能な限り速やかに(但し、いかなる場合も交換日から10営業日以内に)、本トラスティ・マネジャーは、当該本普通株式の株券を当該本普通株式の名簿上の保有者として香港株主名簿に登録された者(名簿上の共同保有者の場合には、共同保有者のうち未成年ではない名簿上最初に氏名の記載された者)に香港株主名簿に記載されたかかる者の住所に宛てて郵送するものとする。
- (g) 交換日をもって、
- () 本受益証券及び本優先株式は、交換権の行使に従い本受益証券に紐付けされた本普通株式を受領する権利を除き、追加の権利を付与しなくなり、消却されるものとし、また、
 - () 本株式ステーブル受益証券に係る本券面は、その効力を失い、また、(当該本株式ステーブル受益証券に係る本券面が、交換又は消却のために登録機関又は本トラスティ・マネジャーに対して交付されるか否かを問わず)一切の有価証券の権原又はその他の権利(本券面が発行されている本受益証券に紐付けされた本普通株式を受領する権利を除く。)を示す証拠ではなくなるものとする。

本受益証券の名簿上の保有者の有する権利

本受益証券の名簿上の保有者は、本信託証書に基づき、本受益証券の名簿上の保有者の有する権利、並びに本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社が本受益証券の名簿上の保有者に対して負う義務を執行する権利を有するものとする。

本株式ステーブル受益証券が香港証券取引所に上場されている限り、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、下記に掲げる事項を実現するためにそれぞれが相応の努力を尽くすものとする。

- (a) 本株式ステーブル受益証券を、CCASSの利用資格が認められるものとする。
- (b) 本トラスティ・マネジャーが、HKSCCノミニーズをCCASSに預託された発行済本株式ステーブル受益証券全部の名簿上の保有者として記載し、(HKSCCノミニーズ以外の)保有者を当該保有者が保有しているがCCASSに預託していない本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者として記載すること。
- (c) (HKSCCノミニーズ以外の)本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者名義で本株式ステーブル受益証券登録簿に記載することにより表章される本株式ステーブル受益証券を、CCASS要件に従って並びにその他HKSCC又は共同で行為する本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社が定める条件に基づき、CCASSに預託し、HKSCCノミニーズ名義で本株式ステーブル受益証券登録簿に記載することが可能であること。
- (d) CCASSに預託された本株式ステーブル受益証券を、CCASS要件に従って並びにその他HKSCC又は共同で行為する本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社が定める条件に基づき、CCASSから引き揚げ、(HKSCCノミニー以外の)本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者名義で本株式ステーブル受益証券登録簿に記載することにより表章することが可能であること。

本株式ステーブル受益証券及びその譲渡に関して本信託証書に定める事項は、本株式ステーブル受益証券登録簿に記載しなければならない。また、本株式ステーブル受益証券の構成要素である本受益証券及び一体化された本優先株式並びにかかる本受益証券及び一体化された本優先株式の譲渡に関して本信託証書に定める事項は、それぞれ本受益証券登録簿及び香港株主名簿にも記載しなければならない。さらに、本株式ステーブル受益証券の構成要素である紐付けされた本普通株式の実質的持分及びかかる実質的持分の譲渡も実質的持分登録簿に記載しなければならない。

本株式ステーブル受益証券登録簿に記載された本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者、かかる本株式ステーブル受益証券の構成要素である本受益証券の名簿上の保有者、具体的に特定された本普通株式で上記本受益証券に紐付けされたものの実質的持分保有者、及びかかる本株式ステーブル受益証券の構成要素である具体的に特定された本優先株式の名簿上の保有者は、常に、同じ者でなければならない。

本株式ステーブル受益証券を表章する券面は、香港証券取引所及び/又は本株式ステーブル受益証券がその時々において上場されている代替証券取引所の定める全ての適用要件に従って印刷し、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の承認する様式とし、本株式ステーブル受益証券の券面に氏名を明記する者の有する権原を証す一応の証拠とする。

本受益証券保有者の定足数及び議決権は、本信託証書別紙1の第3条により以下の通り定められている。

本受益証券保有者の定足数及び議決権に関する本項記載の定義語は、別段の定義がなされていない限り、本信託証書において定められるものと同様の意味を有するものとする。

定足数及び議決

- (a) 本受益証券の名簿上の保有者の総会においては、自ら又は法人代表者をもって若しくは代理人をもって出席する2名以上の本受益証券の名簿上の保有者を、定足数とする。いずれの総会においても、議事の開始時に必要な定足数を満たしていなければ、いずれの議事もこれを取り扱ってはならない。疑義を避けるため付言すると、議決権の不統一行使は認められる(これにより、本受益証券の名簿上の保有者は、自らの名義で登録されている本受益証券の一部につき、決議に賛成票を投じ、別の一部につき、決議に反対票を投じることができる。)。但し、(適用ある場合には)本信託証書第4.7条(f)項の定めを遵守しなければならない。
- (b) 本受益証券の名簿上の保有者が、香港上場規則に基づき、特定の決議案に対する議決権を棄権することを求められている場合又は特定の決議案に対して賛成票若しくは反対票のみを投じるべき旨の制限を課されている場合には、当該本受益証券の名簿上の保有者又はその代理人がかかる要求又は制限に反して投じた票は、算入されないものとする。
- (c) 本受益証券の名簿上の保有者は全員、本トラスティ・マネジャーを解任し、かつ/又は本トラストの後任のトラスティ・マネジャーを任命する本受益証券の名簿上の保有者の普通決議につき、保有する本受益証券に係る議決権を行使する権利を有し、かかる本受益証券の名簿上の保有者の普通決議の可決を目的とする定足数として算入される。
- (d) 下記第(e)項に従い、いずれの総会においても、当該総会に諮られた議案は、投票により決するものとし、投票結果は、当該総会の決議とみなすものとする。投票は議長が指示する方法(投票用紙又は候補者名を列挙した用紙の使用を含む。)によって行い、投票の結果は、当該投票が要求された総会の決議とみなされる。議長は、検査人を任命し得るものとし(総会において要求された場合は任命しなければならない。)、投票の結果を宣言するために、自らが定める日時及び場所に総会を延会することができる。投票は、議長の指図する日時及び場所において行うものとする。投票により、当該投票が要求された議題以外の議事の取扱を目的とする総会の継続を妨げてはならない。
- (e) (A) 総会の議長は、信義則に従い、純粋に手続又は事務に係る事項に関する決議については挙手による票決を認めることができる。この場合、自ら若しくは法人代表者をもって又は代理人により出席する本受益証券の名簿上の保有者は、それぞれ1個の議決権を有するものとする。但し、決済機関(又はそのノミニー)である本受益証券の名簿上の保有者により複数の代理人が任命されている場合は、当該代理人のそれぞれが挙手による票決において1個の議決権を有するものとする。本第(e)項において、手続又は事務に係る事項とは、香港上場規則により挙手による票決が定められている事項とする。
- (B) 挙手による票決が認められた場合、挙手の結果の宣言の前又は当該宣言時において、以下の者は投票を要求することができる。
- () 議長
 - () 自ら若しくはその時点において当該総会において議決権を有する代理人により出席する本受益証券の名簿上の保有者3名以上
 - () 自ら若しくは代理人により出席しており、かつ当該総会において議決権を有する全ての本受益証券の名簿上の保有者の総議決権の10分の1以上を有する1名若しくは複数名の本受益証券の名簿上の保有者、又は

() 自ら若しくは代理人により出席しており、かつ合計で当該総会における議決権を付与された全ての本受益証券に係る払込金総額の10分の1以上に相当する金額の払込がなされた当該議決権を付与された本受益証券を保有する1名若しくは複数名の本受益証券の名簿上の保有者

上記に基づき投票が要求され、かつ当該要求が撤回されない場合を除き、挙手により決議案が可決され若しくは全会一致若しくは特定多数により可決され又は否決されたという議長による宣言及びかかる旨を当該総会の議事録を含む記録簿に記入することは、当該決議案について賛成又は反対が示された議決権の数又は割合の証明を要することなくかかる事実の確定的な証拠となるものとする。かかる投票の要求は撤回することができる。

- (f) 挙手が認められた票決に際し、自ら(又は本受益証券の名簿上の保有者が法人である場合は、当該法人の適法に授權された代表者をもって)出席する全ての本受益証券の名簿上の保有者は、1個の議決権を有し、また、投票に際し、自ら、法人代表者をもって又は代理人により出席する全ての本受益証券の名簿上の保有者は、自己が名簿上の保有者である各本受益証券につき1個の議決権を有する(但し、当該本受益証券は、全額払込済でなければならない。)。本受益証券の名簿上の保有者が香港上場規則の適用規定に違反して投じた票は、算入しないものとする。
- (g) 本受益証券の名簿上の共同保有者の場合は、自ら又は代理人を通じて投じるかにかかわらず、いずれかの者がかかる本受益証券に関する総会において投票を行うことができる。但し、自ら又は代理人により出席した者が複数いる場合には、自ら又は代理人による投票であるか否かにかかわらず、出席した本受益証券の名簿上の共同保有者のうち最も又はより優先順位が高い者の投票を受理するものとし、当該保有者以外の名簿上の共同保有者による票は除外する。本項において、かかる共同保有者間の優先順位は、当該共有関係につき本受益証券登録簿に本受益証券の名簿上の共同保有者の氏名が記載された順序により決定するものとする。本受益証券の名義人である死亡した者の複数の遺言執行人又は遺産管理人は、本第(g)項において共同保有者とみなすものとする。
- (h) 投票においては、自ら、法人代表者をもって、又は代理人をもって、票を投じることができる。
- (i) 議決権行使代理証書は、通常の様式又は本トラスティ・マネジャーが承認するその他の様式による。賛否いずれかに投票できる議決権行使代理証書の使用を妨げない。
- (j) 代理人を任命する証書は書面によるものとし、指名者若しくは書面をもって適法に授權されたその代理人の署名、又は指名者が会社である場合は会社印若しくはかかる署名を記す権限を有する役員若しくは代理人の署名を要する。本トラスティ・マネジャーは、代理人を任命する証書で、適切に作成されていないものを拒否する権利を有するものとする。本トラスティ・マネジャーに提出された署名済み議決権行使代理証書に係る議決権及びその他の事項について判断を下すにあたって、本トラスティ・マネジャーは、当該議決権行使代理証書に記載された一切の指図及び/又は注記を考慮するものとする。本トラスティ・マネジャーは、一般的に又は特定の場合において、代理人を任命する証書又は本信託証書に基づき要求される情報を本信託証書の要件に従って受領していなかったとしても、代理人を任命する証書を有効なものとして取り扱おうと決定することができる。上記に従い、代理人を任命する証書及び本信託証書に基づき要求される情報が本信託証書に定める方法で受領されていない場合に、被任命者は、当該本受益証券に関して議決権を有さないものとする。
- (k) 議決権行使代理証書の条件に従って投じる票は、本人が当該票を投じる時まで死亡し若しくは精神障害に陥り(若しくは議決権行使代理証書若しくは委任状若しくはその他の議決権行使代理証書に署名する権限が撤回され)、又は当該議決権行使代理証書を交付する根拠となった本受益証券が移転しても、これにかかわらず、有効とする。但し、当該議決権行使代理証書を使用する総会又は延会の開始時刻の少なくとも2時間前までに、議決権行使代理証書の預託指定場所(かかる場所が指定されていない場合には、登録機関の登録上の事務所)において、かかる死亡、精神障害、撤回又は移転を通知する書面を一切受け取っていないことを条件とする。

- (l) 法人である本受益証券の名簿上の保有者はいずれも、当該法人の取締役(又はその他の運営組織)による決議をもって、本受益証券の名簿上の保有者の総会において、当該法人の代表者を務める権限を、いずれの者にも付与することができる。権限の付与を受けた者は、当該総会において、当該法人に代わって、当該法人が自然人の本受益証券の名簿上の保有者であれば行使し得る権限と同一の権限を行使することができるものとする。
- (m) 本受益証券の名簿上の保有者は、本受益証券の名簿上の保有者の総会において発言する権利を有し、同一の総会に出席し議決する代理人(人数は問わない。)を任命することができる。代理人は本受益証券保有者である必要はなく、任命された代理人は当該総会において本受益証券の名簿上の保有者と同じ発言権を有するものとする。
- (n) 本受益証券の名簿上の保有者が(香港証券先物条例に定める)認知された決済機関又はそのノミニーである場合には、自らが適切と判断する1名又は複数名の者に、本受益証券の名簿上の保有者又はいずれかの種類の本受益証券の名簿上の保有者の総会において、自己の代表者又は代理人を務める権限を付与することができる。但し、複数名の者に権限を付与する場合には、権限を付与する証書又は議決権行使代理証書には、当該複数名の者がそれぞれ権限の付与を受けている本受益証券の口数及び種類を明記しておかなければならない。そのように権限の付与を受けた者は、権原証書、権限を付与する公正証書及び/又は適式に権原の付与を受けた事実を立証する追加の証拠を提示することなく、適式に権原の付与を受けたとみなされる。権限の付与を受けた者はいずれも、当該認知された決済機関又はそのノミニーである保有者に代わって、当該決済機関である保有者又はそのノミニーが権限を付与する証書に明記された本受益証券の口数を保有する自然人の本受益証券の名簿上の保有者であれば行使し得るであろう権限と同一の権限を行使することができる(拳手が認められた場合は、拳手において個別に賛否を表す権利を含む。)。
- (o) 代理人を任命する証書及び(本トラスティ・マネジャーが要求する場合には)委任状若しくは署名に基づき付与されるその他の権限を証する証書(もしあれば)、又は認証を受けたかかる権限を証する写しは、当該証書に記載された者が議決権を行使しようとする総会又は延会の指定開催時間の48時間前までに(当該総会若しくは延会の会日以降に行う投票の場合、当該投票を行うため指定された時間の48時間前までに)、総会の招集通知若しくは延会の招集通知又はかかる通知と一緒に送付する文書において指定される場所(かかる場所が指定されない場合は、登録機関の登録上の事務所)に預託するものとする。これを懈怠した場合、議決権行使代理証書は有効なものとして扱われない。代理人を任命する証書は、その署名日として記載された日から12ヵ月を経過した後は無効とする。代理人を任命する証書を交付しても、本受益証券の名簿上の保有者は、当該総会又は当該投票に自ら出席し議決することができ、かかる場合には、代理人を任命する証書は撤回されたたものとみなす。代理人として任命された者は、本受益証券の名簿上の保有者であることを要しない。
- (p) 本受益証券の名簿上の保有者はいずれも、本トラスティ・マネジャーが別段決定しない限り、自らが保有する本受益証券につき、自らが当該時点で支払義務を負っている払込金又はその他の金員が未払のままとなっている場合には、自ら又は代理人をもって総会で投票し、又はその他の本受益証券を保有しているがゆえに総会に関して認められるはずの一切の権利を行使することができないものとする。
- (q) 本受益証券の名簿上の保有者の特別決議又は本受益証券の名簿上の保有者の普通決議は、場合によって、当該総会に出席したか否かを問わず全ての本受益証券の名簿上の保有者を拘束し、各本受益証券の名簿上の保有者及び本トラスティ・マネジャーは、本信託証書中の補償に関する規定に従い、かかる決議に従ってかかる決議を実施する義務を負う。

種類ごとの権利の変更は、本信託証書第33.3条により以下の通り定められている。

種類ごとの権利の変更に関する本項記載の定義語は、別段の定義がなされていない限り、本信託証書において定められるものと同様の意味を有するものとする。

種類ごとの権利の変更

時期を問わず、本トラストの本受益証券が異なる種類の本受益証券に分割される場合、本トラストのいずれかの種類の本受益証券に付された権利は、当該種類の本受益証券の名簿上の保有者の個別の総会において可決された当該種類の本受益証券の名簿上の保有者の特別決議による事前の承認がある場合のみ変更できる。いずれかの種類の本受益証券の名簿上の保有者に付与された権利は、当該本受益証券に付された権利又は当該本受益証券の発行要項に明示的に別途定められない限り、当該本受益証券と同等の追加の本受益証券の作出又は発行により改められたものとみなされない。別紙1における別段の規定にかかわらず、1つの種類の本受益証券の名簿上の保有者の個別の総会の定足数は、当該種類の発行済本受益証券の保有者の少なくとも3分の1である。

本株式ステーブル受益証券保有者は、上記に記載される権利以外にも本信託証書に記載される権限及び権利を有する。

(2) 【為替管理上の取扱い】

香港では為替管理は行われていない。

ケイマン諸島には、いかなる為替管理規則も通貨制限もない。

(3) 【本邦における代理人】

該当事項なし。

(4) 【裁判管轄等】**準拠法**

本信託証書第36条に従って、()本信託証書は、あらゆる点において、香港法に準拠し、同法に従って解釈され、かつ()本トラスティ・マネジャー、HKエレクトリック・インベストメンツ社、各本受益証券保有者及び本株式ステーブル受益証券の保有者は、香港の裁判所の非専属管轄に服する。

香港の裁判所に対する申立**A. 香港の裁判所の固有の管轄権**

本信託証書第37.1条は、以下の通り定める。

- (a) 香港の裁判所は、本トラストの運営並びにその他の本トラスト及び/又は本信託証書に起因し若しくは本信託証書に関する事項を管轄する管轄権を有している。
- (b) 本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者又は本トラスティ・マネジャーは、本トラストの運営又はその他の本トラスト若しくは本信託証書に起因し若しくは本信託証書に関する事項について、香港の裁判所に対し、当該裁判所が有する管轄権に基づき、申立を提起することができる。

B. 本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者による香港の裁判所に対する申立

本信託証書第37.2条は、以下の通り定める。

- (a) 本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者は、下記に掲げる事項を行うことができる。
- 本トラスティ・マネジャーに本信託証書に定める義務を履行させる命令を発するよう裁判所に申し立てること。裁判所は、適切と判断する条件でかかる命令を発するか、又は当該申立を棄却することができる。
 - 本トラスティ・マネジャー若しくはその取締役のいずれか若しくはHKエレクトリック・インベストメンツ社若しくはその取締役のいずれかが、本信託証書違反に該当する若しくは該当することになる行為に従事している場合、又は、本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者が、かかる者のいずれかがかかる行為に従事することを検討していると信じるに足る合理的な根拠を有する場合には、当該者に当該行為に従事するのを止めさせる差止命令（暫定的差止命令を含む。）、又は当該者にある行為若しくは事項を強制的に行わせる特定履行を命ずる命令を発するよう裁判所に申し立てること。裁判所は、適切と判断する条件でかかる命令を発するか、又は当該申立を棄却することができる。
- (b) 本受益証券の名簿上の保有者はいずれも、下記のいずれかに掲げる事由を根拠として、命令を発するよう香港の裁判所に申し立てることができる。
- 1名又は複数名の本受益証券の名簿上の保有者（申立人を含む。）に対する不当な方法で、又は自ら若しくは複数名の本受益証券の名簿上の保有者（申立人を含む。）が本受益証券の名簿上の保有者として有する利益を無視して、本トラスティ・マネジャー若しくはその取締役が本トラスティの業務を遂行し、又は本トラスティ・マネジャー若しくはその取締役が自らの権限を行使したこと。
 - 本トラスティ・マネジャーが本トラスティのトラスティ・マネジャーの資格で行う何らかの行為が、1名若しくは複数名の本受益証券の名簿上の保有者（申立人を含む。）を不当に差別し若しくはその他の損なうような形式で行われ若しくはそのおそれがあり、又は本受益証券の名簿上の保有者による何らかの決議で、1名若しくは複数名の本受益証券の名簿上の保有者（申立人を含む。）を不当に差別し若しくはその他の損なうようなものが可決された若しくは提議されたこと。
- 本(b)項に基づき裁判所が発する命令は全て、裁判所が適切と判断する条件で発するものとするが、下記に掲げる事項を命ずる命令を含めることができる。
- 何らかの行為を命じ若しくは禁止し、又は何らかの取引若しくは決議を取り消し若しくは変更すること。
 - 本トラスティ・マネジャーの将来の業務遂行を規制すること。
 - 本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者全員の名において又はこれらに代わって、本トラスティ・マネジャーの取締役を相手方として提起される民事訴訟手続を認めること。
 - 申立人が保有する本株式ステーブル受益証券を他の本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者に買い取らせること。
 - 本トラスティを終了させること。
 - 当該命令を目的とする申立に要した並びにこれに伴う費用及び支出を本信託財産から支払わせ、又は裁判所が適切と判断する方法で支払わせること。

C. 本トラスティ・マネジャーによる香港の裁判所に対する申立

本信託証書第37.3条に従って、本信託証書を本信託証書第26条(c)項に基づき変更する場合に、当該変更により本トラスティ・マネジャーが不利益を被るときには、本トラスティ・マネジャーは、本受益証券の名簿上の保有者による当該変更を実施する特別決議の可決後21日以内に、当該変更を取り消す命令を発するよう裁判所に申し立てることができる。裁判所は、適切と判断する条件でかかる命令を発するか、又は当該申立を棄却することができる。

D. 正当かつ公正な理由に基づく香港の裁判所に対する清算の申立

本信託証書第37.4条に従って、本トラスティ・マネジャー、本トラスティ・マネジャーの取締役又は本受益証券の名簿上の保有者は、本トラストの終了及び清算について、香港の裁判所に対し、裁判所が正当かつ公正と判断する場合には、本トラストの終了及び清算を命ずる命令を発するように申し立てることができる。裁判所は、適切と判断する条件で命令を発するか（本トラストの終了及び清算又はその他を目的とするかを問わない。）、又は当該申立を棄却することができる。

E. 香港法上の判決の執行手続等

香港の判決の執行

香港の裁判所が判決を下しても、それは、判決債権者が判決債務の弁済又は判決の履行を受けることになることを自動的に意味しない。判決債権者は、判決債務者が弁済若しくは判決の履行を拒絶し、又はこれらを怠った場合に、判決履行のための強制執行を求めて、裁判所に対する申立て又は新たな法的手続の開始等の手段を実施する必要に迫られる場合がある。

香港の判決を執行するために利用可能な方法には、以下が含まれるがこれらに限定されない。

1. 強制執行令状

この方法では、強制執行令状の交付を求めて、裁判所に対する申立てが行われる。強制執行令状が交付された場合には、執行官補佐人（裁判所が任命した公務員）は判決債務並びに利息及び執行費用の弁済に合理的な範囲で充分とされる判決債務者の動産、人的財産及びその他の財産を差し押さえることが求められる。判決債務者が弁済しない場合には、動産は（通常、公売により）売却され、売却代金は、執行費用の控除後判決債権者に引き渡される。

2. 第三債務者に対する手続

第三債務者に対する手続は、支払期限が到来している債務又は発生している債務を差し押さえることによって判決債務者に対する金銭判決が執行可能になる手段である。申立てがあった場合、裁判所は、第三者（第三債務者）に対して第三債務者が判決債務者に対して負う債務を判決債権者に対して直接弁済するように命じる場合がある。この手続は、銀行口座にある判決債務者が有する金銭の差押え又は凍結に用いられるのが一般的である。

3. 負担賦課命令

判決債権者による申立てにより、裁判所が、判決に基づき支払期限の到来した又は今後到来する債務の弁済を担保するために判決債務者の一定の種類財産（土地及び有価証券等）に対する負担賦課命令を付与する場合がある。判決債務者から判決債権者に対する支払額は、確定金額でなければならない。負担賦課命令取得後に判決債務者が判決債務の弁済手段を見つけない場合には、判決債権者は、担保財産の売却命令を取得することによって負担賦課命令を執行することができ、売却代金を判決債務の弁済に充当することができる。

4. 破産及び清算

この手続は執行手段そのものではないが、その目的が、債権者全体の利益のために判決債務者の承認された債務又は証明された債務の弁済を執行することを目的としている点で、執行手続と同等といえる。当該手続が実施される又は法定上の請求の発付される可能性が単に存在するだけで、判決債務者にとっては判決債務を弁済する十分な圧力となる場合がある。当該手続が実施される可能性があることによっても弁済がなされない場合には、判決債権者は、判決債務者の清算又は判決債務者に対する破産宣告の申立てを検討する場合がある。

判決の執行方法は、判決債務者が判決の履行のために利用可能な資産を有しているか、また判決債権者が当該資産の存在及びその詳細を把握しているかにも左右される。執行方法を決定する前に、判決債務者の資産についてほとんど把握できない場合には、把握の手段として裁判所に対して判決債務者の口頭審査命令を申し立てることができる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- (a) 以下に記載されている直近2会計年度に係る本トラスト、HKエレクトリック・インベストメンツ社及びその子会社（以下「本トラスト・グループ」と総称する。）並びにHKエレクトリック・インベストメンツ社及びその子会社（以下「本グループ」と総称する。）の連結財務諸表の原文（英文）は、香港財務報告基準等、香港において一般に認められた会計原則、香港会社条例の開示要件並びに香港上場規則における適用ある開示に関する規定に準拠して作成されたものである。日本語は、この原文を翻訳したものである。
- 以下に記載されている本トラスト・グループ及び本グループの連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第328条第5項但書の規定の適用を受けている。
- (b) 以下に記載されている本トラスト・グループ及び本グループの連結財務諸表は、本トラストの本国における独立監査人であり、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいう。）であるKPMGによる監査を受けている。金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる独立監査人の監査報告書を添付のとおり受領している。
- (c) 本トラスト・グループ及び本グループの連結財務諸表の原文は、百万香港ドルで表示されている。便宜上、連結財務諸表における主要な金額については、株式会社三菱UFJ銀行が公表した2026年3月31日現在における対顧客電信直物売買相場の仲値である1.00香港ドル=20.40円の換算率により百万円単位で表示されている。換算された金額は、百万円未満を四捨五入している。この換算は、香港ドルで表示されている金額が上記レートで実際に日本円に交換される、又は交換され得たであろうというように解釈すべきものではない。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(1)【貸借対照表】

本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結損益計算書

2025年12月31日に終了した事業年度

〔単位：香港ドル〕

	注記	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
収益	5	12,125	12,057
直接費		(6,041)	(5,598)
その他の収益及び純収入	7	6,084	6,459
その他の営業費用	8	77	81
営業利益		(1,113)	(1,052)
金融費用	9	5,048	5,488
税引前純利益	10	(1,284)	(1,408)
法人所得税	11	3,764	4,080
当期		(750)	(741)
繰延		64	-
		(686)	(741)
税引後純利益		3,078	3,339
本電力供給契約に基づく資金移動	13(b)	71	(228)
本株式ステーブル受益証券保有者/HKエレクトリック・インベストメンツ社の株主に帰属する当期純利益		3,149	3,111
本株式ステーブル受益証券1口/HKエレクトリック・インベストメンツ社株式1株当たり利益			
基本的及び希薄化後	15	35.64セント	35.21セント

〔単位：日本円〕

	注記	2025年 百万円	2024年 百万円
収益	5	247,350	245,963
直接費		(123,236)	(114,199)
その他の収益及び純収入	7	124,114	131,764
その他の営業費用	8	1,571	1,652
営業利益		(22,705)	(21,461)
金融費用	9	102,979	111,955
税引前純利益		(26,194)	(28,723)
法人所得税	10	76,786	83,232
当期	11	(15,300)	(15,116)
繰延		1,306	-
		(13,994)	(15,116)
税引後純利益		62,791	68,116
本電力供給契約に基づく資金移動	13 (b)	1,448	(4,651)
本株式ステーブル受益証券保有者 / HKエレクトリック・インベストメンツ社の株主に帰属する当期純利益		64,240	63,464
本株式ステーブル受益証券1口 / HKエレクトリック・インベストメンツ社株式1株当たり利益			
基本的及び希薄化後	15	7.27円	7.18円

95ページから167ページ（訳者注：原文のページ）までの注記は、連結財務諸表の一部である。

注記2に記載の通り、本トラストの連結財務諸表及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表は、合わせて表示されている。

当期純利益に帰属する本株式ステーブル受益証券保有者への分配金 / HKエレクトリック・インベストメンツ社の株主への支払配当金の詳細は、注記14において開示されている。

本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結包括利益計算書

2025年12月31日に終了した事業年度

〔単位：香港ドル〕

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
本株式ステーブル受益証券保有者／HKエレクトリック・インベストメンツ社の株主に帰属する当期純利益	3,149	3,111
その他の包括利益（税引後及び再分類調整後）		
純損益に振り替えられることのない項目		
確定給付退職金制度：		
純確定給付資産／債務の再測定	163	204
その他の包括利益に借方計上された純繰延税額	(27)	(33)
	136	171
キャッシュ・フロー・ヘッジ：		
当会計期間において認識したヘッジ手段の公正価値変動の有効部分	3	(12)
ヘッジコスト剰余金-公正価値の変動	2	12
その他の包括利益に借方計上された純繰延税額	(1)	-
	4	-
	140	171
純損益への組替が求められる項目		
キャッシュ・フロー・ヘッジ：		
当会計期間において認識したヘッジ手段の公正価値変動の有効部分	1	124
純損益への組替額	(141)	(301)
ヘッジコスト剰余金-公正価値の変動	(287)	82
ヘッジコスト剰余金-純損益への振替え	(65)	(63)
その他の包括利益に貸方計上された純繰延税額	58	17
	(434)	(141)
本株式ステーブル受益証券保有者／HKエレクトリック・インベストメンツ社の株主に帰属する当期包括利益合計	2,855	3,141

〔単位：日本円〕

	2025年 百万円	2024年 百万円
本株式ステーブル受益証券保有者／HKエレクトリック・インベストメンツ社の株主に帰属する当期純利益	64,240	63,464
その他の包括利益（税引後及び再分類調整後）		
純損益に振り替えられることのない項目		
確定給付退職金制度：		
純確定給付資産／債務の再測定	3,325	4,162
その他の包括利益に借方計上された純繰延税額	(551)	(673)
	2,774	3,488
キャッシュ・フロー・ヘッジ：		
当会計期間において認識したヘッジ手段の公正価値変動の有効部分	61	(245)
ヘッジコスト剰余金-公正価値の変動	41	245
その他の包括利益に借方計上された純繰延税額	(20)	-
	82	-
	2,856	3,488
純損益への組替が求められる項目		
キャッシュ・フロー・ヘッジ：		
当会計期間において認識したヘッジ手段の公正価値変動の有効部分	20	2,530
純損益への組替額	(2,876)	(6,140)
ヘッジコスト剰余金-公正価値の変動	(5,855)	1,673
ヘッジコスト剰余金-純損益への振替え	(1,326)	(1,285)
その他の包括利益に貸方計上された純繰延税額	1,183	347
	(8,854)	(2,876)
本株式ステーブル受益証券保有者／HKエレクトリック・インベストメンツ社の株主に帰属する当期包括利益合計	58,242	64,076

95ページから167ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、連結財務諸表の一部である。

注記2に記載の通り、本トラストの連結財務諸表及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表は、合わせて表示されている。

本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財政状態計算書

2025年12月31日現在

〔単位：香港ドル〕

	注記	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
非流動資産			
有形固定資産		75,472	75,113
借地権		4,642	4,837
のれん	16	80,114	79,950
ジョイント・ベンチャーに対する持分	17	33,623	33,623
デリバティブ	19	929	887
従業員退職給付制度資産	26	276	616
	27 (a)	1,199	1,053
		116,141	116,129
流動資産			
棚卸資産	20	931	982
売掛金及びその他の債権	21	1,351	1,358
現金及び預金	22 (a)	28	30
		2,310	2,370
流動負債			
買掛金、その他の債務及び契約負債	23	(2,665)	(2,787)
燃料費調整勘定	24	(626)	(215)
一年以内返済銀行借入金及びその他有利子借入金	25	(22,477)	(727)
銀行当座借越 - 無担保		-	(45)
未払税金	29 (a)	(194)	(224)
		(25,962)	(3,998)
正味流動負債		(23,652)	(1,628)
流動負債控除後の資産合計		92,489	114,501
非流動負債			
銀行借入金及びその他有利子借入金	25	(28,079)	(50,083)
デリバティブ	26	(247)	(156)
預り保証金		(2,546)	(2,507)
繰延税金負債	29 (b)	(10,046)	(10,140)
従業員退職給付制度債務	27 (a)	(8)	(56)
その他の非流動負債	28	(1,471)	(1,401)
		(42,397)	(64,343)
本電力供給契約基金及び準備金	13 (c)	(777)	(868)
純資産		49,315	49,290
資本金及び剰余金			
資本金	30 (b)	8	8
剰余金		49,307	49,282
資本合計		49,315	49,290

〔単位：日本円〕

	注記	2025年 百万円	2024年 百万円
非流動資産			
有形固定資産		1,539,629	1,532,305
借地権		94,697	98,675
のれん	16	1,634,326	1,630,980
ジョイント・ベンチャーに対する持分	17	685,909	685,909
デリバティブ	19	18,952	18,095
従業員退職給付制度資産	26	5,630	12,566
	27 (a)	24,460	21,481
		2,369,276	2,369,032
流動資産			
棚卸資産	20	18,992	20,033
売掛金及びその他の債権	21	27,560	27,703
現金及び預金	22 (a)	571	612
		47,124	48,348
流動負債			
買掛金、その他の債務及び契約負債	23	(54,366)	(56,855)
燃料費調整勘定	24	(12,770)	(4,386)
一年以内返済銀行借入金及びその他有利子借入金	25	(458,531)	(14,831)
銀行当座借越 - 無担保		-	(918)
未払税金	29 (a)	(3,958)	(4,570)
		(529,625)	(81,559)
正味流動負債		(482,501)	(33,211)
流動負債控除後の資産合計		1,886,776	2,335,820
非流動負債			
銀行借入金及びその他有利子借入金	25	(572,812)	(1,021,693)
デリバティブ	26	(5,039)	(3,182)
預り保証金		(51,938)	(51,143)
繰延税金負債	29 (b)	(204,938)	(206,856)
従業員退職給付制度債務	27 (a)	(163)	(1,142)
その他の非流動負債	28	(30,008)	(28,580)
		(864,899)	(1,312,597)
本電力供給契約基金及び準備金	13 (c)	(15,851)	(17,707)
純資産		1,006,026	1,005,516
資本金及び剰余金			
資本金	30 (b)	163	163
剰余金		1,005,863	1,005,353
資本合計		1,006,026	1,005,516

2026年3月17日付の取締役会にて承認された。

チェン・チョー・イン, フランシス

取締役

チャン・ロイ・シュン

取締役

95ページから167ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、連結財務諸表の一部である。

注記2に記載の通り、本トラストの連結財務諸表及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表は、合わせて表示されている。

本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結持分変動計算書

2025年12月31日に終了した事業年度

〔単位：香港ドル〕

百万香港ドル	本株式ステーブル受益証券保有者／HKエレクトリック・インベストメンツ社の株主に帰属するもの					
	資本金	資本剰余金	ヘッジ損益	利益剰余金	提案済／ 宣言済 分配金 及び配当金	合計
	注記30 (b)	注記30 (c)	注記30 (d)(i)	注記30 (d)()	注記14	
2024年1月1日現在残高	8	47,472	78	(2)	1,422	48,978
当期持分変動額：						
当期純利益	-	-	-	3,111	-	3,111
その他の包括利益	-	-	(141)	171	-	30
包括利益合計	-	-	(141)	3,282	-	3,141
ヘッジ対象の当初の帳簿価額 への振替額（税引後）	-	-	1	-	-	1
前期提案済の期末分配金 ／第2中間配当金（注記14 (c)参照）	-	-	-	-	(1,422)	(1,422)
中間分配金／第1中間配当金 （注記14(b)参照）	-	-	-	(1,408)	-	(1,408)
期末分配金／第2中間配当金 提案額（注記14(b)参照）	-	-	-	(1,422)	1,422	-
2024年12月31日及び 2025年1月1日現在残高	8	47,472	(62)	450	1,422	49,290
当期持分変動額：						
当期純利益	-	-	-	3,149	-	3,149
その他の包括利益	-	-	(430)	136	-	(294)
包括利益合計	-	-	(430)	3,285	-	2,855
前期提案済の期末分配金／第 2中間配当金（注記14(c) 参照）	-	-	-	-	(1,422)	(1,422)
中間分配金／第1中間配当金 （注記14(b)参照）	-	-	-	(1,408)	-	(1,408)
期末分配／第2中間配当金提 案額（注記14(b)参照）	-	-	-	(1,422)	1,422	-
2025年12月31日現在残高	8	47,472	(492)	905	1,422	49,315

〔単位：日本円〕

百万円	本株式会社ステーブル受益証券保有者／HKエレクトリック・インベストメンツ社の株主に帰属するもの					
	資本金	資本剰余金	ヘッジ損益	利益剰余金	提案済／ 宣言済 分配金 及び配当金	合計
	注記30 (b)	注記30 (c)	注記30 (d)(i)	注記30 (d)()	注記14	
2024年1月1日現在残高	163	968,429	1,591	(41)	29,009	999,151
当期持分変動額：						
当期純利益	-	-	-	63,464	-	63,464
その他の包括利益	-	-	(2,876)	3,488	-	612
包括利益合計	-	-	(2,876)	66,952	-	64,076
ヘッジ対象の当初の帳簿価額 への振替額（税引後）	-	-	20	-	-	20
前期提案済の期末分配金 ／第2中間配当金（注記14 (c)参照）	-	-	-	-	(29,009)	(29,009)
中間分配金／第1中間配当金 （注記14(b)参照）	-	-	-	(28,723)	-	(28,723)
期末分配金／第2中間配当金 提案額（注記14(b)参照）	-	-	-	(29,009)	29,009	-
2024年12月31日及び 2025年1月1日現在残高	163	968,429	(1,265)	9,180	29,009	1,005,516
当期持分変動額：						
当期純利益	-	-	-	64,240	-	64,240
その他の包括利益	-	-	(8,772)	2,774	-	(5,998)
包括利益合計	-	-	(8,772)	67,014	-	58,242
前期提案済の期末分配金／第 2中間配当金（注記14(c) 参照）	-	-	-	-	(29,009)	(29,009)
中間分配金／第1中間配当金 （注記14(b)参照）	-	-	-	(28,723)	-	(28,723)
期末分配／第2中間配当金提 案額（注記14(b)参照）	-	-	-	(29,009)	(29,009)	-
2025年12月31日現在残高	163	968,429	(10,037)	18,462	29,009	1,006,026

95ページから167ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、連結財務諸表の一部である。

注記2に記載の通り、本トラスの連結財務諸表及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表は、合わせて表示されている。

本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結キャッシュ・フロー計算書

2025年12月31日に終了した事業年度

〔単位：香港ドル〕

	注記	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
営業活動			
営業活動から生じたキャッシュ・フロー	22 (b)	9,194	9,049
利息の支払額		(1,161)	(1,307)
利息の受取額		39	39
香港事業所得税の支払		(780)	(1,406)
営業活動から生じた正味キャッシュ・フロー		7,292	6,375
投資活動			
固定資産及び株式の購入		(3,743)	(3,769)
資産計上支払利息		(159)	(231)
ジョイント・ベンチャーへの貸付による支出		(69)	(18)
ジョイント・ベンチャーによる借入金の返済		27	26
固定資産の処分による収入		1	1
投資活動に使用された正味キャッシュ・フロー		(3,943)	(3,991)
財務活動			
銀行借入による収入	22 (c)	-	697
借入金の返済による支出	22 (c)	(213)	-
メディアム・ターム・ノートの償還	22 (c)	(300)	(300)
リース負債の支払額	22 (c)	(3)	(2)
預り保証金の受取	22 (c)	336	325
預り保証金の返還	22 (c)	(297)	(267)
分配金 / 配当金の支払額		(2,830)	(2,830)
財務活動に使用された正味キャッシュ・フロー		(3,307)	(2,377)
現金及び現金同等物の正味増加額		42	7
1月1日現在の現金及び現金同等物		(15)	(23)
外国為替レート変動による影響		1	1
12月31日現在の現金及び現金同等物	22 (a)	28	(15)

〔単位：日本円〕

	注記	2025年 百万円	2024年 百万円
営業活動			
営業活動から生じたキャッシュ・フロー	22 (b)	187,558	184,600
利息の支払額		(23,684)	(26,663)
利息の受取額		796	796
香港事業所得税の支払		(15,912)	(28,682)
営業活動から生じた正味キャッシュ・フロー		148,757	130,050
投資活動			
固定資産及び株式の購入		(76,357)	(76,888)
資産計上支払利息		(3,244)	(4,712)
ジョイント・ベンチャーへの貸付による支出		(1,408)	(367)
ジョイント・ベンチャーによる借入金の返済		551	530
固定資産の処分による収入		20	20
投資活動に使用された正味キャッシュ・フロー		(80,437)	(81,416)
財務活動			
銀行借入による収入	22 (c)	-	14,219
借入金の返済による支出	22 (c)	(4,345)	-
メディアム・ターム・ノートの償還	22 (c)	(6,120)	(6,120)
リース負債の支払額	22 (c)	(61)	(41)
預り保証金の受取	22 (c)	6,854	6,630
預り保証金の返還	22 (c)	(6,059)	(5,447)
分配金 / 配当金の支払額		(57,732)	(57,732)
財務活動に使用された正味キャッシュ・フロー		(67,463)	(48,491)
現金及び現金同等物の正味増加額		857	143
1月1日現在の現金及び現金同等物		(306)	(469)
外国為替レート変動による影響		20	20
12月31日現在の現金及び現金同等物	22 (a)	571	(306)

95ページから167ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、連結財務諸表の一部である。

注記2に記載の通り、本トラストの連結財務諸表及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表は、合わせて表示されている。

[次へ](#)

本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の財務諸表に対する注記

〔単位：香港ドル（別段の記載がない限り）〕

1 一般事項

HKエレクトリック・インベストメンツ・リミテッド（以下「HKエレクトリック・インベストメンツ社」という。）は、ケイマン諸島の2011年会社法（統合・改正済）に基づき、有限責任の特例会社として2013年9月23日にケイマン諸島で設立された。HKエレクトリック・インベストメンツ社は、事業の本拠地を香港ケネディ・ロード44番地、香港エレクトリック・センターに構えている。HKエレクトリック・インベストメンツ社は、主に投資持株会社として活動している。

HKエレクトリック・インベストメンツ（以下「本トラスト」という。）は、香港の法律に基づいて、HKエレクトリック・インベストメンツ・マネジャー・リミテッド（以下、本トラストのトラスティ・マネジャーとしての地位において「本トラスティ・マネジャー」という。）及びHKエレクトリック・インベストメンツ社間で締結された本信託証書により、2014年1月1日に組成された。本信託証書が定める本トラストの事業活動の範囲は、HKエレクトリック・インベストメンツ社への投資に限定される。

本株式ステーブル受益証券は、（1）本トラストの受益証券、（2）HKエレクトリック・インベストメンツ社の受益証券に関連し、本トラスティ・マネジャーが本トラストのトラスティ・マネジャーとしての地位において法的所有者として保有する特定普通株式の実質的持分、及び（3）HKエレクトリック・インベストメンツ社の受益証券へ「ステーブルされた」特定優先株式から構成される。本株式ステーブル受益証券は、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社が共同で発行しており、香港証券取引所（以下「証券取引所」という。）に上場されている。

2 表示の基礎

本信託証書の規定により、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、連結基準での独自の財務諸表をそれぞれ作成する必要がある。2025年12月31日に終了した事業年度の本トラストの連結財務諸表は、本トラスト、HKエレクトリック・インベストメンツ社及びその子会社（以下「本トラスト・グループ」と総称する。）の連結財務諸表並びに本トラスト・グループのジョイント・ベンチャーに対する持分から構成される。2025年12月31日に終了した事業年度のHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表は、HKエレクトリック・インベストメンツ社及びその子会社（以下「本グループ」と総称する。）の連結財務諸表並びに本グループのジョイント・ベンチャーに対する持分から構成される。

本トラストはHKエレクトリック・インベストメンツ社を支配しており、2025年12月31日に終了した事業年度の本トラストの活動は、HKエレクトリック・インベストメンツ社への投資のみである。このため、本トラストの連結財務諸表に表示される連結経営成績及び財政状態は、HKエレクトリック・インベストメンツ社の資本金の開示との相違を除いて、HKエレクトリック・インベストメンツ社の連結経営成績及び財政状態と同一である。本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役は、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表を合わせて表示するのがより明瞭であると考え、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表は、両者が同一である限りにおいて合わせて表示される。以下、これを「本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表」という。

連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、重要性がある会計方針及びその他の注記情報は、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社に共通する。HKエレクトリック・インベストメンツ社固有の情報は、連結財務諸表の注記の中で関連する情報として別途開示されている。

本トラスト・グループ及び本グループを「両グループ」と総称する。

3 重要性がある会計方針

(a) コンプライアンス・ステートメント

連結財務諸表は、香港財務報告基準等（香港公認会計士協会により公表されている該当する個々の香港財務報告基準、香港会計基準及びそれらの解釈の総称をいう。）、香港で一般に認められた会計原則及び香港会社条例による開示規則に準拠して作成されている。また、連結財務諸表は香港証券取引所の上場規則による開示規定にも準拠している。両グループが適用している重要性がある会計方針は以下に開示されている。

香港公認会計士協会は、両グループの当会計期間において初めて適用される、若しくは早期適用が可能となる香港財務報告基準の新基準及び改訂基準を発表した。両グループの連結財務諸表に反映されている当会計期間及び前会計期間に関連する限りにおいて、当該改訂等の初度適用に伴う会計方針の変更に関する情報は、注記4に記載されている。

(b) 財務諸表の作成の基礎

後述の会計方針を除き、財務諸表は取得原価を測定的基础として作成されている。

香港財務報告基準等に準拠した財務諸表の作成は、会計方針の適用や資産・負債・収益・費用の報告金額に影響する、経営陣による判断、見積り及び仮定の使用を要求する。見積り及び関連する仮定は、状況に照らして合理的であると考えられる過去の経験やその他の様々な要因に基づいており、これらの結果が他の手段では容易には明らかとならない資産及び負債の帳簿価額を判断する上での基礎を形成する。実際の業績はこれらの見積りと異なる場合がある。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直される。会計上の見積りの修正は、その影響が修正された会計期間に限定される場合は見積りが修正された会計期間において認識され、影響が修正された会計期間及び将来の会計期間の双方に及ぶ場合には、見積りが修正された会計期間及び将来の会計期間において認識される。

香港財務報告基準等の適用に当たって、財務諸表に重要な影響を与える経営陣の判断及び見積りの不確実性については、注記37に記載している。

(c) 子会社

子会社とは、両グループによって支配されている企業をいう。両グループは企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、且つ、その企業に対する支配を通じてそれらのリターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、その企業を支配する。両グループが支配しているかを評価する際には、実質的な権利(両グループ及び他の企業によって所有されている。)のみが考慮される。

子会社への投資は、支配開始日から支配終了日までの間、連結財務諸表に連結される。グループ内の債権債務残高及び取引、並びにグループ内取引によって発生した未実現利益は、連結財務諸表の作成に際して消去される。未実現損失は、減損が生じている証拠がない場合に限り、未実現利益と同様の方法で消去している。

支配の喪失を伴わない子会社に対する両グループの持分の変動は、資本取引として連結上の資本内部における支配持分と非支配持分の調整として会計処理され、のれんの調整や損益は認識されない。

一方、両グループが子会社の支配を喪失した場合には、子会社に対する全ての持分を処分する会計処理が行われ、その結果生じた損益が損益計算書において認識される。当該子会社に対する持分は、その支配を喪失した日において公正価値で認識され、当該公正価値の金額は金融資産の当初認識時の公正価値、若しくは関連会社投資又はジョイント・ベンチャーへの投資における当初認識時の原価とみなされる。

HKエレクトリック・インベストメンツ社の財政状態計算書上、子会社への投資は減損損失控除後の取得原価で計上されている(注記3(h)()参照)。

(d) ジョイント・ベンチャー

ジョイント・ベンチャーとは、両グループ又はHKエレクトリック・インベストメンツ社が共同支配する取決めであり、両グループ又はHKエレクトリック・インベストメンツ社が当該取り決めの資産に対する権利及び負債に対する義務ではなく、その純資産に対する権利を有する。

ジョイント・ベンチャーへの持分は、売却目的保有に分類されない限り(又は売却目的保有に分類される処分グループに含まれない限り)、持分法で会計処理される。当該持分は当初認識時に取引費用を含む原価で認識される。その後、共同支配が終了する日まで、当該投資先の損益及びその他の包括利益に対する両グループの持分は、連結財務諸表で認識される。

損失に対する両グループの持分がジョイント・ベンチャーへの持分を超過する場合、両グループの持分はゼロまで減額され、両グループに法的義務若しくは推定的義務が生じている範囲、又は投資先に代わって支払う金額の範囲を除いて、追加的な損失は認識されない。この目的における両グループの持分は、持分法で算定したジョイント・ベンチャーに対する投資と、当該ジョイント・ベンチャーに対する両グループの純投資の一部を実質的に構成するその他の長期持分(該当する場合、その他の長期持分に対して予想信用損失モデルを適用後(注記3(h)(i)を参照))の帳簿価額である。

両グループと持分法適用会社の投資先との取引から生じる未実現利益は、投資先における両グループの持分の範囲で消去される。未実現損失は、減損が生じている証拠がない場合に限り、未実現利益と同様の方法で消去している。

(e) のれん

のれんは、以下の差額で表示される。

- () 譲渡対価の公正価値の合計額
- () 取得日において測定される被取得企業の識別可能資産及び負債の公正価値
- () が()を上回る場合、その差額は割安購入益として直ちに損益に認識される。

M & A で生じるのれんは、原価から減損損失累計額を控除した金額で測定し、年次で減損テストが行われる(注記3(h)()参照)。

(f) 有形固定資産及び借地権、減価償却及び償却

- () 両グループが不動産の登記名義人ではない賃貸不動産のリースから生じる使用权資産を含む有形固定資産は、建設中の資産を除き、取得原価から減価償却費(注記3(f)()参照)及び減損損失累計額(該当がある場合)(注記3(h)()参照)を控除して計上する。
- () 建設中の資産は取得原価から減損損失(注記3(h)()参照)を控除して計上し、減価償却は実施しない。完成し、使用可能となった時点で適切な固定資産項目へ振替える。
- () 自家建設の有形固定資産の取得原価には、材料費及び直接労務費、該当する場合には解体・撤去費用及びその資産が設置されていた土地の原状回復費用の当初見積額、並びに製造間接費の適切な配賦額及び借入コストが含まれる(注記3(v)参照)。
- () 個別に会計処理された固定資産の構成要素を取替えるための、又はその作動性能を向上させるための取得後の支出は、当初評価された既存の資産の標準性能を上回る将来の経済的便益が両グループに流入する可能性が高く、且つ当該資産項目の支出について信頼性をもって測定できる場合に限り、当該資産の帳簿価額に含めるか、個別の資産として認識する。その他の取得後の支出については、発生した期間の費用として認識する。
- () 固定資産の廃棄又は処分から生じる利得又は損失については、処分により受け取る金額の純額と固定資産の帳簿価額との差額として測定し、廃棄又は処分した日において損益として認識する。
- () 借地権は、取得原価から償却累計額(注記3(f)()参照)及び減損損失(注記3(h)()参照)を控除して計上する。

() 借地権の取得原価は、残存借地契約期間と見積耐用年数のいずれか短い方の期間に渡って定額法で償却する。

() 減価償却は、見積残存価額(該当がある場合)を差し引いた固定資産の取得原価を、以下の見積耐用年数に渡って定額法を用いて減額するように計算し、通常、損益に認識される。

当期及び比較対象期間の見積耐用年数以下のとおりである。

	年数
ケーブル・トンネル	100
建物	60
灰分処理池及びガスパイプライン	60
送配電設備、架空電線及びケーブル	60
発電設備及び機械	35
ガスタービン及びガスタービン・コンバインドサイクル設備	30
機械式空力計	30
太陽光発電設備	25
風力発電設備	20
電子式空力計、電波・光通信設備及び移動式無線中継設備	15
建物附属設備、その他工場及び機械	10
コンピュータ	5 ~ 10
車両運搬具及び海洋運搬具	5 ~ 6
製作所工具及び事務所機器	5
自己使用のリース資産	残存リース期間又は 資産の見積耐用年数 のいずれか短い方

不動産について、その見積耐用年数より当該不動産が位置する土地の残存借地契約期間が短い場合は、残存借地契約期間に渡って定額法で償却する。

1つの固定資産について部分ごとに異なる耐用年数がある場合、固定資産の取得原価を各部分へ合理的な基準で配分し、別々に減価償却を行う。資産の減価償却方法、耐用年数及び残存価額(該当がある場合)は各報告日に見直し、必要に応じて調整する。

（g）リース資産

契約開始時に、両グループは当該契約がリース、又はリースを含んだものであるのかどうかを判定する。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間に渡って対価と交換に移転する場合には、これに該当する。顧客が特定された資産の用途を指図する権利及び特定された資産の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利の両方を有している場合には支配は移転している。

リース開始日において、両グループはリース期間が12ヵ月以下の短期リース又は少額資産のリースを除く使用権資産及びリース負債を認識する。両グループが少額資産のリース契約を締結する場合、両グループはリース1件ごとに資産計上するか否かを決定する。資産計上しない場合には、当該リースに関連するリース料は、リース期間に渡って定期的に損益に認識される。

リースが資産計上される場合、リース負債は、リース期間に渡って支払われるリース料の現在価値（当該リースの計算利率、又は金利が容易に決定できない場合には適切な追加借入利率を用いて割引かれる）で当初認識される。当初認識後は、リース負債は償却原価で測定され、利息費用は実効金利法を用いて算出される。

リースが資産計上されたときに認識された使用権資産は取得原価で当初測定されるが、その取得原価はリース負債の当初の金額、開始日以前に支払われたリース料調整額、当初発生した直接コスト及び原資産の解体・除去費用、原資産又は原資産がある敷地の原状回復費用（受け取ったリース・インセンティブを控除後）の見積りが含まれる。その後、使用権資産は、減価償却累計額及び減損損失を控除した原価で表示される（注記3（f）及び（h）（ ）参照）。

指数又はレートの変更により生じる将来のリース料の変動、又は残価保証に基づいて支払われると見込まれる金額の両グループの見積りに変更がある場合、あるいは両グループが購入、延長、解約オプションを行使するかどうかの評価を変更した場合、リース負債は再測定される。リース負債が再測定された場合、それに対応する調整を使用権資産の帳簿価額に対して行うか、又は使用権資産の帳簿価額がゼロまで減額されている場合には純損益に計上する。

リースの条件変更（すなわち、リースの当初のリース契約条件の一部ではなかったリースの範囲又はリースの対価の変更）が発生したときに、当該条件変更が独立したリースとして会計処理されない場合にリース負債は再測定される。この場合、リース負債は改訂後のリース料及びリース期間に基づき、条件変更の効力発生日に修正された割引率を用いて再測定される。

長期リース負債の1年以内の支払額は、報告期間後12ヵ月以内に決済される予定のリースに係る契約上の支払の現在価値として決定される。

(h) 信用損失及び資産の減損**() 金融商品に係る信用損失**

両グループは、償却原価で測定する金融資産(現金及び現金同等物、売掛金、その他の債権、ジョイント・ベンチャーに対する貸付債権を含む。)について予想信用損失に対する損失評価引当金を認識している。

予想信用損失の測定

予想信用損失は、信用損失を確率加重した見積りである。信用損失は、契約に従って支払われるべき金額と、両グループが受け取ると見込んでいる金額との間に見込まれる全てのキャッシュ・フロー不足の現在価値で測定される。

見込まれるキャッシュ・フロー不足は、割引計算の影響が重要である場合、以下の金利を用いて割引かれる。

- 営業債権及びその他の債権、固定金利の金融資産：当初認識時に算定した実効金利又はその近似値
- 変動金利の金融資産：現在の実効金利

予想信用損失の見積りを行う際に考慮する最長期間は、両グループが信用リスクに晒される最長の契約期間である。

予想信用損失は、以下のいずれかの方法で測定される。

- 12カ月の予想信用損失：報告日後12カ月以内(当該金融商品の予想存続期間が12カ月未満である場合、それよりも短い期間)に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失
- 全期間の予想信用損失：金融商品の予想存続期間にわたる全ての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失
12カ月の予想信用損失で損失評価引当金を測定する以下の場合を除き、両グループは全期間の予想信用損失に相当する金額で損失評価引当金を測定する。
- 報告日において信用リスクが低いと判定された金融商品
- 信用リスク(すなわち、金融商品の予想存続期間に渡るデフォルト・リスク)が当初認識以降に著しく増大していないその他の金融商品

営業債権に係る損失評価引当金は、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定される。

信用リスクの著しい増大

両グループは、金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かを判定する際及び予想信用損失を見積る際、過大なコストや労力を費やすことなく利用可能な、合理的で裏付け可能な情報を考慮する。これには、両グループの過去の経験や信用評価（将来予測的な情報を含む）に基づく定性的・定量的情報と分析が含まれる。

両グループは（ ）両グループが担保権の実行（担保がある場合）等を行わなければ、債務者が両グループに対する借入を全額返済する可能性が低い場合、（ ）債権が90日日期日超過している場合で、債務者が両グループの回収活動に応じておらず、過去の経験からそのような債権を回収できる可能性は低いと示唆される場合、当該金融資産に債務不履行が発生しているとみなす。

予想信用損失は、各報告日において、金融商品の信用リスクの当初認識以降の変化を反映させるために再測定される。予想信用損失の金額に変化があれば、減損利得又は減損損失として純損益に認識される。両グループは全ての金融商品の減損利得又は減損損失を認識し、損失評価引当金により金融商品の帳簿価額を修正している。

信用減損金融資産

両グループは、各報告日に、金融資産が信用減損金融資産に該当するか否かを判定する。金融資産は、当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える1つ又は複数の事象が発生している場合には、信用減損している。

金融資産が信用減損している証拠には、次の観察可能な事象が含まれる。

- 債務者の重大な財政的困難
- 契約違反（債務不履行又は90日超の期日経過事象など）
- 両グループのローン又は立替金のリストラクチャリングを両グループが他では考えないような条件で行ったこと
- 借手が破産又は他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと
- 証券についての活発な市場が発行者の財政上の困難により消滅したこと

直接償却の方針

金融資産は、回収が現実的に見込まれない範囲で、総額での帳簿価額を直接減額する。直接償却は、通常、債務者が直接償却の対象となる金額の返済に十分なキャッシュ・フローを生み出す資産や収入源を有していないと両グループが判断する場合に行われる。

直接償却済の資産が回復した場合には、回復した期間の純損益に減損の戻入れとして認識する。

() その他の非流動資産の減損

両グループは、非金融資産（棚卸資産を除く）が減損している可能性を示す兆候が存在しているかを識別するために、各報告日においてその帳簿価額を検討する。そのような兆候がある場合には、当該資産の回収可能価額が見積られる。のれんは年次で減損テストが行われる。

減損テストを行う際に、資産は、他の資産又は資金生成単位のキャッシュ・インフローから概ね独立した継続的使用からのキャッシュ・インフローを生み出す資産グループの最小単位でグルーピングされる。企業結合で生じるのれんは、企業結合によるシナジーから便益を享受できると期待される資金生成単位又は資金生成単位グループに配分される。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、その売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額である。資産の使用価値を評価する際に、貨幣の時間的価値及び当該資産又は資金生成単位に固有のリスクに関する現在の市場評価を反映した税引前割引率を用いて、見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く。

減損損失は、資産又は資産が属する資金生成単位の帳簿価額がその回収可能価額を上回る場合に認識される。

減損損失は損益に認識される。減損損失は、まず当該資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次にその資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額に基づいた比例按分により減額する。

のれんに関連する減損損失は戻入してはならない。その他の資産については、最終帳簿価額が、減損損失が認識されなかった場合の（償却又は減価償却費控除後の）帳簿価額を超えない場合にのみ、減損損失が戻入される。

() 中間財務報告及び減損

香港証券取引所における香港上場規則に基づき、両グループは香港会計基準第34号「中間財務報告」に準拠した6ヵ月間の中間財務報告書の作成が求められる。中間期間末において、両グループは減損のテスト及び認識並びに戻入について年度末と同様の方針を適用している（注記3（h）（i）及び3（h）（ ）参照）。

中間期で認識されるのれんの減損損失について、同一会計年度の中間期以降での戻入は行わない。これは、当該中間期が帰属する会計年度の終了時点でのみ減損テストが行われた場合に減損損失が認識されないか、より小さい金額でしか認識されない場合についても該当する。

(i) 短期従業員給付

短期従業員給付は、関連するサービスが提供された時点で費用として認識する。両グループが、従業員から過去に提供された労働の対価として支払うべき法的債務又は推定的債務を負い、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合、支払われると見積もられる額を負債として認識する。

(j) 退職給付債務**() 確定退職給付債務**

両グループの確定給付退職金制度に関する純債務は、従業員が現在及び過去において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を現在価値に割り引き、制度資産の公正価値を控除した上で、それぞれの制度ごとに見積って計算する。割引率は、報告期間末における両グループの退職給付債務と概ね同じ満期日を有する香港特別行政区政府為替基金証券の利回りである。この計算は、年金数理人によって予測単位積増方式を用いて行われる。

算定の結果、両グループにとって便益がある場合、認識される資産は確定給付退職金制度からの将来返金額又は制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値を限度としている。

数理計算上の差異、資産上限額の影響(該当ある場合)及び制度資産に係る収益(利息を除く)から構成される再測定は、発生した期においてその他の包括利益として認識し、即時に連結財政状態計算書に計上される。その他の包括利益として認識した再測定は即時に利益剰余金に計上され、損益に振り替えられることはない。

両グループは確定給付債務又は資産の純額に係る当会計年度の利息費用又は利息収益の純額について、会計年度の期首の確定給付債務の測定に用いられる割引率を会計年度の期首の確定給付債務又は資産の純額に適用し、さらに拠出及び給付支払による当期の確定給付債務又は資産の純額の変動を考慮して算定する。確定給付退職金制度に係る利息費用の純額及びその他の費用は損益に認識される。

() 確定拠出退職金制度への拠出

香港定年退職積立金条例に基づく掛金の支払いを含む確定拠出退職金制度への拠出に係る債務については、関連するサービスが提供された時点で費用として損益に認識する。

(k) 棚卸資産

棚卸資産は取得原価又は正味実現可能価額のいずれか低い方で計上される。

石炭、貯蔵品、燃料油並びに天然ガスは加重平均法で測定され取得原価で評価される。

取得原価には棚卸資産の取得に係る費用、並びにその棚卸資産を現在の場所及び状態とするまでに要したその他の費用が含まれる。費用として認識される棚卸資産の取得原価には、棚卸資産減耗損及び棚卸資産評価損が含まれる。

正味実現可能価額は、通常の商取引に用いられる見積販売価格から販売に要する見積費用を控除した金額で見積られる。

(l) 売掛金及びその他の債権

債権は両グループが対価を受領する無条件の権利を有し、かつ当該対価の支払いの期限が到来する前に時の経過だけが要求される場合に認識される。

重大な金融要素を含まない売掛金は、取引価格で当初測定される。全ての債権はその後、実効金利法を用いた償却原価に損失評価引当金を加味した金額で計上される(注記3(h)(i)参照)。

(m) 有利子負債

有利子負債は取引費用控除後の公正価値で当初認識する。当初認識後、有利子負債は実効金利法を用いて償却原価で計上される。支払利息は、借入コストに係る両グループの会計方針に基づき認識される(注記3(v)参照)。

負債性金融商品に組込まれたコール・オプションの権利行使日における権利行使価格が、負債性金融商品の償却原価と概ね一致している場合には、負債性金融商品と組込オプションは密接に関連しているため、区分して計上を行わない。

(n) 買掛金及びその他の債務

買掛金及びその他の債務は公正価値で当初認識し、当初認識後、償却原価で計上するが、割引の影響に重要性がない場合は請求額で計上する。

(o) 契約負債

契約負債は、両グループが関連する収益を認識する前に顧客が返金不能の対価を支払った場合に認識される(注記3(r)参照)。また、契約負債は、両グループが関連する収益を認識する前に返金不能の対価を受領する無条件の権利を有する場合にも認識される。その場合、対応する債権も認識される(注記3(l)参照)。

（p）デリバティブ

両グループは為替リスク及び金利リスクを管理するためにデリバティブを保有する。デリバティブは当初認識時に公正価値で測定する。その後、デリバティブは純損益を通じて公正価値で測定される。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの要件を満たす場合を除く（注記3（q）参照）。

（q）ヘッジ

両グループは一部のデリバティブを、為替変動及び変動金利の借入金から生じる発生可能性の非常に高い予定取引に係るキャッシュ・フローの変動に対するヘッジ手段（キャッシュ・フロー・ヘッジ）又は認識された資産又は負債の公正価値の変動に対するヘッジ手段（公正価値ヘッジ）として指定している。

（ ）公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定され、その要件を満たすデリバティブの公正価値の変動は、ヘッジされたリスクに係るヘッジ対象資産又は負債の公正価値の変動とともに、損益として認識する。

（ ）キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ手段としてデリバティブを指定した場合、その公正価値変動の有効部分はその他の包括利益として認識し、資本の構成要素であるヘッジ損益として個別に累積する。その他の包括利益に認識される有効部分はヘッジの開始時からの、ヘッジ対象の現在価値に基づく公正価値の変動累計額に限定される。ヘッジ非有効部分については、即時に損益として認識する。

先物外国為替予約の先渡要素及び金融商品の外貨ベース・スプレッドを区分し、ヘッジ手段の指定から除外することができる。両グループが、先物外国為替予約の先渡要素又は金融商品の外貨ベース・スプレッド（「除外された要素」）をヘッジ手段の指定から除外する場合、除外された要素はヘッジのコストとして区分して会計処理することができる。除外された要素に係る公正価値の変動は、ヘッジ対象に関連する範囲で資本の独立の内訳項目として認識される。

予定取引のヘッジが、その後において棚卸資産等の非金融資産の認識を生じさせる場合、ヘッジ損益に累積した額を資本から振り替え、当該非金融項目の当初認識時にその取得原価に直接計上する。

その他のヘッジされた予定取引については、ヘッジ損益に累積した額を、ヘッジされた見積将来キャッシュ・フローが損益に影響を与える期間（支払利息の認識時等）においてその他の包括利益を通じて資本から損益に組み替える。

ヘッジが、ヘッジ会計の要件をもちや満たさない、又はヘッジ手段が売却された、満期となった、終了した、又は行使された場合、ヘッジ会計は将来に向かって中止される。ヘッジ会計は中止されたがヘッジされた予定取引が行われる見込みである場合、ヘッジ損益に累積した額は予定取引の発生まで資本に計上され続け、上記の方針に従って会計処理される。

ヘッジされた見積将来キャッシュ・フローの発生が予想されなくなった場合、ヘッジ損益に累積した額を、その他の包括利益を通じて即時に資本から損益に組み替える。

(r) 収益認識**() 本電力供給契約に基づく収益規制**

両グループの主要子会社であるHEC社の収益は、香港特別行政区政府（以下「香港政府」という。）によって管理され、本電力供給契約により、主にHEC社の発電・送電・配電設備への投資に対するリターンを基礎とした収益の許容範囲（以下「認可報酬」という。）が定められている。本電力供給契約では、需要家サービスの品質向上、エネルギー利用効率化、需要応答による使用抑制及び再生可能エネルギーの開発を促すため、実績に基づいたインセンティブ及び罰則が設けられている。本電力供給契約に基づくHEC社の電力事業関連の純収益は、認可報酬から利息及び余剰生産能力の調整（該当がある場合）を控除し、さらに当該インセンティブ及び罰則を調整した上で決定される。HEC社は詳細な開発計画を香港政府に提出し、承認を得ることが要求されている。当該計画には、開発計画期間に渡ってHEC社が獲得できる純収益の主要な決定要因の予測が含まれる。

香港政府は2024年1月1日から2028年12月31日までの期間に対応する2024-2028年度開発計画を承認した。当該期間においては、本電力供給契約に基づく香港政府による年次の電気料金の見直しによって標準電気料金の大幅増額が必要と認められない限り、香港政府からの追加的な許認可は要求されない。

() 燃料費調整勘定

本電力供給契約に基づき、香港政府と合意した燃料の標準原価と消費した燃料の実際原価との差額を燃料費調整勘定に計上する（以下「燃料費勘定調整」という。）。

燃料費調整による加算額（又は差引額）は、需要家からの純電気料金の支払いとなるよう標準電気料金に上乘せ（又は割引き）して需要家に請求（又は還元）され、燃料費調整勘定に対して貸方（又は借方）計上される。

燃料費調整勘定の会計年度末残高は、当期の燃料費調整による加算額（又は差引額）と燃料費勘定調整との差額、前期からの繰越分及び一般的な市場利子率に基づいた金利から構成される。

() 収益認識

両グループは電力の販売、サービスの提供及び両グループの通常の商取引におけるリース取引として他者による両グループの資産の使用により発生する収入を、収益として区分している。

収益は、製品又はサービスに対する支配が顧客に移転した時点又は借手が資産を使用する権利を有する場合に、両グループが権利を得ると見込まれる契約に定められる対価の金額から第三者のために回収する金額を控除した金額で認識される。収益は、値引きを控除した金額で認識される。

両グループの収益及びその他の収入の認識に係る方針の詳細は以下の通りである。

- (1) 電気料金収入は、各事業年度における需要家による電力消費の実際発生量と、香港政府と年次合意する標準電気料金単価に基づいて認識する。
- (2) 電力事業関連収入は関連するサービスを提供した時点で認識する。
- (3) 利息収益は、金融資産の予想存続期間を通じて見積もった将来の現金の受取りを、金融資産の総額での帳簿価額まで正確に割り引く率を用いた実効金利法により、その発生に応じて認識される。利息収益を計算する際に、実効金利は資産の総額での帳簿価額に適用される(資産が信用減損していない場合)。ただし、当初認識以降に信用減損となった金融資産の場合、利息収益は実効金利を当該金融資産の償却原価に適用して計算される。資産が信用減損に該当しなくなった場合、利息収益の計算は総額法に戻す。

（s）外貨換算

外貨建取引は取引日における為替レートによって香港ドルに換算し、先物外国為替予約によって外貨がヘッジされている場合には、予約レートによって香港ドルに換算する。外貨建貨幣性資産及び負債は、報告期間末現在の為替レートによって香港ドルに換算する。為替差損益は通常、損益に計上する。

外貨建の取得価額で測定される非貨幣性資産及び負債は、取引日の為替レートを用いて換算する。取引日とは、両グループによる非貨幣性資産又は非貨幣性負債の当初認識日である。外貨建の公正価値で測定される非貨幣性資産及び負債は、その公正価値の測定日における為替レートで換算する。

（t）現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、銀行預金、手元現金、銀行及びその他の金融機関の要求払預金、並びに容易に一定の金額に換金可能であり、価値変動についてリスクが僅少な、取得時から償還期日が3ヵ月以内の短期で流動性の高い投資で構成される。要求払債務であり、両グループの資金管理の不可欠な構成部分である銀行当座借越は、連結キャッシュ・フロー計算書上、現金及び現金同等物の構成要素に含まれる。現金及び現金同等物は、注記3（h）（i）に記載されている方針に従い、予想信用損失モデルにより評価される。

（u）法人所得税

当期の法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成され、その税額がその他の包括利益において認識される又は資本として直接認識される場合を除き、損益として認識する。

当期税金は、当期の課税所得又は欠損金に係る納税見込額又は還付見込額、及び過年度の納付税額又は還付税額の調整額が含まれる。当期の納付税額又は還付税額は、法人所得税に係る不確実性を反映した、納税見込額又は還付見込額の最善の見積りであり、報告期間末において施行又は実質的に施行されている税率を乗じて計算される。

当期税金資産及び負債は、定められる条件が満たされた場合にのみ相殺される。

繰延税金は、資産及び負債の財務諸表上の帳簿価額と税務上の金額との差額である一時差異に対して認識される。なお、以下の場合に限り、繰延税金は認識されない。

- 企業結合ではなく、会計上の損益にも課税所得又は欠損金にも影響を与えず、かつ同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異を生じさせない取引における資産又は負債の当初認識から生じる一時差異
- 子会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資から生じる一時差異のうち、両グループが当該一時差異を解消する時期をコントロールし、かつ予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高いもの
- のれんの当初認識時から生じる将来加算一時差異

繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金、未使用の税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来の課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識される。将来の課税所得は、基礎となる将来加算一時差異の解消に基づいて決定される。将来加算一時差異の金額が繰延税金資産を全額認識するのに不十分である場合、両グループの各子会社の事業計画に基づき、既存の一時差異の解消に係る将来の課税所得の調整が考慮される。繰延税金資産は、各報告日に見直し、関連する税務上の便益が実現する可能性がなくなった範囲内で減額する。このような減額は、将来の課税所得が得られる可能性が高くなった場合には戻入を行う。

繰延税金資産及び負債は、定められる条件が満たされた場合にのみ相殺される。

(v) 借入コスト

意図した方法で使用可能又は売却可能にするために相当の期間を要する資産の取得、建設又は製造に直接起因する借入コストは、当該資産の取得価額として資産計上する。それ以外の借入コストは発生した期に費用処理する。

適格資産の取得原価の一部としての借入コストの資産化は、資産に係る支出が発生し、借入コストが発生し、意図した使用又は売却に向けて資産を準備するために必要な活動に着手している場合に開始する。意図した使用又は売却に向けて適格資産を準備するために必要な活動が実質的に全て中断又は完了した時点で、借入コストの資産化を中断又は終了する。

(w) 引当金及び偶発債務

引当金は、両グループ又はHKエレクトリック・インベストメンツ社が過去の事象の結果として発生した法的又は推定的債務を負っており、その債務を決済するための経済的便益の流出の可能性が高く、信頼性の高い見積りが可能な場合に認識する。

通常の場合には、引当金は見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその負債に固有のリスクに関する現時点での市場の評価を反映した税引前の利子率を用いて現在価値に割り引くことで決定される。

経済的便益の流出の可能性が低い、又は金額を信頼性をもって測定することができない場合には、経済的便益の流出の可能性が極めて低い場合を除き、当該債務は偶発債務として開示される。複数の将来事象が発生するか否かでのみその存在が確認される発生し得る債務は、経済的便益の流出の可能性が極めて低い場合を除き、偶発債務として開示される。

(x) 関連当事者

- () 個人又は当該個人の近親者が以下のいずれかに該当する場合は、当該個人又は近親者は、両グループの関連当事者である。
- (1) 両グループを支配又は共同支配している。
 - (2) 両グループに対し重要な影響力を持つ。
 - (3) 両グループの経営幹部の一員である。
- () 企業が以下のいずれかに該当する場合は、当該企業は両グループの関連当事者である。
- (1) 当該企業と両グループが同一のグループの構成企業である(すなわち、親会社、子会社、兄弟会社はそれぞれ他に対し関連する。)。
 - (2) 一方の企業がもう一方の企業のジョイント・ベンチャー又は関連会社である(又はもう一方の企業が所属するグループのジョイント・ベンチャー又は関連会社である。)。
 - (3) 双方の企業が同じ第三者のジョイント・ベンチャーである。
 - (4) 一方の企業がある第三者のジョイント・ベンチャーであり、もう一方の企業が当該第三者の関連会社である。
 - (5) 当該企業が両グループ又は両グループの関連当事者である法人の従業員の福利厚生のための退職給付制度である。
 - (6) 当該企業が、注記3(x)(i)で特定された個人に支配又は共同支配されている。
 - (7) 注記3(x)(i)(1)で特定された個人が当該企業に対し重要な影響力を持つ、又は当該企業(若しくは当該企業の親会社)の経営幹部の一員である。
 - (8) 当該企業(又は企業が属する企業集団の一員)が両グループに経営幹部を派遣している。

個人の近親者とは、企業との取引において、かかる個人に影響を与える、又は影響を受けることが見込まれる家族のことである。

(y) セグメント情報

事業セグメントは、資源配分及び業績評価のために両グループの最高経営意思決定者に提供される内部報告と一致する方法で報告される。

4 会計方針の変更

両グループは、香港公認会計士協会が発表した香港会計基準第21号「外国為替レート変動の影響 - 交換可能性の欠如」の改訂を当会計期間の財務諸表に適用した。

この改訂の適用による、両グループの当期及び過年度の経営成績及び財政状態への影響はない。両グループは、当会計期間において未だ効力を生じていない新会計基準、改訂又は解釈を適用していない。

5 収益

両グループの主な事業は、香港島・ラマ島向けの電力発電及び配電である。収益の内訳は以下の通りである。

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
電力売上	12,089	12,018
控除：電力売上特別割引	(6)	(6)
電気事業関連収入	12,083	12,012
	42	45
	12,125	12,057

6 セグメント情報

両グループは1つの報告セグメントを有しており、当該報告セグメントの事業内容は香港島・ラマ島向けの電力発電及び配電である。全てのセグメント資産は香港に所在している。両グループの連結業績は、資源配分及び業績評価の目的で両グループの最高経営意思決定者によってレビューされる。従って、追加的な報告セグメント及び地域別情報は開示されない。

7 その他の収益及び純収入

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
償却原価で測定する金融資産からの受取利息	39	39
雑収入	38	42
	77	81

8 その他の営業費用

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
管理費、政府賃借料、地方固定資産税	409	385
コーポレート及び管理サポートに関する人件費	250	241
資産除去債務引当金	125	86
その他の営業費用に含まれる借地権償却費の一部	216	215
有形固定資産の処分及び減損に係る純損失	113	125
	1,113	1,052

9 金融費用

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
借入利息及びその他の金融費用	1,499	1,724
減算：		
建設中の資産の取得原価の一部として資産化された 支払利息とその他の金融費用	(190)	(287)
燃料費へ転換された利息	(25)	(29)
借入に対する支払利息及びその他の金融費用	1,284	1,408

建設中の資産に関する借入コストは、年率平均約3.0%（2024年度：3.3%）で資産計上されている。

10 税引前純利益

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
税引前純利益の計算には、以下の費用（その控除額）が含まれる。		
減価償却費		
- 自己所有の有形固定資産	3,542	3,073
- 自己使用のリース資産	3	2
借地権償却	195	195
短期リースに係る費用	8	8
棚卸資産費用	4,688	5,648
棚卸資産評価減	13	13
従業員費用	771	758
固定資産の処分及び減損による純損失	113	125
監査人報酬		
- 監査及び監査関連サービス	6	6
- 非監査サービス（下記注記参照）	-	-

非監査サービスに対する監査人の報酬は348,000香港ドル（2024年：334,000香港ドル）である。

11 連結損益計算書における法人所得税

(a) 連結損益計算書における税金費用

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
当期税額		
当会計年度における香港事業所得税計上額	750	741
繰延税額（注記29（b）参照）		
一時差異の発生及び解消	(64)	-
	686	741

2025年度の香港事業所得税計上額は、2段階の事業所得税率制度に適合している子会社1社を除き、当年度の見積課税所得に対して16.5%（2024年：16.5%）の税率で計算されている。

2段階の事業所得税率制度に適合している子会社については、適格法人の見積課税所得のうち2百万香港ドルまでは8.25%、残りの見積課税所得には16.5%の税率が適用される。当該子会社の香港事業所得税計上額は2024年と同様の方法で計算されている。

ケイマン諸島及び英領ヴァージン諸島の規制により、両グループは当該管轄区域における法人所得税を免除されている。

(b) 税金費用と会計上の利益に適用税率を乗じた額との調整

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
税引前純利益	3,764	4,080
香港事業所得税率（下記注記参照）によって計算した税引前純利益に係る実効税額	621	673
損金不算入費用の影響額	84	87
益金不算入収益の影響額	(3)	(4)
過年度未認識の一時差異の影響額	(16)	(15)
実際税金費用	686	741

2025年度の実効税額は、2段階の事業所得税率制度に適合している子会社1社を除き、当年度の見積課税所得に対して16.5%（2024年：16.5%）の税率で計算されている。2段階の事業所得税率制度に適合している子会社については、見積課税所得のうち2百万香港ドルまでは8.25%、残りの見積課税所得には16.5%の税率が適用される。当該子会社の法定税額は2024年と同様の方法で計算されている。

12 取締役及び高額報酬受領者上位5名の報酬

取締役報酬は、HKエレクトリック・インベストメンツ社及びその子会社の業務管理に関連して、同社及びその子会社から取締役へ支払われたものである。HKエレクトリック・インベストメンツ社の各取締役の報酬は以下の通りである。

取締役氏名	報酬 百万 香港ドル	基本給、 諸手当及び その他の給付 (注11) 百万 香港ドル	退職制度 への拠出 百万 香港ドル	賞与 百万 香港ドル	2025年 報酬合計 百万 香港ドル	2024年 報酬合計 百万 香港ドル
執行取締役 (注1)						
フォク・キン・ニン, カニング (注3) 会長	0.12	1.17	-	-	1.29	1.27
チェン・チョー・イン, フランシス (注5) 最高経営責任者	0.09	6.32	-	5.37	11.78	10.83
チャン・ロイ・シュン	0.07	3.82	-	-	3.89	3.74
チョイ・ワイ・マン (注5) (注7) (注8)	0.05	1.86	-	0.64	2.55	-
クワン・イン・レオン (注9)	0.04	1.95	0.23	0.76	2.98	5.20
ワン・ユアンハン	0.07	2.68	0.02	0.68	3.45	3.29
非執行取締役						
リ・ツアー・クオイ・ヴィクター (注4) HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会副会長	0.09	0.46	-	-	0.55	0.57
ファハド・ハマド・A H アル - モハンナディ	0.07	-	-	-	0.07	0.07
ロナルド・ジョセフ・アーカリ (注2)	0.14	0.07	-	-	0.21	0.21
デヴェン・アルヴィンド・カルニク	0.07	-	-	-	0.07	0.07
ワン・ジジャン	0.07	-	-	-	0.07	0.07
ズー・グアンチャオ	0.07	-	-	-	0.07	0.07
独立非執行取締役						
フォン・チー・ウェイ, アレックス (注3) (注5)	0.11	0.03	-	-	0.14	0.13
コー・ポー・ワー (注2) (注4) (注10)	0.15	-	-	-	0.15	0.14
クワン・カイ・チョン (注4)	0.09	0.02	-	-	0.11	0.12
リー・ラン・イー, フランシス (注2) (注4)	0.16	0.03	-	-	0.19	0.18
ジョージ・コリン・マグナス	0.07	0.05	-	-	0.12	0.12
ドナルド・ジェフリー・ロバーツ (注2) (注3)	0.16	0.01	-	-	0.17	0.17
取締役代行者						
フランク・ジョン・シクスト (注6)	-	0.03	-	-	0.03	0.04
2025年度合計	1.69	18.50	0.25	7.45	27.89	
2024年度合計	1.68	17.04	0.45	7.12		26.29

注釈：

- (1) 両グループの上級管理職は、全ての執行取締役で構成される。
- (2) 本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の監査委員会の一員である。
- (3) 報酬委員会の一員である。
- (4) 指名委員会の一員である。
- (5) 持続可能性委員会の一員である。
- (6) リ・ツァー・クォイ・ヴィクター氏の取締役代行者である。
- (7) 2025年7月1日付で執行取締役及び持続可能性委員会の一員に選任された。
- (8) 2025年度の手当総額は4,500,001香港ドルから5,000,000香港ドルの範囲内である。
- (9) 2025年7月1日付で執行取締役を退任し、持続可能性委員会の一員からも退任した。
- (10) 2025年5月21日付で指名委員会の一員に選任された。
- (11) その他の給付には、住宅で利用される電気に関する手当が含まれる。両グループの従業員兼務の取締役に対しては、両グループの従業員が利用可能な保険、医療給付、手当に代えて提供される住居がその他の給付に含まれる。
- (12) 2025年12月31日及び、2024年12月31日において、取締役に対する債権はない。

- (a) 両グループの高額報酬受領者上位5名のうち取締役は2名であり（2024年度：2名）、その個人別報酬総額は上記の通りである。両グループの高額報酬受領者上位5名である残りの3名（2024年度：3名）の報酬は以下の通りである。

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
給料、諸手当及びその他給付	11.28	10.46
退職制度への拠出	1.15	1.42
賞与	3.94	3.96
	16.37	15.84

高額報酬受領者上位3名（2024年度：3名）の報酬合計は、以下の報酬の範囲にある。

	2025年 人数	2024年 人数
4,000,001 - 4,500,000香港ドル	1	1
5,500,001 - 6,000,000香港ドル	1	2
6,000,001 - 6,500,000香港ドル	1	-

13 本電力供給契約に基づく資金移動

(a) HEC社の経営成績は、香港政府と合意された本電力供給契約によって定められた、HEC社が獲得する認可報酬によって決定される（注記3（r）（i）参照）。総電気料金収入が、総営業費用、本電力供給契約上の電力事業関連の純収益及び本電力供給契約上の税金費用の合計を超過する部分（又は不足する部分）は、HEC社の損益計算書から電気料金安定化基金へ（不足分は、電気料金安定化基金からHEC社の損益計算書へ）組替えられる。電気料金安定化基金から損益計算書への組替が必要な場合、その組替額は電気料金安定化基金の残高が上限となる。さらに、電気料金安定化基金の平均残高に対し、1ヵ月物の香港銀行間取引金利の平均を用いて計算された金額が、HEC社の損益計算書から電気料金減額準備金へ組替えられる。

現行の本電力供給契約の下、2013年度に実施された2009-2018電力供給契約の中間審査に従って設立されたスマート・パワー基金の2018年12月31日時点の最終残高から初期資金を提供することにより、スマート・パワー・ケア基金が2019年1月1日に設立された。スマート・パワー・ケア基金は、家庭用、産業用、商業用及び障害を持つ需要家やそのグループが、電化製品をよりエネルギー効率の優れたモデルに交換又はアップグレードすることを支援するようにデザインされたプログラムを通じて最終使用エネルギー効率を促進する等、エネルギーの効率化と使用抑制を推進することを目的としている。HEC社は、2019年1月1日から2033年12月31日までの期間において、各年度のエネルギー効率インセンティブを条件として、その65%に相当する額を控除してスマート・パワー・ケア基金に拠出することに同意した。

(b) 連結損益計算書（への）/からの本電力供給契約に基づく資金の移動は以下の通りである。

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
電気料金安定化基金	(137)	155
電気料金減額準備金	22	32
スマート・パワー・ケア基金 - 翌会計年度に拠出される暫定金額	44	41
	(71)	228

HEC社の2025年度の報奨金43,768,000香港ドル（2024年：40,499,000香港ドル）は連結損益計算書から振り替えられ、翌年度のスマート・パワー・ケア基金への拠出のために2025年12月31日時点では買掛金、その他の債務及び契約負債に計上されている。

(c) 電気料金安定化基金、電気料金減額準備金及びスマート・パワー・ケア基金の変動は以下の通りである。

百万香港ドル	電気料金 安定化基金	電気料金 減額準備金	スマート・パ ワー・ケア基金	合計
2024年1月1日現在	630	31	9	670
電気料金減額準備金から電気料金 安定化基金への組替(下記注記参 照)	31	(31)	-	-
連結損益計算書からの組替	155	32	-	187
2024年度における拠出額	-	-	25	25
2024年度における支出額	-	-	(14)	(14)
2024年12月31日及び 2025年1月1日現在	816	32	20	868
電気料金減額準備金から電気料金 安定化基金への組替(下記注記参 照)	32	(32)	-	-
連結損益計算書(への)からの組 替	(137)	22	-	(115)
2025年度における拠出額	-	-	41	41
2025年度における支出額	-	-	(17)	(17)
2025年12月31日現在	711	22	44	777

本電力供給契約に従って、年間の電気料金減額準備金の年度末残高を翌会計年度の電気料金安定化基金に組替えなくてはならない。

14 分配金/配当金

(a) 各期の分配可能利益は以下の通りである。

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
本株式ステーブル受益証券の保有者に帰属する 監査済連結純利益	3,149	3,111
() 本調整の影響を消去(下記注1参照)	5,819	5,807
() 加算/(減算)		
- 燃料費調整勘定の変動	411	162
- 運転資本の増減	(184)	(43)
- 従業員退職給付制度の調整	(31)	(16)
- 税金支払額	(780)	(1,406)
	(584)	(1,303)
() 資本的支出	(3,812)	(3,787)
() 減算		
- 債務返済	(513)	-
- 正味金融費用	(1,281)	(1,499)
	(1,794)	(1,499)
当期分配可能利益	2,778	2,329
() 本信託証書第14.1(c)条に基づきHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役会が決定した任意の金額の加算(下記注4参照)	52	501
任意項目調整後の当期分配可能利益	2,830	2,830

注1 本信託証書第1.1条が定める「本調整」には以下の項目が含まれるが、これらに限定されるものではない。

- () 本電力供給契約に基づく電気料金安定化基金及び電気料金減額準備金への/からの振替
- () 減損引当金及び減損引当金の戻入を含む未実現再評価損益
- () のれんの減損/負ののれんの認識
- () 重要な非資金損益
- () 本株式ステーブル受益証券の公募に係る費用で、連結損益計算書を通じて計上されるが、本株式ステーブル受益証券の発行による収入から支払われるもの
- () 減価償却費及び償却費
- () 連結損益計算書に表示された税金費用
- () 連結損益計算書に表示された正味金融収入/費用

注2 本信託証書により、本トラスティ・マネジャーは、HKエレクトリック・インベストメンツ社の普通株式に関して(本トラストのために)受け取った配当金、分配金及びその他金額の全額から、本信託証書に基づいて減額又は支払いが許容される全ての金額を控除した金額を分配することが要求される。

注3 本トラスティ・マネジャーがHKエレクトリック・インベストメンツ社から受け取る配当金は、関連する事業年度又は分配期間について本株式ステーブル受益証券保有者に帰属する監査済の連結純利益に、本信託証書が定める調整を行った本グループの分配可能利益から生じる。

注4 分配額の決定に当たり、HKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役会は、該当年度において達成された本グループの財務業績及び営業活動からの安定したキャッシュ・フローを考慮した。取締役会は、本信託証書第14.1（c）条に基づいて本信託証書の定めによって計算された上記の任意の金額を、2025年12月31日に終了した年度の分配可能利益について調整することが適切であると考え。

（b）本株式ステーブル受益証券 / HKエレクトリック・インベストメンツ社株式保有者に支払われる分配金 / 配当金のうち、当期に帰属するもの

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
中間分配金 / 第1中間配当金 本株式ステーブル受益証券1口当たり / HKエレクトリック・インベストメンツ社株式1株当たり15.94セント (2024年度: 15.94セント)	1,408	1,408
報告期間終了後に提案された期末分配金 / 第2中間配当金 本株式ステーブル受益証券1口当たり / HKエレクトリック・インベストメンツ社株式1株当たり16.09セント (2024年度: 16.09セント)	1,422	1,422
	2,830	2,830

2025年12月31日に終了した会計年度について、HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会は、報告期間の終了後、普通株式1株につき16.09セント（2024年度：16.09セント）、総額1,422百万香港ドル（2024年度：1,422百万香港ドル）の第2中間配当金の支払いを期末配当に代えて宣言した。このため、HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会は、期末配当を提案していない。

2025年12月31日に終了した会計年度について、本トラスティ・マネジャー取締役会は、報告期間の終了後、本株式ステーブル受益証券1口につき16.09セント（2024年度：16.09セント）、総額1,422百万香港ドル（2024年度：1,422百万香港ドル）の期末分配金を宣言した。

報告期間終了後に宣言された期末分配金 / 第2中間配当金は、2025年12月31日現在の本株式ステーブル受益証券口数 / HKエレクトリック・インベストメンツ社の普通株式数8,836,200,000（2024年度：8,836,200,000）に基づいている。報告期間終了後に宣言された期末分配金 / 第2中間配当金は、報告期間の終了時点における負債として認識されていない。

（c）本株式ステーブル受益証券 / HKエレクトリック・インベストメンツ社株式保有者に支払われる分配金 / 配当金のうち、基準日が前期で効力発生日が当期に帰属するもの

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
前期承認済の期末分配金 / 第2中間配当金 本株式ステーブル受益証券1口当たり / HKエレクトリック・インベストメンツ社株式1株当たり16.09セント (2024年度: 16.09セント)	1,422	1,422

15 本株式ステーブル受益証券1口当たり利益/HKエレクトリック・インベストメンツ社株式1株当たり利益

基本的及び希薄化後本株式ステーブル受益証券1口当たり利益/HKエレクトリック・インベストメンツ社株式1株当たり利益は、本株式ステーブル受益証券/HKエレクトリック・インベストメンツ社普通株式の所有者に帰属する純利益3,149百万香港ドル（2024年度：3,111百万香港ドル）、及び当期における本株式ステーブル受益証券の加重平均発行済口数/HKエレクトリック・インベストメンツ社普通株式の加重平均発行済株式数8,836,200,000（2024年度：8,836,200,000）を基に算出している。

16 有形固定資産及び借地権

百万香港ドル	土地整備費用及び建物	自己使用のリース資産	工場及び機械装置	建物附属設備、器具備品及び車両運搬具	建設仮勘定	小計	自己使用の借地権	固定資産合計
取得原価								
2024年1月1日現在	20,460	4	66,648	1,513	10,574	99,199	6,961	106,160
取得	-	1	52	26	3,572	3,651	-	3,651
振替	2,981	-	5,594	79	(8,654)	-	-	-
処分	(52)	(1)	(690)	(39)	-	(782)	(1)	(783)
2024年12月31日及び 2025年1月1日現在	23,389	4	71,604	1,579	5,492	102,068	6,960	109,028
取得	-	4	58	21	4,070	4,153	-	4,153
振替	64	-	2,167	87	(2,318)	-	-	-
処分	(6)	(3)	(457)	(23)	-	(489)	-	(489)
2025年12月31日現在	23,447	5	73,372	1,664	7,244	105,732	6,960	112,692
減価償却累計額								
2024年1月1日現在	5,057	1	18,510	840	-	24,408	1,928	26,336
処分による減額	(49)	(1)	(553)	(39)	-	(642)	-	(642)
当期償却費	630	2	2,409	148	-	3,189	195	3,384
2024年12月31日及び 2025年1月1日現在	5,638	2	20,366	949	-	26,955	2,123	29,078
処分による減額	(4)	(3)	(336)	(22)	-	(365)	-	(365)
当期償却費	646	3	2,881	140	-	3,670	195	3,865
2025年12月31日現在	6,280	2	22,911	1,067	-	30,260	2,318	32,578
正味帳簿価額								
2025年12月31日	17,167	3	50,461	597	7,244	75,472	4,642	80,114
2024年12月31日	17,751	2	51,238	630	5,492	75,113	4,837	79,950

上記は主に電力関連の有形固定資産であり、これらに関連して当期に資産計上された借入コストは190百万香港ドル（2024年度：287百万香港ドル）である。

減価償却費の当期計上額には、開発活動において使用される資産に係る減価償却費125百万香港ドル（2024年度：114百万香港ドル）が含まれ、これらは資産計上されている。

17 のれん

(a) のれんの帳簿価額

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
取得原価 1月1日 / 12月31日現在	33,623	33,623

(b) のれんの減損テスト

HEC社は、のれんが配分されている両グループ唯一の資金生成単位（以下「CGU」という。）である。

減損の兆候が発生した場合及び少なくとも年に1回、両グループはのれんが減損しているかどうかをテストする。のれんが配分されたCGUの回収可能価額は、使用価値の計算に基づいて決定される。この計算には、経営陣が承認した16年間（2024年度：16年間）の財政予算に基づいた税引前キャッシュ・フロー予測が用いられる。5年を超える期間の予測は、より長期の予測期間が発電及び送配電資産が長期に渡って使用されるという特徴を表し、新規制に基づくHEC社の将来キャッシュ・フローへの影響をより適切に反映することを基礎としている。予測キャッシュ・フローは5.91%（2024年度：6.63%）の税引前割引率を用いて割り引かれる。使用される割引率はCGUに関連する特有のリスクを反映している。16年を超える期間のキャッシュ・フローは1.0%（2024年度：1.0%）の期間成長率を用いて推定される。

2025年11月30日現在、のれんのレビューから生ずる減損の兆候はない。

割引率が7.40%（2024年度：7.28%）まで上昇した場合、CGUの回収可能価額は概ね帳簿価額と等しくなる。この点を除いて、使用価値の計算に用いられた他の主要な仮定について合理的に起こり得る変動は、2025年11月30日時点の減損テスト結果に関する経営陣の見解に影響を及ぼさない。

18 子会社への投資

2025年12月31日現在の子会社の詳細は以下の通りである。

子会社名	発行済株式資本 及び負債証券	HKエレクトリック・インベストメンツ社による 株式保有割合	会社/ 事業所在地	主な 事業内容
センチュリー・ランク・リミテッド	1米ドル	100%	英領ヴァージン諸島/香港	投資 持株会社
ホンコン・エレクトリック・テクニカル・サービス・リミテッド	1香港ドル	100%	香港	エンジニアリング・ソリューションの提供
トレジャー・ビジネス・リミテッド	1米ドル	100%（注1）	英領ヴァージン諸島/香港	投資 持株会社
ホンコン・エレクトリック・カンパニー・リミテッド	2,411,600,000香港ドル	100%（注1）	香港	電力発電 及び供給
ホンコン・エレクトリック・ファイナンス・リミテッド	1米ドル 香港ドル建固定金利債 8,104百万香港ドル 米ドル建固定金利債 1,750百万米ドル 香港ドル建ゼロクーポン債 1,056百万香港ドル 米ドル建任意償還権付 ゼロクーポン債 400百万米ドル （注記25参照）	100%（注1）	英領ヴァージン諸島/香港	金融

注：（1）間接保有

19 ジョイント・ベンチャーに対する持分

連結財務諸表上、持分法で会計処理されている両グループのジョイント・ベンチャーに対する持分の詳細は以下のとおりである。

ジョイント・ベンチャー名	発行済株式資本	両グループの持分	会社/ 事業所在地	主な事業内容
ホンコン・エルエヌジー・ターミナル・リミテッド（以下「HKLTL社」という。）	10香港ドル	30%	香港	香港の液化天然ガス（LNG）ターミナルの運営、保守及び所有、並びに関連サービスの提供

HKLTL社は、香港におけるLNGターミナルの運営を目的として、HEC社及びキャッスル・ピーク・パワー・カンパニー・リミテッド（以下「CAPCO社」という。）に共同所有されている。HKLTL社は、その重要な経営上及び財務上の決定に両株主の全員の合意を必要とすることから、HEC社とCAPCO社のジョイント・ベンチャーである。

両グループが参画する唯一のジョイント・ベンチャーであるHKLTL社は、その市場価格が入手不可能な非上場企業である。

以下の要約された財務情報は、香港財務報告基準に準拠して作成されたHKLTLの財務諸表に記載された金額、及び経営成績及び純資産に対する両グループの持分である。

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
流動資産		
現金及び預金	2	-
その他の流動資産	225	189
	227	189
非流動資産	4,873	5,020
流動負債		
株主ローン	(95)	(88)
金融負債	(151)	(142)
買掛金及びその他の債務	(90)	(198)
	(336)	(428)
非流動負債		
株主ローン	(3,002)	(2,868)
金融負債	(1,762)	(1,913)
	(4,764)	(4,781)
純資産	-	-
収益	788	785
当期純利益	-	-
その他の包括利益	-	-
当期包括利益合計	-	-
上記の利益に計上されるもの:		
減価償却費及び償却費	289	267
金融費用	256	257

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
純資産の両グループの持分	-	-
ジョイント・ベンチャーへの貸付（下記注記参照）	929	887
	929	887

HEC社は、HKLTL社のLNGターミナル用の借地及び棧橋の建築の資金を調達する目的で、HKLTL社に対して合計699百万香港ドルの2区分の貸付枠を提供する株主ローン・ファシリティ契約をHKLTL社との間で2019年に締結した。上記の貸付については、どちらの区分も無担保であり、金利については市場金利を参照して決定される。2022年、2023年及び2025年において、HEC社はHKLTL社と上記ローン契約の変更契約書3通をそれぞれ締結し、2区分の貸付枠を合計996百万香港ドルに増額した。

20 棚卸資産

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
石炭、燃料油及び天然ガス	587	673
貯蔵品及び材料（下記注記参照）	344	309
	931	982

貯蔵品及び材料には、固定資産の将来の修繕に使用する目的で購入した貯蔵品197百万香港ドル（2024年度：155百万香港ドル）が含まれる。

21 売掛金及びその他の債権

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
売掛金（損失評価引当後）（下記注記（a）及び（b）参照）	701	681
その他の債権（下記注記参照）	542	584
	1,243	1,265
デリバティブ（注記26参照）	11	2
預け金及び前渡金	97	91
	1,351	1,358

全ての売掛金及びその他の債権は1年以内に回収予定である。

両グループのその他の債権には、電力需要家から回収する請求書未発行の電力料金422百万香港ドル（2024年度：443百万香港ドル）が含まれる。

(a) 売掛金年齢分析

請求書日付を基準とした売掛金の年齢別内訳は以下の通りであり、個別にも集計しても減損は生じていないと考える。

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
1ヵ月以内	631	614
1ヵ月超3ヵ月以内	57	53
3ヵ月超12ヵ月未満	13	14
	701	681

家庭用需要家、小規模な産業用需要家、商業用需要家及びその他の需要家に対する電気料金請求書は、請求書の提示時に支払期限が到来する一方、大口電力需要家には16営業日の信用期間が与えられている。大口電力需要家による支払いが信用期間経過後に行われた場合、請求書金額に5%の超過料金が上乘せされる。

(b) 売掛金に係る予想信用損失

両グループは売掛金に係る損失評価引当金について、引当マトリクスを用いて計算される全期間の予想信用損失に等しい金額で測定している。両グループは予想信用損失に係る引当金について、信用リスクの特徴が類似する売掛金ごとにグループ化し、現在の経済的環境を考慮したうえで集散的に回収可能性を評価して決定する。重要な金額が回収期日を大幅に超過している、倒産の事実がある又は回収活動に対する反応がない相手先に係る売掛金については、個別に減損引当を評価している。

両グループは売掛金を相手先の性質に応じて、主に継続先に対する債権と閉鎖先に対する債権に区分している。両グループの信用リスクに対するエクスポージャー及び売掛金に係る予想信用損失は以下の通りである。

	2025年			
	予想信用 損失率 %	総額での 帳簿価額 百万香港ドル	全期間の 予想信用損失 百万香港ドル	純額での 帳簿価額 百万香港ドル
継続先に対する債権				
集計単位で引当	1	682	(9)	673
閉鎖先に対する債権				
個別に引当	10	18	(2)	16
その他の引当金				
集計単位で引当	0	12	-	12
		712	(11)	701

	2024年			
	予想信用 損失率 %	総額での 帳簿価額 百万香港ドル	全期間の 予想信用損失 百万香港ドル	純額での 帳簿価額 百万香港ドル
継続先に対する債権				
集計単位で引当	2	663	(11)	652
閉鎖先に対する債権				
個別に引当	15	20	(3)	17
その他の引当金				
集計単位で引当	0	12	-	12
		695	(14)	681

HEC社は保証金又は銀行保証の形式で需要家から担保を取得している(注記31(a)参照)。

売掛金に係る損失評価引当金の変動は、以下の通りである。

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
1月1日現在	14	17
当会計期間において認識した減損損失	-	1
当会計期間において直接償却した金額	(3)	(4)
12月31日現在	11	14

[次へ](#)

22 現金及び預金、その他のキャッシュ・フロー情報

(a) 現金及び預金は以下の通りである。

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
現金及び当座預金	28	30
銀行当座借越 - 無担保	-	(45)
連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物	28	(15)
銀行当座借越 - 無担保	-	45
連結財政状態計算書における現金及び当座預金	28	30

(b) 税引前純利益から、営業活動から生じたキャッシュ・フローへの調整

	注記	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
税引前純利益		3,764	4,080
調整項目：			
受取利息	7	(39)	(39)
金融費用	9	1,284	1,408
燃料費へ振り替えられた利息	9	25	29
減価償却費	10	3,545	3,075
借地権償却	10	195	195
有形固定資産の除却及び減損に係る純損失	10	113	125
資産除去債務引当金の増加	28 (a)	125	86
デリバティブの再評価による純利益及び為替差益		-	(1)
運転資本の変動：			
棚卸資産の減少		93	38
売掛金及びその他の債権の（増加） / 減少		(5)	80
燃料費調整勘定の変動		411	162
買掛金、その他の債務及び契約負債の減少		(214)	(92)
従業員退職給付制度資産 / 負債の（減少） / 増加		(31)	(16)
資産除去債務の履行による支出	28 (a)	(55)	(67)
スマート・パワー・ケア基金への拠出	13 (c)	(17)	(14)
営業活動から生じたキャッシュ・フロー		9,194	9,049

(c) 財務活動から生じるキャッシュ・フローに係る負債の変動の調整

下表は、両グループの財務活動からの負債の変動の詳細を示しており、キャッシュ・フローからの変動とキャッシュ・フロー以外からの変動の双方が含まれる。財務活動から生じる負債は、そのキャッシュ・フロー又は将来のキャッシュ・フローが両グループの連結キャッシュ・フロー計算書において財務活動からのキャッシュ・フローに分類される負債である。

百万香港ドル	銀行 借入金 (注記25)	ミディアム・ ターム・ノー ト (注記25)	預り 保証金	リース負債 (注記28 (b))	借入金の ヘッジ目的 で保有する デリバティ ブ金融商品 (資産)	借入金の ヘッジ目的 で保有する デリバティ ブ金融商品 (負債)	合計
2025年1月1日現在	23,738	27,072	2,507	2	(576)	115	52,858
財務キャッシュ・フローから の変動							
借入金の返済による支出	(213)	-	-	-	-	-	(213)
ミディアム・ターム・ノー トの償還	-	(300)	-	-	-	-	(300)
リース負債の支払額	-	-	-	(3)	-	-	(3)
預り保証金の受取	-	-	336	-	-	-	336
預り保証金の返還	-	-	(297)	-	-	-	(297)
合計	(213)	(300)	39	(3)	-	-	(477)
公正価値の変動	-	-	-	-	337	28	365
その他の変動							
リース負債の増加	-	-	-	4	-	-	4
借入利息及びその他の金融費 用	23	236	-	-	-	-	259
2025年12月31日現在	23,548	27,008	2,546	3	(239)	143	53,009

百万香港ドル	銀行 借入金 (注記25)	ミディアム・ ターム・ノー ト (注記25)	預り 保証金	リース負債 (注記28 (b))	借入金の ヘッジ目的 で保有する デリバティ ブ金融商品 (資産)	借入金の ヘッジ目的 で保有する デリバティ ブ金融商品 (負債)	合計
2024年1月1日現在	23,017	27,145	2,449	3	(703)	141	52,052
財務キャッシュ・フローから の変動							
銀行借入による収入	697	-	-	-	-	-	697
ミディアム・ターム・ノートの償還	-	(300)	-	-	-	-	(300)
リース負債の支払額	-	-	-	(2)	-	-	(2)
預り保証金の受取	-	-	325	-	-	-	325
預り保証金の返還	-	-	(267)	-	-	-	(267)
合計	697	(300)	58	(2)	-	-	453
公正価値の変動	-	-	-	-	127	(26)	101
その他の変動							
リース負債の増加	-	-	-	1	-	-	1
借入利息及びその他の金融費用	24	227	-	-	-	-	251
2024年12月31日現在	23,738	27,072	2,507	2	(576)	115	52,858

23 買掛金、その他の債務及び契約負債

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
買掛金及びその他の債務		
償却原価により測定される債務 (下記注記(a)参照)	2,590	2,742
リース負債(注記28(b)参照)	2	1
デリバティブ(注記26参照)	1	1
ジョイント・ベンチャーによる金額(注記34(b)()参照)	4	1
	2,597	2,745
契約負債(下記注記(b)参照)	68	42
	2,665	2,787

全ての買掛金及びその他の債務は1年以内に決済又は要求に応じて決済される予定である。

(a) 債務の年齢分析は以下の通りである。

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
支払期限1ヵ月以内、又は要求払い	943	1,105
支払期限1ヵ月超3ヵ月以内	736	753
支払期限3ヵ月超12ヵ月未満	911	884
	2,590	2,742

(b) 契約負債

() 契約負債は電力関連サービスに関して顧客から受領した前受対価に係るものであり、主に(1)大型開発案件における顧客の変電所への送電及び小規模開発案件における顧客の変電所を介さない送電などの恒常的なサービスや、(2)主に建設現場や特殊な用途への一時的な電力供給などのサービスから構成されている。これらの契約負債は、電力関連サービスが完成し次第、収益として認識される。

() 契約負債の変動は、以下の通りである。

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
1月1日現在	42	33
電力関連サービスの履行に係る事前請求による契約負債の増加	51	26
収益認識に伴う期首時点で契約負債に含まれていた契約負債の減少	(25)	(17)
12月31日現在	68	42

24 燃料費調整勘定

HEC社は燃料費の実績をより適時に反映するため、電力売上1単位当たりの燃料費調整を月次で実施している。

燃料費調整勘定の変動は以下の通りである。

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
1月1日現在	215	53
損益への組替	(3,281)	(4,184)
燃料費調整による加算額	3,692	4,346
12月31日現在	626	215

当該勘定には利息費用が含まれ、電力料金安定化のために使用される。

25 銀行借入金及びその有利子負債

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
銀行借入金	23,548	23,738
うち、一年以内返済部分	(16,630)	(427)
	6,918	23,311
香港ドル建ミディアム・ターム・ノート		
固定利率社債（下記注記（a）参照）	8,070	8,365
ゼロクーポン社債（下記注記（b）参照）	893	863
	8,963	9,228
一年以内返済部分	-	(300)
	8,963	8,928
米ドル建ミディアム・ターム・ノート		
固定利率社債（下記注記（a）参照）	13,612	13,597
ゼロクーポン社債（下記注記（b）参照）	4,433	4,247
	18,045	17,844
一年以内返済部分	(5,847)	-
	12,198	17,844
非流動部分	28,079	50,083

（a）香港ドル建社債の固定利率は、年率2.4%から4%（2024年度：年率2.4%から4%）の範囲である。

米ドル建社債の固定利率は、年率1.875%から2.875%（2024年度：年率1.875%から2.875%）の範囲である。

（b）香港ドル建ゼロクーポン社債は額面金額1,056百万香港ドル（2024年12月31日現在：1,056百万香港ドル）の割引債であり、付加利率は年率3.5%（2024年度：年率3.5%）である。

米ドル建ゼロクーポン社債の額面金額は400百万米ドル（2024年12月31日現在：400百万米ドル）であり、付加利率は年率4.375%（2024年度：年率4.375%）である。当該債券は2022年10月12日から償還期限の前年までの発行者による毎年の期限前償還オプションが組み込まれている。

（c）香港ドル建及び米ドル建ミディアム・ターム・ノートの発行者の詳細は、注記18に記載されている。

（d）両グループに対する銀行融資枠は、両グループの損益計算書及び財政状態計算書上の比率の一部に関連する財務制限条項の充足が条件となっており、各中間期及び/又は年度末に評価され、これらの借入条項は金融機関との融資契約で一般的に用いられるものである。両グループが当該財務制限条項に違反した場合、使用済の融資枠は要求払いとなり、未使用の金額も取消される。両グループは、当該条項に準拠していることを定期的にモニターしており、これらの準拠に関するいかなる困難も特定していない。両グループの流動性リスク管理に関する詳細は注記31（b）に記載されている。2025年12月31日及び2024年12月31日現在、使用済の融資枠に関連する財務制限条項への抵触は生じていない。

（e）非流動有利子負債のうち1年以内に決済される予定のものはない。上記の借入金は全て無担保である。

非流動有利子負債の返済予定は以下の通りである。

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
1年超2年以内	6,420	22,168
2年超5年以内	12,256	8,823
5年超	9,403	19,092
	28,079	50,083

26 デリバティブ

	2025年		2024年	
	資産 百万香港ドル	負債 百万香港ドル	資産 百万香港ドル	負債 百万香港ドル
ヘッジ会計に利用されるデリバティブ				
キャッシュ・フロー・ヘッジ				
- クロス・カレンシー・スワップ	2	(66)	-	(88)
- 金利スワップ	157	(7)	483	(1)
- 先物外国為替予約	128	(175)	135	(68)
	287	(248)	618	(157)
分類区分：				
流動	11	(1)	2	(1)
非流動	276	(247)	616	(156)
	287	(248)	618	(157)

27 従業員退職給付

両グループは全ての正社員に対して3つの退職金制度を提供している。

第1の制度（以下「年金制度」という。）は、従業員の最終基本給及び勤続年数に基づく年金給付を提供する。この制度は、確定給付退職金制度として会計処理される。

第2の制度は確定拠出であり、従業員に対して複数の投資ファンドの中から投資の選択肢を提供する。投資ファンドの1つは投資リターンを保証しており、確定給付退職金制度として会計処理される（以下「リターン保証制度」という。）。その他の投資ファンドはリターンを保証しておらず、確定拠出退職金制度として会計処理される（注記27（b）参照）。

これらの退職金制度は、「香港任意退職スキームに関する条例」の認定を受けた信託によって設立されている。制度資産は、受託ファンドによって両グループの資産から独立して管理されている。制度のガバナンスに対する責任は、投資先及び拠出の決定を含め、制度の信託証書に基づいて独立した管財人が負っている。

両グループは、「定年退職金に関する条例」に基づいて独立した認定ファンドによって運営されている、香港年金基金の強制積立金制度（以下「MPF制度」という。）にも加入している。MPF制度は、関連する規定に基づいて雇用主と従業員のそれぞれが制度に対して拠出する、確定拠出退職金制度である。MPF制度は雇用主による任意の積立についても規定しており、拠出金額は従業員の基本給に対する一定割合として計算される。

2000年12月に香港にてMPF制度が導入されて以来、年金制度とリターン保証制度は新規加入を締め切っており、全ての新規加入者はMPF制度に加入している。

（a）確定給付退職金制度

年金制度に関する拠出方針は、独立した専門的資格を有するウィリス・タワーズ・ワトソン・ホンコン・リミテッドの年金数理人によって定期的に行われる評価を基礎としている。当該方針では雇用主の拠出について、年金数理人からの継続的な提案に準拠して制度の積立を行うこととしている。使用される数理計算上の主要な仮定には、注記27（a）（ ）に開示されている割引率、長期予定昇給率及び年金給付上昇率の他、死亡率、離職率、短期的な給与水準の上昇に関する市場の期待を反映した調整が含まれる。年金制度に関する直近の年金数理評価は、2024年1月1日時点においてウィン・ルイ氏（FSA）を代表とする年金数理人によって行われた。当該評価によると、評価基準日において年金制度資産の合計は受給権が確定している確定給付債務の合計を上回っている。

確定給付退職金制度により、両グループは投資リスク、金利リスクにさらされており、またリターン保証制度により、給与変動リスクにさらされている。さらに、年金制度によって長寿リスク及びインフレーション・リスクにさらされている。

2025年12月31日に終了した事業年度において認識した退職金制度に係る費用及び収益は、香港会計基準第19号「従業員給付」に基づいて決定している。

() 連結財政状態計算書において認識した金額は以下の通りである。

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
確定給付退職金制度資産の公正価値	3,287	3,103
確定給付債務の現在価値	(2,096)	(2,106)
	1,191	997
分類区分：		
従業員退職給付制度資産	1,199	1,053
従業員退職給付制度債務	(8)	(56)
	1,191	997

上記資産 / 債務の一部が実現又は決済されるのに1年超を要するが、将来の拠出額は将来に提供されるサービス、将来の数理計算上の仮定及び市場環境の変動に関連することから、12ヵ月以内の支払債務を当該金額から区別することは実務的でない。

() 確定給付退職金制度における制度資産の公正価値の変動は、以下の通りである。

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
1月1日現在	3,103	3,085
利息収益	112	95
利息収益を除く制度資産から生じた収益	268	96
雇用主による制度への拠出	28	30
従業員による制度への拠出	9	9
給付支払	(233)	(212)
12月31日現在	3,287	3,103

両グループは2026年度において、55百万香港ドルを制度に拠出する予定である。

() 確定給付退職金制度における確定給付債務の現在価値の変動は、以下の通りである。

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
1月1日現在	2,106	2,308
当期勤務費用	33	36
利息費用	76	73
従業員による拠出	9	9
数理計算上の差異		
- 実績による修正	8	(11)
- 財務上の仮定の変更	101	(76)
- 人口統計学上の仮定の変更	(4)	(21)
給付支払	(233)	(212)
12月31日現在	2,096	2,106

() 有形固定資産の取得に係る人件費の資産計上前に、連結損益計算書において(収益) / 費用として認識した金額は以下の通りである。

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
当期勤務費用	33	36
純確定給付資産 / 債務に係る利息収益純額	(36)	(22)
	(3)	14

() 上記の(収益) / 費用は、連結損益計算書上、以下の勘定科目において認識されている。

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
直接原価	(4)	5
その他の営業費用	1	9
	(3)	14

() 連結包括利益計算書において認識した数理計算上の差異の累計額は、以下の通りである。

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
1月1日現在	964	760
純確定給付資産 / 債務の再測定により、連結包括利益計算書において認識した金額	163	204
12月31日現在	1,127	964

() 制度資産の主な構成は以下の通りである。

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
香港持分証券	287	236
欧州持分証券	133	101
北米持分証券	550	568
アジア・パシフィック諸国及びその他持分証券	183	147
グローバル債	2,047	2,009
預金、現金その他	87	42
	3,287	3,103

リスクとリターンに関して戦略的な投資意思決定が行われている。

() 12月31日時点において使用された主要な数理計算上の仮定は、以下の通りである。

	2025年	2024年
割引率		
- 年金制度	3.3%	3.9%
- リターン保証制度	2.7%	3.5%
長期予定昇給率	5.0%	5.0%
年金給付上昇率	2.5%	2.5%

() 感応度分析

(1) 年金制度

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
数理計算上の仮定	確定給付債務への影響	
割引率		
- 0.25%増加	(32)	(31)
- 0.25%減少	33	32
年金給付上昇率		
- 0.25%増加	32	31
- 0.25%減少	(31)	(30)
特定の年齢に使用される死亡率		
- 1年延長	(54)	(47)
- 1年短縮	55	47

(2) リターン保証制度

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
数理計算上の仮定	確定給付債務への影響	
割引率		
- 0.25%増加	(9)	(10)
- 0.25%減少	9	10
保証リターン率		
- 0.25%増加	9	10

上記の感応度分析は、他の全ての仮定が一定である場合のある仮定の変動に基づいている。実際には、仮定の中には相互に関連して変動するものもある。確定給付債務の重要な数理計算上の仮定に対する感応度を計算するにあたり、連結財政状態計算書において認識した退職給付債務を計算する場合と同様の方法（退職給付債務の現在価値を報告期間の終了時点において予測単位積増方式により計算する方法）を適用している。当該分析は2024年と同様の基準によって行われている。

（ ）確定給付債務の加重平均デュレーションは下表の通りである。

	2025年	2024年
年金制度	10.0 年	10.1 年
リターン保証制度	4.4 年	4.7 年

（ b ）確定拠出退職金制度

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
連結損益計算書において認識	85	81

受給権の失効した拠出金714,000香港ドル（2024年度：2,446,000香港ドル）を、当会計年度において受領している。受給権の失効した拠出金（すなわち、雇用主が拠出しているが、従業員が拠出金の全額を受領する権利を確定する前に制度から脱退する場合）は、既存の拠出金との相殺には使用されない。

28 その他の非流動負債

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
引当金（下記注記（ a ）参照）	1,470	1,400
リース負債（下記注記（ b ）参照）	1	1
	1,471	1,401

（ a ）引当金

	2025年 百万香港ドル
資産除去債務引当金	
1月1日現在	1,400
追加引当金	125
引当金の使用	(55)
12月31日現在	1,470

本電力供給契約では、HKエレクトリック・インベストメンツ社が有形固定資産を解体・撤去し、当該資産が設置されていた敷地の原状回復義務を負う範囲において、当該固定資産の取得時、若しくは、電力関連活動のための一定期間における使用に
応じて、最善の見積りにより資産除去債務引当金を計上することが求められている。

(b) リース負債

以下の表は、報告期間末日現在における契約上の満期までの残存期間ごとの、両グループのリース負債の一覧である。

	2025年		2024年	
	最低リース料の 現在価値 百万香港ドル	最低リース料 合計 百万香港ドル	最低リース料 の現在価値 百万香港ドル	最低リース料 合計 百万香港ドル
1年以内	2	2	1	1
1年超2年以内	1	1	1	1
	3	3	2	2
減算： 将来の支払利息合計		-		-
リース負債の現在価値		3		2

29 連結財政状態計算書における法人所得税**(a) 連結財政状態計算書における未払税金**

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
香港事業所得税		
当事業年度における香港事業所得税計上額	750	741
香港事業所得税の支払	(556)	(517)
	194	224

(b) 繰延税金負債

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
繰延税金負債	10,046	10,140

() 連結財政状態計算書において認識した繰延税金負債(資産)の内訳及び当事業年度における変動は以下の通りである。

百万香港ドル	減価償却差額	燃料費 調整勘定	確定給付 退職金制度	その他	合計
2024年1月1日現在	10,089	(9)	79	(35)	10,124
損益計上額	25	(27)	3	(1)	-
その他の包括利益計上額	-	-	33	(17)	16
2024年12月31日及び 2025年1月1日現在	10,114	(36)	115	(53)	10,140
損益計上額	3	(67)	5	(5)	(64)
その他の包括利益計上額	-	-	27	(57)	(30)
2025年12月31日現在	10,117	(103)	147	(115)	10,046

() 2025年12月31日現在及び2024年12月31日現在、両グループにおいて未計上の重要な繰延税金資産又は負債は存在しない。

30 資本、剰余金及び配当金

(a) 資本項目の変動

両グループの資本項目の期首残高から期末残高への変動については、連結持分変動計算書に記載されている。HKエレクトリック・インベストメンツ社の資本の個別項目の期首残高から期末残高への変動は、以下の通りである。

HKエレクトリック・インベストメンツ社

百万香港ドル	資本金 注記30 (b)	資本剰余金 注記30 (c)	ヘッジ損益 注記30 (d) ()	利益剰余金 注記30 (d) ()	提案済/ 宣言済 配当金 注記14	合計
2024年1月1日現在残高	8	47,472	230	4,739	1,422	53,871
2024年持分変動額：						
当期純利益	-	-	-	1,109	-	1,109
その他の包括利益	-	-	(53)	-	-	(53)
包括利益合計	-	-	(53)	1,109	-	1,056
前年度第2中間配当金 (注記14(c)参照)	-	-	-	-	(1,422)	(1,422)
第1中間配当金 (注記14(b)参照)	-	-	-	(1,408)	-	(1,408)
第2中間配当金提案額 (注記14(b)参照)	-	-	-	(1,422)	1,422	-
2024年12月31日及び 2025年1月1日現在残高	8	47,472	177	3,018	1,422	52,097
2025年持分変動額：						
当期純利益	-	-	-	2,524	-	2,524
その他の包括利益	-	-	(141)	-	-	(141)
包括利益合計	-	-	(141)	2,524	-	2,383
前年度第2中間配当金 (注記14(c)参照)	-	-	-	-	(1,422)	(1,422)
第1中間配当金 (注記14(b)参照)	-	-	-	(1,408)	-	(1,408)
第2中間配当金提案額 (注記14(b)参照)	-	-	-	(1,422)	1,422	-
2025年12月31日現在残高	8	47,472	36	2,712	1,422	51,650

全ての資本剰余金及び利益剰余金は分配可能である。HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会は、普通株式1株当たり16.09セント（2024年度：16.09セント）の第2中間配当金、総額1,422百万香港ドル（2024年度：合計1,422百万香港ドル）を期末配当の代わりに宣言した。このため、HKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会は期末配当を提案していない。

(b) 資本金

HKエレクトリック・インベストメンツ社

	2025年	
	株式数	額面価額 香港ドル
授權株式資本：		
普通株式（額面0.0005香港ドル） 1月1日及び12月31日現在	20,000,000,000	10,000,000
優先株式（額面0.0005香港ドル） 1月1日及び12月31日現在	20,000,000,000	10,000,000
発行済及び払込済資本金：		
普通株式（額面0.0005香港ドル） 1月1日及び12月31日現在	8,836,200,000	4,418,100
優先株式（額面0.0005香港ドル） 1月1日及び12月31日現在	8,836,200,000	4,418,100

	2024年	
	株式数	額面価額 香港ドル
授權株式資本：		
普通株式（額面0.0005香港ドル） 1月1日及び12月31日現在	20,000,000,000	10,000,000
優先株式（額面0.0005香港ドル） 1月1日及び12月31日現在	20,000,000,000	10,000,000
発行済及び払込済資本金：		
普通株式（額面0.0005香港ドル） 1月1日及び12月31日現在	8,836,200,000	4,418,100
優先株式（額面0.0005香港ドル） 1月1日及び12月31日現在	8,836,200,000	4,418,100

(c) 資本剰余金

資本剰余金は、本株式ステーブル受益証券の発行価額から引受手数料及びグローバル・オフリングに伴い資本に計上された上場費用を控除した金額の、普通株式及び優先株式の額面価額に対する超過額である。資本剰余金の取扱いは、ケイマン諸島会社法第34条及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の変更・書換済の基本定款及び付随定款において規定されている。

(d) その他の資本の構成要素の内容及び目的

() ヘッジ損益

ヘッジ損益はキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金とヘッジコスト剰余金を含む。キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、注記3(q)()に記載の会計方針に基づいて、キャッシュ・フロー・ヘッジに利用されたヘッジ手段に係る公正価値の純変動額の累積額（税効果考慮後）のうちヘッジが有効な部分で、ヘッジ対象となるキャッシュ・フローが未だ認識されていないものから構成される。香港財務報告基準第9号「金融商品」では、両グループが先物為替予約の先渡要素及び金融商品の外貨ベース・スプレッド（「除外された要素」）をヘッジ手段の指定から除外する場合、除外された要素はヘッジのコストとして区分して会計処理することができる。除外された要素に係る公正価値の変動は、ヘッジ対象に関連する範囲で資本の独立の内訳項目であるヘッジコスト剰余金として認識される。

以下の表は、ヘッジ損益の構成要素のリスク分類別の調整表及びヘッジ会計から生じたその他の包括利益の分析を示している。

(1) キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金

百万香港ドル	金利リスク	為替リスク	合計
2024年1月1日現在残高	406	627	1,033
その他の包括利益として認識したヘッジ手段の公正価値変動の有効部分	189	(77)	112
純損益への組替額（下記注記1参照）	(301)	-	(301)
その他の包括利益に貸方計上された純繰延税額	10	12	22
	(102)	(65)	(167)
ヘッジ対象の当初帳簿価額への振替額（税引後）（下記注記2参照）	-	5	5
2024年12月31日及び	304	567	871
2025年1月1日現在残高 （下記注記3参照）			
その他の包括利益として認識したヘッジ手段の公正価値変動の有効部分	(167)	171	4
純損益への組替額（下記注記1参照）	(141)	-	(141)
その他の包括利益に貸方／（借方）計上された純繰延税額	27	(28)	(1)
	(281)	143	(138)
ヘッジ対象の当初帳簿価額への振替額（税引後）（下記注記2参照）	-	10	10
2025年12月31日現在残高 （下記注記3参照）	23	720	743

（注1）純損益に振り替えられた金額は、連結損益計算書上「金融費用」として認識される。

（注2）ヘッジ対象の当初帳簿価額への振替額は、連結財政状態計算書上「有形固定資産」又は「棚卸資産」として認識される。

（注3）残高は継続中のヘッジに係るものである。

(2) ヘッジコスト剰余金

百万香港ドル	外貨ベース・スプレッド	先渡要素	合計
2024年1月1日現在残高	(14)	(941)	(955)
期間に関連したヘッジ対象に係るヘッジ			
- その他の包括利益として認識したヘッジ手段の公正価値変動の有効部分	22	60	82
- 純損益への組替額（下記注記1参照）	-	(63)	(63)
取引に関連したヘッジ対象に係るヘッジ			
- その他の包括利益として認識したヘッジ手段の公正価値変動の有効部分	-	12	12
- ヘッジ対象の当初帳簿価額への振替額（下記注記2参照）	-	(4)	(4)
その他の包括利益に借方計上された純繰延税額	(4)	(1)	(5)
2024年12月31日及び			
2025年1月1日現在残高 （下記注記3参照）	4	(937)	(933)
期間に関連したヘッジ対象に係るヘッジ			
- その他の包括利益として認識したヘッジ手段の公正価値変動の有効部分	1	(288)	(287)
- 純損益への組替額（下記注記1参照）	-	(65)	(65)
取引に関連したヘッジ対象に係るヘッジ			
- その他の包括利益として認識したヘッジ手段の公正価値変動の有効部分	-	2	2
- ヘッジ対象の当初帳簿価額への振替額（下記注記2参照）	-	(10)	(10)
その他の包括利益に貸方計上された純繰延税額	-	58	58
2025年12月31日現在残高 （下記注記3参照）	5	(1,240)	(1,235)

（注1）純損益に振り替えられた金額は、連結損益計算書上「金融費用」として認識される。

（注2）ヘッジ対象の当初帳簿価額への振替額は、連結財政状態計算書上「有形固定資産」又は「棚卸資産」として認識される。

（注3）残高は継続中のヘッジに係るものである。

() 利益剰余金

利益剰余金はHKエレクトリック・インベストメンツ社及び子会社において留保された累積利益、及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の確定給付資産/負債の再測定から生じた数理計算上の差異によって構成される。

(e) 資本の管理

両グループにおける資本管理の主たる目的は以下の通りである。

- 両グループが本株式ステーブル受益証券保有者に対するリターンの提供と他の利害関係者への利益の提供を継続できるよう、継続企業としての存続を前提とした両グループの能力を保護すること
- 合理的コストによる資金調達手段を確保することにより、本株式ステーブル受益証券保有者へリターンを提供すること
- 両グループの安定性及び将来の成長を支えること
- 両グループのリスク管理能力を強化するための資本を提供すること

両グループは定期的且つ能動的に、両グループにおける将来の資金需要、資本効率、予測収益性、予測営業キャッシュ・フロー、予測資金的支出及び予測投資機会を勘案した上で資本構成を見直し、管理している。

両グループは資本構成を純負債純資本比率に基づいてモニターしている。この目的において両グループは、純負債を有利子負債（連結財政状態計算書で表示されている）から銀行預金及び現金を控除した金額と定義している。また、純資本の定義には、純負債及び資本の全ての構成要素（連結財政状態計算書で表示されている）が含まれる。

2025年における両グループの戦略は、2024年と同様、負債水準を一定に保つことで合理的コストによる資金調達手段を確保することである。両グループは負債水準を一定に保つ又は調整するために、本信託証書に基づく本株式ステーブル受益証券保有者に対する分配金額の調整、本株式ステーブル受益証券の新規発行、負債による資金調達又は負債削減のための資産の売却を行っている。

2025年12月31日現在及び2024年12月31日現在における純負債純資本比率は以下の通りである。

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
銀行借入金及びその他有利子負債	50,556	50,810
銀行当座借越 - 無担保	-	45
控除：現金及び預金	(28)	(30)
純負債	50,528	50,825
総資本	49,315	49,290
純負債	50,528	50,825
純資本合計	99,843	100,115
純負債純資本比率	51%	51%

31 財務リスク管理及び金融商品の公正価値

両グループは、通常の業務上、信用リスク、流動性リスク、金利リスク及び為替リスクにさらされている。両グループの資金管理方針に基づいて、デリバティブは、営業、財務及び投資活動から発生する為替及び金利の変動に係るエクスポージャーをヘッジするためにのみ使用される。両グループは、デリバティブを売買又は投機を目的として保有又は発行しない。

(a) 信用リスク

両グループにおける信用リスクは、主として電力需要家に対する売掛金及びその他の債権、銀行預金、ヘッジを目的として相対取引を行ったデリバティブに係るものである。両グループにおいて信用リスクに関する方針が整備され、これらの信用リスクに対するエクスポージャーについて継続的にモニターされている。

HEC社は、電力需要家に対する売掛金及びその他の債権について、電力供給規則に基づいて、保証金又は銀行保証の形式で需要家から担保を取得している。担保がカバーする2025年12月31日現在の売掛金及びその他の債権合計額は441百万香港ドル（2024年12月31日現在：440百万香港ドル）である。与信に関する方針は注記21に記載されている。

両グループは、信用リスクを軽減するためにデリバティブ取引又は保証金を設定する場合、取引相手の信用格付けについての最低要求水準及び取引金額の上限を定めている。両グループの取引相手による債務不履行は想定されていない。

以下の表は、報告期間末日現在における契約上の満期日及び要求される可能性のある最短の支払日ごとの、両グループの非デリバティブ金融負債及びデリバティブの一覧であり、金額は契約上の割引前キャッシュ・フロー(契約上の金利、又は変動金利の場合は、報告期間末日の金利を基に計算した支払利息を含む。)に基づいている。

百万香港ドル	2025年					12月31日 現在の 帳簿価額
	契約上の割引前キャッシュ・アウトフロー(インフロー)					
	1年以内 又は要求払い	1年超 2年以内	2年超 5年以内	5年超	合計	
非デリバティブ 金融負債						
銀行借入金、その他の 借入金及び未払利息	23,458	7,022	13,461	17,543	61,484	50,741
買掛金及び未払費用	2,373	-	-	-	2,373	2,373
	25,831	7,022	13,461	17,543	63,857	53,114
デリバティブ						
純額決済：						
金利スワップ及び関 連未払利息	(139)	(31)	(30)	(20)	(220)	(149)
総額決済：						
クロス・カレン シー・スワップ及び 関連未払利息：						58
-アウトフロー	116	32	87	-	235	
-インフロー	(113)	(29)	(88)	-	(230)	
キャッシュ・フ ロー・ヘッジに利用 される先物外国為替 予約：						47
-アウトフロー	2,921	6,888	9,665	6,984	26,458	
-インフロー	(2,947)	(6,955)	(10,150)	(7,373)	(27,425)	
その他の先物外国為 替予約：						-
-アウトフロー	78	-	-	-	78	
-インフロー	(78)	-	-	-	(78)	

百万香港ドル	2024年					12月31日 現在の 帳簿価額
	契約上の割引前キャッシュ・アウトフロー（インフロー）					
	1年以内 又は要求払い	1年超 2年以内	2年超 5年以内	5年超	合計	
非デリバティブ 金融負債						
銀行借入金、その他の 借入金及び未払利息	2,555	23,384	10,247	27,936	64,122	51,019
銀行当座借越 - 無担 保	45	-	-	-	45	45
買掛金及び未払費用	2,460	-	-	-	2,460	2,460
	5,060	23,384	10,247	27,936	66,627	53,524
デリバティブ						
純額決済：						
金利スワップ及び関 連未払利息	(322)	(266)	(113)	(45)	(746)	(491)
総額決済：						
クロス・カレン シー・スワップ及び 関連未払利息：						81
-アウトフロー	201	116	95	24	436	
-インフロー	(198)	(113)	(88)	(29)	(428)	
キャッシュ・フ ロー・ヘッジに利用 される先物外国為替 予約：						(67)
-アウトフロー	3,638	-	7,923	10,340	21,901	
-インフロー	(3,660)	-	(8,175)	(10,893)	(22,728)	
その他の先物外国為 替予約：						-
-アウトフロー	5	-	-	-	5	
-インフロー	(5)	-	-	-	(5)	

(c) 金利リスク

両グループは、有利子資産及び有利子負債からの金利リスクにさらされている。金利リスクとは、市場金利の変動により金融商品の公正価値又は金融商品から生じる将来のキャッシュ・フローが変動するリスクである。両グループの金利リスクは主に長期の外部借入金に係るものである。

() 金利リスクのヘッジ

両グループの方針は、固定金利及び変動金利の借入金のバランスを維持することで、金利リスクを抑制するものである。また、両グループは資金管理方針に基づいてリスクを管理するため、クロス・カレンシー・スワップ及び金利スワップを行っている。

両グループは、クロス・カレンシー・スワップ及び金利スワップをキャッシュ・フロー・ヘッジ又は公正価値ヘッジに分類しており、注記3(q)に記載の会計方針に基づいて公正価値で計上している。クロス・カレンシー・スワップの外貨ベース・スプレッドはヘッジ手段の指定から除外され、資本の独立の内訳項目であるヘッジコスト剰余金として認識される。

両グループは、ベンチマーク金利のみをヘッジし、1：1のヘッジ比率の適用を図っている。クロス・カレンシー・スワップ/金利スワップと固定金利及び変動金利の借入との経済的関係性は、参照金利、金利期間、金利改定日、満期日、利払及び/又は受領日、スワップの想定元本及び借入金の元本残高を含む、重要な契約条件の一致に基づいて判断される。

これらのヘッジ関係におけるヘッジ非有効部分の主な発生原因は、以下の通りである。

- 取引相手及び両グループ自身の信用リスクがスワップの公正価値に及ぼす影響
- スワップと借入金の金利改定日の相違

() 金利構成

以下の表は、キャッシュ・フロー・ヘッジ又は公正価値ヘッジとして分類したクロス・カレンシー・スワップ及び金利スワップの効果考慮後の、報告期間末日における両グループの純有利子資産及び有利子負債に係る金利構成を表している（上記()参照）。

	2025年	2024年
	百万香港ドル	百万香港ドル
純固定利付資産 / (負債) :		
銀行借入金及びその他の借入金	(37,156)	(37,206)
純変動利付資産 / (負債) :		
銀行預金及び手元現金	28	30
銀行借入金及びその他の借入金	(13,400)	(13,604)
銀行当座借越 - 無担保	-	(45)
預り保証金	(2,546)	(2,507)
	(15,918)	(16,126)

() 感応度分析

2025年12月31日時点において、他の条件が一定と仮定すると、1%の金利の増加/減少によって、両グループの税引後純利益及び利益剰余金は128百万香港ドル（2024年12月31日現在：125百万香港ドル）減少/増加し、他の連結株主資本の構成要素は107百万香港ドル（2024年12月31日現在：188百万香港ドル）増加/減少すると試算された。

上記の感応度分析は、金利の変動が報告期間の末日において発生し、これが当該報告期間末日において存在するデリバティブ及び非デリバティブ双方の金利リスクに対して適用されると仮定して計算している。当該分析は2024年と同様の基準によって行われている。

(d) 為替リスク

両グループは、主に両グループの機能通貨以外の通貨建で行われる購買取引や借入からの為替リスクにさらされている。為替リスクが生じる通貨は、主に米ドル及び日本円である。

() 為替リスクのヘッジ

両グループの方針では、両グループの資金管理方針に基づいて外貨建借入金額の100%をヘッジすること及び予定取引に関して見積られた為替変動に係るエクスポージャーをヘッジすることとしている。また、両グループは為替リスクの管理、キャッシュ・フロー・ヘッジと公正価値ヘッジの区分及びそれらのヘッジを公正価値で計上するため、注記3(q)に記載されている方針に基づいて先物外国為替予約及びクロス・カレンシー・スワップを行っている。両グループは、先物外国為替予約の直物要素を指定して為替リスクをヘッジしている。先物外国為替予約の先渡要素は、ヘッジ手段の指定から除外してヘッジのコストとして区分して会計処理しており、ヘッジコスト剰余金として資本に認識されている。両グループは、先物為替予約の重要な契約条件をヘッジ対象の条件と整合させる方針を有している。

両グループはヘッジ比率を1:1に設定しており、先物為替予約と確定約定及び予定取引/外貨建借入の経済的関係性を、関連するキャッシュ・フローの通貨、金額及び発生時期に基づいて判断している。

これらのヘッジ関係におけるヘッジ非有効部分の主な発生原因は、以下の通りである。

- 取引相手及び両グループ自身の信用リスクが先物外国為替予約の公正価値に及ぼす影響
- ヘッジされた取引の発生時期の変化

両グループの借入は、先物外国為替予約及びクロス・カレンシー・スワップによって香港ドルにヘッジされているか又は香港ドル建で行われている。経営陣は両グループの借入金に関連する重要な為替リスクを想定していない。

（ ）為替リスクのエクスポージャー

以下の表は、報告期間末日における、両グループの機能通貨以外の通貨建の認識済資産及び負債から生じる為替リスクに対するエクスポージャーの詳細である。

	2025	
	百万米ドル	百万円
買掛金、その他の債務及び契約負債	(78)	(1,294)
銀行借入金及びその他の借入金	(2,319)	-
認識済資産及び負債に係るエクスポージャー総額	(2,397)	(1,294)
ヘッジ指定された先物外国為替予約の想定元本	1,369	-
ヘッジ指定されたクロス・カレンシー・スワップの想定元本	950	-
認識済資産及び負債に係るエクスポージャー純額	(78)	(1,294)

	2024	
	百万米ドル	百万円
買掛金、その他の債務及び契約負債	(67)	(1,236)
銀行借入金及びその他の借入金	(2,295)	-
認識済資産及び負債に係るエクスポージャー総額	(2,362)	(1,236)
ヘッジ指定された先物外国為替予約の想定元本	1,345	93
ヘッジ指定されたクロス・カレンシー・スワップの想定元本	950	-
認識済資産及び負債に係るエクスポージャー純額	(67)	(1,143)

（ ）感応度分析

以下の表は、香港ドルに対し各通貨が10%上昇した場合の、報告期間末日における両グループの税引後純利益（及び利益剰余金）及び連結株主資本の他の構成要素に与える影響を示したものである。

	2025年		2024年	
	税引後純利益及び利益剰余金の増加（減少）	連結株主資本の他の構成要素の増加（減少）	税引後純利益及び利益剰余金の増加（減少）	連結株主資本の他の構成要素の増加（減少）
百万円	(1)	-	(2)	-

香港ドルに対して各通貨が10%低下した場合の各報告期間末日における両グループの税引後純利益（及び利益剰余金）及び連結株主資本の他の構成要素に与える影響額は、上表の数値の正負を逆にした金額である。

上記の感応度分析は、外国為替レートの変化が、両グループが為替リスクを負っている金融商品の報告期間末日時点における再測定に適用され、他の全ての変数、特に金利が一定であることを前提としている。この点で、香港ドルと米ドルの間での固定為替相場が、他国通貨に対する米ドルの価値の変化によって実質的に影響を受けないことを前提としている。当該分析は2024年と同様の基準により行われている。

(e) ヘッジ会計

以下の表は、2025年12月31日に終了した事業年度及び2024年12月31日に終了した事業年度における両グループのヘッジ手段、ヘッジ対象及びヘッジされるリスクを表している。

() キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段	2025										
	満期日	加重平均 固定ス ワップ レート/契 約レート	ヘッジ手段の想定 元本残高 百万香港ドル	連結財政状態計算書において認識されている 帳簿価額				ヘッジ非有効部分を算定するために 使用した公正価値の変動			
				非流動資産 に計上され ているデリ バティブ 百万香港 ドル	売掛金 及びそ の他の 債権 百万香 港ドル	非流動負債に 計上されて いるデリバティ ブ 百万香港 ドル	買掛金、 その他の 債務及び 契約負債 百万香港 ドル	ヘッジ 手段 百万香港 ドル	ヘッジ 対象 百万香港 ドル	純損益に認識 したヘッジ非 有効部分 百万香港 ドル	
(1) 外貨建借入金の為替リスク及び変動金利の借入金の金利リスクのヘッジ											
クロス・カ レンシー・ス ワップ及び金 利スワップ	2026年-2035 年	2.09%	27,668	154	5	(72)	(1)	(167)	167	-	
(2) 確定約定及び予定取引の為替リスクのヘッジ											
先物外国為替 予約	2026年-2035 年	下記注 記参照	13,587	42	6	(105)	-	98	(98)	-	
(3) 外貨建借入金の為替リスクのヘッジ											
先物外国為替 予約	2027年-2035 年	下記注 記参照	12,806	80	-	(70)	-	73	(73)	-	

ヘッジ手段	2024										
	満期日	加重平均 固定ス ワップ レート/契 約レート	ヘッジ手段の想定 元本残高 百万香港ドル	連結財政状態計算書において認識されている 帳簿価額				ヘッジ非有効部分を算定するために 使用した公正価値の変動			
				非流動資産 に計上され ているデリ バティブ 百万香港 ドル	売掛金 及びそ の他の 債権 百万香 港ドル	非流動負債に 計上されて いるデリバティ ブ 百万香港 ドル	買掛金、 その他の 債務及び 契約負債 百万香港 ドル	ヘッジ 手段 百万香港 ドル	ヘッジ 対象 百万香港 ドル	純損益に認識 したヘッジ非 有効部分 百万香港 ドル	
(1) 外貨建借入金の為替リスク及び変動金利の借入金の金利リスクのヘッジ											
クロス・カ レンシー・ス ワップ及び金 利スワップ	2026年-2035 年	2.09%	27,668	483	-	(89)	-	189	(189)	-	
(2) 確定約定及び予定取引の為替リスクのヘッジ											
先物外国為替 予約	2025年-2034 年	下記注 記参照	11,339	40	2	(41)	(1)	(31)	31	-	
(3) 外貨建借入金の為替リスクのヘッジ											
先物外国為替 予約	2027年-2034 年	下記注 記参照	10,546	93	-	(26)	-	(46)	46	-	

（ ）公正価値ヘッジ

ヘッジ手段	2025										
	満期日	加重平均 変動ス ワップ レート/ 契約レ ート	想定元本残 高 百万香港ド ル	連結財政状態計算書において認識されてい る帳簿価額				ヘッジ非有効部分を算定するために 使用した公正価値の変動			
				非流動資 産に計上 されてい るデリバ ティブ 百万香港 ドル	売掛金及 びその他 の債権 百万香港 ドル	非流動負 債に計上 されてい るデリバ ティブ 百万香港 ドル	買掛金、 その他の 債務及び 契約負債 百万香港 ドル	ヘッジ 手段 百万香港 ドル	ヘッジ 対象 百万香港 ドル	純損益に認識 したヘッジ非 有効部分 百万香港 ドル	
先物外国為替予約	2026年	下記参 照	78	-	-	-	-	-	-	-	

ヘッジ対象	2025		
	ヘッジ対象の 帳簿価額 (公正価値ヘッジ調整 の累計額を含む)	ヘッジ対象の 公正価値ヘッジ 調整累計額	ヘッジ対象が含まれる 連結財政状態計算書の 勘定科目
	百万香港ドル	百万香港ドル	
金融負債	(78)	-	買掛金、その他の債務 及び契約負債

ヘッジ手段	2024										
	満期日	加重平均 変動ス ワップ レート/ 契約レ ート	想定元本残 高 百万香港ド ル	連結財政状態計算書において認識されてい る帳簿価額				ヘッジ非有効部分を算定するために 使用した公正価値の変動			
				非流動資 産に計上 されてい るデリバ ティブ 百万香港 ドル	売掛金及 びその他 の債権 百万香港 ドル	非流動負 債に計上 されてい るデリバ ティブ 百万香港 ドル	買掛金、 その他の 債務及び 契約負債 百万香港 ドル	ヘッジ 手段 百万香港 ドル	ヘッジ 対象 百万香港 ドル	純損益に認識 したヘッジ非 有効部分 百万香港 ドル	
先物外国為替予約	2025年	下記参 照	5	-	-	-	-	-	-	-	

ヘッジ対象	2024		
	ヘッジ対象の 帳簿価額 (公正価値ヘッジ調整 の累計額を含む)	ヘッジ対象の 公正価値ヘッジ 調整累計額	ヘッジ対象が含まれる 連結財政状態計算書の 勘定科目
	百万香港ドル	百万香港ドル	
金融負債	(5)	-	買掛金、その他の債務 及び契約負債

以下の表は、報告期間末における先物外国為替予約残高の加重平均契約レートに関する情報を表している。

	2025年	2024年
加重平均契約レート		
USD : HKD	7.4313	7.4954
JPY : HKD	-	0.0510
JPY : USD	-	152.8640

(f) 公正価値の測定

以下の表は、継続的に報告期間末において測定される両グループの金融資産の公正価値を表しており、香港財務報告基準第13号「公正価値評価」が定義する3つのレベルの公正価値ヒエラルキーに分類されている。分類される公正価値測定のレベルは、以下の通り、評価技法に利用されたインプットの観察可能性と重要性に基づいて決定される。

- レベル1評価：レベル1のインプット、すなわち、測定日において同一の資産又は負債に関する活発な市場における未調整の相場価額のみを用いて測定された公正価値
- レベル2評価：レベル2のインプット、すなわち、レベル1の要件は満たさないが観察可能なインプットを用いて測定された公正価値で、重要な観察可能でないインプットを用いていないもの。観察可能でないインプットとは、市場データが入手可能でないインプットをいう。
- レベル3評価：重要な観察可能でないインプットを用いて測定された公正価値

() 継続的な公正価値測定

	注記	レベル2	
		2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
金融資産			
デリバティブ：			
- クロス・カレンシー・スワップ	31(a)	2	-
- 金利スワップ	31(a)	157	483
- 先物外国為替予約	31(a)	128	135
		287	618
金融負債			
デリバティブ：			
- クロス・カレンシー・スワップ	31(a)	66	88
- 金利スワップ	31(a)	7	1
- 先物外国為替予約	31(a)	175	68
		248	157

() 公正価値以外で計上される金融商品の公正価値

売掛金及びその他の債権、買掛金、その他の債務及び契約負債、外部借入金は、取得原価又は償却原価で計上されており、2025年12月31日現在及び2024年12月31日現在、計上額とそれらの公正価値との間に重要な乖離は生じていない。

() 評価技法及びレベル2の公正価値測定におけるインプット

先物外国為替予約の公正価値は、報告期間末における市場の先物為替レートを使用して決定される。クロス・カレンシー・スワップ及び金利スワップの公正価値は、契約からの将来キャッシュ・フローを現在の市場金利で割り引くことによって決定される。

32 コミットメント

(a) 財務諸表に計上されていない、12月31日現在の両グループの未履行の資本的支出コミットメントは、以下の通りである。

	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
契約締結済： 有形固定資産購入目的の資本的支出	8,935	7,437
契約未締結（承認済）： 有形固定資産購入目的の資本的支出	16,583	17,967

(b) 2025年12月31日現在のジョイント・ベンチャーの資本的支出コミットメントに対する両グループの持分は5百万香港ドル（2024年：19百万香港ドル）である。

2025年12月31日現在のジョイント・ベンチャーのリース及びその他のコミットメントに対する両グループの持分は約494百万香港ドル（2024年：531百万香港ドル）である。

33 偶発債務

2025年12月31日現在、両グループは、外部の当事者に対する保証又は補償の義務を負っていない（2024年12月31日現在：なし）。

34 重要な関連当事者取引

当期における両グループの重要な関連当事者取引は、以下の通りである。

(a) 本株式ステーブル受益証券保有者

PAH社グループから回収したサポート・サービス費用

その他の営業費用には、PAH社グループへのサポート・サービス及びオフィス設備の提供のために発生したサポート・サービス費用の回収額46百万香港ドル（2024年度：46百万香港ドル）が含まれている。サポート・サービス費用は、サービス及び設備の提供又は調達のために発生した総費用に基づいて、サービス提供に要した職員の時間を考慮し、PAH社グループに公正且つ公平に割り当てられる。

2025年12月31日現在、PAH社グループに対する債権の未決済残高は5百万香港ドル（2024年度：5百万香港ドル）である。

(b) ジョイント・ベンチャー

() 両グループが実施したHKLTL社への株主ローン・ファシリティ契約の詳細及び2025年12月31日現在の貸付残高は注記19に開示されている。

() HKLTL社に支払われる金額は無担保、無利子で、返済期限は定められていない。

() 株主ローン・ファシリティ契約に関連し、当期に計上されたHKLTL社からの受取利息は38百万香港ドル（2024年度：38百万香港ドル）である。

() HEC社、CAPCO社及びHKLTL社間で締結されたターミナルの使用に係る契約に基づいて、HKLTL社は218百万香港ドル分（2024年度：222百万香港ドル）の経営サービス費用及び90百万香港ドル分（2024年度：88百万香港ドル）の施設サービス費用を回収した。

() HEC社及びHKLTL社間で締結された出向契約及びマスターサービスに係る契約に基づいて、HEC社は、HKLTL社への様々な企業サポートを実施する。2025年度において、HKLTL社はHEC社に対し8百万香港ドル分のサービス費用を払い戻した（2024年度：7百万香港ドル）。

(c) 経営幹部の報酬

両グループの経営幹部（取締役を含む）の報酬は注記12に開示されている。

(d) 関連取引への香港上場規則の適用

上記34(a)に記載した関連当事者取引は、香港上場規則第14A章が定義する継続的関連取引に該当するが、当該取引について香港上場規則第14A章で要求される開示は免除されている。

35 HKエレクトリック・インベストメンツ社の財政状態計算書

	注記	2025年 百万香港ドル	2024年 百万香港ドル
非流動資産			
子会社投資		60,338	60,637
デリバティブ		34	177
		60,372	60,814
流動資産			
売掛金及びその他の債権		40	49
現金及び預金		1	1
		41	50
流動負債			
買掛金及びその他の債務		(63)	(77)
一年以内返済銀行借入金		(8,698)	-
		(8,761)	(77)
正味流動負債		(8,720)	(27)
流動負債控除後の資産合計		51,652	60,787
非流動負債			
銀行借入金		-	(8,690)
デリバティブ		(2)	-
		(2)	(8,690)
純資産		51,650	52,097
資本金及び剰余金	30 (a)		
資本金		8	8
剰余金		51,642	52,089
資本合計		51,650	52,097

2026年3月17日付の取締役会にて承認された。

チェン・チョー・イン, フランス

取締役

チャン・ロイ・シュン

取締役

36 本トラスト・グループの本株式ステーブル受益証券の大量保有者

本トラスト・グループの本株式ステーブル受益証券は香港証券取引所のメインボードに上場されており、一般に広く保有されている。2025年12月31日現在、PAH社、ステート・グリッド社及びカタル投資庁が、それぞれ発行済本株式ステーブル受益証券の約33.37%、21.00%及び19.90%を保有しており、本株式ステーブル受益証券の大量保有者と認識されている。

37 重要な会計上の判断及び見積り

両グループの会計方針の適用に当たって取締役が使用した方法、見積り及び判断は、両グループの財政状態及び経営成績に対して重要な影響を与える。一部の会計方針は、本質的に不確実性を有する事項について、両グループによる見積り及び判断の適用を要求している。両グループの会計方針に適用されている重要な会計上の判断は以下の通りである。

(a) 減価償却及び償却

有形固定資産は、見積残存価額を考慮の上、見積耐用年数に渡って定額法で減価償却される。両グループは、資産の耐用年数、及び該当ある場合には残存価額を年次で見直している。借地権は残存リース期間又はリース資産の予想耐用年数のうち短い方の期間に渡って定額法で償却される。償却期間及び償却方法は年次で見直しされる。将来期間に係る減価償却費及び償却費は、過去の見積りからの重要な変更があった場合に調整される。

(b) 減損

両グループは、各報告期間末日において両グループの有形固定資産及び借地権が減損している兆候がないかを検討し、注記3(h)()に記載の会計方針に基づいて、のれんの減損の有無を年次でテストしている。

両グループの有形固定資産、借地権及びのれんについて計上すべき可能性のある減損損失を検討するにあたり、回収可能価額を決定する必要がある。回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のうちいずれか大きい方の金額である。市場価格が容易に入手可能ではないため、処分コスト控除後の公正価値の正確な見積りは困難である。使用価値の算定に当たっては、資産又はのれんが配分された資金生成単位から生み出される予測キャッシュ・フローを現在価値に割り引くが、これには重要な判断を伴う。両グループは、回収可能価額の合理的な近似値を決定するために、全ての入手可能な情報を利用する。

上記によって認識される減損損失の多寡は、将来の期間に係る純利益に影響を与える。

2025年12月31日に終了した会計年度におけるのれんの減損テストに使用された主要な仮定については、注記17を参照のこと。

38 2025年12月31日に終了した事業年度において公表されているが発効していない改訂、新基準及び解釈指針の影響

本財務諸表の発行日までに、香港公認会計士協会はいくつかの新基準及び改訂基準を公表したが、これらは2025年12月31日に終了した事業年度において効力を生じておらず、本財務諸表において適用されていない。これらには、両グループに影響を及ぼす可能性のある以下の改訂が含まれている。

	適用される会計期間の開始日
香港財務報告基準第9号「金融商品」及び香港財務報告基準第7号「金融商品：開示」の改訂「金融商品の分類及び測定に関する基準の改訂」	2026年1月1日
香港財務報告基準第9号「金融商品」及び香港財務報告基準第7号「金融商品：開示」の改訂「自然依存電力を参照する契約」	2026年1月1日
香港財務報告基準の年次改善（第11集）	2026年1月1日
香港財務報告基準第18号「財務諸表における表示及び開示」	2027年1月1日
香港財務報告基準第19号「公的説明責任のない子会社：開示」	2027年1月1日
香港財務報告基準第19号の改訂「公的説明責任のない子会社：開示」	2027年1月1日

両グループは、適用初年度における当該改訂の影響について評価を行っている。これまでのところ、下記を除き、上記の適用が両グループの連結財務諸表に重要な影響を与える可能性は低いと結論付けている。

香港財務報告基準第18号「財務諸表における表示及び開示」

香港財務報告基準第18号は香港会計基準第1号「財務諸表の表示」に代わる基準であり、企業の財務諸表に関する情報の透明性と比較可能性を高めるための新たな要求事項を導入する。香港財務報告基準第18号は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から効力を生じ、遡及適用される。

この要求事項には、(i) 連結損益計算書において、すべての収益及び費用は「営業」「投資」「財務」「非継続事業」「法人所得税」の5つの区分のいずれかに分類されなければならないこと、(ii) 「営業利益」と「財務及び法人所得税前利益」の新たな小計を連結損益計算書に表示しなければならないこと、(iii) 経営者が定義した業績指標（MPM）を連結財務諸表に単一の注記で開示しなければならないこと、(iv) 営業キャッシュ・フローを間接法によって表示する場合、連結キャッシュ・フロー計算書において「営業利益」を起点として表示しなければならないこと、利息の受取額及び利息の支払額はそれぞれ単一の区分に分類しなければならないことが含まれている。

本基準の適用が、両グループの経営成績や財政状態に重要な影響を与える可能性は低い。両グループは現在、香港財務報告基準第18号が連結財務諸表に与える影響、特に連結損益計算書における収益及び費用の区分、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書の構成、及びMPMに関して要求される追加開示の影響について評価を行っている。

[前へ](#)[次へ](#)

Financial Statements

Consolidated Statement of Profit or Loss of the Trust and of the Company

For the year ended 31 December 2025
(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2025 \$ million	2024 \$ million
Revenue	5	12,125	12,057
Direct costs		(6,041)	(5,598)
		6,084	6,459
Other revenue and other net income	7	77	81
Other operating costs	8	(1,113)	(1,052)
Operating profit		5,048	5,488
Finance costs	9	(1,284)	(1,408)
Profit before taxation	10	3,764	4,080
Income tax:	11		
Current		(750)	(741)
Deferred		64	-
		(686)	(741)
Profit after taxation		3,078	3,339
Scheme of Control transfers	13(b)	71	(228)
Profit for the year attributable to the holders of Share Stapled Units/shares of the Company		3,149	3,111
Earnings per Share Stapled Unit/share of the Company			
Basic and diluted	15	35.64 cents	35.21 cents

The notes on pages 95 to 167 form part of these consolidated financial statements.

As explained in note 2, the consolidated financial statements of the Trust and the consolidated financial statements of the Company are presented together.

Details of distributions/dividends payable to holders of Share Stapled Units/shares of the Company attributable to the profit for the year are set out in note 14.

Consolidated Statement of Comprehensive Income of the Trust and of the Company

For the year ended 31 December 2025

(Expressed in Hong Kong dollars)

	2025 \$ million	2024 \$ million
Profit for the year attributable to the holders of Share Stapled Units/shares of the Company	3,149	3,111
Other comprehensive income for the year, after tax and reclassification adjustments		
Items that will not be reclassified to profit or loss		
Defined benefit retirement schemes:		
Remeasurement of net defined benefit asset/liability	163	204
Net deferred tax charged to other comprehensive income	(27)	(33)
	136	171
Cash flow hedges:		
Effective portion of changes in fair value of hedging instruments recognised during the year	3	(12)
Cost of hedging – changes in fair value	2	12
Net deferred tax charged to other comprehensive income	(1)	–
	4	–
	140	171
Items that may be reclassified subsequently to profit or loss		
Cash flow hedges:		
Effective portion of changes in fair value of hedging instruments recognised during the year	1	124
Reclassification adjustments for amounts transferred to profit or loss	(141)	(301)
Cost of hedging – changes in fair value	(287)	82
Cost of hedging – reclassified to profit or loss	(65)	(63)
Net deferred tax credited to other comprehensive income	58	17
	(434)	(141)
Total comprehensive income for the year attributable to the holders of Share Stapled Units/shares of the Company	2,855	3,141

The notes on pages 95 to 167 form part of these consolidated financial statements.

As explained in note 2, the consolidated financial statements of the Trust and the consolidated financial statements of the Company are presented together.

Financial Statements

Consolidated Statement of Financial Position of the Trust and of the Company

At 31 December 2025
(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2025 \$ million	2024 \$ million
Non-current assets			
Property, plant and equipment		75,472	75,113
Interests in leasehold land held for own use		4,642	4,837
	16	80,114	79,950
Goodwill	17	33,623	33,623
Interest in a joint venture	19	929	887
Derivative financial instruments	26	276	616
Employee retirement benefit scheme assets	27(a)	1,199	1,053
		116,141	116,129
Current assets			
Inventories	20	931	982
Trade and other receivables	21	1,351	1,358
Bank deposits and cash	22(a)	28	30
		2,310	2,370
Current liabilities			
Trade and other payables and contract liabilities	23	(2,665)	(2,787)
Fuel Clause Recovery Account	24	(626)	(215)
Current portion of bank loans and other interest-bearing borrowings	25	(22,477)	(727)
Bank overdrafts – unsecured		–	(45)
Current tax payable	29(a)	(194)	(224)
		(25,962)	(3,998)
Net current liabilities		(23,652)	(1,628)
Total assets less current liabilities		92,489	114,501
Non-current liabilities			
Bank loans and other interest-bearing borrowings	25	(28,079)	(50,083)
Derivative financial instruments	26	(247)	(156)
Customers' deposits		(2,546)	(2,507)
Deferred tax liabilities	29(b)	(10,046)	(10,140)
Employee retirement benefit scheme liabilities	27(a)	(8)	(56)
Other non-current liabilities	28	(1,471)	(1,401)
		(42,397)	(64,343)
Scheme of Control Fund and Reserve	13(c)	(777)	(868)
Net assets		49,315	49,290
Capital and reserves			
Share capital	30(b)	8	8
Reserves		49,307	49,282
Total equity		49,315	49,290

Approved and authorised for issue by the Boards on 17 March 2026.

Cheng Cho Ying, Francis
Director

Chan Loi Shun
Director

The notes on pages 95 to 167 form part of these consolidated financial statements.

As explained in note 2, the consolidated financial statements of the Trust and the consolidated financial statements of the Company are presented together.

Consolidated Statement of Changes in Equity of the Trust and of the Company

For the year ended 31 December 2025
(Expressed in Hong Kong dollars)

	Attributable to holders of Share Stapled Units/shares of the Company					Total
	Share capital (note 30(b))	Share premium (note 32(c))	Hedging reserve (note 30(d)(i))	Revenue reserve (note 30(d)(ii))	Proposed/ declared distribution/ dividend (note 14)	
\$ million						
Balance at 1 January 2024	8	47,472	78	(2)	1,422	48,978
Changes in equity for 2024:						
Profit for the year	-	-	-	3,111	-	3,111
Other comprehensive income	-	-	(141)	171	-	30
Total comprehensive income	-	-	(141)	3,282	-	3,141
Amounts transferred to the initial carrying amount of hedged items, net of tax	-	-	1	-	-	1
Final distribution/second interim dividend in respect of previous year approved and paid (see note 14(c))	-	-	-	-	(1,422)	(1,422)
Interim distribution/first interim dividend paid (see note 14(b))	-	-	-	(1,408)	-	(1,408)
Proposed final distribution/second interim dividend (see note 14(b))	-	-	-	(1,422)	1,422	-
Balance at 31 December 2024 and 1 January 2025	8	47,472	(62)	450	1,422	49,290
Changes in equity for 2025:						
Profit for the year	-	-	-	3,149	-	3,149
Other comprehensive income	-	-	(430)	136	-	(294)
Total comprehensive income	-	-	(430)	3,285	-	2,855
Final distribution/second interim dividend in respect of previous year approved and paid (see note 14(c))	-	-	-	-	(1,422)	(1,422)
Interim distribution/first interim dividend paid (see note 14(b))	-	-	-	(1,408)	-	(1,408)
Proposed final distribution/second interim dividend (see note 14(b))	-	-	-	(1,422)	1,422	-
Balance at 31 December 2025	8	47,472	(492)	905	1,422	49,315

The notes on pages 95 to 167 form part of these consolidated financial statements.

As explained in note 2, the consolidated financial statements of the Trust and the consolidated financial statements of the Company are presented together.

Financial Statements

Consolidated Cash Flow Statement of the Trust and of the Company

For the year ended 31 December 2025
(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2025 \$ million	2024 \$ million
Operating activities			
Cash generated from operations	22(b)	9,194	9,049
Interest paid		(1,161)	(1,307)
Interest received		39	39
Hong Kong Profits Tax paid		(780)	(1,406)
Net cash generated from operating activities		7,292	6,375
Investing activities			
Payment for the purchase of property, plant and equipment and capital stock		(3,743)	(3,769)
Capitalised interest paid		(159)	(231)
New loan to a joint venture		(69)	(18)
Loan repaid from a joint venture		27	26
Proceeds from disposal of property, plant and equipment		1	1
Net cash used in investing activities		(3,943)	(3,991)
Financing activities			
Proceeds from bank loans	22(c)	–	697
Repayment of bank loans	22(c)	(213)	–
Redemption of medium term notes	22(c)	(300)	(300)
Payment of lease liabilities	22(c)	(3)	(2)
New customers' deposits	22(c)	336	325
Repayment of customers' deposits	22(c)	(297)	(267)
Distributions/dividends paid		(2,830)	(2,830)
Net cash used in financing activities		(3,307)	(2,377)
Net increase in cash and cash equivalents		42	7
Cash and cash equivalents at 1 January		(15)	(23)
Effect of foreign exchange rate changes		1	1
Cash and cash equivalents at 31 December	22(a)	28	(15)

The notes on pages 95 to 167 form part of these consolidated financial statements.

As explained in note 2, the consolidated financial statements of the Trust and the consolidated financial statements of the Company are presented together.

Notes to the Financial Statements of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

1. General information

HK Electric Investments Limited (the "Company") was incorporated in the Cayman Islands on 23 September 2013 as an exempted company with limited liability under the Companies Law 2011 (as consolidated and revised) of the Cayman Islands. The Company has established a principal place of business in Hong Kong at Hongkong Electric Centre, 44 Kennedy Road, Hong Kong. The principal activity of the Company is investment holding.

On 1 January 2014, HK Electric Investments (the "Trust") was constituted as a trust by a Hong Kong law governed Trust Deed entered into between HK Electric Investments Manager Limited (the "Trustee-Manager", in its capacity as the trustee-manager of the Trust) and the Company. The scope of activity of the Trust as provided in the Trust Deed is limited to investing in the Company.

The Share Stapled Units structure comprises (1) a unit in the Trust; (2) a beneficial interest in a specifically identified ordinary share in the Company which is linked to the unit and held by Trustee-Manager as legal owner in its capacity as trustee-manager of the Trust; and (3) a specifically identified preference share in the Company which is "stapled" to the unit. The Share Stapled Units are jointly issued by the Trust and the Company and listed on the Main Board of The Stock Exchange of Hong Kong Limited (the "Stock Exchange").

2. Basis of presentation

Pursuant to the Trust Deed, the Trust and the Company are each required to prepare their own sets of financial statements on a consolidated basis. The consolidated financial statements of the Trust for the year ended 31 December 2025 comprise the consolidated financial statements of the Trust, the Company and its subsidiaries (together the "Trust Group") and the Trust Group's interest in a joint venture. The consolidated financial statements of the Company for the year ended 31 December 2025 comprise the consolidated financial statements of the Company and its subsidiaries (together the "Group") and the Group's interest in a joint venture.

The Trust controls the Company and the sole activity of the Trust during the year ended 31 December 2025 was investing in the Company. Therefore, the consolidated results and financial position that would be presented in the consolidated financial statements of the Trust are identical to the consolidated results and financial position of the Company with the only differences being disclosures of share capital of the Company. The Directors of the Trustee-Manager and Directors of the Company believe that it is clearer to present the consolidated financial statements of the Trust and of the Company together. The consolidated financial statements of the Trust and the consolidated financial statements of the Company are presented together to the extent they are identical and are hereinafter referred as the "consolidated financial statements of the Trust and of the Company".

The consolidated statement of profit or loss, consolidated statement of comprehensive income, consolidated statement of financial position, consolidated statement of changes in equity, consolidated cash flow statement, material accounting policies and the related explanatory information are common to the Trust and the Company. Information specific to the Company are disclosed separately in the relevant explanatory information in notes to the consolidated financial statements.

The Trust Group and the Group are referred as the "Groups".

Financial Statements

Notes to the Financial Statements of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

3. Material accounting policies

(a) Statement of compliance

These financial statements have been prepared in accordance with HKFRS Accounting Standards, which is a collective term that includes all applicable individual Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs"), Hong Kong Accounting Standards ("HKASs") and Interpretations issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA"), accounting principles generally accepted in Hong Kong and the disclosure requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. These financial statements also comply with the applicable disclosure provisions of the Rules Governing the Listing of Securities on The Stock Exchange of Hong Kong Limited. Material accounting policies adopted by the Groups are disclosed below.

The HKICPA has issued certain new or amended HKFRS Accounting Standards that are first effective or available for early adoption for the current accounting period of the Groups. Note 4 provides information on any changes in accounting policies resulting from initial application of these developments to the extent that they are relevant to the Groups for the current and prior accounting periods reflected in these financial statements.

(b) Basis of preparation of the financial statements

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis except as explained in the accounting policies set out below.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRS Accounting Standards requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Judgements made by management in the application of HKFRS Accounting Standards that have significant effect on the financial statements and major sources of estimation uncertainty are discussed in note 37.

(c) Subsidiaries

Subsidiaries are entities controlled by the Groups. The Groups control an entity when the Groups are exposed, or have the rights, to variable returns from their involvement with the entity and have the ability to affect those returns through their power over the entity. When assessing whether the Groups have power, only substantive rights (held by the Groups or other parties) are considered.

Investments in subsidiaries are consolidated into the consolidated financial statements from the date that control commences until the date that control ceases. Intra-group balances, transactions and cash flows and any unrealised profits arising from intra-group transactions are eliminated in full in preparing the consolidated financial statements. Unrealised losses resulting from intra-group transactions are eliminated in the same way as unrealised gains but only to the extent that there is no evidence of impairment.

Changes in the Groups' interests in a subsidiary that do not result in a loss of control are accounted for as equity transactions, whereby adjustments are made to the amounts of controlling and non-controlling interests within consolidated equity to reflect the change in relative interests, but no adjustments are made to goodwill and no gain or loss is recognised.

When the Groups lose control of a subsidiary, it is accounted for as a disposal of the entire interest in that subsidiary, with a resulting gain or loss being recognised in profit or loss. Any interest retained in that former subsidiary at the date when control is lost is recognised at fair value and this amount is regarded as the fair value on initial recognition of a financial asset or, when appropriate, the cost on initial recognition of an investment in a joint venture or an associate.

In the Company's statement of financial position, investments in subsidiaries are stated at cost less impairment losses (see note 3(h)(ii)).

(d) Joint venture

A joint venture is an arrangement in which the Groups or the Company have joint control, whereby the Groups or the Company have the rights to the net assets of the arrangement, rather than rights to its assets and obligations for its liabilities.

An interest in a joint venture is accounted for using the equity method, unless it is classified as held for sale (or included in a disposal group that is classified as held for sale). It is initially recorded at cost, which includes transaction costs. Subsequently, the consolidated financial statements include the Groups' share of the profit or loss and other comprehensive income of that investee, until the date on which joint control ceases.

When the Groups' share of losses exceeds their interest in the joint venture, the Groups' interest is reduced to nil and recognition of further losses is discontinued except to the extent that the Groups have incurred legal or constructive obligations or made payments on behalf of the investee. For this purpose, the Groups' interest is the carrying amount of the investment under the equity method, together with any other long-term interests that in substance form part of the Groups' net investment in the joint venture, after applying the expected credit loss ("ECL") model to such other long-term interests where applicable (see note 3(h)(i)).

Unrealised gains arising from transactions with equity-accounted investee are eliminated against the investment to the extent of the Groups' interest in the investee. Unrealised losses are eliminated in the same way as unrealised gains, but only to the extent there is no evidence of impairment.

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

3. Material accounting policies (continued)

(e) Goodwill

Goodwill represents the excess of:

- (i) the aggregate of the fair value of the consideration transferred; over
- (ii) the net fair value of the acquiree's identifiable assets and liabilities measured as at the acquisition date.

When (ii) is greater than (i), then this excess is recognised immediately in profit or loss as a gain on a bargain purchase.

Goodwill arising on acquisition of businesses is measured at cost less accumulated impairment losses and is tested annually for impairment (see note 3(h)(ii)).

(f) Property, plant and equipment, interests in leasehold land and depreciation and amortisation

- (i) Property, plant and equipment including right-of-use assets arising from leases over leasehold properties where the Groups are not registered owner of the property interest, other than assets under construction, are stated at cost less accumulated depreciation (see note 3(f)(viii)) and any accumulated impairment losses (see note 3(h)(ii)).
- (ii) Assets under construction are stated at cost less impairment losses (see note 3(h)(ii)), and are not depreciated. Assets under construction are transferred to appropriate class of property, plant and equipment when completed and ready for use.
- (iii) The cost of self-constructed items of property, plant and equipment includes the cost of materials, direct labour, the initial estimate, where relevant, of the costs of dismantling and removing the items and restoring the site on which they are located and an appropriate proportion of production overheads and borrowing costs (see note 3(v)).
- (iv) Subsequent expenditure to replace a component of an item of property, plant and equipment that is accounted for separately, or to improve its operational performance is included in the item's carrying amount or recognised as a separate item as appropriate when it is probable that future economic benefits in excess of the originally assessed standard of performance of the existing asset will flow to the Groups and the cost of the item can be measured reliably. All other subsequent expenditure is recognised as an expense in the period in which it is incurred.
- (v) Gains or losses arising from the retirement or disposal of an item of property, plant and equipment are determined as the difference between the net disposal proceeds and the carrying amount of the item and are recognised in profit or loss on the date of retirement or disposal.

- (vi) Leasehold land held for own use is stated at cost less accumulated amortisation (see note 3(f)(vii)) and impairment losses (see note 3(h)(ii)).
- (vii) The cost of acquiring interests in leasehold land is amortised on a straight-line basis over the shorter of the estimated useful lives of the leased assets and the unexpired lease term.
- (viii) Depreciation is calculated to write off the cost of items of property, plant and equipment less their estimated residual value, if any, using the straight-line method over their estimated useful lives, and is generally recognised in profit or loss.

The estimated useful lives for the current and comparative period are as follows:

	Years
Cable tunnels	100
Buildings	60
Ash lagoon and gas pipeline	60
Transmission and distribution equipment, overhead lines and cables	60
Generating plant and machinery	35
Gas turbines and gas turbine combined cycle	30
Mechanical meters	30
Photovoltaic systems	25
Wind turbines	20
Electronic meters, microwave and optical fibre equipment and trunk radio systems	15
Furniture and fixtures, sundry plant and equipment	10
Computers	5 to 10
Motor vehicles and marine craft	5 to 6
Workshop tools and office equipment	5
Properties leased for own use	Shorter of the unexpired term of lease and the properties' estimated useful life

Immovable assets are amortised on a straight-line basis over the unexpired lease terms of the land on which the immovable assets are situated if the unexpired lease terms of the land are shorter than the estimated useful lives of the immovable assets.

Where parts of an item of property, plant and equipment have different useful lives, the cost of the property, plant and equipment is allocated on a reasonable basis between the parts and each part is depreciated separately. Depreciation methods, useful lives and residual values, if any, are reviewed at each reporting date and adjusted if appropriate.

Financial Statements

Notes to the Financial Statements of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

3. Material accounting policies (continued)

(g) Leased assets

At inception of a contract, the Groups assess whether the contract is, or contains, a lease. This is the case if the contract conveys the right to control the use of an identified asset for a period of time in exchange for consideration. Control is conveyed where the customer has both the right to direct the use of the identified asset and to obtain substantially all of the economic benefits from that use.

At the lease commencement date, the Groups recognise a right-of-use asset and a lease liability, except for short-term leases that have a lease term of 12 months or less and leases of low-value assets. When the Groups enter into a lease in respect of a low-value asset, the Groups decide whether to capitalise the lease on a lease-by-lease basis. If not capitalised, the associated lease payments are recognised in profit or loss on a systematic basis over the lease term.

Where the lease is capitalised, the lease liability is initially recognised at the present value of the lease payments payable over the lease term, discounted using the interest rate implicit in the lease or, if that rate cannot be readily determined, using a relevant incremental borrowing rate. After initial recognition, the lease liability is measured at amortised cost and interest expense is calculated using the effective interest method.

The right-of-use asset recognised when a lease is capitalised is initially measured at cost, which comprises the initial amount of the lease liability adjusted for any lease payments made at or before the commencement date, plus any initial direct costs incurred and an estimate of costs to dismantle and remove the underlying assets or to restore the underlying asset or the site on which it is located, less any lease incentives received. The right-of-use asset is subsequently stated at cost less accumulated depreciation and impairment losses (see notes 3(f) and (h)(i)).

The lease liability is remeasured when there is a change in future lease payments arising from a change in an index or rate, or there is a change in the Groups' estimate of the amount expected to be payable under a residual value guarantee, or if the Groups change their assessment of whether the Groups will exercise a purchase, extension or termination option. When the lease liability is remeasured in this way, a corresponding adjustment is made to the carrying amount of the right-of-use asset, or is recorded in profit or loss if the carrying amount of the right-of-use asset has been reduced to zero.

The lease liability is also remeasured when there is a lease modification, which means a change in the scope of a lease or the consideration for a lease that is not originally provided for in the lease contract, if such modification is not accounted for as a separate lease. In this case the lease liability is remeasured based on the revised lease payments and lease term using a revised discount rate at the effective date of the modification.

The current portion of long-term lease liabilities is determined as the present value of contractual payments that are due to be settled within 12 months after the reporting period.

(h) Credit losses and impairment of assets**(i) Credit losses from financial instruments**

The Groups recognise a loss allowance for ECLs on the financial assets measured at amortised cost (including cash and cash equivalents, trade and other receivables and loan to a joint venture).

Measurement of ECLs

ECLs are a probability-weighted estimate of credit losses. Credit losses are measured as the present value of all expected cash shortfalls between the contractual and expected amounts.

The expected cash shortfalls are discounted using the following rates if the effect is material:

- trade and other receivables and fixed rate financial assets: effective interest rate determined at initial recognition or an approximation thereof;
- variable rate financial assets: current effective interest rate.

The maximum period considered when estimating ECLs is the maximum contractual period over which the Groups are exposed to credit risk.

ECLs are measured on either of the following bases:

- 12-month ECLs: these are the portion of ECLs that result from default events that are possible within the 12 months after the reporting date (or a shorter period if the expected life of the instrument is less than 12 months); and
- lifetime ECLs: these are the ECLs that result from all possible default events over the expected lives of the items to which the ECL model applies.

The Groups measure loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for the following, which are measured at 12-month ECLs:

- financial instruments that are determined to have low credit risk at the reporting date; and
- other financial instruments for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the financial instrument) has not increased significantly since initial recognition.

Loss allowances for trade receivables are always measured at an amount equal to lifetime ECLs.

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

3. Material accounting policies (continued)

(h) Credit losses and impairment of assets (continued)

(i) Credit losses from financial instruments (continued)

Significant increases in credit risk

In assessing whether the credit risk of a financial instrument has increased significantly since initial recognition and when measuring ECLs, the Groups consider reasonable and supportable information that is relevant and available without undue cost or effort. This includes both quantitative and qualitative information and analysis, based on the Groups' historical experience and informed credit assessment, that includes forward-looking information.

The Groups consider a financial asset to be in default when (i) the debtor is unlikely to pay its credit obligations to the Groups in full, without recourse by the Groups to actions such as realising security (if any is held); or (ii) the receivables are 90 days past due and the debtor does not respond to the Groups' collection activities as historical experience indicates that receivables meet those criteria are generally not recoverable.

ECLs are remeasured at each reporting date to reflect changes in the financial instrument's credit risk since initial recognition. Any change in the ECL amount is recognised as an impairment gain or loss in profit or loss. The Groups recognise an impairment gain or loss for all financial instruments with a corresponding adjustment to their carrying amount through a loss allowance account.

Credit-impaired financial assets

At each reporting date, the Groups assess whether a financial asset is credit-impaired. A financial asset is credit-impaired when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of the financial asset have occurred.

Evidence that a financial asset is credit-impaired includes the following observable events:

- significant financial difficulties of the debtor;
- a breach of contract, such as a default or being more than 90 days past due;
- the restructuring of a loan or advance by the Groups on terms that the Groups would not consider otherwise;
- it is probable that the debtor will enter into bankruptcy or other financial reorganisation; or
- the disappearance of an active market for a security because of financial difficulties of the issuer.

Write-off policy

The gross carrying amount of a financial asset is written off to the extent that there is no realistic prospect of recovery. This is generally the case when the Groups determine that the debtor does not have assets or sources of income that could generate sufficient cash flows to repay the amounts subject to the write-off.

Subsequent recoveries of an asset that was previously written off are recognised as a reversal of impairment in profit or loss in the period in which the recovery occurs.

(ii) Impairment of other non-current assets

At each reporting date, the Groups review the carrying amounts of their non-financial assets (other than inventories) to determine whether there is any indication of impairment. If any such indication exists, then the asset's recoverable amount is estimated. Goodwill is tested annually for impairment.

For impairment testing, assets are grouped together into the smallest group of assets that generates cash inflows from continuing use that are largely independent of the cash inflows of other assets or cash-generating units ("CGUs"). Goodwill arising from a business combination is allocated to CGUs or groups of CGUs that are expected to benefit from the synergies of the combination.

The recoverable amount of an asset or CGU is the greater of its value in use and its fair value less costs of disposal. Value in use is based on the estimated future cash flows, discounted to their present value using a pre-tax discount rate that reflects current market assessments of the time value of money and the risks specific to the asset or CGU.

An impairment loss is recognised if the carrying amount of an asset or CGU exceeds its recoverable amount.

Impairment losses are recognised in profit or loss. They are allocated first to reduce the carrying amount of any goodwill allocated to the CGU, and then to reduce the carrying amounts of the other assets in the CGU on a pro rata basis.

An impairment loss in respect of goodwill is not reversed. For other assets, an impairment loss is reversed only to the extent that the resulting carrying amount does not exceed the carrying amount that would have been determined, net of depreciation or amortisation, if no impairment loss had been recognised.

(iii) Interim financial reporting and impairment

Under the Rules Governing the Listing of Securities on The Stock Exchange of Hong Kong Limited, the Groups are required to prepare an interim financial report in compliance with HKAS 34, *Interim financial reporting*, in respect of the first six months of the financial year. At the end of the interim period, the Groups apply the same impairment testing, recognition and reversal criteria as it would at the end of the financial year (see notes 3(h)(i) and 3(h)(ii)).

Impairment loss recognised in an interim period in respect of goodwill is not reversed in a subsequent period. This is the case even if no loss, or a smaller loss, would have been recognised had the impairment been assessed only at the end of the financial year to which the interim period relates.

Financial Statements

Notes to the Financial Statements of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

3. Material accounting policies (continued)

(i) Short-term employee benefits

Short-term employee benefits are expensed as the related service is provided. A liability is recognised for the amount expected to be paid if the Groups have a present legal or constructive obligation to pay this amount as a result of past service provided by the employee and the obligation can be estimated reliably.

(j) Retirement scheme obligations

(i) Defined benefit retirement scheme obligations

The Groups' net obligation in respect of defined benefit retirement schemes is calculated separately for each scheme by estimating the amount of future benefit that employees have earned in return for their service in the current and prior periods; that benefit is discounted to determine the present value and the fair value of any scheme assets is deducted. The discount rate is the yield at the end of the reporting period on Hong Kong Special Administrative Region Government Exchange Fund Notes that have maturity dates approximating the terms of the Groups' obligations. The calculation is performed by a qualified actuary using the "Projected Unit Credit Method".

Where the calculation results in a benefit to the Groups, the asset recognised is limited to the present value of economic benefits available in the form of any future refunds from or reductions in future contributions to the defined benefit retirement scheme.

Remeasurements, comprising actuarial gains and losses, the effect of the changes to the asset ceiling (if applicable) and the return on plan assets (excluding interest), are reflected immediately in the consolidated statement of financial position with a charge or credit recognised in other comprehensive income in the period in which they occur. Remeasurement recognised in other comprehensive income is reflected immediately in the revenue reserve and will not be reclassified to profit or loss.

The Groups determine the net interest expense or income for the period on the net defined benefit liability or asset by applying the discount rate used to measure the defined benefit obligation at the beginning of the annual period to the net defined benefit liability or asset, taking into account any changes in the net defined liabilities or assets during the year as a result of contributions and benefit payments. Net interest expense and other expenses related to defined benefit retirement schemes are recognised in profit or loss.

(ii) Contributions to defined contribution retirement schemes

Obligations for contributions to defined contribution retirement schemes, including contributions payable under the Hong Kong Mandatory Provident Fund Schemes Ordinance, are recognised as an expense in profit or loss as the related service is provided.

(k) Inventories

Inventories are carried at the lower of cost and net realisable value.

Coal, stores, fuel oil and natural gas are valued at cost measured on a weighted average basis.

Cost comprises all costs of purchase, costs of conversion and other costs incurred in bringing the inventories to their present location and condition. Cost of inventories recognised as an expense includes the write-off and all losses of inventories.

Net realisable value is the estimated selling price in the ordinary course of business less the estimated costs necessary to make the sale.

(l) Trade and other receivables

A receivable is recognised when the Groups have an unconditional right to receive consideration and only the passage of time is required before payment of that consideration is due.

Trade receivables that do not contain a significant financing component are initially measured at their transaction price. All receivables are subsequently stated at amortised cost, using the effective interest method and including an allowance for credit losses (see note 3(h)(i)).

(m) Interest-bearing borrowings

Interest-bearing borrowings are recognised initially at fair value less transaction costs. Subsequent to initial recognition, interest-bearing borrowings are stated at amortised cost using the effective interest method. Interest expense is recognised in accordance with the Groups' accounting policy for borrowing costs (see note 3(v)).

A call option embedded in a host debt instrument is closely related to and not separated from the host debt instrument if the option's exercise price is approximately equal on each exercise date to the amortised cost of the host debt instrument.

(n) Trade and other payables

Trade and other payables are initially recognised at fair value, and subsequently stated at amortised cost unless the effect of discounting would be immaterial, in which case they are stated at invoice amounts.

Financial Statements

Notes to the Financial Statements of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

3. Material accounting policies (continued)

(o) Contract liabilities

A contract liability is recognised when the customer pays non-refundable consideration before the Groups recognise the related revenue (see note 3(i)). A contract liability is also recognised if the Groups have an unconditional right to receive non-refundable consideration before the Groups recognise the related revenue. In such cases, a corresponding receivable is also recognised (see note 3(i)).

(p) Derivative financial instruments

The Groups hold derivative financial instruments to manage their foreign currency and interest rate risk exposures. Derivatives are initially measured at fair value. Subsequently, they are measured at fair value with changes therein recognised in profit or loss, except where the derivatives qualify for cash flow hedge accounting (see note 3(q)).

(q) Hedging

The Groups designate certain derivatives as hedging instruments to hedge the variability in cash flows associated with highly probable forecast transactions arising from changes in foreign exchange rates and variable rate borrowings (cash flow hedges), or as hedging instruments to hedge changes in the fair value of a recognised asset or liability (fair value hedges).

(i) Fair value hedges

Changes in the fair value of derivatives that are designated and qualify as fair value hedges are recognised in profit or loss, along with any changes in the fair value of the hedged assets or liabilities that are attributable to the hedged risk.

(ii) Cash flow hedges

Where a derivative is designated as a cash flow hedging instrument, the effective portion of changes in the fair value of the derivative is recognised in other comprehensive income and accumulated in the hedging reserve within equity. The effective portion that is recognised in other comprehensive income is limited to the cumulative change in fair value of the hedged item, determined on a present value basis, from inception of the hedge. Any ineffective portion is recognised immediately in profit or loss.

Forward element of forward foreign currency contracts and foreign currency basis spread of financial instruments may be separated and excluded from the designated hedging instruments. If the Groups exclude the forward element of a forward foreign exchange contract or the foreign currency basis spread of a financial instrument (the "excluded elements") from the designation of a hedging instrument, then the excluded elements may be separately accounted for as a cost of hedging. The fair value changes of the excluded elements are recognised in a separate component of equity to the extent that it relates to the hedged items.

When the hedged forecast transaction subsequently results in the recognition of a non-financial asset such as inventory, the amount accumulated in the hedging reserve is removed from the reserve and is included directly in the initial cost of the non-financial item when it is recognised.

For all other hedged forecast transactions, the amount accumulated in the hedging reserve is reclassified through other comprehensive income to profit or loss as a reclassification adjustment in the same period or periods during which the hedged expected future cash flows affect profit or loss (such as when interest expense is recognised).

If a hedge no longer meets the criteria for hedge accounting or the hedging instrument is sold, expires, is terminated or is exercised, hedge accounting is discontinued prospectively. When hedge accounting is discontinued, the amount that has been accumulated in the hedging reserve remains in equity until the transaction occurs and it is recognised in accordance with the above policy.

If the hedged future cash flows are no longer expected to occur, the amount that has been accumulated in the hedging reserve is immediately reclassified through other comprehensive income to profit or loss.

Financial Statements

Notes to the Financial Statements of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

3. Material accounting policies (continued)

(r) Revenue recognition

(i) Regulation of earnings under the Scheme of Control Agreement

The earnings of the Groups' major subsidiary, HK Electric, are regulated by the HKSAR Government (the "Government") under a Scheme of Control Agreement ("SoCA") which provides for a permitted level of earnings based principally on a return on HK Electric's capital investment in electricity generation, transmission and distribution assets (the "Permitted Return"). The SoCA also provides for performance based incentives and penalties which encourage customer service quality, energy efficiency, demand response reduction and renewable energy development. The Net Return of HK Electric under the SoCA is determined by deducting from the Permitted Return interest and excess capacity adjustments, if any, and adjusting for the abovementioned incentives and penalties. HK Electric is required to submit detailed Development Plans for approval by the Government which project the key determinants of the Net Return to which HK Electric will be entitled over the Development Plan period.

The Government has approved the 2024 – 2028 Development Plan covering the period from 1 January 2024 to 31 December 2028. No further Government approval is required during this period unless a need for significant Basic Tariff increases, over and above those set out in the Development Plan, is identified during the Annual Tariff Review conducted with the Government under the terms of the SoCA.

(ii) Fuel Clause Recovery Account

Under the SoCA, any difference between the standard cost of fuel, as agreed with the Government, and the actual cost of fuel consumed is transferred to the Fuel Clause Recovery Account ("Fuel Cost Account Adjustments").

Fuel Clause Charges (or Rebates) are charged (or given) to customers by adding to (or deducting from) the Basic Tariff to produce a Net Tariff payable by customers and are credited (or debited) to the Fuel Clause Recovery Account.

The balance on the Fuel Clause Recovery Account at the end of a financial year represents the difference between Fuel Clause Charges (or Rebates) and Fuel Cost Account Adjustments during the year, together with any balance brought forward from the prior year and interest thereon based on prevailing market interest rates.

(iii) Income recognition

Income is classified by the Groups as revenue when it arises from the sale of electricity, the provision of services or the use by others of the Groups' assets under leases in the ordinary course of the Groups' business.

Revenue is recognised when control over a product or service is transferred to the customer at the amount of promised consideration to which the Groups are expected to be entitled, excluding those amounts collected on behalf of third parties. Revenue is after deduction of any trade discounts.

Further details of the Groups' revenue and other income recognition policies are as follows:

- (1) Electricity income is recognised based on the actual and accrued units of electricity consumed by customers during the year at the Basic Tariff, which is the unit charge agreed with the Government during the Annual Tariff Review for each financial year.
- (2) Electricity-related income is recognised when the related services are rendered.
- (3) Interest income is recognised using the effective interest method. The "effective interest rate" is the rate that exactly discounts estimated future cash receipts through the expected life of the financial asset to the gross carrying amount of the financial asset. In calculating interest income, the effective interest rate is applied to the gross carrying amount of the asset (when the asset is not credit-impaired). However, for financial assets that have become credit-impaired subsequent to initial recognition, interest income is calculated by applying the effective interest rate to the amortised cost of the financial asset. If the asset is no longer credit-impaired, then the calculation of interest income reverts to the gross basis.

(s) Translation of foreign currencies

Foreign currency transactions during the year are translated into Hong Kong dollars at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates, or at contract rates if foreign currencies are hedged by forward foreign exchange contracts. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into Hong Kong dollars at the foreign exchange rates ruling at the end of the reporting period. Exchange gains and losses are generally dealt with in profit or loss.

Non-monetary assets and liabilities that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated using the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. The transaction date is the date on which the Groups initially recognised such non-monetary assets or liabilities. Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies that are stated at fair value are translated using the foreign exchange rates ruling at the dates the fair value was measured.

Financial Statements

Notes to the Financial Statements of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

3. Material accounting policies (continued)

(t) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and in hand, demand deposits with banks and other financial institutions and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition. Bank overdrafts that are repayable on demand and form an integral part of the Groups' cash management are also included as a component of cash and cash equivalents for the purpose of the consolidated cash flow statement. Cash and cash equivalents are assessed for ECLs in accordance with the policy set out in note 3(h)(i).

(u) Income tax

Income tax for the year comprises current tax and deferred tax. It is recognised in profit or loss except to the extent that it relates to items recognised in other comprehensive income or directly in equity.

Current tax comprises the estimated tax payable or receivable on the taxable income or loss for the year and any adjustments to the tax payable or receivable in respect of previous years. The amount of current tax payable or receivable is the best estimate of the tax amount expected to be paid or received that reflects any uncertainty related to income taxes. It is measured using tax rates enacted or substantively enacted at the reporting date.

Current tax assets and liabilities are offset only if certain criteria are met.

Deferred tax is recognised in respect of temporary differences between the carrying amounts of assets and liabilities for financial reporting purposes and the amounts used for taxation purposes. Deferred tax is not recognised for:

- temporary differences on the initial recognition of assets or liabilities in a transaction that is not a business combination and that affects neither accounting nor taxable profit or loss and does not give rise to equal taxable and deductible temporary differences;
- temporary differences related to investment in subsidiaries and joint venture to the extent that the Groups are able to control the timing of the reversal of the temporary differences and it is probable that they will not reverse in the foreseeable future; and
- taxable temporary differences arising on the initial recognition of goodwill.

Deferred tax assets are recognised for unused tax losses, unused tax credits and deductible temporary differences to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which they can be used. Future taxable profits are determined based on the reversal of relevant taxable temporary differences. If the amount of taxable temporary differences is insufficient to recognise a deferred tax asset in full, then future taxable profits, adjusted for reversals of existing temporary differences, are considered, based on the business plans for individual subsidiaries in the Groups. Deferred tax assets are reviewed at each reporting date and are reduced to the extent that it is no longer probable that the related tax benefit will be realised; such reductions are reversed when the probability of future taxable profits improves.

Deferred tax assets and liabilities are offset only if certain criteria are met.

(v) Borrowing costs

Borrowing costs that are directly attributable to the acquisition, construction or production of an asset which necessarily takes a substantial period of time to get ready for its intended use or sale are capitalised as part of the cost of that asset. Other borrowing costs are expensed in the period in which they are incurred.

The capitalisation of borrowing costs as part of the cost of a qualifying asset commences when expenditure for the asset is being incurred, borrowing costs are being incurred and activities that are necessary to prepare the asset for its intended use or sale are in progress. Capitalisation of borrowing costs is suspended or ceases when substantially all the activities necessary to prepare the qualifying asset for its intended use or sale are interrupted or complete.

(w) Provisions and contingent liabilities

Provisions are recognised when the Groups or the Company have a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate can be made.

Generally provisions are determined by discounting the expected future cash flows at a pre-tax rate that reflects current market assessment of the time value of money and the risks specific to the liability.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events, are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

Financial Statements

Notes to the Financial Statements of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

3. Material accounting policies (continued)

(x) Related parties

- (i) A person, or a close member of that person's family, is related to the Groups if that person:
 - (1) has control or joint control over the Groups;
 - (2) has significant influence over the Groups; or
 - (3) is a member of the key management personnel of the Groups.
- (ii) An entity is related to the Groups if any of the following conditions applies:
 - (1) The entity and the Groups are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (2) One entity is a joint venture or an associate of the other entity (or a joint venture or an associate of a member of a group of which the other entity is a member).
 - (3) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (4) One entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity.
 - (5) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Groups or an entity related to the Groups.
 - (6) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in note 3(x)(i).
 - (7) A person identified in note 3(x)(i)(1) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).
 - (8) The entity, or any member of a group of which it is a part, provides a key management personnel services to the Groups.

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

(y) Segment reporting

Operating segments are reported in a manner consistent with the internal reporting provided to the chief operating decision-maker of the Groups for the purposes of resource allocation and performance assessment.

4. Changes in accounting policies

The Groups have applied amendments to HKAS 21, *The effects of changes in foreign exchange rates – Lack of exchangeability* issued by the HKICPA to these financial statements for the current accounting period.

The adoption of the amendments has no impact on the Groups' results and financial positions for the current or prior periods. The Groups have not applied any new standard, amendment or interpretation that is not yet effective for the current accounting period.

5. Revenue

The principal activity of the Groups is the generation and supply of electricity to Hong Kong Island and Lamma Island. Disaggregation of revenue by type of output and services is analysed as follows:

	2025	2024
	\$ million	\$ million
Sales of electricity	12,089	12,018
Less: concessionary discount on sales of electricity	(6)	(6)
	12,083	12,012
Electricity-related income	42	45
	12,125	12,057

6. Segment reporting

The Groups have one reporting segment which is the generation and supply of electricity to Hong Kong Island and Lamma Island. All segment assets are located in Hong Kong. The Groups' chief operating decision-maker reviews the consolidated results of the Groups for the purposes of resource allocation and performance assessment. Therefore, no additional reportable segment and geographical information has been presented.

7. Other revenue and other net income

	2025	2024
	\$ million	\$ million
Interest income on financial assets measured at amortised cost	39	39
Sundry income	38	42
	77	81

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

8. Other operating costs

	2025	2024
	\$ million	\$ million
Administrative expenses, government rent and rates	409	385
Staff costs in relation to corporate and administrative supports	250	241
Provisions for asset decommissioning obligation	125	86
Portion of depreciation and amortisation of leasehold land included in other operating costs	216	215
Net loss on disposal and written off of property, plant and equipment	113	125
	1,113	1,052

9. Finance costs

	2025	2024
	\$ million	\$ million
Interest on borrowings and other finance costs	1,499	1,724
Less: interest expense and other finance costs capitalised to assets under construction	(190)	(28.7)
Interest expense transferred to fuel costs	(25)	(29)
Total interest expense arising from borrowings and other finance costs	1,284	1,408

Interest expense has been capitalised at an average rate of approximately 3.0% (2024: 3.3%) per annum for assets under construction.

10. Profit before taxation

	2025	2024
	\$ million	\$ million
Profit before taxation is arrived at after charging:		
Depreciation		
– owned property, plant and equipment	3,542	3,073
– properties leased for own use	3	2
Amortisation of leasehold land	195	195
Expenses of short-term leases	8	8
Costs of inventories	4,688	5,648
Write down of inventories	13	13
Staff costs	771	758
Net loss on disposal and written off of property, plant and equipment	113	125
Auditor's remuneration		
– audit and audit related services	6	6
– non-audit services (see note below)	–	–

Auditor's remuneration for non-audit services amounted to \$348,000 (2024: \$334,000).

11. Income tax in the consolidated statement of profit or loss

(a) Taxation in the consolidated statement of profit or loss represents:

	2025 \$ million	2024 \$ million
Current tax		
Provision for Hong Kong Profits Tax for the year	750	741
Deferred tax (see note 29(b))		
Origination and reversal of temporary differences	(64)	-
	686	741

The provision for Hong Kong Profits Tax for 2025 is calculated at 16.5% (2024: 16.5%) of the estimated assessable profits for the year, except for one subsidiary of the Groups which is a qualifying corporation under the two-tiered Profits Tax rate regime.

For this subsidiary, the first \$2 million of assessable profits are taxed at 8.25% and the remaining assessable profits are taxed at 16.5%. The provision for Hong Kong Profits Tax for this subsidiary was calculated at the same basis in 2024.

Pursuant to the rules and regulations of the Cayman Islands and the British Virgin Islands, the Groups are exempt from any income tax in these jurisdictions.

(b) Reconciliation between tax expense and accounting profit at applicable tax rates:

	2025 \$ million	2024 \$ million
Profit before taxation	3,764	4,080
Notional tax on profit before taxation, calculated at the Hong Kong Profits Tax rate (see note below)	621	673
Tax effect of non-deductible expenses	84	87
Tax effect of non-taxable income	(3)	(4)
Tax effect of recognition of previously unrecognised temporary differences	(16)	(15)
Actual tax expense	686	741

For the year ended 31 December 2025, the notional tax is calculated at 16.5% (2024: 16.5%), except for one subsidiary of the Groups which is a qualifying corporation under the two-tiered Profits Tax rate regime. For this subsidiary, tax on the first \$2 million of profits is calculated at 8.25% and tax on the remaining profits is calculated at 16.5%. The notional tax of this subsidiary is calculated at the same basis as 2024.

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

12. Directors' emoluments and five highest paid individuals

Directors' emoluments comprise payments to Directors by the Company and its subsidiaries in connection with the management of the affairs of the Company and its subsidiaries. The emoluments of each of the Directors of the Company are as follows:

Name of Directors	Fees \$ million	Basic salaries, allowances and other benefits ⁽¹⁾ \$ million	Retirement scheme contributions \$ million	Bonuses \$ million	2025 Total emoluments \$ million	2024 Total emoluments \$ million
Executive Directors ⁽²⁾						
Fok Kin Ning, Canning ⁽³⁾ Chairman	0.12	1.17	-	-	1.29	1.27
Cheng Cho Ying, Francis ⁽⁴⁾ Chief Executive Officer	0.09	6.32	-	5.37	11.78	10.83
Chan Loi Shan	0.07	3.82	-	-	3.89	3.74
Choi Wai Man ^{(5) (6)}	0.05	1.86	-	0.64	2.55	-
Kwan Ying Leung ⁽⁷⁾	0.04	1.95	0.23	0.76	2.98	5.20
Wang Yuanfang	0.07	2.68	0.02	0.68	3.45	3.29
Non-executive Directors						
Victor T.K.U. ⁽⁸⁾ Deputy Chairman to the Company Board	0.09	0.46	-	-	0.55	0.57
Fahad Hamad A.H.A. Al-Mubannadi	0.07	-	-	-	0.07	0.07
Ronald Joseph Arculli ⁽⁹⁾	0.14	0.07	-	-	0.21	0.21
Deven Arvind Kamik	0.07	-	-	-	0.07	0.07
Wang Zijian	0.07	-	-	-	0.07	0.07
Zhu Guangchao	0.07	-	-	-	0.07	0.07
Independent Non-executive Directors						
Fong Chi Wai, Alex ⁽¹⁰⁾	0.11	0.03	-	-	0.14	0.13
Koh Poh Wah ^{(11) (12)}	0.15	-	-	-	0.15	0.14
Kwan Kai Cheong ⁽¹³⁾	0.09	0.02	-	-	0.11	0.12
Lee Lan Yee, Francis ⁽¹⁴⁾	0.16	0.03	-	-	0.19	0.18
George Colin Magnus	0.07	0.05	-	-	0.12	0.12
Donald Jeffrey Roberts ⁽¹⁵⁾	0.16	0.01	-	-	0.17	0.17
Alternate Director						
Frank John Sot ⁽¹⁶⁾	-	0.03	-	-	0.03	0.04
Total for the year 2025	1.69	18.50	0.25	7.45	27.89	
Total for the year 2024	1.68	17.04	0.45	7.12		26.29

Notes:

- (1) Senior management of the Groups comprises all Executive Directors.
- (2) Member of the Trustee-Manager Audit Committee and the Company Audit Committee.
- (3) Member of the Remuneration Committee.
- (4) Member of the Nomination Committee.
- (5) Member of the Sustainability Committee.
- (6) An Alternate Director to Mr. Victor TKLI.
- (7) Appointed as Executive Director and member of the Sustainability Committee with effect from 1 July 2025.
- (8) Total emolument in 2025 was in the band of \$4,500,001–\$5,000,000.
- (9) Resigned as Executive Director, and concurrently ceased to be member of the Sustainability Committee with effect from 1 July 2025.
- (10) Appointed as member of the Nomination Committee with effect from 21 May 2025.
- (11) Other benefits include electricity allowances to Directors for residential use. For Directors who are employees of the Groups, other benefits also include insurance coverage, medical benefits available to the Groups' employees, and accommodation in lieu of allowance if applicable.
- (12) At 31 December 2025 and 2024, there was no amount due from Directors.
- (a) The five highest paid individuals of the Groups included two directors (2024: two) whose total emoluments are shown above. The remuneration of the other three individuals (2024: three) who comprise the five highest paid individuals of the Groups is set out below:

	2025	2024
	\$ million	\$ million
Basic salaries, allowances and other benefits	11.28	10.46
Retirement scheme contributions	1.15	1.42
Bonuses	3.94	3.96
	16.37	15.84

The total remuneration of the three (2024: three) individuals with the highest remuneration are within the following bands:

	2025	2024
	Number	Number
\$4,000,001 – \$4,500,000	1	1
\$5,500,001 – \$6,000,000	1	2
\$6,000,001 – \$6,500,000	1	–

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

13. Scheme of Control transfers

- (a) The financial operations of HK Electric are governed by the SoCA agreed with the Government which provides for HK Electric to earn a Permitted Return (see note 3(r)(i)). Any excess or deficiency of the gross tariff revenue over the sum of total operating costs, Scheme of Control Net Return and Scheme of Control taxation charges is transferred to/(from) a Tariff Stabilisation Fund from/(to) the statement of profit or loss of HK Electric. When transfer from the Tariff Stabilisation Fund to the statement of profit or loss is required, the amount transferred shall not exceed the balance of the Tariff Stabilisation Fund. In addition, a charge calculated by applying the average one-month Hong Kong Interbank Offered Rate on the average balance of the Tariff Stabilisation Fund is transferred from the statement of profit or loss of HK Electric to a Rate Reduction Reserve.

Under current SoCA, a Smart Power Care Fund was established on 1 January 2019 with initial funding provided by the net closing balance as at 31 December 2018 of the Smart Power Fund, which was established pursuant to 2013 mid-term review of 2009 – 2018 SoCA, to promote energy efficiency and conservation, such as accelerating end-use energy efficiency through programmes designed to help residential, industrial and commercial customers, and also disadvantaged customers/groups to replace or upgrade end-use appliances to more energy-efficient electrical models. HK Electric consented to deduct an amount equal to 65% of the Energy Efficiency Incentive Amount of each year during the period from 1 January 2019 to 31 December 2033 for funding the contribution to the Smart Power Care Fund provided that there is an Energy Efficiency Incentive Amount in respect of that year.

- (b) Scheme of Control transfers (to)/from the consolidated statement of profit or loss represents:

	2025 \$ million	2024 \$ million
Tariff Stabilisation Fund	(137)	155
Rate Reduction Reserve	22	32
Smart Power Care Fund		
– Provisional sum to be injected in the following year	44	41
	(71)	228

A provisional sum of \$43,768,000, representing deduction of HK Electric's 2025 financial incentive (2024: \$40,499,000), was transferred from the consolidated statement of profit or loss and included in the trade and other payables and contract liabilities as at 31 December 2025 for injection into the Smart Power Care Fund in the following year.

(c) Movements in the Tariff Stabilisation Fund, Rate Reduction Reserve and Smart Power Care Fund are as follows:

\$ million	Tariff Stabilisation Fund	Rate Reduction Reserve	Smart Power Care Fund	Total
At 1 January 2024	630	31	9	670
Transfer from Rate Reduction Reserve to Tariff Stabilisation Fund (see note below)	31	(31)	-	-
Transfer from the consolidated statement of profit or loss	155	32	-	187
Injection for the year	-	-	25	25
Disbursement for the year	-	-	(14)	(14)
At 31 December 2024 and 1 January 2025	816	32	20	868
Transfer from Rate Reduction Reserve to Tariff Stabilisation Fund (see note below)	32	(32)	-	-
Transfer (to)/from the consolidated statement of profit or loss	(137)	22	-	(115)
Injection for the year	-	-	41	41
Disbursement for the year	-	-	(17)	(17)
At 31 December 2025	711	22	44	777

Pursuant to SoCA, the year-end balance of the Rate Reduction Reserve of a year has to be transferred to the Tariff Stabilisation Fund in the following year.

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

14. Distributions/dividends

(a) The distributable income for the year was as follows:

	2025 \$ million	2024 \$ million
Audited consolidated profit attributable to the holders of Share Stapled Units	3,149	3,111
After:		
(i) eliminating the effects of the Adjustments (see note 1 below)	5,819	5,807
(ii) adding/(deducting)		
- movement in Fuel Clause Recovery Account	411	162
- changes in working capital	(184)	(43)
- adjustment for employee retirement benefit schemes	(31)	(16)
- taxes paid	(780)	(1,406)
	(584)	(1,303)
(iii) capital expenditure payment	(3,812)	(3,787)
(iv) deducting		
- debt repayment	(513)	-
- net finance costs	(1,281)	(1,499)
	(1,794)	(1,499)
Distributable income	2,778	2,329
(v) adding discretionary amount as determined by the Company Board pursuant to clause 14.1(c) of the Trust Deed (see note 4 below)	52	501
Distributable income after adjustment of the discretionary amount	2,830	2,830

Note 1 Pursuant to clause 1.1 of the Trust Deed, "Adjustments" includes, but not limited to (i) transfers to/from the Tariff Stabilisation Fund and the Rate Reduction Reserve under the Scheme of Control, (ii) unrealised revaluation gains/losses, including impairment provisions and reversals of impairment provisions; (iii) impairment of goodwill/recognition of negative goodwill; (iv) material non-cash gains/losses; (v) costs of any public offering of Share Stapled Units that are expensed through the consolidated statement of profit or loss but are funded by proceeds from the issuance of such Share Stapled Units; (vi) depreciation and amortisation; (vii) tax charges as shown in the consolidated statement of profit or loss; and (viii) net finance income/costs as shown in the consolidated statement of profit or loss.

Note 2 The Trust Deed requires the Trustee-Manager (on behalf of the Trust) to distribute 100% of the dividends, distributions and other amounts received by the Trustee-Manager in respect of the ordinary shares from the Company, after deduction of all amounts permitted to be deducted or paid under the Trust Deed.

Note 3 The distributions received by the Trustee-Manager from the Company will be derived from the Group Distributable Income which is referred as audited consolidated profit attributable to the holders of Share Stapled Units for the relevant financial year or distribution period, after making adjustments in respect of items as set out in the Trust Deed.

Note 4 In determining the distribution amount, the Company Board has taken into account the Group's financial performance achieved during the year and its stable cashflow from operations, and consider it appropriate to adjust the distributable income for the year ended 31 December 2025, as calculated pursuant to the Trust Deed, by the above discretionary amount, pursuant to clause 14.1(c) of the Trust Deed.

(b) Distributions/dividends payable to holders of Share Stapled Units/shares of the Company attributable to the year

	2025	2024
	\$ million	\$ million
Interim distribution/first interim dividend declared and paid of 15.94 cents (2024: 15.94 cents) per Share Stapled Unit/share	1,408	1,408
Final distribution/second interim dividend proposed after the end of the reporting period of 16.09 cents (2024: 16.09 cents) per Share Stapled Unit/share	1,422	1,422
	2,830	2,830

For the year ended 31 December 2025, the Company Board declared the payment of a second interim dividend of 16.09 cents per ordinary share (2024: 16.09 cents per ordinary share), amounting to \$1,422 million (2024: \$1,422 million), in lieu of a final dividend after the end of the reporting period and therefore no final dividend was proposed by the Company Board.

For the year ended 31 December 2025, the Trustee-Manager Board declared a final distribution of 16.09 cents per Share Stapled Unit (2024: 16.09 cents per Share Stapled Unit), amounting to \$1,422 million (2024: \$1,422 million), after the end of the reporting period.

The final distribution/second interim dividend declared after the end of the reporting period is based on the number of Shares Stapled Units/ordinary shares of the Company of 8,836,200,000 as at 31 December 2025 (2024: 8,836,200,000). The final distribution/second interim dividend declared after the end of the reporting period has not been recognised as a liability at the end of the reporting period.

(c) Distributions/dividends payable to holders of Share Stapled Units/shares of the Company attributable to the previous financial year, approved and paid during the year

	2025	2024
	\$ million	\$ million
Final distribution/second interim dividend in respect of the previous financial year, approved and paid during the year, of 16.09 cents (2024: 16.09 cents) per Share Stapled Unit/share	1,422	1,422

15. Earnings per Share Stapled Unit/share of the Company

The calculation of basic and diluted earnings per Share Stapled Unit/share of the Company are based on the profit attributable to the holders of Share Stapled Units/ordinary shares of the Company of \$3,149 million (2024: \$3,111 million) and the weighted average of 8,836,200,000 Share Stapled Units/ordinary shares of the Company (2024: 8,836,200,000 Share Stapled Units/ordinary shares of the Company) in issue during the year.

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

16. Property, plant and equipment and interests in leasehold land

\$ million	Site formation and buildings	Properties leased for own use	Plant, machinery and equipment	Fixtures, fittings and motor vehicles	Assets under construction	Sub-total	Interests in leasehold land held for own use	Total
Cost								
At 1 January 2024	20,460	4	66,648	1,513	10,574	99,199	6,961	106,160
Additions	-	1	52	26	3,572	3,651	-	3,651
Transfer	2,981	-	5,594	79	(8,654)	-	-	-
Disposals	(52)	(1)	(690)	(39)	-	(782)	(1)	(783)
At 31 December 2024 and 1 January 2025								
1 January 2025	23,389	4	71,604	1,579	5,492	102,068	6,960	109,028
Additions	-	4	58	21	4,070	4,153	-	4,153
Transfer	64	-	2,167	87	(2,318)	-	-	-
Disposals	(6)	(3)	(457)	(23)	-	(489)	-	(489)
At 31 December 2025	23,447	5	73,372	1,664	7,244	105,732	6,960	112,692
Accumulated depreciation and amortisation								
At 1 January 2024	5,057	1	18,510	840	-	24,408	1,528	26,336
Written back on disposals	(88)	(1)	(553)	(39)	-	(642)	-	(642)
Charge for the year	630	2	2,409	148	-	3,189	195	3,364
At 31 December 2024 and 1 January 2025								
1 January 2025	5,638	2	20,366	949	-	26,955	2,123	29,078
Written back on disposals	(4)	(3)	(336)	(22)	-	(365)	-	(365)
Charge for the year	646	3	2,881	140	-	3,670	195	3,865
At 31 December 2025	6,280	2	22,911	1,067	-	30,260	2,318	32,578
Net book value								
At 31 December 2025	17,167	3	50,461	597	7,244	75,472	4,642	80,114
At 31 December 2024	17,751	2	51,238	630	5,492	75,113	4,837	79,950

The above are mainly electricity-related property, plant and equipment in respect of which financing costs capitalised during the year amounted to \$190 million (2024: \$287 million).

Depreciation charges for the year included \$125 million (2024: \$114 million), relating to assets utilised in development activities, which have been capitalised.

17. Goodwill

(a) Carrying amount of goodwill

	2025	2024
	\$ million	\$ million
Cost		
At 1 January and 31 December	33,623	33,623

(b) Impairment test for goodwill

HK Electric is the Groups' only cash-generating unit ("CGU") to which the goodwill has been allocated.

In the case of triggering events and at least annually, the Groups test whether the goodwill has suffered any impairment. Recoverable amount of the CGU, to which the goodwill has been allocated, was determined based on value-in-use calculations. These calculations use pre-tax cash flow projections based on financial budgets approved by management covering a 16-year period (2024: 16-year period). Projections for a period of greater than five years have been used on the basis that a longer projection period represents the long-lived nature of generation, transmission and distribution assets and a more appropriate reflection of future cash flows of HK Electric under the regulatory regime. The cash flow projections are discounted using a pre-tax discount rate of 5.91% (2024: 6.63%). The discount rate used reflects specific risks relating to the relevant CGU. Cash flows beyond the 16-year period are extrapolated using the terminal growth rate of 1.0% (2024: 1.0%).

There was no indication of impairment arising from review on goodwill as at 30 November 2025.

If the discount rate rose to 7.40% (2024: 7.28%), the recoverable amount of the CGU would be approximately equal to its carrying amount. Except this, any reasonably possible changes in the other key assumptions used in the value-in-use calculation would not affect management's view on impairment test result as at 30 November 2025.

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

18. Investments in subsidiaries

Details of the subsidiaries at 31 December 2025 are as follows:

Name of subsidiary	Issued share capital and debt securities	Percentage of equity held by the Company	Place of incorporation/ operation	Principal activity
Century Rank Limited	US\$1	100%	British Virgin Islands/ Hong Kong	Investment holding
HK Electric Technical Services Limited	HK\$1	100%	Hong Kong	Provision of engineering solutions
Treasure Business Limited	US\$1	100% ⁽¹⁾	British Virgin Islands/ Hong Kong	Investment holding
The Hongkong Electric Company, Limited	HK\$2,411,600,000	100% ⁽¹⁾	Hong Kong	Electricity generation and supply
Hongkong Electric Finance Limited	US\$1 HK\$8,104 million Hong Kong dollar fixed rate notes US\$1,750 million United States dollar fixed rate notes HK\$1,056 million Hong Kong dollar zero coupon notes US\$400 million United States dollar callable zero coupon notes (see note 25)	100% ⁽¹⁾	British Virgin Islands/ Hong Kong	Financing

(1) Indirectly held

19. Interest in a joint venture

Details of the Groups' interest in a joint venture, which is accounted for using the equity method in the consolidated financial statements, are as follows:

Name of joint venture	Issued share capital	Groups' effective interest	Place of incorporation/operation	Principal activity
Hong Kong LNG Terminal Limited ("HKLTL")	\$10	30%	Hong Kong	Operate, maintain and own a liquefied natural gas (LNG) terminal in Hong Kong and providing related services

HKLTL is jointly owned by HK Electric and Castle Peak Power Company Limited ("CAPCO") for the operation of an LNG terminal in Hong Kong. HKLTL is a joint venture of HK Electric and CAPCO as its significant operational and financial decisions require unanimous consent of both shareholders.

HKLTL, the only joint venture in which the Groups participate, is an unlisted corporate entity whose quoted market price is not available.

Summarised financial information below represents amounts shown in HKLTL's financial statements prepared in accordance with HKFRS Accounting Standards and the Groups' share of results and net assets:

	2025 \$ million	2024 \$ million
Current assets		
Bank deposits and cash	2	-
Other current assets	225	189
	227	189
Non-current assets	4,873	5,020
Current liabilities		
Loans from shareholders	(95)	(88)
Financial liabilities	(151)	(142)
Trade and other payables	(90)	(196)
	(336)	(426)
Non-current liabilities		
Loans from shareholders	(3,002)	(2,868)
Non-current financial liabilities	(1,762)	(1,913)
	(4,764)	(4,781)
Net assets	-	-
Revenue	788	785
Profit for the year	-	-
Other comprehensive income	-	-
Total comprehensive income	-	-
Included in above profit:		
Depreciation and amortisation	289	267
Finance costs	256	257

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

19. Interest in a joint venture (continued)

	2025 \$ million	2024 \$ million
Groups' share of net assets	–	–
Loan to joint venture (see note below)	929	887
	929	887

HK Electric entered into a Shareholder Loan Facility Agreement ("SLFA") in 2019 with HKLTL under which two tranches of loan facilities totalling \$699 million are provided by HK Electric to finance HKLTL's obtaining the land lease and construction of the jetty for the LNG terminal. Both tranches of loans are unsecured and interest-bearing with the rates benchmarked with market rates. HK Electric and HKLTL further entered into three Amendment Agreements to the SLFA respectively in 2022, 2023 and 2025 to increase the two tranches of loan facilities to \$996 million.

20. Inventories

	2025 \$ million	2024 \$ million
Coal, fuel oil and natural gas	587	673
Stores and materials (see note below)	344	309
	931	982

Included in stores and materials is capital stock of \$197 million (2024: \$155 million) which was purchased for future maintenance of capital assets.

21. Trade and other receivables

	2025 \$ million	2024 \$ million
Trade debtors, net of loss allowance (see notes (a) and (b) below)	701	681
Other receivables (see note below)	542	584
	1,243	1,265
Derivative financial instruments (see note 26)	11	2
Deposits and prepayments	97	91
	1,351	1,358

All of the trade and other receivables are expected to be recovered within one year.

Other receivables of the Groups include unbilled electricity charges of \$422 million (2024: \$443 million) to be received from electricity customers.

(a) Ageing analysis of trade debtors

The ageing analysis of trade debtors based on invoice date, which are neither individually nor collectively considered to be impaired, is as follows:

	2025	2024
	\$ million	\$ million
Current and within 1 month	631	614
1 to 3 months	57	53
More than 3 months but less than 12 months	13	14
	701	681

Electricity bills issued to residential, small industrial, commercial and miscellaneous customers for electricity supplies are due upon presentation whereas maximum demand customers are allowed a credit period of 16 working days. If settlements by maximum demand customers are received after the credit period, a surcharge of 5% can be added to the electricity bills.

(b) Expected credit losses of trade debtors

The Groups measure loss allowances for trade debtors at an amount equal to lifetime ECLs, which is calculated using a provision matrix. The Groups determine the provision for ECLs by grouping together trade debtors with similar credit risk characteristics and collectively assessing them for likelihood of recovery, taking into account prevailing economic environment. For trade debtors relating to accounts which are long overdue with significant amounts or known insolvencies or non-response to collection activities, they are assessed individually for impairment allowance.

The Groups classify trade debtors by nature of customer accounts namely live accounts and final accounts. The following table provides information about the Groups' exposure to credit risk and ECLs for trade debtors:

	2025			
	ECL rate	Gross	Lifetime	Net carrying
	%	carrying	ECLs	amount
		amount	\$ million	\$ million
		\$ million		
Live accounts				
Provision on collective basis	1	682	(9)	673
Final accounts				
Provision on individual basis	10	18	(2)	16
Other trade debtors				
Provision on collective basis	0	12	-	12
		712	(11)	701

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

21. Trade and other receivables (continued)

(b) Expected credit losses of trade debtors (continued)

	2024			
	ECL rate %	Gross carrying amount \$ million	Lifetime ECLs \$ million	Net carrying amount \$ million
Live accounts				
Provision on collective basis	2	663	(11)	652
Final accounts				
Provision on individual basis	15	20	(3)	17
Other trade debtors				
Provision on collective basis	0	12	–	12
		695	(14)	681

HK Electric obtained collateral in the form of security deposits or bank guarantees from customers (see note 31(a)).

Movement in the loss allowance account in respect of trade debtors during the year is as follows:

	2025 \$ million	2024 \$ million
At 1 January	14	17
Impairment losses recognised during the year	–	1
Amounts written off during the year	(3)	(4)
At 31 December	11	14

22. Bank deposits and cash and other cash flow information

(a) Bank deposits and cash comprise:

	2025 \$ million	2024 \$ million
Cash at bank and in hand	28	30
Bank overdrafts – unsecured	–	(45)
Cash and cash equivalents in the consolidated cash flow statement	28	(15)
Bank overdrafts – unsecured	–	45
Bank deposits and cash in the consolidated statement of financial position	28	30

(b) Reconciliation of profit before taxation to cash generated from operations:

	Note	2025 \$ million	2024 \$ million
Profit before taxation		3,764	4,080
Adjustments for:			
Interest income	7	(39)	(39)
Finance costs	9	1,284	1,408
Interest expense transferred to fuel costs	9	25	29
Depreciation	10	3,545	3,075
Amortisation of leasehold land	10	195	195
Net loss on disposal and written off of property, plant and equipment	10	113	125
Increase in provisions for asset decommissioning obligation	28(a)	125	86
Net financial instrument revaluation and exchange gains		–	(1)
Changes in working capital:			
Decrease in inventories		93	38
(Increase)/decrease in trade and other receivables		(5)	80
Movements in Fuel Clause Recovery Account		411	162
Decrease in trade and other payables and contract liabilities		(214)	(92)
Increase/decrease in net employee retirement benefit assets/liabilities		(31)	(16)
Payment for asset decommissioning obligation expenditure	28(a)	(55)	(67)
Smart Power Care Fund disbursement	13(c)	(17)	(14)
Cash generated from operations		9,194	9,049

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

22. Bank deposits and cash and other cash flow information (continued)

(c) Reconciliation of liabilities arising from financing activities:

The table below details changes in the Groups' liabilities from financing activities, including both cash and non-cash changes. Liabilities arising from financing activities are liabilities for which cash flows were, or future cash flows will be, classified in the Groups' consolidated cash flow statement as cash flows from financing activities.

	Bank loans (note 25)	Medium term notes (note 25)	Customers' deposits	Lease liabilities (note 28(i))	Derivative financial instrument held to hedge borrowings (assets)	Derivative financial instrument held to hedge borrowings (liabilities)	Total
\$ million							
At 1 January 2025	23,738	27,072	2,507	2	(576)	115	52,858
Changes from financing cash flows:							
Repayment of bank loans	(213)	-	-	-	-	-	(213)
Redemption of medium term notes	-	(300)	-	-	-	-	(300)
Payment of lease liabilities	-	-	-	(3)	-	-	(3)
New customers' deposits	-	-	336	-	-	-	336
Repayment of customers' deposits	-	-	(297)	-	-	-	(297)
Total changes from financing cash flows	(213)	(300)	39	(3)	-	-	(477)
Changes in fair value	-	-	-	-	337	28	365
Other changes:							
Increase in lease liabilities	-	-	-	4	-	-	4
Interest on borrowings and other finance costs	23	236	-	-	-	-	259
At 31 December 2025	23,548	27,008	2,546	3	(239)	143	53,009

\$ million	Bank loans (note 25)	Medium term notes (note 25)	Customer deposits	Lease liabilities (note 28(b))	Derivative financial instrument held to hedge borrowings (assets)	Derivative financial instrument held to hedge borrowings (liabilities)	Total
At 1 January 2024	23,017	27,145	2,449	3	(703)	141	52,052
Changes from financing cash flows:							
Proceeds from bank loans	697	-	-	-	-	-	697
Redemption of medium term notes	-	(300)	-	-	-	-	(300)
Payment of lease liabilities	-	-	-	(2)	-	-	(2)
New customers' deposits	-	-	325	-	-	-	325
Repayment of customers' deposits	-	-	(267)	-	-	-	(267)
Total changes from financing cash flows	697	(300)	58	(2)	-	-	453
Changes in fair value	-	-	-	-	127	(29)	101
Other changes:							
Increase in lease liabilities	-	-	-	1	-	-	1
Interest on borrowings and other finance costs	24	227	-	-	-	-	251
At 31 December 2024	23,738	27,072	2,507	2	(576)	115	52,858

23. Trade and other payables and contract liabilities

	2025 \$ million	2024 \$ million
Trade and other payables		
Creditors measured at amortised cost (see note (a) below)	2,590	2,742
Lease liabilities (see note 28(b))	2	1
Derivative financial instruments (see note 26)	1	1
Amount due to a joint venture (see note 34(b)(ii))	4	1
	2,597	2,745
Contract liabilities (see note (b) below)		
	68	42
	2,665	2,787

All of the trade and other payables are expected to be settled within one year or are repayable on demand.

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

23. Trade and other payables and contract liabilities (continued)

(a) Creditors' ageing is analysed as follows:

	2025 \$ million	2024 \$ million
Due within 1 month or on demand	943	1,105
Due after 1 month but within 3 months	736	753
Due after 3 months but within 12 months	911	884
	2,590	2,742

(b) Contract liabilities

- (i) The contract liabilities relate to the advance consideration received from customers for electricity-related services, which consists mainly of (1) permanent supply service, primarily associated with the supply of electricity to customer substations for large new developments and to small new developments without customer substation provisions; and (2) site service primarily associated with the temporary supply of electricity to construction sites or special functions, for which revenue is recognised upon completion of the electricity-related services.

- (ii) Movements in contract liabilities during the year are as follows:

	2025 \$ million	2024 \$ million
At 1 January	42	33
Increase in contract liabilities as a result of billing in advance for performance of electricity-related services	51	26
Decrease in contract liabilities as a result of recognising revenue during the year that was included in the contract liabilities at the beginning of the year	(25)	(17)
At 31 December	68	42

24. Fuel Clause Recovery Account

HK Electric adjusts Fuel Clause Charge per unit for electricity sales on a monthly basis to reflect actual cost of fuels in a timely manner.

Movements in the Fuel Clause Recovery Account are as follows:

	2025	2024
	\$ million	\$ million
At 1 January	215	53
Transferred to profit or loss	(3,281)	(4,184)
Fuel Clause Charges during the year	3,692	4,346
At 31 December	626	215

This account, inclusive of interest, has been and will continue to be used to stabilise electricity tariffs.

25. Bank loans and other interest-bearing borrowings

	2025	2024
	\$ million	\$ million
Bank loans	23,548	23,738
Current portion	(16,630)	(427)
	6,918	23,311
Hong Kong dollar medium term notes		
Fixed rate notes (see note (a) below)	8,070	8,365
Zero coupon notes (see note (b) below)	893	863
	8,963	9,228
Current portion	-	(300)
	8,963	8,928
United States dollar medium term notes		
Fixed rate notes (see note (a) below)	13,612	13,597
Zero coupon notes (see note (b) below)	4,433	4,247
	18,045	17,844
Current portion	(5,847)	-
	12,198	17,844
Non-current portion	28,079	50,083

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

25. Bank loans and other interest-bearing borrowings (continued)

- (a) The Hong Kong dollar fixed rate notes bear interest at rates ranging from 2.4% to 4% per annum (2024: 2.4% to 4% per annum).

The United States dollar fixed rate notes bear interest at rates ranging from 1.875% to 2.875% per annum (2024: 1.875% to 2.875% per annum).

- (b) The Hong Kong dollar zero coupon notes which were issued at discount have nominal amount of \$1,056 million (2024: \$1,056 million) and accrual yield of 3.5% per annum (2024: 3.5% per annum).

The United States dollar zero coupon notes have nominal amount of US\$400 million (2024: US\$400 million) and accrual yield of 4.375% per annum (2024: 4.375% per annum). These notes embed with issuer call options allowing issuer to early redeem the notes and are callable on 12 October 2022 and annually thereafter until the penultimate year to maturity.

- (c) Details of the issuer of the Hong Kong dollar and United States dollar medium term notes are set out in note 18.

- (d) Banking facilities of the Groups are subject to the fulfilment of covenants relating to certain of the Groups' statement of profit or loss and statement of financial position ratios, which are assessed at the end of each interim and/or annual period, as are commonly found in lending arrangements with financial institutions. If the Groups were to breach the covenants, the drawn down facilities would become payable on demand and any undrawn amount will be cancelled. The Groups regularly monitors its compliance with these covenants and do not identify any difficulties in complying with these covenants. Further details of the Groups' management of liquidity risk are set out in note 31(b). As at 31 December 2025 and 2024, none of the covenants relating to drawn down facilities had been breached.

- (e) None of the non-current interest-bearing borrowings is expected to be settled within one year. All the above borrowings are unsecured.

The non-current interest-bearing borrowings are repayable as follows:

	2025	2024
	\$ million	\$ million
After 1 year but within 2 years	6,420	22,168
After 2 years but within 5 years	12,256	8,823
After 5 years	9,403	19,092
	28,079	50,083

26. Derivative financial instruments

	2025		2024	
	Assets \$ million	Liabilities \$ million	Assets \$ million	Liabilities \$ million
Derivative financial instruments used for hedging:				
Cash flow hedges:				
– Cross currency swaps	2	(66)	–	(88)
– Interest rate swaps	157	(7)	483	(1)
– Forward foreign exchange contracts	128	(175)	135	(68)
	287	(248)	618	(157)
Analysed as:				
Current	11	(1)	2	(1)
Non-current	276	(247)	616	(156)
	287	(248)	618	(157)

27. Employee retirement benefits

The Groups offer three retirement schemes which together cover all permanent staff.

One of the schemes (the "Pension Scheme") provides pension benefits based on the employee's final basic salary and length of service. This scheme is accounted for as a defined benefit retirement scheme.

Another scheme is defined contribution in nature (the "Defined Contribution Scheme") and offers its members various investment funds in which they can invest. One of the investment funds provides a guaranteed return and is thus defined benefit in nature; the part of the Defined Contribution Scheme in respect of this investment fund is accounted for as a defined benefit retirement scheme ("Defined Contribution Scheme – DB Portion"). In respect of other investment funds which do not offer a guaranteed return, the scheme is accounted for as a defined contribution retirement scheme ("Defined Contribution Scheme – DC Portion") (see note 27(b)).

Both the Pension Scheme and the Defined Contribution Scheme are established under trust and are registered under the Hong Kong Occupational Retirement Schemes Ordinance. The assets of the schemes are held independently of the Groups' assets in separate trustee administered funds. The responsibility for the governance of the schemes – including investment and contribution decisions – lies with the independent trustees in accordance with the trust deeds of the schemes.

Since the introduction of the Mandatory Provident Fund System in Hong Kong in December 2000, both the Pension Scheme and the Defined Contribution Scheme have been closed to new entrants and all new recruits are enrolled in a master trust Mandatory Provident Fund Scheme (the "MPF Scheme") operated by an independent service provider under the Hong Kong Mandatory Provident Fund Schemes Ordinance. The MPF Scheme is a defined contribution retirement scheme with the employer and its employees each contributing to the scheme in accordance with the relevant scheme rules. The MPF Scheme rules provide for voluntary contributions to be made by the employer calculated as a percentage of the employees' basic salaries.

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

27. Employee retirement benefits (continued)

(a) Defined benefit retirement schemes ("the Schemes")

The funding policy in respect of the Pension Scheme is based on valuations prepared periodically by independent professionally qualified actuaries at Willis Towers Watson Hong Kong Limited. The policy for employer's contributions is to fund the scheme in accordance with the actuary's recommendations on an on-going basis. The principal actuarial assumptions used include discount rate, long term salary increase rate and future pension increase rate which are disclosed in note 27(a)(viii) together with appropriate provisions for mortality rates, turnover and adjustments to reflect the short-term market expectation of salary increases. The most recent actuarial valuation of the Pension Scheme was carried out by the appointed actuary, represented by Ms. Wing Lui, FSA, as at 1 January 2024. The valuation revealed that the assets of the Pension Scheme were sufficient to cover the aggregate vested liabilities as at the valuation date.

Both defined benefit retirement schemes expose the Groups to investment risk and interest rate risk. In addition, the Defined Contribution Scheme - DB Portion exposes the Groups to salary risk, while the Pension Scheme also exposes the Groups to risks of longevity and inflation.

The retirement scheme expense/income recognised in profit or loss for the year ended 31 December 2025 was determined in accordance with HKAS 19, *Employee benefits*.

(i) The amounts recognised in the consolidated statement of financial position are as follows:

	2025	2024
	\$ million	\$ million
Fair value of assets of the Schemes	3,287	3,103
Present value of defined benefit obligations	(2,096)	(2,106)
	1,191	997
Represented by:		
Employee retirement benefit scheme assets	1,199	1,053
Employee retirement benefit scheme liabilities	(8)	(56)
	1,191	997

A portion of the above asset/liability is expected to be realised/settled after more than one year. However, it is not practicable to segregate this amount from the amounts payable in the next 12 months, as future contributions will also relate to future services rendered and future changes in actuarial assumptions and market conditions.

(ii) Movements in fair value of plan assets of the Schemes are as follows:

	2025	2024
	\$ million	\$ million
At 1 January	3,103	3,085
Interest income on the Schemes' assets	112	95
Return on Schemes' assets, excluding interest income	268	96
Employer contributions paid to the Schemes	28	30
Employee contributions paid to the Schemes	9	9
Benefits paid	(233)	(212)
At 31 December	3,287	3,103

The Groups expect to contribute \$55 million to the Schemes in 2026.

(iii) Movements in the present value of defined benefit obligations of the Schemes are as follows:

	2025	2024
	\$ million	\$ million
At 1 January	2,106	2,308
Current service cost	33	36
Interest cost	76	73
Employee contributions paid to the Schemes	9	9
Actuarial losses/(gains) due to:		
– liability experience	8	(11)
– change in financial assumptions	101	(76)
– change in demographic assumptions	(4)	(21)
Benefits paid	(233)	(212)
At 31 December	2,096	2,106

(iv) The (income)/expenses recognised in the consolidated statement of profit or loss, prior to any capitalisation of employment costs attributable to additions of property, plant and equipment, are as follows:

	2025	2024
	\$ million	\$ million
Current service cost	33	36
Net interest income on net defined benefit asset/liability	(36)	(22)
	(3)	14

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

27. Employee retirement benefits (continued)

(a) Defined benefit retirement schemes ("the Schemes") (continued)

(v) The (income)/expenses are recognised in the following line items in the consolidated statement of profit or loss:

	2025	2024
	\$ million	\$ million
Direct costs	(4)	5
Other operating costs	1	9
	(3)	14

(vi) The cumulative amount of actuarial gains recognised in the consolidated statement of comprehensive income is as follows:

	2025	2024
	\$ million	\$ million
At 1 January	964	760
Remeasurement of net defined benefit asset/liability recognised in the consolidated statement of comprehensive income during the year	163	204
At 31 December	1,127	964

(vii) The major categories of assets of the Schemes are as follows:

	2025	2024
	\$ million	\$ million
Hong Kong equities	287	236
European equities	133	101
North American equities	550	568
Asia Pacific and other equities	183	147
Global bonds	2,047	2,009
Deposits, cash and others	87	42
	3,287	3,103

Strategic investment decisions are taken with respect to the risk and return profiles.

(viii) The principal actuarial assumptions used as at 31 December are as follows:

	2025	2024
Discount rate		
– The Pension Scheme	3.3%	3.9%
– The Defined Contribution Scheme – DB portion	2.7%	3.5%
Long-term salary increase rate	5.0%	5.0%
Future pension increase rate	2.5%	2.5%

(ix) Sensitivity analysis

(1) The Pension Scheme

	Increase/(decrease) in defined benefit obligations	
	2025 \$ million	2024 \$ million
Actuarial assumptions		
Discount rate		
– increase by 0.25%	(32)	(31)
– decrease by 0.25%	33	32
Pension increase rate		
– increase by 0.25%	32	31
– decrease by 0.25%	(31)	(30)
Mortality rate applied to specific age		
– set forward one year	(54)	(47)
– set backward one year	55	47

(2) The Defined Contribution Scheme – DB Portion

	Increase/(decrease) in defined benefit obligations	
	2025 \$ million	2024 \$ million
Actuarial assumptions		
Discount rate		
– increase by 0.25%	(9)	(10)
– decrease by 0.25%	9	10
Interest to be credited		
– increase by 0.25%	9	10

The above sensitivity analyses are based on a change in an assumption while holding all other assumptions constant. In practice, changes in some of the assumptions may be correlated. When calculating the sensitivity of the defined benefit obligation to significant actuarial assumptions, the same method (present value of the defined benefit obligation calculated with the projected unit credit method at the end of the reporting period) has been applied as when calculating the defined benefit liability recognised within the consolidated statement of financial position. The analysis has been performed on the same basis as for 2024.

(x) The following table sets out the weighted average durations of the defined benefit obligations of the Schemes:

	2025	2024
The Pension Scheme	10.0 Years	10.1 Years
The Defined Contribution Scheme – DB Portion	4.4 Years	4.7 Years

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

27. Employee retirement benefits (continued)

(b) Defined contribution retirement schemes

	2025 \$ million	2024 \$ million
Expenses recognised in profit or loss	85	81

Forfeited contributions of \$714,000 (2024: \$2,446,000) have been received during the year and no contributions (by employers on behalf of employees who leave the schemes prior to vesting fully in such contributions) were used to offset existing contributions.

28. Other non-current liabilities

	2025 \$ million	2024 \$ million
Provisions (see note (a) below)	1,470	1,400
Lease liabilities (see note (b) below)	1	1
	1,471	1,401

(a) Provisions

	2025 \$ million
Provisions for asset decommissioning obligation	
At 1 January	1,400
Additional provisions made	125
Provisions utilised	(55)
At 31 December	1,470

Under SoCA, provision which represents the best estimation of expenditure required to settle asset decommissioning obligation has to be made to the extent that HK Electric incurs an obligation for the costs of dismantling and removing property, plant and equipment and restoring the sites on which they are located either when the assets are acquired or as a consequence of having used them during a particular period for electricity-related activities.

(b) Lease liabilities

The following table shows the remaining contractual maturities of the Groups' lease liabilities at the end of the current and previous reporting periods:

	2025		2024	
	Present value of the minimum lease payments	Total minimum lease payments	Present value of the minimum lease payments	Total minimum lease payments
	\$ million	\$ million	\$ million	\$ million
Within 1 year	2	2	1	1
After 1 year but within 2 years	1	1	1	1
	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
Less: total future interest expenses		-		-
Present value of lease liabilities		<u>3</u>		<u>2</u>

29. Income tax in the consolidated statement of financial position**(a) Current taxation in the consolidated statement of financial position**

	2025 \$ million	2024 \$ million
Hong Kong Profits Tax		
Provision for Hong Kong Profits Tax for the year	750	741
Provisional Profits Tax paid	(556)	(517)
	<u>194</u>	<u>224</u>

(b) Deferred tax liabilities

	2025 \$ million	2024 \$ million
Deferred tax liabilities	<u>10,046</u>	<u>10,140</u>

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

29. Income tax in the consolidated statement of financial position (continued)

(b) Deferred tax liabilities (continued)

- (i) The components of deferred tax liabilities/assets recognised in the consolidated statement of financial position and the movements during the year are as follows:

\$ million	Depreciation allowances in excess of the related depreciation	Fuel Clause Recovery Account	Defined benefit retirement schemes	Others	Total
At 1 January 2024	10,089	(9)	79	(35)	10,124
Charged/(credited) to profit or loss	25	(27)	3	(1)	-
Charged/(credited) to other comprehensive income	-	-	33	(17)	16
At 31 December 2024 and 1 January 2025	10,114	(36)	115	(53)	10,140
Charged/(credited) to profit or loss	3	(67)	5	(5)	(64)
Charged/(credited) to other comprehensive income	-	-	27	(57)	(30)
At 31 December 2025	10,117	(103)	147	(115)	10,046

- (ii) The Groups had no material unprovided deferred tax assets or liabilities as at 31 December 2025 and 2024.

30. Capital, reserves and dividends

(a) Movements in components of equity

The reconciliation between the opening and closing balances of each component of the Groups' consolidated equity is set out in the consolidated statement of changes in equity. Details of the changes in the Company's individual components of equity between the beginning and the end of the year are set out below:

The Company

\$ million	Share capital (note 30(b))	Share premium (note 30(c))	Hedging reserve (note 30(d)(i))	Revenue reserve (note 30(d)(ii))	Proposed/ declared dividend (note 14)	Total
Balance at 1 January 2024	8	47,472	230	4,739	1,422	53,871
Changes in equity for 2024:						
Profit for the year	-	-	-	1,109	-	1,109
Other comprehensive income	-	-	(53)	-	-	(53)
Total comprehensive income	-	-	(53)	1,109	-	1,056
Second interim dividend in respect of previous year approved and paid (see note 14(c))	-	-	-	-	(1,422)	(1,422)
First interim dividend paid (see note 14(b))	-	-	-	(1,408)	-	(1,408)
Proposed second interim dividend (see note 14(b))	-	-	-	(1,422)	1,422	-
Balance at 31 December 2024 and 1 January 2025	8	47,472	177	3,018	1,422	52,097
Changes in equity for 2025:						
Profit for the year	-	-	-	2,524	-	2,524
Other comprehensive income	-	-	(141)	-	-	(141)
Total comprehensive income	-	-	(141)	2,524	-	2,383
Second interim dividend in respect of previous year approved and paid (see note 14(c))	-	-	-	-	(1,422)	(1,422)
First interim dividend paid (see note 14(b))	-	-	-	(1,408)	-	(1,408)
Proposed second interim dividend (see note 14(b))	-	-	-	(1,422)	1,422	-
Balance at 31 December 2025	8	47,472	36	2,712	1,422	51,650

All of the Company's share premium and revenue reserve is available for distribution. The Company Board declared the payment of a second interim dividend of 16.09 cents (2024: 16.09 cents) per ordinary share, amounting to \$1,422 million (2024: \$1,422 million), in lieu of a final dividend and therefore no final dividend was proposed by the Company Board.

(c) Share premium

Share premium represents the excess of Share Stapled Unit issuing price over the nominal values of ordinary and preference shares, after deducting underwriting commissions and listing expenses pursuant to global offering that have been charged to equity. The application of share premium is governed by Section 34 of Cayman Companies Law and the provisions of Company's amended and restated Memorandum and Articles of Association.

(d) Nature and purpose of reserves**(i) Hedging reserve**

The hedging reserve includes cash flow hedge reserve and cost of hedging reserve. The cash flow hedge reserve comprises the effective portion of the cumulative net change in the fair value of hedging instruments used in cash flow hedges (net of any deferred tax effect) pending subsequent recognition of the hedged cash flow in accordance with the accounting policy adopted for cash flow hedges in note 3(a)(ii). Under HKFRS 9, *Financial Instruments*, if the Groups exclude the forward element of forward contracts and the foreign currency basis spread of financial instruments (the "excluded elements") from the designation of the hedging instruments, then the excluded elements may be separately accounted for as cost of hedging. The fair value changes of the excluded elements are recognised in a separate component of equity as cost of hedging reserve to the extent that it relates to the hedged items.

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

30. Capital, reserves and dividends (continued)

(d) Nature and purpose of reserves (continued)

(i) Hedging reserve (continued)

The following tables provide a reconciliation of the components in hedging reserve and an analysis of other comprehensive income by risk category that arises from hedge accounting:

(1) Cash flow hedge reserve

\$ million	Interest rate risk	Currency risk	Total
Balance at 1 January 2024	406	627	1,033
Effective portion of changes in fair value of hedging instruments recognised in other comprehensive income	189	(77)	112
Reclassification adjustments for amounts transferred to profit or loss (see note 1 below)	(301)	–	(301)
Net deferred tax credited to other comprehensive income	10	12	22
	(102)	(65)	(167)
Amounts transferred to the initial carrying amount of hedged items, net of tax (see note 2 below)	–	5	5
Balance at 31 December 2024 and 1 January 2025 (see note 3 below)	304	567	871
Effective portion of changes in fair value of hedging instruments recognised in other comprehensive income	(167)	171	4
Reclassification adjustments for amounts transferred to profit or loss (see note 1 below)	(141)	–	(141)
Net deferred tax credited/(charged) to other comprehensive income	27	(28)	(1)
	(281)	143	(138)
Amounts transferred to the initial carrying amount of hedged items, net of tax (see note 2 below)	–	10	10
Balance at 31 December 2025 (see note 3 below)	23	720	743

Note 1 Amounts reclassified to profit or loss are recognised in the "Finance costs" line item in the consolidated statement of profit or loss.

Note 2 Amounts transferred to the initial carrying amount of hedged items are recognised in the "Property, plant and equipment" or "Inventories" line items in the consolidated statement of financial position.

Note 3 The entire balance relates to continuing hedges.

(2) Cost of hedging reserve

\$ million	Foreign currency basis spread	Forward element	Total
Balance at 1 January 2024	(14)	(941)	(955)
Hedging for time-period related hedged items			
- Effective portion of changes in fair value of hedging instruments recognised in other comprehensive income	22	60	82
- Reclassification adjustments for amounts transferred to profit or loss (see note 1 below)	-	(63)	(63)
Hedging for transaction related hedged items			
- Effective portion of changes in fair value of hedging instruments recognised in other comprehensive income	-	12	12
- Amounts transferred to the initial carrying amount of hedged items (see note 2 below)	-	(4)	(4)
Net deferred tax charged to other comprehensive income	(4)	(1)	(5)
Balance at 31 December 2024 and 1 January 2025 (see note 3 below)	4	(937)	(933)
Hedging for time-period related hedged items			
- Effective portion of changes in fair value of hedging instruments recognised in other comprehensive income	1	(288)	(287)
- Reclassification adjustments for amounts transferred to profit or loss (see note 1 below)	-	(65)	(65)
Hedging for transaction related hedged items			
- Effective portion of changes in fair value of hedging instruments recognised in other comprehensive income	-	2	2
- Amounts transferred to the initial carrying amount of hedged items (see note 2 below)	-	(10)	(10)
Net deferred tax credited to other comprehensive income	-	58	58
Balance at 31 December 2025 (see note 3 below)	5	(1,240)	(1,235)

Note 1 Amounts reclassified to profit or loss are recognised in the "Finance costs" line item in the consolidated statement of profit or loss.

Note 2 Amounts transferred to the initial carrying amount of hedged items are recognised in the "Property, plant and equipment" or "Inventories" line items in the consolidated statement of financial position.

Note 3 The entire balance relates to continuing hedges.

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

30. Capital, reserves and dividends (continued)

(d) Nature and purpose of reserves (continued)

(ii) Revenue reserve

The revenue reserve comprises the accumulated profits retained by the Company and its subsidiaries and accumulated actuarial gains/losses on remeasurement of net defined benefit asset/liability of HK Electric.

(e) Capital management

The Groups' primary objectives when managing capital are:

- to safeguard the Groups' ability to continue as a going concern, so that the Groups can continue to provide returns for holders of Share Stapled Units and benefits for other stakeholders;
- to provide returns to holders of Share Stapled Units by securing access to finance at a reasonable cost;
- to support the Groups' stability and future growth; and
- to provide capital for the purpose of strengthening the Groups' risk management capability.

The Groups actively and regularly review and manage the capital structure, taking into consideration the future capital requirements of the Groups and capital efficiency, forecast profitability, forecast operating cash flows, forecast capital expenditure and projected investment opportunities.

The Groups monitor the capital structure on the basis of a net debt-to-net total capital ratio. For this purpose the Groups define net debt as interest-bearing borrowings (as shown in the consolidated statement of financial position) less bank deposits and cash. Net total capital includes net debt and equity which comprises all components of equity (as shown in the consolidated statement of financial position).

During 2025, the Groups' strategy, which was unchanged from 2024, was to control the Groups' level of debt in order to secure access to finance at a reasonable cost. In order to maintain or adjust the level of debt, the Groups may adjust the amount of distributions paid to holders of Share Stapled Units in accordance with the Trust Deed, issue new Share Stapled Units, raise new debt financing or sell assets to reduce debt.

The net debt-to-net total capital ratio at 31 December 2025 and 2024 was as follows:

	2025	2024
	\$ million	\$ million
Bank loans and other interest-bearing borrowings	50,556	50,810
Bank overdrafts – unsecured	–	45
Less: Bank deposits and cash	(28)	(30)
Net debt	50,528	50,825
Total equity	49,315	49,290
Net debt	50,528	50,825
Net total capital	99,843	100,115
Net debt-to-net total capital ratio	51%	51%

31. Financial risk management and fair values of financial instruments

The Groups are exposed to credit, liquidity, interest rate and currency risks in the normal course of its business. In accordance with the Groups' treasury policy, derivative financial instruments are only used to hedge its exposure to foreign exchange and interest rate risks arising from operational, financing and investment activities. The Groups do not hold or issue derivative financial instruments for trading or speculative purposes.

(a) Credit risk

The Groups' credit risk is primarily attributable to trade and other receivables relating to electricity customers, bank deposits and over-the-counter derivative financial instruments entered into for hedging purposes. The Groups have a credit policy in place and the exposures to these credit risks are monitored on an ongoing basis.

In respect of trade and other receivables relating to electricity customers, HK Electric obtains collateral in the form of security deposits or bank guarantees from customers in accordance with the Supply Rules. The collateral covered \$441 million of trade and other receivables at 31 December 2025 (2024: \$440 million). The credit policy is set out in note 21.

The Groups have defined minimum credit rating requirements and transaction limits for counterparties when dealing in financial derivatives or placing deposits to minimise credit exposure. The Groups do not expect any counterparty to fail to meet its obligations.

The Groups have no significant concentrations of credit risk in respect of trade and other receivables relating to electricity customers, as the five largest customers combined did not exceed 30% of the Groups' total revenue.

The maximum exposure to credit risk is represented by the carrying amount of each financial asset, including derivative financial instruments, in the consolidated statement of financial position.

Further quantitative disclosures in respect of the Groups' exposure to credit risk arising from trade and other receivables are set out in note 21.

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

31. Financial risk management and fair values of financial instruments (continued)

(a) Credit risk (continued)

Offsetting financial assets and financial liabilities

The Groups' derivative transactions are executed with financial institutions and governed by either International Swaps and Derivatives Association Master Agreements ("ISDA") or the general terms and conditions of these financial institutions, with a conditional right of set off under certain circumstances that would result in all outstanding transactions being terminated and net settled.

As these financial institutions currently have no legal enforceable right to set off the recognised amounts and the Groups do not intend to settle on a net basis or to realise the assets and settle the liabilities simultaneously, all such financial instruments are recorded on gross basis at the end of the reporting period.

The following table presents the recognised financial instruments that are subject to enforceable master netting arrangements but are not offset at the end of the reporting period.

S million	Note	2025			2024		
		Gross amounts of financial instruments in the consolidated statement of financial position	Related financial instruments that are not offset	Net amount	Gross amounts of financial instruments in the consolidated statement of financial position	Related financial instruments that are not offset	Net amount
Financial assets							
	31/03/2025	2	(1)	1	-	-	-
	31/03/2025	157	(90)	67	483	(89)	394
	31/03/2025	128	(117)	11	135	(68)	67
		287	(208)	79	618	(157)	461
Financial liabilities							
	31/03/2025	66	(34)	32	88	(88)	-
	31/03/2025	7	(7)	-	1	(1)	-
	31/03/2025	175	(167)	8	68	(68)	-
		248	(208)	40	157	(157)	-

(b) Liquidity risk

The Groups operate a central cash management system in order to achieve a better control of risk and minimise the costs of funds. The Groups' policy is to regularly monitor current and expected liquidity requirements and compliance with loan covenants, to ensure that the Groups maintain sufficient reserves of cash and adequate committed lines of funding to meet liquidity requirements in the short and longer term. The Groups had undrawn committed bank facilities of \$7,100 million at 31 December 2025 (2024: \$4,850 million).

The following tables show the remaining contractual maturities at the end of the reporting period of the Groups' non-derivative financial liabilities and derivative financial instruments, which are based on contractual undiscounted cash flows (including interest payments computed using contractual rates or, if floating, based on rates current at the end of the reporting period) and the earliest date the Groups can be required to pay.

\$ million	2025					Total	Carrying amount at 31 December
	Contractual undiscounted cash outflows/(inflows)						
	Within 1 year or on demand	More than 1 year but less than 2 years	More than 2 years but less than 5 years	More than 5 years			
Non-derivative financial liabilities							
Bank loans and other borrowings and interest accruals	23,458	7,022	13,461	17,543	61,484	50,741	
Creditors and accrued charges	2,373	-	-	-	2,373	2,373	
	25,831	7,022	13,461	17,543	63,857	53,114	
Derivative financial instruments							
Net settled							
Interest rate swaps and related interest accruals	(139)	(31)	(30)	(20)	(220)	(149)	
Gross settled							
Cross currency swaps and related interest accruals						58	
- outflow	116	32	87	-	235		
- inflow	(113)	(29)	(88)	-	(230)		
Forward foreign exchange contracts held as cash flow hedging instruments:						47	
- outflow	2,921	6,888	9,665	6,984	26,458		
- inflow	(2,947)	(6,955)	(10,150)	(7,373)	(27,425)		
Other forward foreign exchange contracts:						-	
- outflow	78	-	-	-	78		
- inflow	(78)	-	-	-	(78)		

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

31. Financial risk management and fair values of financial instruments (continued)

(b) Liquidity risk (continued)

2024	Contractual undiscounted cash outflows/(inflows)				Total	Carrying amount at 31 December
	Within 1 year or on demand	More than 1 year but less than 2 years	More than 2 years but less than 5 years	More than 5 years		
	2024					
\$ million						
Non-derivative financial liabilities						
Bank loans and other borrowings and interest accruals	2,555	23,384	10,247	27,936	64,122	51,019
Bank overdrafts - unsecured	45	-	-	-	45	45
Creditors and accrued charges	2,460	-	-	-	2,460	2,460
	5,060	23,384	10,247	27,936	66,627	53,524
Derivative financial instruments						
Net settled						
Interest rate swaps and related interest accruals	(322)	(266)	(113)	(45)	(746)	(491)
Gross settled						
Cross currency swaps and related interest accruals						81
- outflow	201	116	95	24	436	
- inflow	(196)	(113)	(80)	(29)	(420)	
Forward foreign exchange contracts held as cash flow hedging instruments:						(67)
- outflow	3,638	-	7,923	10,340	21,901	
- inflow	(3,660)	-	(8,175)	(10,893)	(22,728)	
Other forward foreign exchange contracts:						-
- outflow	5	-	-	-	5	
- inflow	(5)	-	-	-	(5)	

(c) Interest rate risk

The Groups are exposed to interest rate risk on its interest-bearing assets and liabilities. Interest rate risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in market interest rates. The Groups' interest rate risk arises primarily from long-term external borrowings.

(i) Hedges of interest rate risk

The Groups' policy is to maintain a balanced combination of fixed and variable rate borrowings to reduce its interest rate risk exposure. The Groups also use cross currency swaps and interest rate swaps to manage the exposure in accordance with the Groups' treasury policy.

The Groups classify cross currency swaps and interest rate swaps as cash flow or fair value hedges and states them at fair value in accordance with the policy set out in note 3(q). Foreign currency basis spread of cross currency swaps are excluded from the designation of the hedging instrument and are separately accounted for as a cost of hedging, which is recognised in equity in a cost of hedging reserve.

The Groups seek to hedge the benchmark interest rate component only and apply a hedge ratio of 1:1. The existence of an economic relationship between the cross currency swaps/interest rate swaps and the fixed and variable rate borrowings is determined by matching their critical contract terms, including the reference interest rates, tenors, interest repricing dates, maturity dates, interest payment and/or receipt dates, the notional amounts of the swaps and the outstanding principal amounts of the borrowings.

The hedge ineffectiveness in these hedging relationships can arise from:

- the effect of the counterparty and the Groups' own credit risk on the fair value of the swaps; and
- differences in repricing dates between the swaps and the borrowings.

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

31. Financial risk management and fair values of financial instruments (continued)

(c) Interest rate risk (continued)

(ii) Interest rate profile

The following table details the interest rate profile of the Groups' net interest-bearing assets and liabilities at the end of the reporting period, after taking into account the effect of cross currency swaps and interest rate swaps designated as cash flow or fair value hedging instruments (see (i) above).

	2025 \$ million	2024 \$ million
Net fixed rate liabilities		
Bank loans and other borrowings	(37,156)	(37,206)
Net variable rate assets/(liabilities)		
Cash at bank and in hand	28	30
Bank loans and other borrowings	(13,400)	(13,604)
Bank overdrafts - unsecured	-	(45)
Customers' deposits	(2,546)	(2,507)
	(15,918)	(16,126)

(iii) Sensitivity analysis

At 31 December 2025, it is estimated that a general increase/decrease of 100 basis points in interest rates, with all other variables held constant, would have decreased/increased the Groups' profit after taxation and revenue reserve by approximately \$128 million (2024: \$125 million). Other components of consolidated equity would have increased/decreased by approximately \$107 million (2024: \$188 million) in response to the general increase/decrease in interest rates.

The sensitivity analysis above has been determined assuming that the change in interest rates had occurred at the end of the reporting period and had been applied to the exposure to interest rate risk for both derivative and non-derivative financial instruments in existence at that date. The analysis has been performed on the same basis as for 2024.

(d) Currency risk

The Groups are exposed to currency risk primarily through purchases and borrowings that are denominated in a currency other than the functional currency of the Groups. The currencies giving rise to this risk are primarily United States dollars and Japanese Yen.

(i) Hedges of currency risk

The Groups' policy is to hedge 100% of their foreign currency borrowings and to hedge their estimated foreign currency exposures in respect of forecast purchases in accordance with their treasury policy. The Groups use forward foreign exchange contracts and cross currency swaps to manage currency risk and classify as cash flow or fair value hedges and states them at fair value in accordance with the policy set out in note 3(q). The Groups designate the spot element of forward foreign exchange contracts to hedge the Groups' currency risk. The forward elements of forward exchange contracts are excluded from the designation of the hedging instrument and are separately accounted for as a cost of hedging, which is recognised in equity in a cost of hedging reserve. The Groups' policy is for the critical terms of the forward exchange contracts to align with the hedged item.

The Groups apply a hedge ratio of 1:1 and determine the existence of an economic relationship between the forward exchange contracts and the committed and forecast transactions/foreign currency borrowings based on their currency amounts and the timing of their respective cash flows.

The hedge ineffectiveness in these hedging relationships can arise from:

- the effect of the counterparty's and the Groups' own credit risk on the fair value of the forward foreign exchange contracts; and
- changes in the timing of the hedged transactions.

The Groups' borrowings are either hedged into Hong Kong dollars by ways of forward foreign exchange contracts and cross currency swaps or denominated in Hong Kong dollars. Given this, the management does not expect that there would be any significant currency risk associated with the Groups' borrowings.

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

31. Financial risk management and fair values of financial instruments (continued)

(d) Currency risk (continued)

(ii) Exposure to currency risk

The following table details the Groups' exposure at the end of the reporting period to currency risk arising from recognised assets or liabilities denominated in a currency other than the functional currency of the Groups.

'million (expressed in original currencies)	2025	
	USD	JPY
Trade and other payables and contract liabilities	(78)	(1,294)
Bank loans and other borrowings	(2,319)	-
Gross exposure arising from recognised assets and liabilities	(2,397)	(1,294)
Notional amounts of forward foreign exchange contracts designated as hedging instruments	1,369	-
Notional amounts of cross currency swaps designated as hedging instruments	950	-
Net exposure arising from recognised assets and liabilities	(78)	(1,294)

'million (expressed in original currencies)	2024	
	USD	JPY
Trade and other payables and contract liabilities	(67)	(1,236)
Bank loans and other borrowings	(2,295)	-
Gross exposure arising from recognised assets and liabilities	(2,362)	(1,236)
Notional amounts of forward foreign exchange contracts designated as hedging instruments	1,345	93
Notional amounts of cross currency swaps designated as hedging instruments	950	-
Net exposure arising from recognised assets and liabilities	(67)	(1,143)

(iii) Sensitivity analysis

The following table indicates that a 10 percent strengthening in the following currency against Hong Kong dollars at the end of the reporting period would have increased/(decreased) the Groups' profit after taxation (and revenue reserve) and other components of consolidated equity.

	2025		2024	
	Effect on profit after taxation and revenue reserve Increase/ (decrease)	Effect on other components of equity Increase/ (decrease)	Effect on profit after taxation and revenue reserve Increase/ (decrease)	Effect on other components of equity Increase/ (decrease)
\$ million				
Japanese Yen	(1)	-	(2)	-

A 10 percent weakening in the above currency against Hong Kong dollars at the end of the reporting period would have had an equal but opposite effect on the Groups' profit after taxation (and revenue reserve) and other components of consolidated equity.

This sensitivity analysis assumes that the change in foreign exchange rates had been applied to re-measure those financial instruments held by the Groups which expose the Groups to currency risk at the end of the reporting period, and that all other variables, in particular interest rates, remain constant. In this respect, it is assumed that the pegged rate between the Hong Kong dollar and the United States dollar would be materially unaffected by any changes in movement in value of the United States dollar against other currencies. The analysis has been performed on the same basis as for 2024.

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

31. Financial risk management and fair values of financial instruments (continued)

(e) Hedge accounting

The following tables summarise the hedging instruments, hedged items and hedged risks of the Groups for the years ended 31 December 2025 and 2024.

(i) Cash flow hedges

		2025							Changes in fair value used for calculating hedge ineffectiveness		
		Carrying amount of hedging instruments included in									
Hedging instruments	Maturity date	Weighted average fixed swap rates/contract rates	Notional amount of hedging instruments \$ million	Derivative financial instruments under		Derivative financial instruments under		Trade and other payables and contract liabilities \$ million	Hedging instruments \$ million	Hedged items \$ million	Hedge ineffectiveness recognised in profit or loss \$ million
				non-current assets \$ million	Trade and other receivables \$ million	non-current liabilities \$ million	Trade and other payables \$ million				
(1) For hedging currency risk of foreign currency borrowings and interest rate risk of variable rate borrowings											
Cross currency swaps and interest rate swaps	Ranging from 2026 to 2035	2.00%	27,668	154	5	(72)	(7)	(167)	167		-
(2) For hedging currency risk of committed and forecast transactions											
Forward foreign exchange contracts	Ranging from 2026 to 2035	See note below	13,587	42	6	(165)	-	98	(98)		-
(3) For hedging currency risk of foreign currency borrowings											
Forward foreign exchange contracts	Ranging from 2027 to 2035	See note below	12,806	80	-	(70)	-	73	(73)		-

2024										
Hedging instruments	Maturity date	Weighted average rate/contract rate	Notional amount of hedging instruments \$ million	Carrying amount of hedging instruments included in			Changes in fair value used for calculating hedge ineffectiveness			
				Derivative financial instruments under non-current assets \$ million	Trade and other receivables \$ million	Derivative financial instruments under non-current liabilities \$ million	Trade and other payables and contract liabilities \$ million	Hedging instruments \$ million	Hedged items \$ million	Hedge ineffectiveness recognized in profit or loss \$ million
(1) For hedging currency risk of foreign currency borrowing and interest rate risk of variable rate borrowings										
Cross currency swaps and interest rate swaps	Rolling from 2025 to 2028	2.0%	27,362	483	-	(89)	-	189	(189)	-
(2) For hedging currency risk of committed and forecast transactions										
Forward foreign exchange contracts	Rolling from 2025 to 2024	See note below	11,225	40	2	(41)	(1)	(21)	21	-
(3) For hedging currency risk of foreign currency borrowings										
Forward foreign exchange contracts	Rolling from 2027 to 2024	See note below	10,246	93	-	(28)	-	(95)	95	-

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

31. Financial risk management and fair values of financial instruments (continued)

(e) Hedge accounting (continued)

(ii) Fair value hedges

		2024								
		Carrying amount included in						Changes in fair value used for calculating hedge ineffectiveness		
		Weighted average variable swap rates/contract rates	Derivative financial instruments under		Derivative financial instruments under		Trade and other payables and contract liabilities	Hedging instruments	Hedged items	Hedge ineffectiveness recognized in profit or loss
Hedging instruments	Maturity date		Netional amount	non-current assets	Trade and other receivables	non-current liabilities				
Forward foreign exchange contracts	2026	See note below	78	-	-	-	-	-	-	-

		2025		
		Carrying amount of hedged items (including accumulated fair value hedge adjustments)	Accumulated fair value hedge adjustments of hedged items	Line item in the consolidated statement of financial position in which the hedged items are included
		\$ million	\$ million	
Hedged Items				
Financial liabilities		(78)	-	Trade and other payables and contract liabilities

2024											
Hedging instruments	Maturity date	Weighted average variable swap rates/contract rates	Carrying amount included in					Changes in fair value used for calculating hedge ineffectiveness			
			Notional amount \$ million	Derivative financial instruments under non-current assets		Derivative financial instruments under non-current liabilities		Trade and other payables and contract liabilities \$ million	Hedging instruments \$ million	Hedged items \$ million	Hedge ineffectiveness recognized in profit or loss \$ million
				Trade and other receivables \$ million	Trade and other receivables \$ million	Trade and other payables and contract liabilities \$ million					
Forward foreign exchange contracts	2025	See note below	\$	-	-	-	-	-	-	-	

2024			
Hedged items	Carrying amount of hedged items (including accumulated fair value hedge adjustments) \$ million	Accumulated fair value hedge adjustments of hedged items \$ million	Line item in the consolidated statement of financial position in which the hedged items are included
Financial liabilities	(5)	-	Trade and other payables and contract liabilities

Note: The following table provides information on the weighted average contract rates of outstanding forward foreign exchange contracts at the end of the reporting period:

	2025	2024
Weighted average contract rates		
USD : HKD	7.4313	7.4954
JPY : HKD	-	0.0510
JPY : USD	-	152.8640

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

31. Financial risk management and fair values of financial instruments (continued)

(f) Fair value measurement

The following table presents the fair value of the Groups' financial instruments measured at the end of the reporting period on a recurring basis, categorised into the three-level fair value hierarchy as defined in HKFRS 13: *Fair value measurement*. The level into which a fair value measurement is classified is determined with reference to the observability and significance of the inputs used in the valuation technique as follows:

- Level 1 valuations: Fair value measured using only Level 1 inputs i.e. unadjusted quoted prices in active markets for identical financial assets or liabilities at the measurement date
- Level 2 valuations: Fair value measured using Level 2 inputs i.e. observable inputs which fail to meet Level 1, and not using significant unobservable inputs. Unobservable inputs are inputs for which market data is not available
- Level 3 valuations: Fair value measured using significant unobservable inputs

(i) Recurring fair value measurements

	Note	Level 2	
		2025 \$ million	2024 \$ million
Financial assets			
Derivative financial instruments:			
- Cross currency swaps	31 (a)	2	-
- Interest rate swaps	31 (a)	157	483
- Forward foreign exchange contracts	31 (a)	128	135
		287	618
Financial liabilities			
Derivative financial instruments:			
- Cross currency swaps	31 (a)	66	88
- Interest rate swaps	31 (a)	7	1
- Forward foreign exchange contracts	31 (a)	175	68
		248	157

(ii) Fair values of financial assets and liabilities carried at other than fair value

Trade and other receivables, trade and other payables and contract liabilities, and also external borrowings are carried at cost or amortised cost which are not materially different from their fair values as at 31 December 2025 and 2024.

(iii) Valuation techniques and inputs in Level 2 fair value measurements

The fair values of forward foreign exchange contracts are determined using forward exchange market rates at the end of the reporting period. The fair values of cross currency swaps and interest rate swaps are determined by discounting the future cash flows of the contracts at the current market interest rates.

32. Commitments

- (a) The Groups' capital commitments outstanding at 31 December and not provided for in the financial statements were as follows:

	2025	2024
	\$ million	\$ million
Contracted for:		
Capital expenditure for property, plant and equipment	8,935	7,437
Authorised but not contracted for:		
Capital expenditure for property, plant and equipment	16,583	17,967

- (b) At 31 December 2025, the Groups' share of capital commitments of a joint venture was 55 million (2024: 519 million).

At 31 December 2025, the Groups' share of the lease and other commitments of a joint venture approximated to \$494 million (2024: \$531 million).

33. Contingent liabilities

At 31 December 2025, the Groups had no guarantee or indemnity to external parties (2024: Nil).

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

34. Material related party transactions

The Groups had the following material transactions with related parties during the year:

(a) Holder of Share Stapled Units**Support service charge recovered from Power Assets group**

Other operating costs included support service charge recovered from Power Assets group amounting to \$46 million (2024: \$46 million) for provision of the support services and office facilities to Power Assets group. The support service charge was based on the total costs incurred in the provision or procurement of the provision of the services and facilities and allocated to Power Assets group on a fair and equitable basis, taking into account the time spent by the relevant personnel when providing such services.

At 31 December 2025, the total outstanding balance receivable from Power Assets group was \$5 million (2024: \$5 million).

(b) Joint venture

- (i) The details of Shareholder Loan Facility provided to HKLTL by the Groups and the outstanding loan balance as at 31 December 2025 are disclosed in note 19.
- (ii) Amount due to HKLTL is unsecured, interest-free and has no fixed term of repayment.
- (iii) Interest income received/receivable from HKLTL in respect of the Shareholder Loan Facility amounted to \$38 million (2024: \$38 million).
- (iv) Under a Terminal Use Agreement entered into between HK Electric, CAPCO and HKLTL, Operational Service Charges and Facility Service Charges were recovered by HKLTL amounted to \$218 million (2024: \$222 million) and \$90 million (2024: \$88 million) respectively.
- (v) Under a Secondment Agreement and a Master Service Agreement entered into between HK Electric and HKLTL, HK Electric will provide certain corporate support services to HKLTL. In 2025, service fees of \$8 million (2024: \$7 million) were charged to HKLTL.

(c) Key management personnel remuneration

Remuneration for key management personnel of the Groups, which comprises the Directors, are disclosed in note 12.

(d) Applicability of the Listing Rules relating to connected transactions

The related party transactions in respect of note 34(a) above constitute continuing connected transactions as defined in Chapter 14A of the Listing Rules. However, the transactions are exempt from the disclosure requirements in Chapter 14A of the Listing Rules.

35. Statement of financial position of the Company

	Note	2025 \$ million	2024 \$ million
Non-current assets			
Investments in subsidiaries		60,338	60,637
Derivative financial instruments		34	177
		60,372	60,814
Current assets			
Trade and other receivables		40	49
Bank deposits and cash		1	1
		41	50
Current liabilities			
Trade and other payables		(63)	(77)
Current portion of bank loans		(8,698)	-
		(8,761)	(77)
Net current liabilities		(8,720)	(27)
Total assets less current liabilities		51,652	60,787
Non-current liabilities			
Bank loans		-	(8,690)
Derivative financial instruments		(2)	-
		(2)	(8,690)
Net assets		51,650	52,097
Capital and reserves			
Share capital	30(a)	8	8
Reserves		51,642	52,089
Total equity		51,650	52,097

Approved and authorised for issue by the Boards on 17 March 2025.

Cheng Cho Ying, Francis
Director

Chan Loi Shun
Director

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of the Trust and of the Company

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

36. Substantial holders of Share Stapled Units of the Trust Group

The Share Stapled Units of the Trust Group are listed on the Main Board of the Stock Exchange and are widely held by the public. Power Assets, State Grid Corporation of China and Qatar Investment Authority hold approximately 33.37%, 21.00% and 19.90% of the issued Share Stapled Units respectively as at 31 December 2025 and are considered substantial holders of Share Stapled Units of the Trust Group.

37. Critical accounting judgements and estimates

The methods, estimates and judgements the Directors used in applying the Groups' accounting policies have a significant impact on the Groups' financial position and operating results. Some of the accounting policies require the Groups to apply estimates and judgements on matters that are inherently uncertain. Certain critical accounting judgements in applying the Groups' accounting policies are described below.

(a) Depreciation and amortisation

Property, plant and equipment are depreciated on a straight-line basis over their estimated useful lives after taking into account the estimated residual value. The Groups review annually the useful life of an asset and its residual value, if any. Interests in leasehold land are amortised on a straight-line basis over the shorter of the estimated useful lives of the leased assets and the unexpired lease term. Both the period and methods of amortisation are reviewed annually. The depreciation and amortisation expenses for future periods are adjusted if there are significant changes from previous estimates.

(b) Impairment

The Groups review at the end of each reporting period to identify any indication that the Groups' property, plant and equipment and interests in leasehold land may be impaired and test annually whether goodwill has suffered any impairment in accordance with the accounting policy (see note 3(h)(i)).

In considering the impairment losses that may be required for the property, plant and equipment, interests in leasehold land and goodwill of the Groups, their recoverable amounts need to be determined. The recoverable amount is the greater of the fair value less costs of disposal and the value in use. It is difficult to precisely estimate the fair value less costs of disposal because quoted market prices for these assets may not be readily available. In determining the value in use, expected cash flows generated by the assets or CGU to which the goodwill has been allocated are discounted to their present value, which requires significant judgement. The Groups use all readily available information in determining an amount that is a reasonable approximation of the recoverable amount.

Any increase or decrease in impairment losses, recognised as set out above, would affect the net profit in future years.

See note 17 for key assumptions used in goodwill impairment test for the year ended 31 December 2025.

38. Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2025

Up to the date of issue of these financial statements, the HKICPA has issued a number of new or amended standards which are not yet effective for the year ended 31 December 2025 and which have not been adopted in these financial statements. These developments include the following which may be relevant to the Groups.

	Effective for accounting periods beginning on or after
• Amendments to HKFRS 9, <i>Financial instruments</i> and HKFRS 7, <i>Financial instruments: disclosures – Amendments to the classification and measurement of financial instruments</i>	1 January 2026
• Amendments to HKFRS 9, <i>Financial instruments</i> and HKFRS 7, <i>Financial instruments: disclosures – Contracts referencing nature-dependent electricity</i>	1 January 2026
• Annual Improvements to HKFRS Accounting Standards – Volume 11	1 January 2026
• HKFRS 18, <i>Presentation and disclosure in financial statements</i>	1 January 2027
• HKFRS 19, <i>Subsidiaries without public accountability: disclosures</i>	1 January 2027
• Amendments to HKFRS 19, <i>Subsidiaries without public accountability: disclosures</i>	1 January 2027

The Groups are in the process of making an assessment of what the impact of these developments is expected to be in the period of initial application. So far it has concluded that the adoption of the above is unlikely to have a significant impact on the Groups' consolidated financial statements except for the following:

HKFRS 18, *Presentation and disclosure in financial statements*

HKFRS 18 will replace HKAS 1, *Presentation of financial statements*, introducing new requirements that aim to improve the transparency and comparability of information about an entity's financial statements. HKFRS 18 is effective for accounting periods beginning on or after 1 January 2027 and is to be applied retrospectively.

These new requirements include: (i) all income and expenses in the consolidated statement of profit or loss are required to be classified into one of the five categories, namely operating, investing, financing, discontinued operations and income taxes; (ii) two newly defined subtotals, "operating profit" and "profit before financing and income taxes", are required to be presented in the consolidated statement of profit or loss; (iii) management-defined performance measures ("MPMs") are required to be disclosed in a single note in the consolidated financial statements; and (iv) operating profit subtotal is required to be used as the starting point for the consolidated cash flow statement when presenting operating cash flows under the indirect method, and each of interest income and interest expense should be classified under a single category.

The adoption of HKFRS 18 is unlikely to have a significant impact on the Groups' results of operations and financial positions. The Groups are still in the process of assessing the impact of HKFRS 18 on the Groups' consolidated financial statements, particularly with respect to the categorisation of income and expenses in the Groups' consolidated statement of profit or loss, the structure of the Groups' consolidated statement of profit or loss and consolidated cash flow statement, and the additional disclosure required for MPMs.

(2) 【損益計算書】

本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の損益計算書については、前記「(1) 貸借対照表」に記載した「本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結損益計算書」を参照のこと。

(3) 【投資有価証券明細表等】**【投資株式明細表】**

前記「第1 ファンドの状況 - 5 運用状況 - (2) 投資資産 - 投資有価証券の主要銘柄」を参照のこと。

【株式以外の投資有価証券明細表】

該当事項なし。

【投資不動産明細表】

該当事項なし。

【その他投資資産明細表】

該当事項なし。

【借入金明細表】

該当事項なし。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年12月31日現在)

	百万香港ドル	百万円
・ 資産総額	118,451	2,416,400
・ 負債総額	69,136	1,410,374
・ 純資産総額 (-)	49,315	1,006,026
・ 発行済数量		8,836,200,000口
・ 1単位当たり純資産額 (/)	5.58香港ドル	114円

3【その他】

本グループの5年間の財務概要

連結損益計算書

(百万香港ドル)	2025年度	2024年度	2023年度	2022年度	2021年度
売上収益	12,125	12,057	11,406	10,793	11,344
営業利益	5,048	5,488	4,976	4,509	4,845
金融費用	(1,284)	(1,408)	(1,360)	(961)	(800)
税引前純利益	3,764	4,080	3,616	3,548	4,045
法人所得税	(686)	(741)	(646)	(629)	(735)
税引後純利益	3,078	3,339	2,970	2,919	3,310
本電力供給契約に基づく資金移動	71	(228)	186	35	(377)
本株式ステーブル受益証券保有者/ HKエレクトリック・インベストメンツ 社の株主に帰属する当期純利益	3,149	3,111	3,156	2,954	2,933

連結財政状態計算書

(百万香港ドル)	2025年度	2024年度	2023年度	2022年度	2021年度
有形固定資産及び借地権 のれん	80,114	79,950	79,824	78,960	76,740
その他の非流動資産	2,404	2,556	2,600	3,125	2,118
正味流動負債	(23,652)	(1,628)	(2,625)	(233)	(3,470)
流動負債控除後の資産合計	92,489	114,501	113,422	115,475	109,011
非流動負債	(42,397)	(64,343)	(63,774)	(65,230)	(59,553)
本電力供給契約基金及び準備金	(777)	(868)	(670)	(912)	(1,065)
純資産	49,315	49,290	48,978	49,333	48,393
資本金	8	8	8	8	8
準備金	49,307	49,282	48,970	49,325	48,385
資本合計	49,315	49,290	48,978	49,333	48,393

HEC社

直近10年間の電力供給報告書

(a) 本電力供給契約

HEC社は香港政府と締結した2019年1月1日から2033年12月31日までの15年間を契約期間とする本電力供給契約に基づき運営されている。

本電力供給契約は、HEC社の認可報酬を、電力事業関連の純固定資産平均残高の8%と定めている。認可報酬は本電力供給契約の付属書の定めに従って、余剰発電能力調整後に確定される。2025年及び2024年は余剰発電能力調整が発生しなかった。電気料金収入合計がHEC社の総営業費用、電力事業関連の純収益、及び本電力供給契約上の税金費用の合計を超過した場合は、超過額がHEC社の損益計算書から電気料金安定化基金に振り替えられる。逆に電気料金収入合計がHEC社の総営業費用、電力事業関連の純収益、及び本電力供給契約上の税金費用の合計を下回った場合、当該不足金額は電気料金安定化基金からHEC社の当該年度の損益計算書に振り分けられる。但し、電気料金安定化基金からHEC社の損益計算書への振り替える場合に、振替額が電気料金安定化基金の残高を超えることはない。本電力供給契約における純収益の算出にあたっては、資産計上された又は総営業費用に計上された固定資産の取得に係る借入金に対する年率7%を上限とする利息が税引後純収益に加算される。さらに、各年度の電気料金安定化基金の期首期末の平均残高にHIBOR 1ヵ月物の平均を乗じた金額に相当する金額がHEC社の損益計算書から電気料金減額準備金に振り替えられる。

(b) 12月31日までの直近10年間の電力供給報告書

百万香港ドル	2025	2024	2023	2022	2021	2020	2019	2018	2017	2016
電力販売	12,089	12,018	11,321	10,724	11,312	10,363	10,694	11,541	11,621	11,373
燃料費調整勘定の繰戻	3,281	4,184	5,401	6,922	3,122	1,823	2,051	2,696	1,904	1,206
その他の本電力供給契約に基づく収入	79	86	131	111	73	162	77	115	93	79
電気料金収入合計	15,449	16,288	16,853	17,757	14,507	12,348	12,822	14,352	13,618	12,658
燃料費	(4,713)	(5,653)	(6,891)	(8,420)	(4,778)	(3,453)	(3,842)	(4,530)	(3,785)	(3,105)
営業費用	(1,878)	(1,811)	(1,704)	(1,702)	(1,735)	(1,697)	(1,723)	(1,656)	(1,592)	(1,460)
利息	(1,017)	(1,081)	(1,024)	(722)	(621)	(778)	(764)	(779)	(719)	(811)
減価償却費	(2,876)	(2,764)	(2,497)	(2,543)	(2,530)	(2,414)	(2,342)	(2,355)	(2,210)	(2,127)
税引前純利益	4,965	4,979	4,737	4,370	4,843	4,006	4,151	5,032	5,312	5,155
本電力供給に基づく税	(910)	(870)	(1,113)	(459)	(670)	(695)	(688)	(557)	(698)	(1,209)
税引後純利益	4,055	4,109	3,624	3,911	4,173	3,311	3,463	4,475	4,614	3,946
借入資本に係る利息	1,196	1,348	1,328	1,017	926	1,018	1,043	983	873	821
追加預り保証金に係る利息	3	10	10	1	-	-	1	-	-	-
本電力供給に基づく純利益	5,254	5,467	4,962	4,929	5,099	4,329	4,507	5,458	5,487	4,767
電気料金安定化基金の繰戻 / (繰入)	137	(155)	255	80	(344)	164	(222)	(303)	(291)	181
認可報酬	5,391	5,312	5,217	5,009	4,755	4,493	4,285	5,155	5,196	4,948
借入資本に係る利息	(1,196)	(1,348)	(1,328)	(1,017)	(926)	(1,018)	(1,043)	(983)	(873)	(821)
追加預り保証金に係る利息	(3)	(10)	(10)	(1)	-	-	(1)	-	-	-
スマート・パワー・ケア基金 / スマート・パワー基金の繰入	(44)	(40)	(38)	(32)	(32)	(25)	(32)	-	(5)	(5)
電気料金減額準備金の繰入	(22)	(32)	(31)	(13)	(1)	(8)	(14)	(6)	(1)	(1)
電力事業関連の純収益	4,126	3,882	3,810	3,946	3,796	3,442	3,195	4,166	4,317	4,121

HEC社

直近10年間の財政状態

12月31日現在

百万香港ドル	2025	2024	2023	2022	2021	2020	2019	2018	2017	2016
非流動資産										
有形固定資産及び借地権	65,538	64,459	63,784	62,162	59,355	56,437	53,791	51,753	50,494	49,971
ジョイント・ベンチャーに対する持分	929	887	895	793	477	278	42	-	-	-
従業員退職給資産	1,199	1,053	968	882	1,045	887	809	593	648	454
デリバティブ	242	439	496	1,042	596	616	641	539	784	1,034
	67,908	66,838	66,143	64,879	61,473	58,218	55,283	52,885	51,926	51,459
流動資産										
石炭、石油及び天然ガス	587	673	692	1,158	620	430	522	675	671	624
貯蔵品及び原材料	344	309	311	288	284	296	297	314	340	361
売掛金及びその他の債権	1,311	1,309	1,407	1,571	1,147	931	1,056	1,024	1,065	1,218
燃料費調整勘定	-	-	-	1,892	252	-	-	-	-	-
預金及び現金	27	29	20	324	33	51	297	33	1,658	310
	2,269	2,320	2,430	5,233	2,336	1,708	2,172	2,046	3,734	2,513
流動負債										
銀行借入金及びその他の借入金	(13,779)	(727)	(715)	(557)	(1,233)	(1,486)	(6,010)	(440)	-	(335)
燃料費調整勘定	(626)	(215)	(53)	-	-	(796)	(647)	(855)	(2,771)	(4,088)
買掛金及びその他の債務並びに契約負債	(6,882)	(7,290)	(9,617)	(10,132)	(8,883)	(7,107)	(6,940)	(6,607)	(6,626)	(6,263)
銀行当座借越 - 無担保	-	(45)	(44)	-	-	-	(33)	-	-	-
未払税金	(194)	(224)	(889)	(149)	(506)	(541)	(577)	(137)	(214)	(351)
	(21,481)	(8,501)	(11,318)	(10,838)	(10,622)	(9,930)	(14,207)	(8,039)	(9,611)	(11,037)
正味流動負債	(19,212)	(6,181)	(8,888)	(5,605)	(8,286)	(8,222)	(12,035)	(5,993)	(5,877)	(8,524)
流動負債控除後の資産合計	48,696	60,657	57,255	59,274	53,187	49,996	43,248	46,892	46,049	42,935
非流動負債										
銀行借入金及びその他の借入金	(28,079)	(41,393)	(40,766)	(41,982)	(36,729)	(34,708)	(28,319)	(32,855)	(32,714)	(30,700)
デリバティブ	(245)	(156)	(171)	(78)	(102)	(370)	(14)	(411)	(184)	(73)
預り保証金	(2,546)	(2,507)	(2,449)	(2,381)	(2,317)	(2,268)	(2,241)	(2,195)	(2,130)	(2,057)
繰延税金負債	(7,641)	(7,584)	(7,478)	(7,723)	(7,113)	(6,628)	(6,467)	(6,168)	(5,848)	(5,595)
従業員退職給付制度債務	(8)	(56)	(191)	(158)	(350)	(367)	(368)	(393)	(288)	(406)
その他の非流動負債	(1,471)	(1,401)	(1,382)	(1,430)	(1,314)	(1,122)	(955)	(747)	(503)	-
	(39,990)	(53,097)	(52,437)	(53,752)	(47,925)	(45,463)	(38,364)	(42,769)	(41,667)	(38,831)
電気料金安定化基金（注1）	(711)	(816)	(630)	(872)	(1,050)	(698)	(848)	(620)	(316)	(24)
電気料金減額準備金（注2）	(22)	(32)	(31)	(13)	(1)	(8)	(14)	(6)	(1)	(1)
スマート・パワー・ケア基金 / スマート・パワー基金（注3）	(44)	(20)	(9)	(27)	(14)	(20)	(16)	(22)	(18)	(14)
純資産	7,929	6,692	4,148	4,610	4,197	3,807	4,006	3,475	4,047	4,065
資本金及び剰余金										
資本金	2,411	2,411	2,411	2,411	2,411	2,411	2,411	2,411	2,411	2,411
剰余金	6,025	4,499	1,868	1,756	1,666	1,427	1,259	1,125	1,326	1,057
ヘッジ剰余金	(507)	(218)	(131)	443	120	(31)	336	(61)	310	597
資本合計	7,929	6,692	4,148	4,610	4,197	3,807	4,006	3,475	4,047	4,065

（注1） 電気料金安定化基金は、株主基金の一部ではない。

（注2） 本電力供給契約により、毎年の電気料金減額準備金の年度末残高は翌年の電気料金安定化基金に振り替えられる。

（注3） 2009-2018年度の本電力供給契約の2013年度中間審査に従い、スマート・パワー基金を2014年6月に設立し、公共設備の敷設におけるエネルギー効率の向上促進を目指している。現行の本電力供給契約に基づき、スマート・パワー・ケア基金は、エネルギー効率の向上及び省エネルギーの促進のため、スマート・パワー基金の期末残高により提供される初期資金で、2019年1月1日までに設立されなければならない。

HEC社

直近10年間の営業実績

	2025	2024	2023	2022	2021	2020	2019	2018	2017	2016
販売電力量 (百万キロワット時)										
商業用	7,252	7,415	7,369	7,149	7,409	7,178	7,751	7,766	7,824	7,893
家庭用	2,387	2,451	2,384	2,505	2,659	2,667	2,475	2,466	2,485	2,584
産業用	277	284	287	287	293	289	293	305	306	315
合計(百万キロワット時)	9,916	10,150	10,040	9,941	10,361	10,134	10,519	10,537	10,615	10,792
年間(減少率)/増加率 (%)	(2.3)	1.1	1.0	(4.0)	2.2	(3.7)	(0.2)	(0.7)	(1.6)	(0.8)
平均純電気料金 (香港セント/ キロワット時)										
標準電気料金	122.9	119.5	114.5	109.0	109.0	102.0	101.3	109.1	108.9	105.5
賃料・評価税特別割戻し	-	-	-	-	-	(0.4)	(2.3)	(4.0)	(4.0)	-
特別割戻し	-	-	-	(1.0)	-	-	-	-	-	-
純標準電気料金	122.9	119.5	114.5	108.0	109.0	101.6	99.0	105.1	104.9	105.5
燃料費調整による加算額	44.1	46.0	82.5	27.3	17.4	24.8	23.4	23.4	23.4	27.9
燃料特別割戻し	-	-	-	-	-	-	(2.3)	(16.0)	(17.9)	-
純電気料金(香港セント/ キロワット)	167.0	165.5	197.0	135.3	126.4	126.4	120.1	112.5	110.4	133.4
顧客数(000's)	599	593	589	586	584	583	581	579	577	575
設備容量(メガワット)										
ガスタービン及び予備設備	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555
石炭火力発電設備	1,050	1,050	1,750	1,750	2,000	2,000	2,000	2,000	2,250	2,500
ガス火力コンバインドサイ クル設備(注1)	1,475	1,475	1,095	1,095	1,060	1,060	680	680	680	680
風力ガスタービン及び太 陽光発電システム(注2)	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2
合計(メガワット)	3,083	3,083	3,403	3,402	3,617	3,617	3,237	3,237	3,487	3,737
全体的最大需要 (メガワット)	2,190	2,255	2,269	2,384	2,384	2,336	2,395	2,376	2,513	2,428
年間(減少率)/増加率 (%)	(2.9)	(0.6)	(4.8)	-	2.1	(2.5)	0.8	(5.5)	3.5	0.0
年負荷率(%)	56.3	56.2	55.9	52.8	55.1	55.0	56.4	56.8	54.0	56.7
熱効率(%)	41.8	41.5	39.3	38.9	37.6	37.6	35.5	35.6	35.9	35.9
設備稼働率(%)	83.8	84.8	89.4	86.6	89.0	89.5	90.9	90.7	87.1	85.6
開閉所数	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
ゾーン変電所数	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
配電変電所数	4,070	4,038	4,012	3,977	3,962	3,944	3,920	3,912	3,889	3,848
従業員数	1,635	1,649	1,657	1,690	1,699	1,713	1,770	1,763	1,776	1,790
資本的支出(百万香港 ドル)(注3)	4,193	3,659	4,447	5,734	6,001	5,485	4,620	3,695	2,929	2,799

(注1) HEC社は、2020年以降ガス発電約50%という香港の燃料構成目標を達成するため、新ガス火力発電設備L10を設置し、旧ガス火力発電設備GT57の除却を新ガス火力発電設備L11が稼働した2022年に延期した。これは、香港政府の目標を達成するための暫定的な措置であった。GT57を使用しない場合の2020年及び2021年の設備容量は、3,272メガワットである。

(注2) 800キロワットの風力タービンが2005年に設置された。ラマ発電所において550キロワットの太陽光発電システムが2010年に設置され、2023年に1.4メガワットへ、さらに2025年には1.5メガワットへの拡張工事が完了した。同社の施設及び変電所に設置されたその他の太陽光発電システムと合わせて、総容量は2.5メガワットに達した。

(注3) 電力関連の有形固定資産に対してのみの資本的支出。資本的支出は、資産利用権の追加を除くが、ジョイント・ベンチャーが開発した海上LNGターミナルに係る資本的支出を含む。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 本受益証券の名義書換

登録手続

本トラストの本受益証券登録簿は、コンピュータシェア香港インベスター・サービス・リミテッド（Computershare Hong Kong Investor Services Limited）により香港において備え置かれている。

HKエレクトリック・インベストメンツ社の株主名簿は、コンヤーズ・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（Conyers Trust Company (Cayman) Limited）によりケイマン諸島において備え置かれ、HKエレクトリック・インベストメンツ社の香港支店株主名簿は、コンピュータシェア香港インベスター・サービス・リミテッドにより香港において備え置かれている。HKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役が別段同意する場合を除き、全ての譲渡及び本株式の権利に関するその他の書類は、香港におけるHKエレクトリック・インベストメンツ社の香港支店株主名簿への登録のため提出され、登録されなければならない。ケイマン諸島において提出することはできない。

本株式ステーブル受益証券登録簿は、コンピュータシェア香港インベスター・サービス・リミテッドにより香港において備え置かれている。

本株式ステーブル受益証券登録機関の住所：

香港、ワンチャイ、183 クイーンズ・ロード・イースト、ホープウェル・センター、17階、店舗番号1712-1716

（Shops 1712-1716, 17th Floor, Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, Wanchai, Hong Kong）

コンピュータシェア香港インベスター・サービス・リミテッド

主要な本株主名簿が保管されている場所の住所：

ケイマン諸島、KY1-1111、グランド・ケイマン、ハッチンス・ドライブ、クリケット・スクエア、私書箱2681

（Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands）

コンヤーズ・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド

香港株主名簿が保管されている場所の住所：

香港、ワンチャイ、183 クイーンズ・ロード・イースト、ホープウェル・センター、17階、店舗番号1712-1716

（Shops 1712-1716, 17th Floor, Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, Wanchai, Hong Kong）

コンピュータシェア香港インベスター・サービス・リミテッド

本株式ステーブル受益証券を香港証券取引所に上場している場合には、その限りにおいて、CCASS参加者間における本株式ステーブル受益証券の譲渡は、CCASS要件に従って、CCASSを通じて電子的に実行され、当該譲渡した本株式ステーブル受益証券に関する適切な記録をCCASSの記録簿に記載するものとする。

CCASSに預託されていない本株式ステーブル受益証券について、本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者はいずれも、当該保有者が保有する本株式ステーブル受益証券（本株式ステーブル受益証券の名簿上の共同保有者の場合には、当該共同保有者が保有する本株式ステーブル受益証券）を以下の通り譲渡することができる。

- (a) 本株式ステーブル受益証券の譲渡は、() 当該本株式ステーブル受益証券につき発行された券面を添付した、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社が随時承認する様式若しくは香港証券取引所が規定する様式による書面の譲渡証書によって、又は() その他本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社が随時承認する方法により行われる。
- (b) 本株式ステーブル受益証券に係る譲渡証書はいずれも、譲渡人及び譲受人が署名することを要する。当該譲渡に関して譲受人の氏名が本株式ステーブル受益証券登録簿に記載されるまでは、譲渡人は、引き続き当該譲渡される本株式ステーブル受益証券の保有者とみなされるものとする。譲渡証書は、捺印証書であることを要しない。本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、譲渡人又は譲受人から要求を受けたときに、機械による署名を付して作成された譲渡証書を受理することに同意することができる。決済機関の機械による印字の署名を付して作成された譲渡証書は、受理可能なものとする。

譲渡証書はいずれも、(法令により要求されている場合に)適式に印紙が貼付され、当該本株式ステーブル受益証券につき発行された当該券面、関連法令に基づき要求される必要な申告書その他の文書及び譲渡人の有する権原又は本株式ステーブル受益証券を譲渡する権利を証明するために登録機関若しくは本トラスティ・マネジャー又はHKエレクトリック・インベストメンツ社が要求する証拠を添付して、登録のために登録機関(登録機関が存在しない場合には、本トラスティ・マネジャー)に預託しなければならない。登録機関(登録機関が存在しない場合には、本トラスティ・マネジャー)は、譲渡人が当該券面の代替券面を申請する場合に生じる要件と同様の要件を充足すれば、紛失、盗失又は破棄された当該券面の提出を免除することができる。

CCASSに預託されていない本株式ステーブル受益証券については、本株式ステーブル受益証券の各譲渡の日付並びに譲受人の氏名及び住所を記載するために、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社が本株式ステーブル受益証券登録簿(及びその他の登録簿)を変更するか、又は変更させるものとする。

本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者はいずれも、本株式ステーブル受益証券登録簿が閉鎖されている期間中、本株式ステーブル受益証券の譲渡登録を要求することはできない。関連法令に従うことを条件として、本株式ステーブル受益証券登録簿は、本トラスティ・マネジャーがその時々において決定する時及び期間、閉鎖することができる。但し、本株式ステーブル受益証券登録簿は1年間に30日を超えて閉鎖してはならない。

手数料

本株式ステーブル受益証券の譲渡人は、本トラスティ・マネジャーに手数料を支払うことを要求されない。本株式ステーブル受益証券の譲渡人は、いずれの場合も本株式ステーブル受益証券の募集価格に対して、その時々において適用される比率の香港証券取引所取引手数料、香港証券先物委員会取引賦課金及び印紙税並びにその他のブローカー費用及びその他の費用の通常の標準的な請求額を支払う。

日本における名義書換手続

日本においては、本株式ステーブル受益証券の名義書換取扱場所又は名義書換代理人は存在しない。本株式ステーブル受益証券を取得する者(以下「実質受益者」という。)と、その取得窓口となった証券会社(以下「窓口証券会社」という。)との間の外国証券取引口座に関する取決により、実質受益者の名義で外国証券取引口座(以下「取引口座」という。)が開設される。売買の執行、売買代金の決済、証券の保管及びその他本株式ステーブル受益証券の取引に関する事項は全てこの取引口座を通じて処理される。各窓口証券会社は、取引口座を有する全ての実質受益者の明細表を維持し、かかる明細表には各実質受益者の名前及びそれら実質受益者の各人に代わって保有される本株式ステーブル受益証券の口数が記載される。

(2) 受益者に対する特典

本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者は、HKエレクトリック・インベストメンツ社附属定款に基づく本優先株主の権利及び本信託証書に基づく本受益証券保有者の権利を有する。さらに、本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者は、本信託証書に基づく本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者に対する本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の義務の履行を強制し、保有割合に応じて実施が発表された分配金を受領する権利を有する。これらを除いて、本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者に対する特典は存在しない。

(3) 譲渡制限

本株式ステーブル受益証券は、以下の場合にのみ譲渡することができるものとする。

(a) 本株式ステーブル受益証券の個々の構成要素(すなわち、本受益証券、本普通株式に係る実質的持分及び本優先株式)としてではなく、本株式ステーブル受益証券の形式による場合。

(b) 本株式ステーブル受益証券1口の倍数単位による場合。

いずれの譲渡も、譲渡登録することにより譲渡人又は譲受人が1口に満たない本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者となる場合には、登録してはならない。

本株式ステーブル受益証券の権原は、本信託証書に従って、本株式ステーブル受益証券を譲渡し又は移転し、かつ本株式ステーブル受益証券登録簿に譲受人を登録する手続を取る場合に限り、移転する。

本株式ステーブル受益証券登録簿の記載事項は、(明白な誤りの場合を除き)本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者それぞれが保有する本株式ステーブル受益証券の個数、及び当該本株式ステーブル受益証券につき当該本株式ステーブル受益証券の名簿上の保有者が有する権原を証す確定証拠に当たるものとする。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金

1.00香港ドル

設立後、本トラスティ・マネジャーの資本金の額に増減は発生していない。

(2) 授権株式総数及び発行済株式総数

授権株式総数：該当事項なし

発行済株式総数：1株

(3) 会社の機構

本トラスティ・マネジャー取締役会の構成とHKエレクトリック・インベストメンツ社取締役会の構成は常に同一となる。本信託証書はまた、HKエレクトリック・インベストメンツ社監査委員会及び本トラスティ・マネジャー監査委員会の委員が同一であることを要求する。詳細については、前記「第一部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (3) 運用体制」を参照のこと。

2【事業の内容及び営業の概況】

本トラスティ・マネジャーは、本トラストの管理という特定のかつ限定的な役割を有する。本トラスティ・マネジャーは、本電力事業の運営に積極的に関与することはなく、かかる本電力事業は、本グループにより所有及び運営されている。

3【管理会社の経理状況】

(a) 以下に記載されている直近2会計年度に係る本トラスティ・マネジャーの財務諸表の原文（英文）は、香港財務報告基準等、香港において一般に認められた会計原則、香港会社条例の開示要件並びに香港上場規則における適用ある開示に関する規定に準拠して作成されたものである。日本文は、この原文を翻訳したものである。

以下に記載されている本トラスティ・マネジャーの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第328条第5項但書の規定の適用を受けている。

(b) 以下に記載されている本トラスティ・マネジャーの財務諸表は、本トラストの本国における独立監査人であり、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいう。）であるKPMGによる監査を受けている。金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる独立監査人の監査報告書を添付のとおり受領している。

(c) 本トラスティ・マネジャーの財務諸表の原文は、香港ドルで表示されている。便宜上、財務諸表における主要な金額については、株式会社三菱UFJ銀行が公表した2026年3月31日現在における対顧客電信直物売買相場の仲値である1.00香港ドル=20.40円の換算率により表示されている。換算された金額は、四捨五入している。この換算は、香港ドルで表示されている金額が上記レートで実際に日本円に交換される、又は交換され得たであろうというように解釈すべきものではない。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(1) 【財務諸表】

HKエレクトリック・インベストメンツ・マネジャー・リミテッドの損益及び包括利益計算書

2025年12月31日に終了した事業年度

〔単位：香港ドル〕

	注記	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
収益		-	-
一般管理費		-	-
税引前純利益	4	-	-
法人所得税	5	-	-
当期利益及び包括利益合計		-	-

〔単位：日本円〕

	注記	2025年 日本円	2024年 日本円
収益		-	-
一般管理費		-	-
税引前純利益	4	-	-
法人所得税	5	-	-
当期利益及び包括利益合計		-	-

HKエレクトリック・インベストメンツ・マネジャー・リミテッドの財政状態計算書

2025年12月31日現在

〔単位：香港ドル〕

	注記	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
流動資産			
直接親会社に対する債権	7	1	1
純資産		1	1
資本金及び剰余金			
資本金	8	1	1
剰余金		-	-
資本合計		1	1

〔単位：日本円〕

	注記	2025年 日本円	2024年 日本円
流動資産			
直接親会社に対する債権	7	20	20
純資産		20	20
資本金及び剰余金			
資本金	8	20	20
剰余金		-	-
資本合計		20	20

2026年3月17日付の取締役会にて承認された。

チェン・チョー・イン, フランシス
取締役チャン・ロイ・シュン
取締役

HKエレクトリック・インベストメンツ・マネジャー・リミテッドの持分変動計算書

2025年12月31日に終了した事業年度

〔単位：香港ドル〕

	資本金 香港ドル	剰余金 香港ドル	合計 香港ドル
2024年1月1日現在残高	1	-	1
2024年持分変動額： 当期純利益及び包括利益合計	-	-	-
2024年12月31日及び2025年1月1日現在残高	1	-	1
2025年持分変動額： 当期純利益及び包括利益合計	-	-	-
2025年12月31日現在残高	1	-	1

〔単位：日本円〕

	資本金 日本円	剰余金 日本円	合計 日本円
2024年1月1日現在残高	20	-	20
2024年持分変動額： 当期純利益及び包括利益合計	-	-	-
2024年12月31日及び2025年1月1日現在残高	20	-	20
2025年持分変動額： 当期純利益及び包括利益合計	-	-	-
2025年12月31日現在残高	20	-	20

HKエレクトリック・インベストメンツ・マネジャー・リミテッドのキャッシュ・フロー計算書

2025年12月31日に終了した事業年度

〔単位：香港ドル〕

	2025年 香港ドル	2024年 香港ドル
営業活動		
営業活動から生じた正味キャッシュ・フロー	-	-
投資活動		
投資活動に使用された正味キャッシュ・フロー	-	-
財務活動		
財務活動に使用された正味キャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物増減額	-	-
1月1日現在の現金及び現金同等物	-	-
12月31日現在の現金及び現金同等物	-	-

〔単位：日本円〕

	2025年 日本円	2024年 日本円
営業活動		
営業活動から生じた正味キャッシュ・フロー	-	-
投資活動		
投資活動に使用された正味キャッシュ・フロー	-	-
財務活動		
財務活動に使用された正味キャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物増減額	-	-
1月1日現在の現金及び現金同等物	-	-
12月31日現在の現金及び現金同等物	-	-

[次へ](#)

HKエレクトリック・インベストメンツ・マネジャー・リミテッドの財務諸表に対する注記

〔単位：香港ドル（特段の記載がない限り）〕

1 一般事項

HKエレクトリック・インベストメンツ・マネジャー・リミテッド（以下「本トラスティ・マネジャー」という。）は、香港会社条例に基づいて2013年9月25日に香港で設立された、PAH社が間接所有する完全子会社である。PAH社は香港で設立され、その株式は香港証券取引所に上場されており、米国の店頭取引市場において米国預託証券が売買されている。本トラスティ・マネジャーの登記上の事務所及び主たる事業所の住所は、香港ケネディ・ロード44番地、香港エレクトリック・センターである。

本トラスティ・マネジャーの主な事業活動は、HKエレクトリック・インベストメンツ（以下「本トラスト」という。）のトラスティ・マネジャーとしての地位に基づく、本トラストの管理である。本トラストは、香港の法律に基づいて、本トラスティ・マネジャーが本トラストのトラスティ・マネジャーとしての地位においてHKエレクトリック・インベストメンツ・リミテッドと締結した本信託証書により、2014年1月1日に組成された。

本トラストの管理に係るコスト及び費用は、本トラストがその受益証券の名簿上の保有者のために保有する全ての信託財産及びあらゆる権利から控除可能であるが、本トラスティ・マネジャーは、その特定且つ限定された役割に応じて、本トラストの管理に対する報酬を受領しない。

2 重要性がある会計方針

(a) コンプライアンス・ステートメント

財務諸表は、香港財務報告基準等（香港公認会計士協会により公表され適用されている該当する個々の香港財務報告基準、香港会計基準及びそれらの解釈の総称をいう。）、香港で一般に認められた会計原則及び香港会社条例の要求事項に準拠して作成されている。また、財務諸表は香港証券取引所の上場規則による開示規定にも準拠している。本トラスティ・マネジャーが適用している重要性がある会計方針は以下に開示されている。

香港公認会計士協会は、本トラスティ・マネジャーの当会計期間において初めて適用される、若しくは早期適用が可能となる香港財務報告基準の新基準及び改訂基準を発表した。本トラスティ・マネジャーの財務諸表に反映されている当会計期間及び前会計期間に関連する限りにおいて、当該改訂等の初度適用に伴う会計方針の変更に関する情報は、注記3に記載されている。

(b) 財務諸表の作成及び表示の基礎

財務諸表は取得原価を測定的基础として作成されている。

香港財務報告基準等に準拠した財務諸表の作成は、会計方針の適用や資産・負債・収益・費用の報告金額に影響する、経営陣による判断、見積り及び仮定の使用を要求する。見積り及び関連する仮定は、状況に照らして合理的であると考えられる過去の経験やその他の様々な要因に基づいており、これらの結果が他の手段では容易に明らかとならない資産及び負債の帳簿価額を判断する上での基礎を形成する。実際の業績はこれらの見積りと異なる場合がある。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直される。会計上の見積りの修正は、その影響が修正された会計期間に限定される場合は見積りが修正された会計期間において認識され、影響が修正された会計期間及び将来の会計期間の双方に及ぶ場合には、見積りが修正された会計期間及び将来の会計期間において認識される。

本信託証書により、本トラスティ・マネジャーは、HKエレクトリック・インベストメンツ・リミテッドの普通株式に関して(本トラストのために)受け取った配当金、分配金及びその他金額の全額から、本信託証書に基づいて減額又は支払いが許容される全ての金額を控除した金額を分配することが要求される。

本信託証書に基づき、本トラスティ・マネジャーの財務諸表には分配金計算書が含まれるが、分配金の詳細については、120ページ(訳者注:原文のページ)の本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ・リミテッドの連結財務諸表の注記14に記載されているため、本財務諸表において分配金計算書は表示されていない。

(c) キャッシュ・フロー計算書

本トラスティ・マネジャーにおいて、当期及び前期にいかなるキャッシュ・フローも生じておらず、当期及び前期の全期間を通じて現金及び現金同等物を所有していない。

(d) 関連当事者

() 個人又は当該個人の近親者が以下のいずれかに該当する場合は、当該個人又は近親者は、本トラスティ・マネジャーの関連当事者である。

- (1) 本トラスティ・マネジャーを支配又は共同支配している。
- (2) 本トラスティ・マネジャーに対し重要な影響力を持つ。
- (3) 本トラスティ・マネジャー又はその親会社の経営幹部の一員である。

() 企業が以下のいずれかに該当する場合は、当該企業は本トラスティ・マネジャーの関連当事者である。

- (1) 当該企業と本トラスティ・マネジャーが同一のグループの構成企業である(すなわち、親会社、子会社、兄弟会社はそれぞれ他に対し関連する。)。
- (2) 一方の企業がもう一方の企業のジョイント・ベンチャー又は関連会社である(又はもう一方の企業が所属するグループのジョイント・ベンチャー又は関連会社である。)。
- (3) 双方の企業が同じ第三者のジョイント・ベンチャーである。
- (4) 一方の企業がある第三者のジョイント・ベンチャーであり、もう一方の企業が当該第三者の関連会社である。
- (5) 当該企業が本トラスティ・マネジャー又は本トラスティ・マネジャーの関連当事者である法人の従業員の福利厚生のための退職給付制度である。
- (6) 当該企業が、上記注記2(d)()で特定された個人に支配又は共同支配されている。
- (7) 上記注記2(d)()(1)で特定された個人が当該企業に対し重要な影響力を持つ、又は当該企業(若しくは当該企業の親会社)の経営幹部の一員である。
- (8) 当該企業(又は企業が属する企業集団の一員)が経営幹部を本トラスティ・マネジャー又はその親会社に派遣している。

個人の近親者とは、企業との取引において、個人に影響を与える、又は影響を受けることが見込まれる家族のことである。

3 会計方針の変更

香港公認会計士協会は、本トラスティ・マネジャーの当会計期間において初めて適用される香港財務報告基準等の改訂基準を発行した。この香港財務報告基準等の改訂を適用することによる、本トラスティ・マネジャーの財務諸表に与える影響はない。

本トラスティ・マネジャーは、当会計期間において効力を生じていない新会計基準、改訂又は解釈を適用していない。

4 税引前純利益

本トラスティ・マネジャーの監査報酬40,000香港ドル（2024年：63,000香港ドル）及び本トラスティの管理のためのその他全ての費用640,000香港ドル（2024年：727,000香港ドル）は、HKエレクトリック・インベストメンツ・リミテッドが負担しており、その費用回収の権利は放棄されている。

上記を除き、当期及び前期に本トラスティ・マネジャーにおける管理費用は発生していない。

5 法人所得税

本トラスティ・マネジャーにおいて、当期及び前期に課税所得が発生していないため、財務諸表上、香港事業所得税は計上されていない。

6 取締役の報酬

当期及び前期において取締役に支払った手数料や報酬はないため、香港会社条例第383条1項及び会社（取締役への給付に係る開示）規定第2部に基づいた取締役の報酬の開示はない。

7 直接親会社に対する債権

直接親会社に対する債権は無担保・無利子であり、要求時に返済される。

8 資本金

	2025年		2024年	
	株式数	香港ドル	株式数	香港ドル
発行済かつ払込済普通株式 1月1日及び12月31日現在	1	1	1	1

香港会社条例第135条に基づき、本トラスティ・マネジャーの普通株式は無額面株式である。

9 資本の管理

本トラスティ・マネジャーにおける資本管理の主たる目的は、本トラスティ・マネジャーが一人株主へのリターンの提供と他の利害関係者への利益の提供を継続できるよう、継続企業としての存続を前提とした本トラスティ・マネジャーの能力を保護することにある。本トラスティ・マネジャーはより大きなグループの一部であるため、本トラスティ・マネジャーの追加資本の調達源や余剰資本の配分方針は、当該グループにおける資本管理の目的の影響を受ける可能性がある。

本トラスティ・マネジャーは、「資本」を資本の全構成要素と定義している。本トラスティ・マネジャーは定期的且つ能動的に、将来の資金需要及び事業活動のために資本構成を見直し、管理している。本トラスティ・マネジャーは、本トラストの運営に関する特定且つ限定的な役割を担っている。全ての資金需要は最終親会社によって完全にサポートされる。

当期及び前期において、本トラスティ・マネジャーに外部から課された資本要件はない。

10 直接及び最終的な支配当事者

2025年12月31日現在、取締役は本トラスティ・マネジャーの直接親会社及び最終親会社を、シユア・グレード・リミテッド及びPAH社と認識しており、両社はそれぞれ英国領ヴァージン諸島及び香港で設立された法人である。PAH社の財務諸表は一般に公開されている。

11 財務リスク管理

本トラスティ・マネジャーは、当期及び前期において、通常の業務上、重要な信用リスク、流動性リスク、金利リスク及び為替リスクにさらされていない。

12 重要な関連当事者取引

財務諸表の他の箇所で開示されている取引及び残高を除き、本トラスティ・マネジャーは重要な関連当事者取引を行っていない。

13 2025年12月31日に終了した事業年度において公表されているが発効していない改訂、新基準及び解釈指針の影響

本財務諸表の発行日までに、香港公認会計士協会は、2025年12月31日に終了した事業年度において未発効であり、本財務諸表に適用されていない、いくつかの新基準及び改訂基準を公表した。

本トラスティ・マネジャーは、適用初年度における当該改訂の影響について評価を行っている。これまでのところ、これらの適用が本トラスティ・マネジャーの経営成績及び財政状態に重要な影響を与える可能性は低いと結論付けている。

[次へ](#)

Financial Statements

Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income
of HK Electric Investments Manager LimitedFor the year ended 31 December 2025
(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2025 \$	2024 \$
Revenue		-	-
Administrative expenses		-	-
Profit before taxation	4	-	-
Income tax	5	-	-
Profit and total comprehensive income for the year		-	-

The notes on pages 174 to 178 form part of these financial statements.

Statement of Financial Position of HK Electric Investments Manager Limited

At 31 December 2025
(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2025 \$	2024 \$
Current assets			
Amount due from immediate holding company	7	1	1
Net assets			
Capital and reserves			
Share capital	8	1	1
Reserves		-	-
Total equity			
		1	1

Approved and authorised for issue by the Board of Directors on 17 March 2026.

Cheng Cho Ying, Francis
Director

Chan Loi Shun
Director

The notes on pages 174 to 178 form part of these financial statements.

Financial Statements

Statement of Changes in Equity
of HK Electric Investments Manager LimitedFor the year ended 31 December 2025
(Expressed in Hong Kong dollars)

	Share capital	Reserves	Total
	\$	\$	\$
Balance at 1 January 2024	1	-	1
Changes in equity for 2024:			
Profit and total comprehensive income for the year	-	-	-
Balance at 31 December 2024 and 1 January 2025	1	-	1
Changes in equity for 2025:			
Profit and total comprehensive income for the year	-	-	-
Balance at 31 December 2025	1	-	1

The notes on pages 174 to 178 form part of these financial statements.

Cash Flow Statement of HK Electric Investments Manager Limited

For the year ended 31 December 2025
(Expressed in Hong Kong dollars)

	2025	2024
	\$	\$
Operating activities		
Net cash generated from operating activities	-	-
Investing activities		
Net cash used in investing activities	-	-
Financing activities		
Net cash used in financing activities	-	-
Net change in cash and cash equivalents	-	-
Cash and cash equivalents at 1 January	-	-
Cash and cash equivalents at 31 December	-	-

The notes on pages 174 to 178 form part of these financial statements.

Financial Statements

Notes to the Financial Statements of HK Electric Investments Manager Limited

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

1. General information

HK Electric Investments Manager Limited (the "Company") was incorporated in Hong Kong under the Hong Kong Companies Ordinance on 25 September 2013 and is an indirect wholly-owned subsidiary of Power Assets, which is incorporated in Hong Kong with its shares listed on The Stock Exchange of Hong Kong Limited and traded in the form of American Depositary Receipts on the OTC Markets Group Inc. in the United States. The address of the registered office and the principal place of business of the Company is Hongkong Electric Centre, 44 Kennedy Road, Hong Kong.

The principal activity of the Company is administering HK Electric Investments (the "Trust"), in its capacity as trustee-manager of the Trust. The Trust was constituted as a trust on 1 January 2014 by a Hong Kong law governed Trust Deed entered into between the Company, as the trustee-manager of the Trust, and HK Electric Investments Limited.

The costs and expenses of administering the Trust may be deducted from all property and rights of any kind whatsoever which are held on trust for the registered holders of units of the Trust but, commensurate with its specific and limited role, the Company will not receive any fee for administering the Trust.

2. Material accounting policies

(a) Statement of compliance

These financial statements have been prepared in accordance with HKFRS Accounting Standards, which is a collective term that includes all applicable individual Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs"), Hong Kong Accounting Standards ("HKASs") and Interpretations issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA"), accounting principles generally accepted in Hong Kong and the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. These financial statements also comply with the applicable disclosure provisions of the Rules Governing the Listing of Securities on The Stock Exchange of Hong Kong Limited. Material accounting policies adopted by the Company are disclosed below.

The HKICPA has issued certain new or amended HKFRS Accounting Standards that are first effective or available for early adoption for the current accounting period of the Company. Note 3 provides information on any changes in accounting policies resulting from initial application of these developments to the extent that they are relevant to the Company for the current and prior accounting periods reflected in these financial statements.

(b) Basis of preparation and presentation of the financial statements

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRS Accounting Standards requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

The Trust Deed requires the Company (on behalf of the Trust) to distribute 100% of the dividends, distributions and other amounts received in respect of the ordinary shares from HK Electric Investments Limited, after deduction of all amounts permitted to be deducted or paid under the Trust Deed.

In accordance with the Trust Deed, a distributions statement shall be included in the financial statements of the Company. As the details of the distribution has already been presented in note 14 to the consolidated financial statements of the Trust and of HK Electric Investments Limited on page 120, no distributions statement is therefore presented in these financial statements.

(c) Cash flow statement

The Company did not have any cash flows during the current and prior years nor did it have any cash or cash equivalents at any point throughout the current and prior years.

Financial Statements

Notes to the Financial Statements
of HK Electric Investments Manager Limited

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

2. Material accounting policies (continued)

(d) Related parties

- (i) A person or a close member of that person's family is related to the Company if that person:
- (1) has control or joint control over the Company;
 - (2) has significant influence over the Company; or
 - (3) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.
- (ii) An entity is related to the Company if any of the following conditions apply:
- (1) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (2) One entity is a joint venture or an associate of the other entity (or a joint venture or an associate of a member of a group of which the other entity is a member).
 - (3) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (4) One entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity.
 - (5) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
 - (6) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in note 2(d)(i).
 - (7) A person identified in note 2(d)(i)(1) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).
 - (8) The entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the Company's parent.

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

3. Changes in accounting policies

The HKICPA has issued an amendment to HKFRS Accounting Standards that is first effective for the current accounting period of the Company. The adoption of this amendment has no impact on the Company's financial statements.

The Company has not applied any new standard, amendment or interpretation that is not effective for the current accounting period.

4. Profit before taxation

Auditor's remuneration of \$40,000 (2024: \$63,000) and all other expenses of the Company which were incurred for the administering of the Trust of \$640,000 (2024: \$727,000) for the year have been borne by HK Electric Investments Limited, which has waived its right of recovery thereof.

Except for the above, the Company did not incur any administrative expenses during the current and prior years.

5. Income tax

No provision for Hong Kong Profits Tax has been made in the financial statements for the current and prior years as the Company did not have any assessable profits.

6. Directors' emoluments

No directors' emoluments is disclosed pursuant to section 383(1) of the Hong Kong Companies Ordinance and Part 2 of the Companies (Disclosure of Information about Benefits of Directors) Regulation, as no fees or other emoluments were paid to the Directors during the current and prior years.

7. Amount due from immediate holding company

Amount due from immediate holding company is unsecured, interest-free and repayable on demand.

8. Share capital

	2025		2024	
	Number of shares	\$	Number of shares	\$
Ordinary shares, issued and fully paid:				
At 1 January and 31 December	1	1	1	1

In accordance with section 135 of the Hong Kong Companies Ordinance, the ordinary shares of the Company do not have a par value.

Financial Statements

Notes to the Financial Statements of HK Electric Investments Manager Limited

(Expressed in Hong Kong dollars unless otherwise indicated)

9. Capital management

The primary objectives of the Company when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern, so that it can continue to provide returns for the sole member and benefits for other stakeholders. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives.

The Company defines "capital" as including all components of equity. The Company actively and regularly reviews and manages its capital structure to support its future capital requirements and operations. The Company has a specific and limited role to administer the Trust. All its capital requirements are fully supported by the ultimate holding company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements during the current and prior years.

10. Immediate and ultimate controlling parties

At 31 December 2025, the Directors consider the immediate and ultimate holding companies of the Company to be Sure Grade Limited and Power Assets which are incorporated in the British Virgin Islands and Hong Kong, respectively. Power Assets produces financial statements available for public use.

11. Financial risk management

The Company was not exposed to any significant credit, liquidity, interest rate and currency risks in the normal course of its business during the current and prior years.

12. Material related party transactions

Except for the transactions and balances disclosed elsewhere in the financial statements, the Company did not enter into material related party transactions.

13. Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2025

Up to the date of issue of these financial statements, the HKICPA has issued a number of new or amended standards which are not yet effective for the year ended 31 December 2025 and which have not been adopted in these financial statements.

The Company is in the process of making an assessment of what the impact of these developments is expected to be in the period of initial application. So far, it has concluded that the adoption of them is unlikely to have a significant impact on the Company's results of operations and financial position.

(2) 【損益計算書】

本トラスティ・マネジャーの損益計算書については、前記「(1) 貸借対照表」に記載した「HKエレクトリック・インベストメンツ・マネジャー・リミテッドの損益及び包括利益計算書」を参照のこと。

4【利害関係人との取引制限】

(1) 競業禁止契約

前記「第一部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (3) 運用体制 - 統合コーポレート・ガバナンス報告書 - 利益相反」を参照のこと。

(2) 利益相反

前記「第一部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (3) 運用体制 - 統合コーポレート・ガバナンス報告書 - 利益相反」を参照のこと。

5【その他】

（１）定款の変更

本トラスティ・マネジャーは、その通常定款を特別決議（議決権を有する本トラスティ・マネジャーの株主の4分の3以上により可決される必要がある。）により変更することが可能である。

（２）事業譲渡又は事業譲受

本信託証書に基づき、本トラスティ・マネジャーは、HKエレクトリック・インベストメンツ社にのみ投資することが許されている。本トラストの本トラスティ・マネジャーが交代する場合を除き（その場合は、本トラスティ・マネジャーは全ての本信託財産の法的所有権を後任のトラスティ・マネジャーに譲渡することが必要になる。）、本トラスティ・マネジャーはその事業を譲渡することができない。

（３）出資の状況

本トラスティ・マネジャーは、HKエレクトリック・インベストメンツ社以外の会社に出資することはできない。

（４）訴訟事件等

本書の提出前1年以内において、本トラスト・グループ及び本トラスティ・マネジャーに重要な悪影響を及ぼす又は及ぼす可能性のあるいかなる訴訟その他の事実も生じていない。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

本トラスティ・マネジャー

名称：HKエレクトリック・インベストメンツ・マネジャー・リミテッド

資本金の額：1.00香港ドル(2025年12月31日現在)

事業の内容：本トラスティ・マネジャーは、本トラストの管理という特定のかつ限定的な役割を有する。本トラスティ・マネジャーは、本トラスト・グループにより運営されている事業の運営に積極的に関与することはない。

本普通株式及び本優先株式の発行者

名称：HKエレクトリック・インベストメンツ・リミテッド(HKエレクトリック・インベストメンツ社)

資本金の額：8,836,200香港ドル(2025年12月31日現在)

資本剰余金：47,471,610,444香港ドル(2025年12月31日現在)

事業の内容：HKエレクトリック・インベストメンツ社は、本電力事業の持株会社である。

2【関係業務の概要】

本トラスティ・マネジャーは、本トラストのトラスティ・マネジャーとしての業務及び本トラストの管理を行っている。

HKエレクトリック・インベストメンツ社は、本電力事業の持株会社としての業務を行っている。

3【資本関係】

本トラスティ・マネジャーは、HKエレクトリック・インベストメンツ社の普通株式100%の法律上の持分を保有している。

第3【投資信託制度の概要】

香港における投資信託の概要

以下は、香港において設定される信託（本トラストを含む。）の管理及び運営の概要である。

主な法律及び規則

香港受託者条例は、信託を創設する証書により別途規定する場合を除き、香港の法律により創設され、それに準拠する全ての信託を適用対象とし、かつ、香港で創設された全ての信託（本トラストを含む。）に対してその全文が適用されると定めている。香港受託者条例の主な規定は、受託者の権限、受託者の任命及び解任、並びに信託の管理及び運営に関する命令を発する裁判所の権能に関するものである。

また、香港受託者条例は、香港の裁判所が任命する受託者に関する規定も設けている。

コモン・ロー上の受託者の義務

コモン・ローに基づく受託者の管理義務には、新しい受託者が当該信託に精通する義務、信託証書（及びその他一切の設定文書）を実行し、従う義務、信託の受益者を平等に扱う義務、帳簿を記録し、帳簿及び信託文書を受託者の閲覧に供する義務、注意義務、全ての関連事項に対する配慮義務、並びに誠心誠意かつ合理的な範囲で誠実に全ての受益者の最善の利益となるよう行為する義務が含まれる。

コモン・ローに基づく受託者の受託義務には、信託財産を購入しない若しくは融資を自身に対して行わない義務、信託の受託者としての立場を利用して利益を得ない義務、信託に関する機密情報から利益を得ない義務、並びに受益者に対する義務と利益が相反する立場に自身を置かない義務が含まれる。

また、原則として、信託は、当該信託を設定する信託証書にも準拠する。信託証書は、受託者に対して具体的な義務を負わせる。

注意の基準

受託者に求められる注意の基準は、当該受託者が行為を行う信託の種類、当該受託者が有する権能及び裁量の範囲、行使される権能の種類、並びに当該受託者が受託業務に精通しているか否かによって異なる。

香港受託者条例は、同条例が定める状況において法定の注意義務を受託者に対して課している。

信託違反の救済

信託証書に記載され又は法律により受託者に義務付けられている程度の職務及び義務を履行しない受託者は、信託違反となり、信託の受益者に対し責任を負う。一般的にコモン・ローにおいては、信託違反があった場合には、受託者は、信託により要求される事項を行うこと又は信託により禁止される事項を行わないことを義務付けられる可能性がある。また、受託者は、違反により喪失した信託財産を回復すること、喪失した財産の価値と同等の価値を提供すること又は受益者の損失を補償するために公平な補償を信託に支払うことを求められる可能性がある。受託者はまた、信託財産を、違反が無かったならばそうになっていたであろう状態に戻すことを義務付けられる可能性がある。しかしながらコモン・ローにおいては、信託の受益者は、信託財産に損失が生じ、かつ違反が無ければかかる損失が生じなかったという事実を証明しなければならないため、信託違反の責任を立証することは困難である可能性がある。受託者はまた、コモン・ローに基づき信託違反に対する一定の防御を行使する権利を有する。当該救済は、香港の裁判所に申し立てを行うことにより、施行される。

本トラスト

本トラストは、香港のコモン・ローに基づき本信託証書をもって設定された信託であり、また、HKエレクトリック・インベストメンツ社は、ケイマン諸島会社法に基づき、ケイマン諸島において設立された。

本信託証書においては、香港受託者条例の全文を本トラストに適用するが、例外的に第IA部、第 部及び第 部は本トラストに適用しないものと定めている。

受託者の法定の注意義務に関する香港受託者条例第IA部は、本トラスティ・マネジャーの役割が特定され、限定的であり、かつその義務が本信託証書に定められていることから、本トラストには適用されないものとして除外された。香港受託者条例第IA部が本トラストに適用されないということは、本トラスティ・マネジャーが第IA部にに基づき課される法定の注意義務の対象ではないということの意味する。

香港受託者条例第 部は、本トラストには適用しないものとして除外された。それは、本トラストが単一の事業体の有価証券(すなわちHKエレクトリック・インベストメンツ社の資本に当たる株式)にしか投資することのできない単一の投資信託(固定型)であり、本トラスティ・マネジャーの役割は本トラストの管理という特定のかつ限定的なものであるが、香港受託者条例第 部がかかる本トラストに適した範囲を超える投資権限を受託者に付与する定めだからである。香港受託者条例第 部を本トラストに適用しないということは、償還可能な株式、ファンド又は有価証券を保持する権能、無記名の有価証券を保持する又はこれに投資する権能、及び信託金を銀行口座に払い込む権能等、香港受託者条例第 部にに基づき他の信託の受託者には付与される権能が、本トラスティ・マネジャーには付与されないということの意味する。むしろ、本信託証書は、本トラスティ・マネジャーはHKエレクトリック・インベストメンツ社の証券及びその他の持分に投資することのみ許可される旨を規定している。

また、香港受託者条例第 部も、本信託証書に基づき本トラスティ・マネジャーに付与される権能よりも広範な権能を受託者に与える定めであること、及び人格代表者に関する定めであり本トラストには該当しないことから、本トラストには適用しないものとして除外された。香港受託者条例第 部を本トラストに適用しないということは、受託者に帰属する財産を売却する権能、財産の受領証を発行する権能、及び売却又は抵当により資金調達する権能等、香港受託者条例第 部にに基づき他の信託の受託者に付与される権能が、本トラスティ・マネジャーに付与されないということの意味する。代わりに本トラストに関して本トラスティ・マネジャーに付与される具体的な権能については、本信託証書第17条に規定されている。

本トラスティ・マネジャーは、上記のコモン・ロー上の受託者の義務に従わなければならない。

本トラストは、本トラスティ・マネジャーを通じてのみ行為することができる。本トラスティ・マネジャーが第三者との間で契約を締結した場合、本トラスティ・マネジャーは、当該契約に基づき潜在的に無限責任を負うこととなる。同様に、本トラスティ・マネジャーはまた、本トラストの運用に関する自己の若しくはその代理人の行為又は不作為について、個人的な不法行為責任を負う可能性がある。

本トラストは独立した法人格を有さないため、一般原則として、本トラストの債権者及び契約上の相手方並びにその他の第三者は、本信託財産を直接的に利用することはできない。本トラスティ・マネジャーは、本トラストの運用中に、本信託証書により付与された権能の範囲内において、かつ本トラスティ・マネジャーによる不正行為、故意の不履行又は過失なくして契約が適正に締結された場合、本トラスティ・マネジャーの個人的責任に関し、本信託証書に基づき本信託財産から補償を受ける権利を有する。同様に、本トラスティ・マネジャーが本信託証書に基づく権能の範囲内において行為した場合には、本トラスティ・マネジャーは、本トラスティ・マネジャー側に不正行為、故意の不履行又は過失がある場合を除き、第三者からの不法行為に基づく損害賠償請求について補償を受ける権利を有する。

本受益証券保有者の権利は、本信託証書に定められている。本信託財産のいずれに係る権益又は持分も、いずれの本受益証券保有者にも付与しないが、本受益証券保有者は、本信託証書に基づき自らの有する権利を執行し、本信託証書に基づき本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の本受益証券保有者に対する義務を執行させることができる。また、本受益証券保有者は、本トラストに関する命令を発するよう裁判所に申し立てることができる(前記「信託違反の救済」を参照のこと)。その他に、分配が発表されれば、各本受益証券保有者は、当該発表のあった分配のうち、その保有する全額払込済受益証券の個数に応じて比例配分で決定する割合分を受ける権利を有する。本受益証券保有者は、当該本受益証券保有者が保有する本株式ステープル受益証券の発行価格を超えるいかなる支払いについても責任を負わない。

債権者、その他の契約上の相手方及びその他の第三者の本信託財産を利用する唯一の手段は、上記に記載の状況下において本信託財産から補償を受ける本トラスティ・マネジャーの権利を代位することである。

本信託証書は、不正行為、故意の不履行、過失又は本信託証書違反がある場合を除き、本トラスティ・マネジャー（その取締役、従業員、使用人、代理人及び代行者を含む。）の責任を限定している。また、本信託証書には、本トラスティ・マネジャー並びにその取締役、従業員、使用人、代理人及び代行者のいずれもが、同人が本トラストのトラスティ・マネジャー（又はその取締役、従業員、使用人、代理人若しくは代行者）として対象となる訴訟、費用、請求、損害、経費、処罰若しくは要求に対し補償を受ける権利を有する旨が規定されている。但し、かかる訴訟、費用、請求、損害、経費、処罰又は要求が不正行為、故意の不履行又は過失によるものである場合は、この限りでない。この結果、本トラスティ・マネジャーに対する本トラスト及び本株式ステーブル受益証券の保有者の回復請求権は制限される。

本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社により発行された本株式ステーブル受益証券は、香港において個人投資家の投資対象として提供されている。本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社は、上場会社として、香港証券先物条例及び/又は香港上場規則の適用を受けている。香港証券先物条例は、香港における有価証券及び先物市場を規制対象とする。香港証券取引所の有価証券上場規則は、香港証券取引所への法人の上場、並びに、上場会社が香港証券取引所に上場している限り常に当該上場会社及びその役員が行う行為を規制対象とする。

第4【参考情報】

当会計期間(2025年1月1日から2025年12月31日)の開始日から本有価証券報告書提出日までの間において本トラスティ・マネジャーにより関東財務局長に提出された、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりである。

- | | | |
|-----|-----------------|--------------|
| (1) | 有価証券報告書及びその添付書類 | 2025年6月24日提出 |
| (2) | 半期報告書 | 2025年9月29日提出 |

第5【その他】

該当事項なし。

（訳文）

独立監査人の監査報告書

HKエレクトリック・インベストメンツ及びHKエレクトリック・インベストメンツ・リミテッドの本株式ステーブル 受益証券保有者各位

（HKエレクトリック・インベストメンツは香港の法令に基づいて設定されたトラストである。HKエレクトリック・インベストメンツ・リミテッドはケイマン諸島において有限責任形態で設立された。）

監査意見

当監査法人は、HKエレクトリック・インベストメンツ（以下「本トラスト」という。）、HKエレクトリック・インベストメンツ・リミテッド（以下「HKエレクトリック・インベストメンツ社」という。）及びその子会社（以下「本トラスト・グループ」と総称する。）、並びにHKエレクトリック・インベストメンツ社とその子会社（以下「本グループ」と総称する。）の90ページから167ページ（訳者注：原文のページ）に掲載されている連結財務諸表（以下「本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表」と総称する。）の監査を行った。本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表注記2に記載の通り、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表は、本トラスト・グループ及び本グループの2025年12月31日現在の連結財政状態計算書、同日をもって終了した事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書、並びに重要性がある会計方針に関する情報及びその他の説明的情報を含む注記から構成される。

当監査法人は、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表が、香港公認会計士協会が公表した香港財務報告基準等及び香港会社条例の開示規則に準拠して、本トラスト・グループ及び本グループの2025年12月31日現在の連結財政状態並びに同日をもって終了した事業年度の連結経営成績及び連結キャッシュ・フローの状況を、真実かつ適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、香港公認会計士協会が公表した香港監査基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、公益事業体の財務諸表の監査に適用される香港公認会計士協会の職業会計士倫理規範に従って、本トラスト・グループ及び本グループから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

有形固定資産の実在性及び正確性

本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表注記16並びに3. 重要性がある会計方針（f）,（g）及び（h）（ ）を参照。

監査上の主要な検討事項

HKエレクトリック・インベストメンツ社の完全子会社であるザ・ホンコン・エレクトリック・カンパニー・リミテッド（以下「HEC社」という。）は、香港における電力の発電、送電及び配電（以下「香港電力事業」という。）を行っており、有形固定資産への多額の設備投資が必要となる。

HEC社と香港特別行政区政府が締結した本電力供給契約は、HEC社が固定資産平均残高の8%の認可報酬を得られるものと規定している。本電力供給契約期間に渡るHEC社の香港電力事業に係る資本的支出は、本電力供給契約に基づく開発計画によって決定される。

HEC社の有形固定資産は、その特性から、特定の設備について自家建設されている。自家建設される有形固定資産の取得原価には、主に材料費、直接労務費、資産計上される間接費及び借入コストが含まれる。取締役は、有形固定資産に係る原価の資産計上についての内部統制を整備している。

有形固定資産は本トラスト・グループ及び本グループの最も重要な資産であり、香港電力事業の運営に不可欠であること、また、本電力供給契約の契約条件から、経営陣並びに本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表利用者にとって重要な項目であることから、有形固定資産の実在性及び正確性の検証を監査上の主要な検討事項として識別した。

監査上の対応

有形固定資産の実在性及び正確性を検証するために実施した監査手続には以下が含まれる。

- ・有形固定資産の実在性及び正確性に関する主要な内部統制を理解し、その整備及び運用状況の有効性を評価した。
- ・現行の会計基準の要請事項に基づき、本トラスト・グループ及び本グループの有形固定資産関連支出に係る資産計上方針を検証した。
- ・2025年12月31日に終了した事業年度において取得・資産計上した有形固定資産からサンプルを抽出し、関連する証憑を確認することで、抽出したサンプルが会計基準の資産計上要件を満たしており、原価の資産化日付が適切であることを検証した。
- ・2025年12月31日に終了した事業年度における有形固定資産の増加について、HEC社の一定期間における設備投資水準を定めた、同社と香港特別行政区政府間で合意した開発計画との整合性を検証した。
- ・前年度の有形固定資産の資産計上率と当年度に実施された設備工事水準に基づいて、当年度における資産計上額の推定値を算出し、実際の当年度の資産計上額と比較するとともに、重要な差異の性質及び要因について経営陣と協議した。
- ・当期に取得した有形固定資産の一部について実査を行った。

香港電力事業に関するのれんの潜在的な減損の評価

本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表注記17並びに3. 重要性がある会計方針（e）及び（h）（ ）を参照。

監査上の主要な検討事項

HKエレクトリック・インベストメンツ社は、HEC社が運営する香港電力事業を、2014年にパワー・アセット・ホールディングス・リミテッドから取得した。この取得から生じたのれんの金額は336億香港ドルである。

経営陣は、2025年11月30日時点において、のれんが配分された資金生成単位の帳簿価額を、割引後将来キャッシュ・フローに基づいて算出した使用価値として決定した回収可能価額と比較することで、のれんの潜在的な減損を検討した。割引後将来キャッシュ・フローの算出は、特に収益の成長と営業利益の予測及び適切な割引率の決定について、重要な経営陣による判断を伴うものである。

当監査法人は、のれんの帳簿価額が本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表にとって重要であること、また、香港電力事業から生じると見込まれる将来キャッシュ・フロー価値の経営陣による評価は、本質的に不確実で主観的となる可能性のある仮定についての重要な判断を伴うものであることから、香港電力事業に関するのれんの潜在的な減損の評価を監査上の主要な検討事項として識別した。

監査上の対応

香港電力事業に関するのれんの潜在的な減損を評価するために実施した監査手続には以下が含まれる。

- ・経営陣によるキャッシュ・フローの予測について、経営陣が採用した仮定と香港電力事業に関する当監査法人の理解との比較、及び主要な仮定及び見積りと関連証券との比較を行った。これには、将来の収益成長と営業利益についてのHEC社・香港特別行政区政府間で合意された開発計画との比較や、割引率の構成要素についての市場データとの比較が含まれる。
- ・経営陣が5年を超える期間に渡るキャッシュ・フロー予測を採用することの合理性について、現行の会計基準のガイダンスに照らして評価した。
- ・当監査法人内部の評価の専門家を関与させ、経営陣が採用した割引後キャッシュ・フロー予測方法を現行の会計基準の要件に照らして評価し、割引後将来キャッシュ・フロー予測に採用された割引率と同業他社が適用する割引率を比較し、評価した。
- ・経営陣がキャッシュ・フロー予測に採用した割引率、長期成長率及び収益の仮定について感応度分析を実施し、これらの主要な仮定の変更が、経営陣による減損評価によって得られた結論に与える影響を検討した。また、採用された仮定について、経営者による偏向の兆候の有無を検討した。
- ・経営陣の過年度の将来予想プロセスの正確性を評価するため、当年度の実績と前年度の経営陣の予測を比較した。

連結財務諸表及びその監査報告書以外のその他の記載内容

HKエレクトリック・インベストメンツ・マネジャー・リミテッド（以下、本トラストのトラスティ・マネジャーとしての地位において「本トラスティ・マネジャー」という。）の取締役及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役は、その他の記載内容に対して責任を負っている。その他の記載内容は、年次報告書に含まれる情報のうち、本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表並びにその監査報告書以外の情報である。

当監査法人の本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する取締役の責任

本トラスティ・マネジャーの取締役及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の取締役の責任は、香港公認会計士協会が公表した香港財務報告基準等及び香港会社条例の開示規則に準拠して本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表を作成し真実かつ適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために取締役が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表を作成するに当たり、取締役は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかを評価し、継続企業に関連する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。取締役は、本トラスト・グループ及び本グループを清算若しくは事業停止する意図があるか、又はそれ例外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提として連結財務諸表を作成する責任がある。

取締役は、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の財務報告プロセスを監視する責任を果たすに当たり、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の監査委員会による支援を受けている。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。本報告書は、宛名人全体に対してのみ作成されており、これを唯一の目的とする。当監査法人は、本報告書の内容についてこれ以外の者に対する責任又は義務を負わない。

合理的な保証は高い水準の保証であるが、香港監査基準に準拠して実施した監査がすべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、香港監査基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは不正には、共謀、文書の偽造、取引等の簿外処理、虚偽の説明又は内部統制の無効化を伴うためである。
- ・連結財務諸表監査の目的は、本トラスト・グループ及び本グループの内部統制の有効性に対する意見を表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・取締役が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに取締役によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・取締役が継続企業を前提として本トラスト・グループ及び本グループの連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、本トラスト・グループ及び本グループは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・関連する注記事項を含めた本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・本トラスト及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表に対する意見を形成する基礎として、本トラスト・グループ及び本グループ内の企業又はビジネス・ユニットの財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表監査を計画し、実施する。監査人は、連結財務諸表監査の目的で実施する監査手続に関する指示、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の監査委員会に対して、独立性についての職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、本トラスティ・マネジャー及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の本トラスティ及びHKエレクトリック・インベストメンツ社の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

本独立監査人の監査報告書に関する監査の業務執行責任者はLee Wai Shun, Wilson（登録番号：P04961）である。

KPMG

公認会計士

香港 セントラル

チャーター ロード 10番地

プリンスズ ビルディング 8階

2026年3月17日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Holders of Share Stapled Units of HK Electric Investments and HK Electric Investments Limited

(HK Electric Investments is a trust constituted under the laws of Hong Kong; HK Electric Investments Limited is incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

We have audited the consolidated financial statements of HK Electric Investments (the "Trust"), HK Electric Investments Limited (the "Company") and its subsidiaries (together the "Trust Group") and of the Company and its subsidiaries (the "Group") set out on pages 90 to 167 (together referred to as the "consolidated financial statements of the Trust and of the Company").

As explained in note 2 to the consolidated financial statements of the Trust and of the Company, the consolidated financial statements of the Trust and of the Company together comprise the consolidated statement of financial position of the Trust Group and of the Group as at 31 December 2025, the consolidated statement of profit or loss, the consolidated statement of comprehensive income, the consolidated statement of changes in equity and the consolidated cash flow statement of the Trust Group and of the Group for the year then ended and notes, comprising material accounting policy information and other explanatory information.

In our opinion, the consolidated financial statements of the Trust and of the Company give a true and fair view of the consolidated financial position of the Trust Group and of the Group as at 31 December 2025 and of the Trust Group's and the Group's consolidated financial performance and consolidated cash flows for the year then ended in accordance with HKFRS Accounting Standards as issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA") and have been properly prepared in compliance with the disclosure requirements of the Hong Kong Companies Ordinance.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing ("HKSA") as issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the consolidated financial statements* section of our report. We are independent of the Trust Group and of the Group in accordance with the HKICPA's *Code of Ethics for Professional Accountants* ("the Code"), as applicable to audits of financial statements of public interest entities. We have also fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Key audit matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgement, were of most significance in our audit of the consolidated financial statements of the Trust and of the Company of the current period. These matters were addressed in the context of our audit of the consolidated financial statements of the Trust and of the Company as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

Existence and accuracy of property, plant and equipment

Refer to note 16 to the consolidated financial statements of the Trust and of the Company and the accounting policies 3(f), (g) and (h)(ii).

The key audit matter

A wholly owned subsidiary of the Company, The Hongkong Electric Company, Limited (“HK Electric”), is engaged in the generation, transmission and distribution of electricity in Hong Kong (the “Hong Kong electricity business”), which requires substantial capital investment in property, plant and equipment.

The Scheme of Control Agreement entered into by HK Electric and the Government of the HKSAR provides for HK Electric to earn a permitted return calculated based on 8% of average net fixed assets. The Development Plan under the Scheme of Control Agreement governs HK Electric’s capital expenditure on the Hong Kong electricity business over the Scheme of Control Agreement period.

HK Electric’s property, plant and equipment is specialised in nature and certain items are self-constructed. The cost of self-constructed property, plant and equipment comprises, inter alia, the costs of materials and direct labour, overheads capitalised and borrowing costs. The Directors have implemented internal controls over the capitalisation of costs in property, plant and equipment.

We identified assessing the existence and accuracy of property, plant and equipment as a key audit matter because property, plant and equipment is the most significant asset of the

Trust Group and the Group and is critical to the operations of Hong Kong electricity business and because, due to the terms and conditions of the Scheme of Control Agreement, property, plant and equipment is a key focus of management and the users of the consolidated financial statements of the Trust and of the Company.

How the matter was addressed in our audit

Our audit procedures to assess the existence and accuracy of property, plant and equipment included the following:

- obtaining an understanding of and assessing the design, implementation and operating effectiveness of key internal controls over the existence and accuracy of property, plant and equipment;
 - assessing the Trust Group’s and the Group’s capitalisation policy for expenditure relating to property, plant and equipment with reference to the requirements of the prevailing accounting standards;
 - selecting sample items of property, plant and equipment acquired and capitalised during the year ended 31 December 2025 and inspecting relevant underlying documentation to assess whether these items met the criteria for capitalisation with reference to the requirements of the prevailing accounting standards and to evaluate the date on which costs were capitalised;
 - assessing whether the additions to property, plant and equipment for the year ended 31 December 2025 were consistent with the Development Plan agreed between HK Electric and the Government of the HKSAR which governs the level of capital expenditure over a period of time;
 - forming an expectation of the value of costs capitalised for the current year based on the prior year’s capitalisation ratio and the level of capital work undertaken during the current year, comparing our expectation with the actual costs capitalised for the current year and discussing with management the nature of and reasons for any significant variances; and
 - physically inspecting a sample of additions to property, plant and equipment during the current year.
-

Assessment of potential impairment of goodwill relating to the Hong Kong electricity business

Refer to note 17 to the consolidated financial statements of the Trust and of the Company and the accounting policies 3(e) and (h)(ii).

The key audit matter

The Company acquired the Hong Kong electricity business operated by HK Electric from Power Assets Holdings Limited in 2014. The goodwill arising on this acquisition amounted to HK\$33.6 billion.

Management assessed goodwill for potential impairment as at 30 November 2025 by comparing the carrying amount of

the cash-generating unit to which goodwill has been allocated with the recoverable amount determined by assessing the value-in-use ("VIU") by preparing a discounted cash flow forecast. Preparing a discounted cash flow forecast involves the exercise of significant management judgement, in particular in forecasting revenue growth and operating profit and in determining an appropriate discount rate.

We identified the assessment of potential impairment of goodwill relating to the Hong Kong electricity business as a key audit matter because the carrying value of the goodwill is material to the consolidated financial statements of the Trust and of the Company and also because management's assessment of the value of the future cash flows expected to be derived from the Hong Kong electricity business involves certain critical judgements in respect of the assumptions made which are inherently uncertain and could be subject to management bias.

How the matter was addressed in our audit

Our audit procedures to assess potential impairment of goodwill relating to the Hong Kong electricity business included the following:

- evaluating management's cash flow forecast by comparing the assumptions adopted by management with our understanding of the Hong Kong electricity business and by comparing key assumptions and estimates with relevant underlying documentation, which included comparing future revenue growth and operating profit with the Development Plan agreed between HK Electric with the Government of the HKSAR and comparing components of the discount rate with market data;
 - evaluating management's rationale for adopting cash flow projections over a period greater than five years with reference to the guidance in the prevailing accounting standards;
 - involving our internal valuation specialists to assist us in assessing the methodology applied by management in its discounted cash flow forecasts with reference to the requirements of the prevailing accounting standards and whether the discount rates adopted in the discounted cash flow forecasts were comparable with those of companies in the same industry;
 - performing sensitivity analyses on the discount rate and terminal growth rate applied and the assumptions for revenue adopted by management in the cash flow forecast to assess the impact of changes in these key assumption on the conclusion reached in management's impairment assessment and considering whether there were any indicators of management bias in the assumption adopted; and
 - comparing the actual results for the current year with management's forecasts for the previous year in order to assess the historical accuracy of the management's forecasting process.
-

Information other than the consolidated financial statements and auditor's report thereon

The Directors of HK Electric Investments Manager Limited (the "Trustee-Manager", in its capacity as the trustee-manager of the Trust) and the Directors of the Company are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the consolidated financial statements of the Trust and of the Company and our auditor's report thereon.

Our opinion on the consolidated financial statements of the Trust and of the Company does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the consolidated financial statements of the Trust and of the Company, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the consolidated financial statements of the Trust and of the Company or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Directors for the consolidated financial statements

The Directors of the Trustee-Manager and the Directors of the Company are responsible for the preparation of the consolidated financial statements of the Trust and of the Company that give a true and fair view in accordance with HKFRS Accounting Standards as issued by the HKICPA and the disclosure requirements of the Hong Kong Companies Ordinance and for such internal control as the Directors determine is necessary to enable the preparation of consolidated financial statements of the Trust and of the Company that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the consolidated financial statements of the Trust and of the Company, the Directors are responsible for assessing the Trust Group's and the Group's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Directors either intend to liquidate the Trust Group and the Group or to cease operations or have no realistic alternative but to do so.

The Directors are assisted by the Audit Committees of the Trustee-Manager and of the Company in discharging their responsibilities for overseeing the Trust Group's and the Group's financial reporting process.

Auditor's responsibilities for the audit of the consolidated financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements of the Trust and of the Company as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSA's will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these consolidated financial statements.

As part of an audit in accordance with HKSA's, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the consolidated financial statements of the Trust and of the Company, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust Group's and the Group's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Trust Group's and the Group's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the consolidated financial statements of the Trust and of the Company or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Trust Group and the Group to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the consolidated financial statements of the Trust and of the Company, including the disclosures, and whether the consolidated financial statements of the Trust and of the Company represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.
- Plan and perform the group audit to obtain sufficient appropriate audit evidence regarding the financial information of the entities or business units within the Trust Group and the Group as a basis for forming an opinion on the consolidated financial statements of the Trust and of the Company. We are responsible for the direction, supervision and review of the audit work performed for the purposes of the group audit. We remain solely responsible for our audit opinion.

We communicate with the Audit Committees of the Trustee-Manager and of the Company regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide the Audit Committees of the Trustee-Manager and of the Company with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence and communicate with them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence and, where applicable, actions taken to eliminate threats or safeguards applied.

From the matters communicated with the Audit Committees of the Trustee-Manager and of the Company, we determine those matters that were of most significance in the audit of the consolidated financial statements of the Trust and of the Company of the current period and are therefore the key audit matters. We describe these matters in our auditor's report unless law or regulation precludes public disclosure about the matter or when, in extremely rare circumstances, we determine that a matter should not be communicated in our report because the adverse consequences of doing so would reasonably be expected to outweigh the public interest benefits of such communication.

The engagement partner on the audit resulting in this independent auditor's report is Lee Wai Shun, Wilson (practising certificate number: P04961).

KPMG

Certified Public Accountants
8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong

17 March 2026

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は管理会社が別途保管しております。

[次へ](#)

(訳文)

独立監査人の監査報告書

HKエレクトリック・インベストメンツ・マネジャー・リミテッド（香港有限責任法人）一人株主 御中

監査意見

当監査法人は、170ページから178ページ（訳者注：原文のページ）に掲載されている、HKエレクトリック・インベストメンツ・マネジャー・リミテッド（以下「本トラスティ・マネジャー」という。）の2025年12月31日現在の財政状態計算書、同日をもって終了した事業年度の損益及び包括利益計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書、並びに重要性がある会計方針に関する情報及びその他の説明的情報を含む注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人は、財務諸表が香港公認会計士協会が公表する香港財務報告基準等及び香港会社条例に準拠して、本トラスティ・マネジャーの2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了した事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、真実かつ適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、香港公認会計士協会が公表した香港監査基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、香港公認会計士協会の職業会計士倫理規範に従って、本トラスティ・マネジャーから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表及びその監査報告書以外のその他の記載内容

本トラスティ・マネジャー（HKエレクトリック・インベストメンツのトラスティ・マネジャーとしての地位において）及びHKエレクトリック・インベストメンツ・リミテッドの取締役は、その他の記載内容に対して責任を負っている。その他の記載内容は、年次報告書に含まれる情報のうち、本トラスティ・マネジャーの財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人の本トラスティ・マネジャーの財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

本トラスティ・マネジャーの財務諸表の監査に関連する当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と本トラスティ・マネジャーの財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する取締役の責任

本トラスティ・マネジャーの取締役の責任は、香港公認会計士協会が公表した香港財務報告基準等及び香港会社条例に準拠して財務諸表を作成し真実かつ適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために取締役が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、取締役は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかを評価し、継続企業に関連する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。取締役は、清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提として財務諸表を作成する責任を負う。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。本報告書は、香港会社条例第405条に基づいて宛名人に対してのみ作成されており、これを唯一の目的とする。当監査法人は、本報告書の内容についてこれ以外の者に対する責任又は義務を負わない。

合理的な保証は高い水準の保証であるが、香港監査基準に準拠して実施した監査がすべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、香港監査基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による本トラスティ・マネジャーの財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは不正には、共謀、文書の偽造、取引等の簿外処理、虚偽の説明又は内部統制の無効化を伴うためである。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性に対する意見を表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・取締役が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに取締役によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・取締役が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象又は状況により、本トラスティ・マネジャーは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、取締役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

本独立監査人の監査報告書に関する監査の業務執行責任者はLee Wai Shun, Wilson (登録番号:P04961)である。

KPMG

公認会計士

香港 セントラル

チャターロード10番地

プリンスズビルディング 8階

2026年3月17日

[前へ](#)

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Sole Member of HK Electric Investments Manager Limited

(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Opinion

We have audited the financial statements of HK Electric Investments Manager Limited (the "Company") set out on pages 170 to 178, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2025, the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and the cash flow statement for the year then ended and notes, comprising material accounting policy information and other explanatory information.

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2025 and of its financial performance and cash flows for the year then ended in accordance with HKFRS Accounting Standards as issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA") and have been properly prepared in compliance with the Hong Kong Companies Ordinance.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing ("HKSA") issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the HKICPA's Code of Ethics for Professional Accountants ("the Code"), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information other than the financial statements and auditor's report thereon

The Directors of the Company (in its capacity as the trustee-manager of HK Electric Investments) and of HK Electric Investments Limited are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Directors for the financial statements

The Directors of the Company are responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with HKFRS Accounting Standards as issued by the HKICPA and the Hong Kong Companies Ordinance and for such internal control as the Directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Directors either intend to liquidate the Company or to cease operations or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, in accordance with section 405 of the Hong Kong Companies Ordinance, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSA's will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with HKSA's, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

The engagement partner on the audit resulting in this independent auditor's report is Lee Wai Shun, Wilson (practising certificate number: P04961).

KPMG

Certified Public Accountants
8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong

17 March 2026

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は管理会社が別途保管しております。

[前へ](#)